

競争法の観点からみた国家補助規制

- E U競争法の議論を参考に -

公正取引委員会
競争政策研究センター

競争法の観点からみた国家補助規制

- E U競争法の議論を参考に -

【執筆者】

多田 英明

C P R C 客員研究員・東洋大学法学部准教授

武田 邦宣

C P R C 主任研究官・大阪大学大学院法学研究科准教授

大久保 直樹

C P R C 主任研究官・学習院大学法学部教授

青柳 由香

東海大学法学部専任講師

市川 芳治

慶應義塾大学経済学部非常勤講師・日本放送協会

松尾 俊佐

日本電信電話株式会社 (N T T)

荒井 弘毅

C P R C 次長

笠原 宏

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長

【本研究報告書における役割分担と位置付けについて】

- 1 本報告書は、第1章、第2章第1節3、第2節(3)及び(7)並びに第3章第4節を多田、第2章第1節1、第2節(9)のア及びエ並びに第3章第3節を市川、第2章第1節2の～、第2節(6)及び第3章第2節を荒井、第2章第1節2の、第2節(10)及び第3章第1節を青柳、第2章第2節(1)及び(5)を武田、第2章第2節(2)及び(4)を大久保、第2章第2節(8)及び(11)を笠原、第2章第2節(9)のイ及びウを松尾がそれぞれ執筆を担当した。
なお、第4章については、執筆者全員による議論・検討を踏まえ取りまとめた。
- 2 本報告書の内容は執筆者が所属する組織の見解を示すものではなく、記述中の責任は執筆者のみに帰する。

競争法の観点からみた国家補助規制 - E U競争法の議論を参考に
(State Aid の概念整理と基本的考え方の取りまとめ)

目次

第1章	はじめに	1
1	研究の趣旨, 問題意識	1
2	報告書の構成	2
第2章	E Uの国家補助規制制度の概要	4
第1節	総論	4
1	E Uの目的・制度と国家補助規制の関係	4
2	国家補助規制の概要	14
3	包括的一括適用免除規則 (G B E R) の概要	46
第2節	各論	48
1	環境	48
2	雇用と職業訓練	50
3	救済・事業再生	51
4	研究開発・技術革新	52
5	リスク・キャピタル	53
6	中小企業	54
7	農業・漁業	56
8	運輸	60
9	メディアとコミュニケーション	63
10	エネルギー・石炭・鉄鋼	73
11	地域補助 (Regional aid)	75
第3章	個別論点の検討	81
第1節	S G E I判断枠組みの改正	81
1	はじめに	81
2	背景	81
3	2011年パッケージの構成	81
4	実体ルール	82
第2節	S G E Iについての競争政策経済分析グループの意見	87
1	はじめに	87
2	イントロダクション	87
3	国家補助政策一般	87
4	一般的経済利益のあるサービスの定義と取扱い	89
5	S G E Iの存在理由	92
6	S G E Iによる競争の歪曲	93
7	市場での競争の確保	97
8	アルトマーク判決	97
9	本レポートの位置付け	101
第3節	E U以外における国家補助規制の展開	102

1	競争と国家による補助（State Aid）—競争政策の観点からの一般的な問題	102
2	参照媒介としてのEU法	102
3	EU同様の仕組みを導入した国家間規制の事例	103
4	EU加盟国内の国内規制の事例（拡大期前の加盟国）	104
5	EU加盟国内の国内規制の事例（拡大期後の加盟国）	106
6	EU加盟国外の国内規制	107
7	小括	108
8	今後の検討に向けて	108
第4節	事業再生支援のケーススタディ——アリタリア航空に対する支援を素材として	110
1	はじめに	110
2	航空会社に対する事業再生支援の枠組み	111
3	事業再生支援の具体的事例	116
4	結びに代えて 今後の検討課題	123
第4章	結び	124
1	国家補助とは何か，どうして研究するのか	124
2	本研究のまとめ	124
3	本研究の位置付け・今後の課題	125

資料編

EUの機能に関する条約関連規定〔TFEU〕	1
旧EC条約第87条及び第88条の適用において共同市場と適合する特定類型の補助を規定する2008年8月6日付欧州委員会規則（包括的一括適用免除規則〔GBER〕）	3
SGEIコミュニケーション等	61
・一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された特定事業者に公共サービス補填金の形態で供与される国家補助に対するEU機能条約第106条2項の適用について	61
・一般的経済利益を有するサービスの提供のために供与される補填金に対するEU国家補助規則の適用に関するコミュニケーション	73
・「公共サービス補填金の形態による国家補助に関するEUフレームワーク」	91
・一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対して供与されるデ・ミニマス補助に対するEU機能条約第107条及び第108条の適用について	104
大規模投資に対する地域補助の詳細審査基準に関するコミュニケーション	113

第1章 はじめに

1 研究の趣旨，問題意識

本共同研究の趣旨は，競争法の観点からみた国家補助規制の在り方について，欧州連合の競争法（以下「EU競争法」という。）により規制される「国家補助（State aid¹）」の概念及び基本的考え方を取りまとめた上で，EU国家補助規制にみられる考え方について我が国への応用可能性を探る今後の研究につなげていくことにある。

外部性，公共財の供給等に対応するため，市場環境に影響を及ぼし得る公的制度等には様々なものがある。そうした取組については，態様から，「規制」（制度による事業者の活動範囲の制限），「公営企業」（国等自身による事業活動への従事），「貿易措置」（関税，輸入割当て，国家輸入等），「補助」（補助金，租税特別措置，国等による出資・融資等）等に類型化できる²。このうち，「規制」については，行財政改革の枠組みの中で，私企業の活動の自由・機会の確保の観点から見直しが進められており，公正取引委員会も，競争原理を有効に機能させるべく，規制の見直し等に関する調査・提言を実施している³。「公営企業」については，事業者として独占禁止法⁴の規律に服することとなっており，「貿易措置」については，貿易・投資自由化の観点から，様々な取組が行われているところである⁵。「補助」については，補助を受けた事業者・受けなかった事業者の間の事業能力の格差を生み出す場合には，競争を歪曲することから，本来，競争政策の観点から評価・規律が考えられる。補助金のうち，いわゆる「輸出補助金」については，WTO（世界貿易機関）や貿易関係の協定等により，国際貿易の観点から一定の規律がなされている⁶。

しかしながら，補助の手法を用いた誘導・救済行政は，今後も重要な役割を果たすと考えられるが，輸出補助金を除く国内補助金等その他の補助金は，財政規律の観点からの評価・規律の下に置かれるに留まっているのが実情である。また，地方分権の中で地方公共団体による財政措置の自主性が強まると，地方公共団体における地域活性化のための補助の活用の拡大が考えられ，その結果，地域内での参入や，域外からの参入等への影響が拡大することが考えられる。本共同研究は，以上の問題意識から，主として上記の「補助」のうち，従来，競争への影響について体系的な議論がなされてきていない，政府（中央政府，地方政府等）により供与される「国家補助」に焦点を絞り，国家補助に対する規律の枠組みを有するEU競争法の制度を素材に，国家補助に対する規律の枠組みについて競争

¹ EU競争法において規制される「State aid」については，定訳がなく，「国家援助」と訳すものもあるが，本共同研究では「国家補助」の訳語を用いることとする。

² これらのうちの幾つかをパッケージとしたものがいわゆる産業政策と呼ばれてきた。

³ 例えば，公正取引委員会は，「地球温暖化対策における経済的手法を用いた施策に係る競争政策上の課題～国内排出量取引制度における論点～」の中間報告を平成22年3月に公表した。

⁴ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）

⁵ これまでの貿易・投資環境改善への取組は，例えば，「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月6日，包括的経済連携に関する閣僚委員会）や「アジア・ゲートウェイ構想」（平成19年5月16日，アジア・ゲートウェイ戦略会議）などが挙げられる。

⁶ WTOにおける補助金は，「関税及び貿易に関する一般協定（GATT）」第16条，及び「補助金及び相殺措置に関する協定」による規律に服する。WTOの補助金規制に関する邦語文献として，小室程夫『国際経済法』（信山社，2011年），経済産業省通商政策局編『不正貿易報告書 WTO協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』（経済産業調査会，各年版）等参照。

政策の観点から検討を行うものである。

EU競争法は、我が国独占禁止法、米国反トラスト法等、競争法一般に共通する反トラスト分野及び企業結合分野の規制に加え、国家補助分野についても規制を置いていることを特徴とする（EUの機能に関する条約〔以下「EU機能条約」という。〕第7編第1章）。国家補助は、「域内市場における競争の歪曲又はそのおそれ」に加えて、「加盟国間通商への影響」が違法要件とされている（同条約第107条(1)）。この点に関連し、EUの国家補助規制については、後者の要件の存在ゆえに、競争法の一分野として位置付けられてはいるものの、その実態は加盟国間格差の防止や加盟国間通商の円滑化といった国家の連合組織に特有の規制であって、単一国家である我が国には関係ないのではないかとの疑問もなしとはしない。しかしながら、国家補助規制の対象となる補助には、加盟国の地方機関等が行うものも含まれ、競争への影響は一国の一部において生じているとみられる場合も含まれる。また、加盟国間通商への影響要件は、反トラスト分野同様、EU競争法における補完性原則（the principle of subsidiarity）に基づいた、加盟国とEUの管轄を調整するための要件であると整理されている。

したがって、EUの国家補助規制の考え方の中には、単一国家である我が国における補助措置について競争政策の観点から評価する上でも、有効な視点が含まれていると考えられる。

2 報告書の構成

本共同研究では、平成23年1月から平成24年3月にかけて合計14回にわたり勉強会を実施した。勉強会では、第1段階として、EU国家補助規制に関する基本書 Kelyn Bacon, “European Community Law of State Aid” (Oxford University Press, 2008) を輪読し、EU競争法における国家補助の概念及び基本的考え方の整理を行った。その後、第2段階として、競争法の観点からみた国家補助規制の在り方について考察する上で示唆的であると思われる項目について、個別的な検討を行った。

本共同研究の成果を取りまとめる本報告書は次のような構成となっている。まず、第2章では、上記基本書を要約しつつ、EU国家補助規制の概念・基本的考え方を整理した上で（第1節）、個別の補助形態の概要を取りまとめた（第2節）。項目の中には、関連する事例、参考文献等を探り入れたものもある。

続く第3章には、EUの国家補助規制を巡る個別的な検討の成果が掲載されている。まず、EUの国家補助規制においては、「一般的経済利益を有するサービス（SGEI⁷）」について競争の歪曲という否定的評価とは別に積極的に評価される便益があるとされており、特別の判断枠組みが構築されている。折しも本共同研究実施中に、「2005年SGEIパッケージ（The 2005 SGEI Package）」を置き換える新たなパッケージが採択されたところ、新パッケージに示されている判断枠組みについて検討を行った（第1節）。次に、競争政策経済分析グループから提出されたSGEIに関する意見を踏まえ、SGEIへの国家補助について経済理論からの検討を行い、国家補助規制を導く基本的原理及び「何がSGEIに

⁷ Services of General Economic Interest。運輸、郵便、エネルギー、通信など、サービス提供が市民にとって特に重要で、公的な関与がなければそれらが提供されないサービスをいう。

当たるか」についての視点を提供し、どのような場合にSGEIへの国家補助が競争を歪曲するか、具体的には非効率な企業の継続的な運営を可能にし、市場の競争機能を阻害したり新規参入を妨げたりするか、そうした補助の財政上の効果、他の市場への影響などを取りまとめた（第2節）。また、競争と国家による補助（State aid）は、EUに特有の問題ではなく、競争政策の観点からの一般的な問題であると位置付けた上で、EU以外の貿易協定、EU加盟国内の国内規制、EU以外の国内規制の事例を検討し、競争当局、競争政策にとっての国家補助規制の潜在力を検討した（第3節）。さらに、EU国家補助規制のケーススタディとして航空会社に対する事業再生支援を取り上げ、事業支援の枠組みを概観した後、具体的事例としてアリタリア航空に対する支援措置について検討した（第4節）。

第2章 EUの国家補助規制制度の概要

第1節 総論

国家補助は、個別分野において非常に精密な議論が展開されていることが多いが、大きな規制体系はシンプルである。しかし、同概念は一般的な競争法の条項が規定するものとは異なるものであるため、全体的な枠組みを頭に入れ、適宜立ち返って個別事案に当たることが重要となる。

以下、第1節においては、基本書 Kelyn Bacon, “*European Community Law of State Aid*”の総論部分を踏まえつつ、基本概念・基本的な判断枠組み等を整理した。第2節では同書の分類に従い、分野別の規制の内容等を整理した。分野それぞれの判断枠組みの発達も深まっており、個別に触れることが必須となるからである。

なお、本報告書全体にわたり使用したEU機能条約の和訳は、資料編に収録されている。

1 EUの目的・制度と国家補助規制の関係

(1) 概観

ア イントロダクション

本章では、共同体におけるこの数十年にわたる国家補助 (State aid) の法と慣習の発展を形作ってきた政治的・経済的テーマについて概観する。

イ 条約の条項

国家補助に関する基本的な法的フレームワークは、第87条・第88条 (本書では、リスボン条約発効前の旧EC条約の条文番号が用いられているが、以下、現行法に倣って第107条・第108条を優先使用する。) に規定されており、実体規定は第107条に記述され、三つの部分に分かれている。

(ア) 第1のパートが、第107条(1)であり、一般的に禁止され、違法となる事項が定義されている。

(イ) 第2のパートが、第107条(2)であり、共同市場 (現行法では域内市場) と両立する補助のリストとなっている。

(ウ) 第3のパートが、第107条(3)であり、欧州委員会が、他の便益が反競争効果を上回る際に承認できる補助のカテゴリーを規定している。

ウ 他の競争法条項との比較

第107条(1)の構造は、上記に述べたとおり、第101条・第102条等、他の競争法の条項と同様、欧州委員会に競争に損害を与える行為を阻止させる規定となっている。

欧州司法裁判所では、‘the broad unity of purpose between the competition provisions of the Treaty’⁸と判示されており、競争法として全体的な整合がとれている。

ただし、実際の運用はかなり異なり、競争の影響を個別にみるよりも、形式的

⁸ Case 6/72 *Europemballage v Commission* [1973] ECR 215.

(formalistic)な運用が行われている。また、禁止に対して適用除外を検討(比較衡量)する際には、経済的効率性の改善だけでなく、社会的紐帯(social cohesion)のような、公平性/衡平性(equity)についてもみているとされ、欧州委員会は幅広い裁量を有している。

ただし、実際の欧州委員会の国家補助規制の裁量の範囲は、二次立法と詳細なガイドラインの形式をとるいわゆるソフトローによって制限されている。これは少なくとも以下の二つの要素を反映している。

(7) 欧州委員会が、自らの補助を「善」であるとする、加盟国からの政治的圧力に抗するため。

(4) ケースの取扱いを効率的に行い、加盟国に対する国家補助規制の透明性・予見可能性を増すため。

エ 国家補助行動計画(State Aid Action Plan)

2000年3月にリスボンで開催された欧州首脳理事会で定められたリスボン戦略⁹により、国家補助を含めた幅広い政策の近代化と改革が推し進められた。

これにより、国家補助に関しては、2001年からState Aid Scoreboardと呼ばれる加盟国の補助水準を公表する措置が導入され、間接的なエンフォースメントのツールとなっている。また、リスボン戦略そのものについても計画の中間年である2005年に加速措置が行われ、国家補助の分野においても「国家補助行動計画」が取りまとめられた。

これは、第107条(1)の禁止事項について範囲の限定をかけるのではなく、第107条(3)の適用除外認可の判断において、次のようなアプローチを徹底するものである。

(7) 「より少なく、より良いターゲットが明確な国家補助」(less and better targeted State aid)

(4) 「より洗練された経済的アプローチ」(a more refined economic approach)

(7) 「より効果的で透明な手続と、欧州委員会と加盟国の共同責任」(more effective and transparent procedures and a shared responsibility between the Commission and Member States)

これにのっとり、現在、包括的一括適用免除規則(GBER, General Block Exemption Regulations: 横断型)等の立法形式による、様々な施策が進められている。

オ 改革のもたらしたもの

この改革は少なくとも二つの効果をもたらしている。

(7) 新しいガイドライン等はより分析的であるため、欧州委員会は、個々のケースにおいて、更に政治的圧力に強くなった。

⁹ 10年でEUを世界で最もダイナミックで競争的な経済とすることを指すもので、競争の促進とともに、国家補助の全般的水準の削減・個別企業・産業への補助から、雇用・地域開発・人材育成・研究開発等のEU横断的な目標に沿うことをうたっている。

(1) 新しいアプローチが、より幅広く厳密に経済的、財政的な原理にのっとることが明らかになったが、欧州委員会の能力は、いまだ他の競争法領域の水準に達していない。

なお、現在はリスボン戦略から Europe 2020 に移行しており、バローゾ欧州委員会委員長も 2010 年 3 月 26 日にブリュッセルで行った演説で、'Europe 2020 is the EU's growth strategy for the coming decade. In a changing world, we want the EU to become a smart, sustainable and inclusive economy.'と述べているほか、国家補助政策についても、この方向に沿って見直されると担当委員が発言している¹⁰。

(2) なぜ政府は国家補助を供与するのか

ア 政府と市場

(ア) 市場と経済的効率性

現代の欧州経済では、市場、すなわち私企業による財・サービスの売買の決定・その場を非常に重視している。その理由は、競争的な市場は、「自由」の重要な保護者であること、より経済的に効率的であること等にある。その根拠として、経済学者は厚生経済学の第一・第二定理を持ちだすが、これを裏付ける最も重要な証拠は、市場と競争が欧州市民の利益の源泉であることを示す研究や経験の蓄積である。

(イ) 政府と市場

ただし、現代の欧州経済は、政府の介入と規制がなければ万事うまくいくとする市場万能主義に立っているわけではない。様々なチャンネルを通じて、政府は市場に影響を与えており、国家補助は、政府が市場と経済の機能に影響を与える多くのチャンネルのわずか一つのものにすぎない。しかしながら、このチャンネルは、EU機能条約によって最も厳しく規制されている。

イ 国家補助支出のパターン

(ア) GDP に占める国家補助の規模

EUにおける国家補助の金額は、2006 年・25 か国で 667 億ユーロ、GDP 総額の 0.58% を占めている。政府の他の領域の支出と比べると、わずか 1.24% にすぎないものであるが、国によってその割合には大きな開きがある。

なお、最新の Scoreboard (Autumn 2010 Update) からは、次頁のような状況がうかがえる。

(イ) 水平的補助対分野別補助

欧州委員会は、国家補助について水平的補助と分野別補助とを分けて規制している。水平的補助は潜在的に全企業に便益を与えるのに対して、分野別補助は差別性があるためである。欧州委員会は後者をより市場をゆがめるものと捉えており、1992 年に全

¹⁰ Almunia, Joaquin, Taking stock and looking forward: a year at the helm of EU competition, Paris, 11 February 2011.

体の48%を占めていた分野別補助は、2006年には15%にまで減少している。

(ウ) 水平的補助の配分

水平的補助は、市場では社会的・政治的な最適な結果が達成されないときに用いられることが多い。例えば、ライバルのただ乗りを恐れて敬遠されがちな基礎研究の補助、十分な過去の経営実績がないために得られない中小企業への資金補助等が該当する。

(I) 分野的補助の配分

分野的補助は歴史的な経緯に基づいて生まれたものが多く、民主主義の基礎条件であり地方では規制なしには十分なサービスの提供がなされないことが想定される放送や、過剰設備に悩んだ造船等が該当する。

Figure 1¹¹: Total State aid as % of GDP (all sectors; crisis measures included); 2009

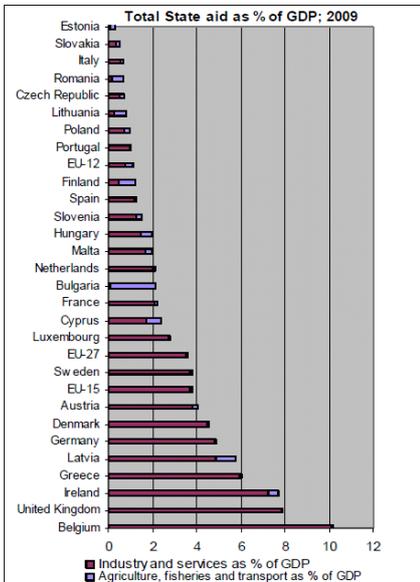


Figure 3¹²: Total State aid (crisis measures excluded) as % of GDP (all sectors); 2009

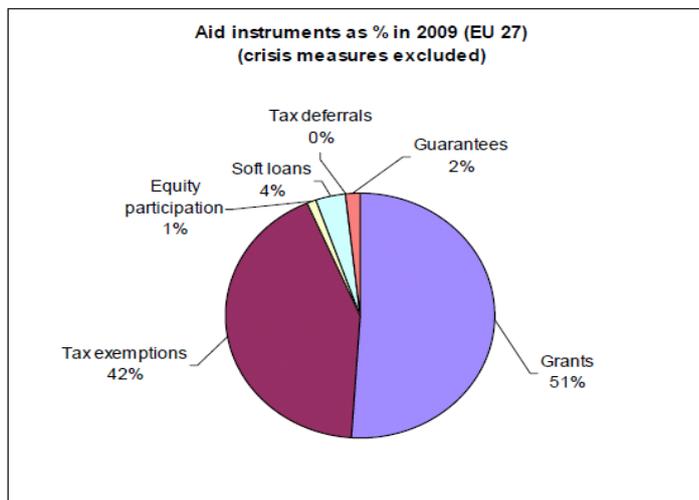
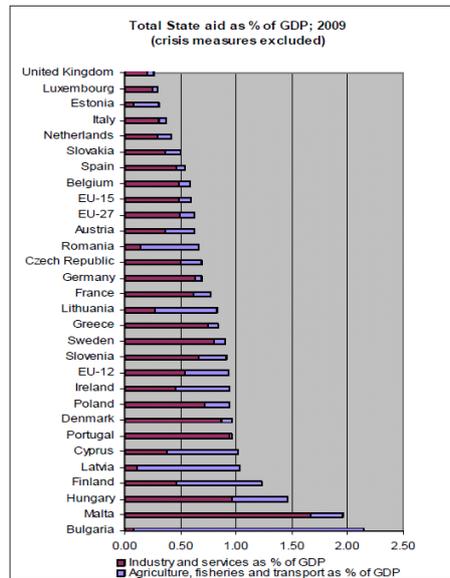


Table 1-4¹⁹⁵: Trend in share of primary objectives in total aid between 2004 - 2006 and 2007 - 2009 as percentage point difference (crisis measures excluded)

	Total of horizontal objectives	Environment	Regional development	Research and development	SME	Training	Employment aid	Other horizontal objectives (e.g. culture, natural disaster, social aid, etc.)	Total Sectoral Aid	Coal	Financial Services	Manufacturing Sectors	Other Non Manufacturing Sectors	Other Services
EU-27	5.7	-2.1	4.2	4.0	-2.2	0.0	-0.9	2.7	-5.7	-3.6	-0.2	-1.5	0.0	-0.3
EU-15	2.8	-3.5	3.8	4.0	-2.5	-0.1	-1.7	2.8	-2.8	-3.6	-0.3	1.5	-0.2	-0.3
EU-12	29.5	7.7	8.8	3.1	0.0	1.2	7.5	1.3	-29.5	-4.2	-0.1	-27.2	2.0	-0.1
Belgium	0.5	5.2	-11.7	21.2	-16.6	-0.3	0.6	2.0	-0.5	0.0	0.0	-0.5	0.0	0.0
Bulgaria	21.0	-0.9	1.2	33.6	0.7	1.2	-13.0	-1.9	-21.0	-16.4	0.0	-8.0	3.4	0.0
Czech Republic	-1.9	-4.6	9.8	2.1	-7.2	-2.6	-1.8	2.5	1.9	-1.1	-1.1	-1.0	5.0	0.0
Denmark	0.7	-12.6	-0.3	4.3	0.3	0.2	9.0	-0.3	-0.7	0.0	0.0	-2.1	0.0	1.4
Germany	3.9	-7.2	4.2	4.2	1.9	0.4	-0.3	0.8	-3.9	-3.9	-0.1	0.7	0.0	-0.6
Estonia	0.0	4.6	-8.9	-4.4	2.8	2.3	0.1	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ireland	5.6	3.0	-3.1	5.8	2.2	1.6	-4.4	0.3	-5.6	0.0	-3.0	-3.1	0.0	0.5
Greece	-5.0	-2.6	8.1	-0.8	0.4	0.0	-7.5	-2.6	5.0	0.0	0.0	4.9	-0.1	0.2
Spain	9.9	7.3	2.4	11.0	-5.8	0.2	-0.2	-5.0	-9.9	-11.5	0.0	1.7	-0.1	0.1
France	-0.8	0.3	13.8	-0.3	-12.8	0.2	-10.3	8.4	0.8	-4.1	0.0	4.5	0.1	0.4
Italy	2.5	1.0	-2.3	2.9	1.1	-0.3	-1.7	1.8	-2.5	0.0	-0.6	-0.5	-0.5	-0.8
Cyprus	39.4	4.6	-2.4	-1.3	8.0	4.9	1.1	24.5	-39.4	0.0	-0.3	-0.9	-11.5	-26.6
Latvia	1.3	20.9	-29.1	1.4	-5.2	2.5	1.0	9.8	-1.3	0.0	0.0	-1.3	0.0	0.0
Lithuania	15.4	11.1	19.2	-6.3	-18.3	8.3	1.5	-0.3	-15.4	0.0	0.0	-9.0	-6.5	0.0
Luxembourg	0.0	3.7	-13.7	24.4	-5.7	0.0	0.0	-8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Hungary	19.1	2.8	-1.8	0.5	-0.8	2.3	11.2	4.9	-19.1	-3.7	0.0	-13.8	-1.4	-0.2
Malta	5.1	0.0	4.5	0.6	-0.8	-0.5	0.1	1.3	-5.1	0.0	0.0	-5.7	0.0	0.6
Netherlands	5.2	2.3	-0.1	2.2	-0.8	0.0	0.2	1.3	-5.2	0.0	0.2	-2.2	0.0	-3.1
Austria	21.3	12.5	0.7	10.1	-0.5	-2.0	-0.5	0.9	-21.3	0.0	21.1	0.1	0.0	-0.3
Poland	22.8	8.8	4.1	-0.4	-0.1	1.2	9.0	0.1	-22.8	-14.5	0.0	-25.4	15.8	1.3
Portugal	1.0	0.0	3.0	0.4	-2.1	-0.8	0.4	0.3	-1.0	0.0	-0.8	-0.1	0.0	0.0
Romania	27.5	2.6	9.0	16.6	0.2	0.0	0.0	-0.9	-27.5	31.4	0.0	-39.9	-23.5	4.4
Slovenia	69.4	12.5	34.6	15.9	-1.3	0.6	0.6	6.6	-69.4	5.0	0.0	-74.1	-0.2	0.0
Slovakia	18.3	44.4	-24.6	0.4	-0.8	-1.1	0.1	-0.1	-18.3	-0.1	0.0	-18.2	0.0	0.0
Finland	0.7	-1.1	-6.7	3.2	1.1	1.6	-0.3	2.9	-0.7	0.0	0.0	1.0	0.0	-1.7
Sweden	0.0	-1.9	1.6	0.8	-0.4	0.1	0.0	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	-0.2
United Kingdom	-0.8	-0.4	-14.9	3.9	-0.1	-2.9	-0.2	13.7	0.8	-1.3	0.0	-0.1	1.9	0.2

Table 1-3¹⁹²: State aid for primary objectives and sectoral aid as % of total aid (crisis measures excluded); 2009

	Total of horizontal objectives	Environment	Regional development	Research and development	SME	Training	Employment aid	Other horizontal objectives (e.g. culture, natural disaster, social aid, etc.)	Total Sectoral Aid ^a	Coal	Financial Services	Manufacturing Sectors	Other Non Manufacturing Sectors	Other Services
EU-27	83.8	22.6	23.9	17.6	6.9	1.6	4.2	6.9	16.2	4.7	2.2	6.1	2.3	0.8
EU-15	84.6	23.7	23.4	18.2	7.4	1.5	3.3	7.0	15.4	4.7	2.4	6.1	1.5	0.8
EU-12	75.8	10.5	29.7	10.6	1.5	3.3	14.0	6.3	24.2	4.3	0.3	6.6	11.9	1.1
Belgium	100.0	17.4	6.4	46.2	13.3	4.0	6.9	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Bulgaria	100.0	0.0	59.4	39.8	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Czech Republic	88.2	1.0	45.8	36.5	3.1	1.6	0.3	0.0	11.8	0.0	1.7	0.3	9.7	0.0
Denmark	97.2	22.2	0.0	7.6	0.3	0.5	64.5	2.0	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8
Germany	86.4	37.1	24.3	14.6	6.0	1.0	0.0	3.4	13.6	11.4	0.0	2.2	0.0	0.0
Estonia	100.0	6.9	13.1	9.1	26.6	0.9	0.8	42.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Ireland	89.4	6.2	38.8	20.0	5.1	5.4	1.8	12.2	10.6	0.0	0.0	6.7	0.0	3.9
Greece	86.9	2.0	76.0	0.5	7.6	0.0	0.0	0.7	13.1	0.0	0.0	11.4	0.8	1.0
Spain	80.0	16.7	25.2	27.5	3.8	2.5	1.3	2.9	20.0	15.5	0.0	4.2	0.0	0.2
France	78.7	2.8	35.2	18.5	6.8	0.8	0.2	14.3	21.3	0.0	0.0	20.4	0.1	0.8
Italy	84.2	3.9	21.1	21.2	23.8	4.3	4.6	5.5	15.8	0.0	0.0	0.7	11.4	3.7
Cyprus	94.8	7.4	1.5	0.5	9.0	11.9	0.2	64.3	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2
Latvia	99.9	50.6	27.8	3.0	4.6	0.0	4.0	9.8	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
Lithuania	100.0	31.3	51.3	6.2	1.5	1.2	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Luxembourg	100.0	8.4	8.7	62.8	11.8	0.0	0.0	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Hungary	75.7	4.3	28.6	10.6	3.1	3.4	1.5	24.3	24.3	3.3	0.0	20.2	0.8	0.0
Malta	22.9	0.0	14.6	2.0	0.3	0.3	0.0	5.6	77.1	0.0	0.0	75.9	0.0	1.2
Netherlands	99.3	62.1	0.7	27.9	4.3	0.0	0.0	4.2	0.7	0.0	0.3	0.4	0.0	0.0
Austria	99.1	35.3	18.2	31.1	8.5	2.4	0.4	3.1	0.9	0.0	0.0	0.3	0.0	0.6
Poland	71.0	14.2	22.9	1.5	0.1	4.3	28.0	0.1	29.0	3.9	0.0	1.6	21.9	1.6
Portugal ¹⁹⁴	18.9	0.2	7.6	3.3	3.0	0.5	3.2	1.1	81.1	0.0	81.1	0.0	0.0	0.0
Romania	50.5	0.0	28.9	16.3	1.3	0.0	0.0	3.9	49.5	41.4	0.0	1.7	0.0	6.3
Slovenia	91.4	10.3	39.9	28.8	0.7	0.1	5.4	6.1	8.6	7.1	0.0	1.5	0.0	0.0
Slovakia	90.0	32.1	47.1	3.8	1.7	3.8	0.0	1.3	10.0	2.3	0.0	7.7	0.0	0.0
Finland	99.4	40.8	1.1	30.8	9.5	1.9	5.3	10.0	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	0.1
Sweden	99.7	82.0	8.1	4.6	0.1	0.3	0.1	4.6	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
United Kingdom	91.4	36.2	5.8	21.2	8.1	1.7	0.3	18.1	8.6	0.0	0.0	0.1	7.4	1.0

(3) 共同体の国家補助規制の目的

ア 国家補助を監視する共同体の役割

(7) 国家補助規制の正当化

国家補助は、非効率な企業を補助するなど、企業が競争する市場の公平な条件を崩して競争をゆがめ得るものである。したがって、欧州委員会にそれを抑止する機能を与えることが正当化されている。いわば「レフリー」の機能が期待されているところであり、国家補助が供与された場合に、EU全体の利益が、競争の歪曲による不利益を上回っているかどうかを判断することが求められているのである。

(イ) 意図された歪曲の抑止

EUが国家補助を規制する最も重要な理由は、加盟国が国家補助を意図的に使って自国の企業を優遇し、他国所在の企業に対して有利な立場を与えることを抑止することにある。

加盟国が自国経済だけの発展を考える行為を止めさせることで、以下の二つの非効率性を回避することとなる。

- a いわゆる「ナショナル・チャンピオン」を生まれさせることで、公平な競争条件を阻害し、非効率な企業に高い水準のアウトプットをさせる問題の抑止
- b 加盟国間の国家補助競争による、囚人のジレンマ状況の抑止

(ウ) 予期せぬ歪曲の抑止

たとえ政府が一定の企業を保護するような意図を持っていなくても、結果として公平な競争条件に影響を及ぼすことはあり得る。よって、国家補助については、その目的ではなく「効果」をみる客観的な概念であることが確立している。

(I) 事例

幾つかの最近の事例をみることで、欧州委員会の関心事がうかがえる。

- a Volkswagen Stralsund 事件：造船会社の生産性を向上させる地域補助について、生産余力を高めるものではないかとされたが、正式調査後、問題なしとして認可した。
- b French R&D aid to Peugeot-Citroen for hybrid diesel car 事件：プジョー・シトロエンによるハイブリッドカーへの研究開発補助について、競合者が補助なしで同種の車を開発したことを参照し、真に市場の失敗に対処した内容ではないとされ、最終的に撤回した。
- c Vauxhall car training 事件：英国の工場の職業訓練補助について、労働者の転用可能性を高めるものであるとして、認可した。
- d Pickman 事件：スペインの陶磁器企業補助について、非効率企業の延命措置ではないかとされ、審査中である（2007年のケースだが、今もって審査中の模様）。
- e French State guarantee for Finnish nuclear power plant operator TVO 事件：仏の原発事業者への政府保証について、国家補助の要件該当性が争われたが、該当せずと判断した。

f Sicilian regional aid scheme 事件：シチリア地域の起業補助について、目的と効果が整合しないとして禁止した。

イ 第 107 条(1)の禁止

(ア) 競争の歪曲抑止の目的

国家補助行動計画において、欧州委員会は、消費者厚生を増大・資源の効率的配分の促進のための手段としての競争の重要性を強調し、その観点から、競争条件を守るべく国家補助を規制するとしている。

(イ) 第 107 条(1)へのアプローチは消費者厚生を目的としていない

しかし、競争法全体の「現代化」とは異なり、第 107 条(1)はさほど消費者厚生に重きを置いていないとされており、事実、条文においても、市場支配力の形成や消費者に与える悪影響についての言及はない。

(ウ) 「競争の歪曲」の立証水準

加えて、国家補助の検討に当たっては、消費者厚生を損なっていることを示す必要がないばかりか、具体的に平等な競争条件が歪曲されているかどうかを示す必要も運用上はなく、基本的なテストは、補助の受手が、共同体内取引において他者に比べて不当に優遇されているか否かにある。しかも、市場画定の必要は必ずしもなく、与える影響の大きさや該当商品・サービスを示す必要もない。

(エ) 選別性 (selectivity) と「競争の歪曲」

第 107 条(1)は、競争に実体的な影響をもたらさない手段について、スクリーニングする機能もある。特定の事業者の優遇度合いをみる選別性 (selectivity) テストと呼ばれるものがあるが、明確に定義されたものとはなっておらず、限定的な利用となっている。

(オ) ‘over-inclusiveness’の問題

上記のような問題もあり、選別性テストは国家補助に該当するものを大きく取りすぎてしまうのではないかという問題がある。

(カ) 欧州委員会のアプローチ

欧州委員会の国家補助規制は、第 107 条(1)の適用範囲を制限することで対応すべきではないかとの声は無視し、同項の適用除外を認可するかどうか判断する第 107 条(3)の適合性審査を強化することで対応している。

これは、「補助」の範囲を争うための調査力に乏しいこと、競争を阻害している根拠の説明が求められることになること、そもそも幅広い裁量を想定されていたこと等の理由によるものである。

ウ 第 107 条(2)及び(3)による適用除外

(7) 第 107 条第 2 項と第 3 項の区別

仮に、政府のある施策が国家補助に該当した場合であっても、第 107 条(2)ないし(3)の条件を満たせば、認可されることになる。第 107 条(2)における適用除外は義務的 (mandatory) なものである。適用除外の認可に当たって欧州委員会に裁量があるのは、第 107 条(3)であり、大多数のケースも第 107 条(3)によって処理されている。

(4) 共通の利益関心 (common interest) の目的

第 107 条(3)の要件の一つである共通の利益関心については、経済的効率性の側面と、公平性 (衡平性) の側面の両方があるとの指摘がされている。市場の失敗への対処を念頭に、消費者厚生・経済的効率性だけが主張されることもあるが、いずれにしても、幅広く社会的・政治的目的が認識されている。

(5) 欧州委員会のプライオリティ

欧州委員会は、第 107 条(3)に基づく適用除外の認可に当たって一定水準に満たない研究開発と技術革新 (R & D & I) など、市場の失敗への対処を優先し、その上で、一般的経済利益の確保のための質の高い公共サービスの提供、地域格差の是正、環境保護等、社会的・経済的紐帯・持続的発展等を重視している。

(6) 共同体の国家補助政策の形成

上記の議論のように、国家補助規制は第 107 条(3)が要であり、欧州委員会が政策手段と規制の裁量を有している。実際には、二次立法やいわゆるソフトローが政策手段として駆使されている。

(4) 国家補助政策の実施

ア 第 107 条(3)の実行

国家補助規制は、条約の条項以外に一括適用除外、ガイドライン、告示等多くの二次立法やいわゆるソフトローを持ち、ほぼ全てが第 107 条(3)の適用に関連する。欧州委員会の規制のスタイルとしては、三つの方向性があり得る。それは、加盟国の補助政策をどのように誘導するか、ルール対裁量のバランスをどう取るか、効果主義的分析をどの程度進めるかである。

イ 加盟国の補助政策の誘導

(7) 政治的圧力への抵抗

二次立法やいわゆるソフトローの一つの機能は、欧州委員会が加盟国からの政治的圧力に抗することができるようにすることである。これらがなければ、第 107 条(3)に関する欧州委員会の幅広い裁量、何が「良い」補助かという内外の議論が、加盟国の政治状況に基づき、ロビーイングの対象となってしまふ。欧州委員会の裁量を限定することが、そうした圧力を効果的に減じることにつながる。

(4) 加盟国の補助政策の誘導

二次立法・ソフトローの活用が成功裏に進むと、加盟国をより前向きな政策決定に導く、いわゆる積極的統合（positive integration）への道が拓ける。

ウ ルール対裁量

第 107 条(3)に関する二次立法・ソフトローの最も大きな注目点は、欧州委員会が適用除外を与える際の基準について、どれだけ詳細に具体的基準を示すことができるかというところにある。当局及び裁判所が持つべき、競争促進的効果・反競争の効果のバランスの裁量の範囲については、特に単独行為の評価をめぐる、長い議論となっているところである。

議論の一方には、幅広い、米国でいうところの「合理の原則(rule of reason)」で判断してもよいとする立場もある。このアプローチの利点は、柔軟性があり、様々な要素を考慮に入れることができ、ある特定のケースの特定の要因に左右されないことにある。

これに対し、一定程度構造化された「合理の原則」であるべきとする立場もある。この考え方による措置が積み重なっていけば、判断は透明性を増し、加盟国は、欧州委員会が第 107 条(3)の適用除外の認可をどのように行うかについて、一定の予見可能性を持つことができる。欧州委員会の審査について、裁量を制限し、より詳しいガイダンスを示す政策の選択は、不可避となる誤りや非一貫性よりも、スピーディで政策選択の確認を行いたい加盟国政府の意向を反映したものとなる。

言うまでもなく、誤りと非一貫性のコストは、二次立法といわゆるソフトローの内容次第で生じる課題である。そしてこの課題は、実際の判断の中では、効果主義的な国家補助の分析がどのように行われるかで解決されることとなる。

エ 効果主義的分析 対 形式主義的分析

(ア) 国家補助規制における形式主義的アプローチ

一括適用除外とガイドラインによる国家補助規制は、形式的にチェックボックスに当てはめるだけになってしまうとの批判がある。いわゆるソフトロー等が形式的に適用されるがために生じるこの状況は、形式主義にすぎるとされている。

(イ) 効果主義的アプローチとガイドラインの適合可能性

二次立法とガイドラインによる国家補助の規制方法は、経済分析を用いることを排除していない。重要なのは、そこで定められているルールが、厚生と効率等のあり得べき影響の経済分析に基づいているかであり、欧州委員会は、国家補助行動計画において、第 107 条(3)の判断に当たり、効果主義的な分析に焦点を当てる「より洗練された経済アプローチ(refined economic approach)」を採る意思を表明している。

オ 「より洗練された経済アプローチ」とは？

国家補助行動計画では、市場の失敗を、第 107 条(3)の認可の判断基準における中核として位置付けている。市場の機能を改善し、欧州全体の競争性を促進する市場の失敗の補正を行う国家補助は、条約と両立するということである。こういった市場の失敗に対する政府の介入は正当化される。

ただし、市場の失敗の存在だけで国家補助付与の正当化にはならず、第 107 条(3)の下の審査に当たっては、balancing test (balancing test) を経なければならない。このテストは本質的には、公共セクターの投資を審査する費用便益分析と同一のものである。

欧州委員会は、費用便益分析によって補助の適合性をみようとしており、効果主義的アプローチを採る方向である。しかし、以下に述べる理由から実際には困難を伴っている。

国家補助行動計画の採択以後、ガイドラインに効果主義的アプローチは反映され、一貫したbalancing test が提示されているものの、多くの単純化と仮定を伴うこととなっている。これは、明確に基準を示して加盟国政府からの政治的圧力に抗したいという願望が反映されている一方で、実際の情報収集等がいまだ困難である現実をも反映している。

欧州委員会の効果主義的分析が限定的であるのは、そのデータ収集能力にも要因がある。これは競争総局のチーフ・エコノミスト (Chief Economist) 自身も、調査権限に限度があるため厳密な経済分析ができない (rigorous economic assessment is hampered by limited powers of investigation) と評しているところである。

更なる問題として、補助の便益の分析が乏しいこともある。国家補助行動計画は、不十分な投資水準に至る等の市場の失敗がもたらす問題は指摘しているが、この分析からだけでは、補助を行うべき理由・便益は出てこない。

R & D (研究開発) 領域への補助の分析もまた、不十分な水準にとどまっている。市場画定等、競争法の他の領域の影響分析がそのまま使えるわけではないため、厳密性に欠けた議論になっている。

現在、ケースバイケースで進んでいる程度ではあるが、前述の「より洗練された経済アプローチ」はかつてより明白に進められている。今後の発展が待たれるところである。

【参考文献】

- 白石忠志「公的補助と競争政策」ジュリスト第 1401 号 47 頁 (2010 年)。
- Bartosch, Andreas, 'Is There A Need for A Rule of Reason in European State Aid Law? Or How to Arrive at a Coherent Concept of Material Selectivity?' (2010) (47) *CMLR*, p.729 (「効果」ではなく「目的」を重視する判例を批判)。
- Nicolaidis, Phedon, 'Distortion of competition in the field of state aid: From unnecessary distortion' (2010) (10) *ECLR*, p.402 (経済分析を重視)。
- 庄司克宏編『EU 法実務篇』(岩波書店, 2008 年)(「リスボン条約と域内市場法」等)。

【関連文献】

- Friederiszik, Hans W., etc. 'European State Aid Control: An Economic Framework', *Handbook of Antitrust Economics*, MIT Press, 2008, p.625 (欧州委員会元チーフ・エコノミストが、厚生主義的なアプローチの中で、efficiency/equity を扱う。望ましい配分については、「政治的」「倫理的性質のもの」として捨象)。
- Vickers, John, 'State aid and distortion of competition' Speech to the UK Presidency seminar on State aid, 14 July 2005.

2 国家補助規制の概要

(1) イントロダクション

ア 第 107 条(1)の定義

国家補助の供与に関する一般的な禁止は第 107 条(1)に規定されている。当該条項はまた、補助の概念を次のとおり定義している。

「本条約に別段の定めがある場合を除き、形式を問わず加盟国により供与される補助又は国家の資金により供与される補助であって、特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はそのおそれがあるものは、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しない。」

他の条項により許容される場合を除き、第 107 条(1)で定義される国家補助は禁止される。この禁止の主たる例外は、第 107 条(2)及び(3)並びに 106 条(2)で規定されている。これらは第 3 章で議論される。本章は、第 107 条(1)で規定された補助の概念又は定義について議論する。

イ 定義の要素

欧州司法裁判所は、第 107 条(1)の下での国家補助の条件の首尾一貫した包括的な解釈をいまだ示していないとされている。ただし、これまでの第 107 条(1)の裁判所による解釈の蓄積を踏まえると、次の 4 要件を満たすことが必要(要件)とされている。

便益又は便宜の観点で補助とされているものであること

国家により、又は国家の資金(リソース)を使って供与されるものであること

特定の事業者又は特定の商品の生産に便宜を図るものであること(選別性)

競争をゆがめるものであり、加盟国間通商に影響するものであること

ウ 定義に関連する問題

(ア) 客観的定義

第 107 条(1)にいう補助の概念は、裁量の余地なく、客観的要素に基づいて解釈される法的概念である。

(イ) 国家の定義と補助の形態

第 107 条(1)にいう国家の概念は、加盟国の連邦政府又は中央政府に限られるものではなく、地方政府及び地方公共団体も含む。国家補助は公共部門の団体からなされるものである。

また、第 107 条(1)は、「形態のいかんを問わない」補助に対して適用される。これは、Steenkolenmijnen 事件判決¹¹において欧州司法裁判所が初めて述べたことである。

(ウ) 補助の例

補助を供与できる国家当局の幅広い定義と補助の概念の幅広さの双方から、第 107

¹¹ Case 30/59 *Steenkolenmijnen v High Authority* [1961] ECR 1.

条(1)には公的機関による多くの金銭的供与が含まれる。資本投資・資本注入，無利子貸付，利子優遇条件付き貸付（ソフトローン），十分な保証なしの貸付，利子補給及びその他の多くの手段が含まれる。

(I) 国家補助に相当する効果の測定

欧州司法裁判所は，EU機能条約第107条の下で争うことのできる国家補助に相当する措置という概念(the concept of a measure)の導入により国家補助規制の更なる拡大につなげようとする欧州委員会の試みを退けている。Poor Farmer 事件¹²において裁判所は第107条と第108条には「補助に相当する措置」という概念に類する考え方の余地はないと述べている。また，PreussenElektra 事件¹³において欧州委員会は，ドイツの電力供給者に対する補助に対して，第107条に抵触する可能性を議論したが，裁判所はそうした議論を否定した。

(2) 便益又は便宜

ある措置がある事業者に利益をもたらすことが，第107条(1)における便益又は便宜とみなされるかという問は，多数の判例で議論されている。不振事業者への直接的な補助に関する事例では，便宜を特定することが難しい。この問は，他の事例では更に複雑である。ここでは，まず一般的原則を述べ，その後要件について逐次詳細に解説を行うこととする。

ア 一般的原則

(ア) 通常の市場条件

第107条(1)の範疇の便益又は便宜の類型のテストは，多少の差異のみられる数多くの方法が提案されている。例えば，通常の民間市場においては受け取っていなかったであろう便益を受けているか否か，国家が「他の事業者の経済状況と比較して，受益事業者の経済状況の改善につながる，市場では想定されない便宜」を与えるものか否か，及び国家の行動が「経済的に合理的」か否かのテストが挙げられる。

(イ) 国家の役割

「通常の市場条件」という基準の適用は，国家(又は公的機関)が主権又は公的機能を行って行動する場合と，市場参加者としての行動の場合を区別するものである。国家は規制者の役割と市場参加者の役割の双方を果たす場合もある。この場合，国家の規制者としての役割は，第107条(1)にいう便宜となるか否かを決定する際に考慮される。例えば，3Gの携帯電話の免許付与に関して問題が生じた事例がある (Bouygues v. Commission¹⁴)。

(ウ) 同一の加盟国における比較対象

何が便宜となるかを特定するためには，便宜として比較可能となる参照点を決定することが必要である。最近の欧州委員会の決定では，「参照する枠組みの決定が取り分

¹² Case 290/83 *Commission v France* ('Poor Farmers') [1985] ECR 439.

¹³ Case C-379/98 *PreussenElektra* [2001] ECR I-2099.

¹⁴ Case T-475/04 *Bouygues v Commission* [2007] ECR II-2097.

け重要な意味を持つのは、参照される地理的範囲において『正常』とされる財政的補助制度と比較して初めて経済的便宜が存在していることを認めることができるためである¹⁵と述べられており、原則として当該加盟国における状況が比較対象となる。

(I) 同時期での比較

補助が供与された時点での、受益者の状況と他の事業者の状況とを比較するのが適切である。当該事業者の置かれている立場が、従前の規則又は変更されていない規則の下でのものと比較して良くなったか悪くなったかということは関係がない。

(オ) 取引全体の検討

国家介入における補助の評価では、取引の個々の要素を別々に考慮するのではなく、取引全体を考慮する必要がある。

(カ) 宜の認定と付随的な(contingent)便宜

ある措置を補助と認定するには、補助額が具体的に決定できるものでなければならない。

また、ある措置は、国家の供与する実質的な補助が直ちには実施されず、付随的な便宜又は便宜とされる場合がある。国家による債務保証の場合が典型である。しかしながら、特定の事業者に補助される措置であるが(債務保証の場合)当該便宜が付随的である場合には、当該措置が実際にはまだ適用されていない場合を区分しなければならない。

(キ) 間接的便宜

補助が、直接的な受益者以外の主体(entities)に便宜をもたらす場合がある。具体的には、補助の直接の受益者は個人であるが、当該措置が関連する事業者に間接的に便宜をもたらす場合(後記(2)オ参照)には、ケースバイケースであるが、第 107 条(1)にいう国家補助に当たることがある。

(ク) 違法な又は例外的な負担の免除

負担自体が違法なものであったとしても、負担の免除が受益事業者の便宜となる場合がある。Heiser 事件では、オーストリアの開業医を対象にVAT免税取引における調整を免除する規定が問題とされたが、欧州司法裁判所は調整が違法なものであったとしても、調整義務の免除は便宜となとした¹⁶。

このほか、一般的ではない形で与えられている例外的な負担となるものから事業者を免除する措置は、便宜とはみなされない。

(ケ) 社会的費用の付加

¹⁵ Case N 597/2006 *Greek Pension Reform* [2007].

¹⁶ Case C-172/03 *Wolfgang Heiser v Finanzamt Innsbruck* [2005] ECR I-1627.

国家により課される特別な賦課を禁じる E C S C 条約第 4 条(c)とは異なり、E U 機能条約の国家補助の条項は、事業者の集団に対する選択的な費用の賦課という意味での「負の補助」という概念を含んでいない。

イ 補助の受益者

(ア) 「事業者」の概念

第 107 条(1)の規制は、事業者に供与される便益又は便宜にのみ適用される。競争法の文脈における事業者という概念は、設立根拠が公法であるか私法であるかを問わず、経済活動に従事する全ての事業主体を対象とする。ある市場で商品又はサービスを提供する事業は、経済的事業とみなされる。

(イ) 非経済的活動

国家に固有の権利である事項（国内外の安全の確保、司法、外交その他公権力の行使）は、競争法の適用対象から除外される。また、行政、文化財保全、環境保護、航空管制、公害防止監視活動等公的分野のサービスの提供についても同様である。

(ウ) 事業者としての持分保有

Cassa di Risparmio di Firenze 事件では、イタリアの銀行基金が銀行の株式を保有していることを理由に事業者とみなされるかという疑問が生じた。これに対し欧州司法裁判所は、株式を保有しているという事実は、支配的な株式の保有の場合であっても、配当を受ける権利等の通常の株主としての権利が生じる以上のものでなければ、経済活動を行う「事業者」とするには不十分であると結論付けた¹⁷。

(イ) 公的企業

事業者は、経済活動に従事する限りにおいて、公的に所有されているか、私的に所有されているかという点には差異はない。

(オ) 個人・従業員への便益

第 107 条(1)は、個人又は個々の家計への便益には適用されない。

また、失業保険、早期退職年金等の一般的な労働法制の下で従業員に提供される便益は、対象事業者の関与なく、直接従業員に直接提供されるものである限り、第 107 条(1)にいう国家補助とはみなされない。

他方、特定の商品の購入を条件とする個人への優遇税制は国家補助とされる可能性がある。

(カ) 教育・職業訓練

伝統的に、公的機関が職業訓練プログラムを含む教育に対して提供する補助については、職業訓練・再訓練の財政補助が加盟国の労働者に対する責務の一つであること

¹⁷ Case C-222/04 *Ministero dell'Economia e delle Finanze v Cassa di Risparmio di Firenze* [2006] ECR I-289.

から，国家補助ではないという見解が採られている。

(†) 投資家に対する優遇税制

特定の事業者への投資を条件とする優遇税制は，事業者に対する補助となる可能性がある。

(ク) 第二次事業者に対する間接的な補助

補助が最初の事業者に直接供与されるが，間接的に第二次事業者に対しても便益を与える場合には，双方の事業者とも国家補助規制の適用対象とされる。

(ケ) 補助により影響を受ける事業者の財産移転

事業者が補助の受給者から有形・無形の財産を取得する場合には，間接的な補助の受益者となる場合がある。これは，受益事業者を買収する場合も同様である。

ウ 民間投資者テスト

(ア) 基本原則とその起源

便益又は便宜の供与が正当化されるかどうかを判断する原則として民間投資者テストと民間債権者テストがある（民間債権者テストは後記(4)参照）。

民間投資者テストとは，国家又は公的機関による資本注入は，通常の市場条件で操業する民間投資者が当該投資を実施できるときには，補助を行ってはならないとするものである。

民間投資者のテストの背後にある原則が表明された最初期の例の一つは，Van der Kooy 事件において Slynn 法務官により表明された次の意見である¹⁸。

「国家補助の本質は，国家が市場の行わない分野に立ち入るといふ，非商業性に求めることができる。国家が補助を行う理由は，通常の意味での商業性があるためではない。このため，国家は企業に対し株式への出資，融資を行うが，ある程度，商業的な投資者が受け入れられない程度又は条件で行う場合，すなわち本条件のテストの要件が満たされれば，それは第 107 条に規定される補助の供与となる。」

(イ) 長期利潤性

民間投資者は，投資から可能な限りの収益を得ようとするのが通常である。しかし，このことは，国家の行動を短期的な利潤の獲得を目指す民間投資者の行動と比較すべきことを必ずしも意味するものではない。

(ウ) 実際の民間投資者の証拠

実際の民間投資家が，補助対象の事業に資本参加しているということを示すことは必須ではない。しかしながら，比較可能な状況において独立した民間投資者による巨額の出資が，公共投資として同時期に実施される場合は，民間投資者テストが満たさ

¹⁸ Case 67, 68 and 70/85 *Van der Kooy v Commission* [1998] ECR 219.

れる（補助とはならないことを示す）適切な証拠となる。このいわゆる「併存テスト」は、便宜を得た事業者の被雇用者がした投資はここでいう民間投資者による投資に当たらず、比較基準とならない。

(I) 一連の投資の評価，その他の要素

公的企業が，子会社に対して補助に分類される資本注入を実施した場合，後に行われる資本注入もまた自動的に補助として認められるわけではない。

このほか，考慮されるその他の要素として，民間投資者が同じ条件で契約を締結するかどうかを決定する際に考慮するその他の関連要素は，事案により様々である。その他の要素として，次のものが挙げられる。

- a 特定の投資の決定が行われる際の受益事業者と関連市場の状況
- b 供与される資本の流動性
- c 投資の内部収益率と民間投資者が要求する最低収益率の比較

(d) 投資者としての国家と公的機関としての国家の区別

民間投資家が，事業者を清算するのではなく投資を選択するかどうかを検討する際には，通常の企業の株式所有者として想定される国家の立場だけが考慮される。

(カ) 民間投資者テストの適用

a 融資

民間投資者テストの枠組みは，国家による投資の正当化を判断する際に適用されているが，このテストは公共機関による融資の正当性の判断にも適用されてきた。「ソフトローン」のように有利な条件で供与されるほとんどの事例では，例えば利子補給のような事例についてみると，融資の補助の要素は，当該事業者が支払うべきであった利率と実施に支払った利率の差の部分である。

b 保証：便宜の存在・評価

民間投資者テストはまた，国家が保証について適切な保証料を受け取らないという国家による保証の供与にも適用される。

保証が民間投資者原則に適合しない場合，第 107 条(1)のその他の条件を満たせば国家補助となる。

c フランステレコム事件

フランステレコム事件では保証と融資の分野で生じた困難な問題が議論された¹⁹。フランス政府は，2002 年のフランステレコムの財務危機を受けて，同社を支援する複数の措置を実施した。

その後，政府による 90 億ユーロの信用供与の形態での融資の発表を含む再建計画が策定された。結果的に，本融資契約は最終的に合意，実施されなかったが，民間投資者は同社の財務状況の包括的な監査なくしては，その時点で同種の信用供与を与え得なかったことから，欧州委員会は，本件措置は国家補助となると考えた。

¹⁹ Decision 2006/621/EC France Telecom [2006] OJ L257/11.

実際、措置後に行われることになる（民間の）再資本化が成功するとは、市場が国家の補助の宣言によって「汚染されてしまった(contaminated)」ために、信用されることはないであろう。しかしながら、欧州委員会による分析が全く新しいものであること及び補助の定量化が極めて困難であったことから、補助の回収は命じられなかった。

エ 民間債権者テスト

(7) 民間債権者テスト

事業者に対する国家の関係が、投資者ではなく債権者の関係であるとき、当該事業者への便宜が、同種の条件下で民間債権者の債務事業者に供与される便宜よりもより有利なものとなっているか否かによって融資の正当化を判断する。

民間債権者は、債務の積み上がりをただ単に許容する存在としてではなく、支払われるべき金額を回収し、また自己の損失の最小化を目的とする効率的な経済事業体と仮定される。

(1) 考慮すべき他の要素

民間投資者テストと同様に、民間債権者テストの適用に当たって考慮される要素は事案により様々であり、次のものが挙げられる。

- a 取決めは交渉されたか否か。
- b 債権者の保有する証券の性質と範囲。
- c 当該措置が当該事業者を経済的にみて活力あるものとし、長期的な財務状況の改善に貢献するものであるか否か。
- d 国家は合理的な期間内に負債の回収を見込めるか否か。
- e 当該解決策により、国家は訴訟の不確実性を避けることができるか否か。
- f 清算された場合の債権者が受け取ることのできる金額。

(2) 民間債権者テストの適用

民間債権者テストは、国家の供与する支払繰り延べ措置にも適用される。

また、債権放棄（ウェイバー）として、極端な事例では、負債を全く返済できない場合には、事業者の負債額について債権者としての国家がその負債を免除するか、負債を株式に転換することが妥当とされる場合もある。そのように現実に便益が生じない方法が採られるときには、それは補助ではないとされる。

オ 土地販売

(7) 市場価格の要件

公共機関による安い価格での土地の販売は、便益又は便宜をもたらすものとして補助となり、第 107 条(1)のその他の条件を満たす場合には同条の適用対象となる。

(1) 「セーフハーバー」の条件

欧州委員会の1997年の土地販売に関するコミュニケーション²⁰は、加盟国が、通常の市場価格が支払われ、補助の存在を排除することを確保するための販売手続について定めている。「セーフハーバー」が適用されるためには、当該販売が無条件の入札によるものであるか、当該販売が独立した査定者により算定された市場価格にて行われることを要する。

(ウ) 無条件の入札手続

土地の販売が、最も高くかつ唯一の入札価格を受け入れるようなオークションに類比できる十分に公表、公開、かつ無条件の入札手続によるものであれば、補助とはならないであろう。

(I) 独立の評価

上記の無条件での入札手続が用いられない場合には、一般的に受け入れられている市場指標と価値基準に基づいた市場価値を算定するために、売買交渉前に一人又は複数の独立資産評価者による独立した評価が実施されるべきである。

(オ) 事後の評価

こうした条件を満たすことができないとしても、取引が自動的に国家補助の取引とされることはない。鍵となる問は、依然として販売価格が市場価格であるか否かということであり、最も信頼できる方法で検討されなければならないということである。専門家の評価報告による場合、根拠のない主張ではなく、客観的証拠に基づくべきである。事後の評価報告が、販売価格よりも高い価格を提示したとしても、当該取引が自動的に国家補助となることを意味するわけではない。そこでは、当該販売価格が、購入者に対する便益の存在の認定を正当化するための評価が十分なものかについての判断が必要である。

(カ) 支払条件

公的セクターが販売する土地の販売価格を問わず、民間の購入者の支払条件が民間販売者の支払条件と合致しない場合には、補助とみなされることがある。

カ 資産又はサービスの提供

(ア) 公的資産の販売又は供給

土地販売と同様、その他の公的資産の販売又は提供は、当該販売又は提供が通常の市場条件の下で行われるときには補助とはみなされないが、しかし当該資産が安値又はより有利な条件で供給又は販売されるときには補助となる場合がある。

(イ) サービスの提供

²⁰ Communication on State aid elements in sales of land and buildings by public authorities (Communication on land sales) [1997] OJ C209/3.

公的セクターによるサービスの提供は、当該サービスについて事業者が費用を負担するのが通常である場合に無償で提供される場合、又は当該サービスが通常の市場条件で課され価格よりも安く若しくは有利な条件で提供される場合に国家補助となる場合がある。

(ウ) クロノポスト事件

公的セクターの提供するサービスの市場価格を評価する問題は、フランスの独占的な郵便サービス事業者である La Poste が、競争的な速達サービス市場で事業を行っている子会社のクロノポスト(Chronopost)に運営上及び商業上の支援を提供したことに関する事件で問題となった²¹。

欧州司法裁判所は、次のとおり述べている。

「SFMI-Chronopost に対する国家補助が疑いないものとなるのは、次のいずれかの場合である。第 1 に、運営上及び商業上の支援の提供で生じる可変的費用、郵便ネットワークの使用による固定費用の適切な負担及び SFMI-Chronopost の競争的な活動に使用される限りでの資本投資に対する適切な収益といった追加的なもの全てをカバーする料金であることが証明される場合。第 2 に、そうした要素が過小に見積もられないしは恣意的な方法で決定されていることを示すものがない場合である。」

(I) 公的機関の通常の役割

資産又はサービスの提供が、公的機関の通常の役割である場合には、国家補助の問題とはならない。

キ 商業的商品及びサービスの購入

(ア) 一般原則

国家が、商業事業者(a commercial operator)から商品とサービスを購入することは、原則として国家補助とはならない。この原則は、廃油の収集・廃棄事業者に供与される賠償に関する ADBHU 事件において裁判所により支持されており、賠償は補助となるものではなく、当該事業者の提供するサービスに対する適切な負担であるとされた²²。

(イ) 通常の商業取引

商品及びサービスの購入は十分周知された開かれた入札手続に従って行われるときは、当該購入が特定の事業者への補助を装ったものである可能性は通常排除される。

(ウ) 商品又はサービスへの本来的な要件

購入契約が通常の商業条件で締結されていることが明らかであり、また契約対象となる商品又はサービスが国家に供給される場合であっても、国家が実際に当該商品又

²¹ Case T-613/97 *Ufex v Commission* [2000] ECR II-4055.

²² Case 240/83 *Procureur de la République v. Association de Défense des bruleurs d'huiles usagés ('ADBHU')* [1985] ECR 531.

はサービスを必要としていることを示すことが求められる。

ク 公共サービスに対する支払

(ア) 二つの競合する分析

補助が、「通常の市場条件」では得ることのできない便宜を表すという原理は、国家による通常の市場価格でのサービス提供に対する補助は国家補助とみなされるべきではないということの意味する。これは、取り分け公共サービス提供義務の実施への支払に当てはまる。そうした措置は公共サービス提供の費用への適切な補償を超えない限り国家補助とはみなされないとする「補償アプローチ」と、そうした措置は国家補助に該当するが、第 106 条(2)に規定される適用除外の要件が満たされる場合には正当化されるという「国家補助アプローチ」を巡って、欧州委員会と裁判所において長きにわたり議論がなされている。

(イ) 補償アプローチの初期の使用例

1990 年代の後半まで、欧州委員会の確立された実務は、公共サービスの提供義務の実施への代償として示される支払は事業者への「便宜」を意味するものではなく、そのため第 107 条(1)にいう国家補助には該当しないとするものであった。

(ロ) 第一審裁判所（現一般裁判所）における国家補助アプローチ

欧州委員会の方針は、FFSA 事件において一般裁判所により再考されている。その中で同裁判所は、欧州委員会の主張に反して、フランス政府が La Post に供与する税の軽減措置は、国中に郵便局を維持する義務のような同社が負っている公共サービス提供義務の制約により生じる付加的費用よりも低いものであっても、第 107 条(1)にいう国家補助に該当するとした²³。

(ハ) 補償アプローチへの復帰

一般裁判所のこのアプローチは長くは続かなかった。同種の結論が出された SIC 事件判決²⁴の 1 年後、欧州司法裁判所は、医薬品開発業者による医療製品の卸売販売に課されるフランスの税金に関する Ferring 事件において再び補償アプローチの判決を下した²⁵。医薬品開発業者による医療製品の患者等への販売に税金を課す一方、医薬品卸売業者による患者等への販売には税金を課さないとする税制度は、異なる流通チャネル間における競争条件を同等なものとすることを意図するとともに、公共サービスの提供義務者である医薬品卸売業者の患者等への販売に掛かる費用の補償を意図するものであるとした。

すなわち、Tizzano 法務官が欧州司法裁判所は FFSA 事件判決や SIC 事件判決のアプローチを採用すべきではないと主張したところ、欧州司法裁判所も同法務官の意見に同意し、ADBHU 事件判決に言及しつつ、医薬品開発業者に課される患者等への販売

²³ Case T-106/95 *FFSA v Commission* [1997] ECR II-229.

²⁴ Case T-46/97 *SIC v Commission* [2000] ECR II-2125.

²⁵ Case C-53/00 *Ferring v ACOSS* [2001] ECR I-9067.

に対する税について、公共サービスを提供する医薬品卸売業者が実際に患者等へ医薬品を供給するために負担する追加費用と一致するのであれば、医薬品卸売業者に対する便益は第 107 条(1)にいう「便益」ではなく、医薬品卸売業者が提供するサービスに対する補償とみなされるとした。さらに、追加費用を上回る便益が認められる場合、費用の超過分については当該事業者が自己の公共サービス提供義務を遂行する上で必要とされるものではないので、第 106 条(2)は適用されないとした。

(d) アルトマーク事件判決（アルトマーク 4 要件）

欧州司法裁判所は、2003 年、アルトマーク事件判決において、自己の立場を見直す機会を得た²⁶。本件は、公共バスサービスを運行しているアルトマーク交通への補助金の供与が国家補助に該当するか否かに関する事例である。Ferring 事件判決の理由付けを拒絶し、国家補助アプローチに復帰することを提言する Léger 法務官による二つの明瞭な意見にもかかわらず、裁判所は Ferring 事件判決を支持した。このため、事業者によって提供される、事業者が財政的便宜を享受しないような、事業者の公共サービス提供義務を補償する国家の措置は第 107 条(1)によっては捉えることができないことが確認された。しかしながら、そのためには、4 条件が満たされなければならないことが示された。この条件は、多くの後続の事例で厳密に適用されてきている。

(a) 第 1 要件：明確に定義付けられた公共サービス提供義務

事業の受託者は、実施する公共サービス提供義務を実際に有していなければならない、当該義務は明確に定義されていなければならない。

判例では、当該義務は関連する事業規制や集团的協定により定められている事業者に通課される義務に付加して課されるものでなければならないとされている。

具体例としては、第 3 章にある S G E I の例を参照願いたい。さらに、第 107 条(1)の分析の文脈で裁判所により受け入れられている公共サービス提供義務の例として、税金補助サービスの提供、安定的な電気供給等が挙げられる。

(b) 第 2 要件：客観的な係数

補償が算定される基礎となる係数は、客観的かつ透明な手法で事前に定められていなければならない。本条件は、加盟国による、競争事業者よりも受益事業者を有利に扱う経済的な便宜の供与を防止することを目的とする。

(c) 第 3 要件：厳正な代償の要件

補償は、関連する受給及び合理的な利益を勘案して、公共サービスの供給に要する費用の全部又は一部を補填するものを超えることはできない。

(d) 第 4 要件：効率的な事業者の比較対象

²⁶ Case C-280/00 *Altmark Trans GmbH and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark GmbH* ('Altmark') [2003] ECR I-7747.

公共サービスを提供する事業者が、当該サービスを最小の費用で提供できる事業者の選考を可能とする公共調達手続によって選ばれない場合、関連する受給及び合理的な利益を考慮し、適切に運営された典型的な事業者が当該義務を実施するのに必要となる費用の分析を基に補償の水準が決定されるべきことが求められる。

(3) BUPA 事件におけるより柔軟なアプローチ

アルトマーク事件とその後の判決に適用された厳正なアプローチと対照的に、一般裁判所は BUPA 事件判決において、アルトマーク判決で示された要件、特に第 2 から第 4 の要件と大きく異なるアプローチを採用した²⁷。それによると、リスクの低いアイルランド市場における民間医療保険の供給者に、「リスク均一化(risk equalization)」の支払が求められたものであり、欧州委員会はアルトマーク判決で示された要件を満たさないと主張したが、裁判所はアルトマーク判決で示された要件が満たされた上で、その措置が第 107 条(1)の補助を構成しないとした。裁判所は厳密にはアルトマーク判決で示された要件の第 3 要件を満たさないかもしれないが、その要件の趣旨目的と一貫したものである旨述べている。

(4) 第 106 条(2)の援用

(BUPA 事件判決で制限されている)アルトマーク判決で示された要件が満たされない場合、事業者に供与される補償は、原則として第 107 条(1)に該当する。この場合、当該措置は、実施前に欧州委員会に届出をし、認可される必要がある。当該措置が第 107 条(1)にいう補助に該当する公共サービス補償に関する多くの事例においては、当該措置は所定の条件を満たす場合、第 106 条(2)の下で適用除外される。この条件は第 3 章で議論される。

ケ 準財政的な負担

(7) 問題の所在

(しばしば財政に類似する負担として言及される) 準財政的な負担は、特定の目的のためになされる負担である。この負担は、特定の産業セクターから徴収され、販売促進・マーケティング活動又は共同調査のような全てのセクターに便益のある活動の財政支援に用いられることも多い。多くの事例において、受益者は経済活動を実施していない機関であり、第 107 条は適用されない。

(1) 準財政的な負担による便益

裁判所は、特定の事業者を他の事業者よりも有利に扱う効果を有する、準財政的負担により財政支援された上記(ア)で記載されたような基金の運用を国家補助に該当するとしてきた。

(5) 負担それ自体に対する疑問

²⁷ Case T-289/03 *British United Provident Association Ltd (BUPA) and Others v. Commission* [2008] ECR II-81.

より困難な問題は、基金を財政的に支援する負担の適法性である。たとえ第 107 条は税又は負担を課すことを禁じてないとしても、事業者は国家補助を財政的に支援するために準財政的負担を使用してきた。このため、準財政的負担が第 107 条・第 108 条の下で禁止されてきた。裁判所は、補助と補助を財政支援する負担の間の緊密な関係を認め、France v. Commission 事件においては、第 107 条(1)を適用するためには、付加される負担と当該補助のもたらす便益との間に不均衡が存在するかということを含む、当該補助を取り巻く全ての法的・事実的状况を考慮する必要があるとした²⁸。

(I) 補助措置の不可欠な部分としての負担

Van Calster 事件先決裁定は、動物の病気の治療及び動物の健康・衛生の改善のための措置への財政支援に使用された分の、家畜取引に関する公的機関によって課された準財政的負担の払戻しを求めて、Van Calster 氏と Cleeren 氏が提起した訴訟に対するものである。裁判所は、France v Commission 事件判決を適用して、国家補助は、特別にかつ排他的に計画された形のもので、措置の統合された形での補助を支援する手法を含むとするとし、この負担を妥当とした²⁹。

(a) 負担は補助の担保となる必要がある

補助措置にとって「不可分の」負担の概念に関する裁判所の理由付けは、オランダの廃棄物課税に関して、負担の払戻しが求められた Streekgewest 事件において更に精緻化された。裁判所は、次のとおり判示した³⁰。

「〔現 E U 機能〕条約は、国家補助に関する条文[第 107 条、第 108 条及び第 109 条]と、加盟国の法、規則又は行政規則、取り分け税務規則の間の相違による競争の歪曲に関する条文 [第 116 条及び第 117 条]を明確に区別する。

税は、補助措置を財政支援する方法とならない限り、国家補助に関する条約の条項の範囲には入らない。ある税、又はその一部がある補助措置の不可欠な一部を構成するとみなされるためには、当該税からの歳入が必然的に当該補助を財政支援するように割り当てられるという意味において、関連する国内規則の下、当該補助措置を担保するものでなければならない。」

(a) 担保なしで示される要素

当局が、補助に限定されず、多様な目的に対する課税からの歳入を分配する本来の裁量を有する場合、当該課税は当該補助に対する担保とみなすことはできず、第 107 条と第 108 条の適用範囲外となる。

コ 差別的な税

(7) 問題の所在

差別的な税への国家補助規制の適用は、準財政的な負担の問題と緊密に関係する。

²⁸ Case 47/69 *France v Commission* [1970] ECR 487.

²⁹ Case C-261-262/01 *Van Calster* [2003] ECR I-12249.

³⁰ Case C-174/02 *Streekgewest* [2005] ECR I-85.

差別的な税に基づく訴えは、国家が二つのグループの事業者に異なる税率を課す場合や、他の全てのグループには課されない税を特定のグループの事業者に課す場合に提起されるかもしれない。

(イ) 補助の存在

ある国家の措置により、二つのグループの事業者に異なる税率が適用される場合、当該措置は低税率又は非課税グループに対する免除として分析されるべきか、あるいは逆に高い税率のグループに対する選択的な付加なのかを決定するのは困難な場合がある。

(ウ) Ferring 事件

選択的な租税の賦課が低税率又は非課税グループに対する税の減免として分析される事例と、単に第 107 条の適用対象外となる課税である事例を区別する必要がある。この問題は Ferring 事件で生じた問題であり、原告は国内裁判所の手続において、競合する卸売業者による同様の商品の販売には税金が課されないことを理由に、医薬品製造業者による医薬品の卸売販売に対する税の還付を主張した³¹。裁判所は、Tizzano 法務官の特定グループへの新税はそれが課されない者への便益であるとする指摘を採り入れ、競合する卸売業者と同等の取扱いをすべきとした。

(I) 現在の立場

現在の立場は、差別的な税制は、当該税制の目的と効果が対象となるグループに財政上の利益を与えることを意図するものであることが示される場合、低税率又は非課税の事業者のグループへの国家補助とみなされるというものである。

(オ) 選択性基準との関係

裁判所は、部門別の差別的な税制が問題となる場合、差別となる「基準」を正確に特定することを避け、その代わりにその差別的取扱いが当該制度の性質と一般的枠組みにより正当化されるか否かを代わりに尋ねることが多い。

(カ) 税それ自体の提訴：典型的な例外事例

補助の受益者の競争者の視点からすると、差別的税制の事例における最も重要なことは、免税の形をとる補助それ自体ではなく、他の事業者が対象となる財負担である。より高い税率それ自体では、国家補助とはならない。しかし、先に述べたとおり、状況に応じて、補助を財政支援するための一定の負担は、第 107 条及び第 108 条に該当する可能性がある。

(キ) 例外：意図的な非対称の税

例外的な事例において、競争をゆがめる目的で、ある競争グループには税を課さな

³¹ Case C-53/00 *Ferring v ACOSS* [2001] ECR I-9067.

い一方、一つの事業者に対しては初めから税を課すことを選択するかもしれない。

(3) 国家の資金と有責性

国家のリソースの関与への第 107 条(1)における言及は、相当の議論を誘発してきた。第 107 条(1)は「**①**加盟国による又は**②**国家の資金を通して供与される」補助に適用されると規定しているが、問題は、これが**①**又は**②**の二つの選択的な要件と解すべきか、あるいは**②**国家の資金による供与こそが国家補助の本質的な要件かというものである。裁判所は、ある措置が公的資金を通して財政支援されるときに初めて国家補助となると *PreussenElektra* 事件において最終的に判示した³²。

ア 国家の資金に関する議論

(ア) 狭い見解

公的な資金を通じた資金供与が国家補助の定義の構成要素であるという狭い見解は、蒸留酒の最低小売価格の決定に関する *van Tiggele* 事件において最初に示された³³。Capotorti 法務官は、国家補助は「支出又は収入減少のいずれかの形での公的な資金供与に対する負担」を伴うものであると述べている。裁判所は、通常のドイツの登録ではなく国際的な登録により、ドイツの集团的協定とは異なる条件でのフィリピン人船員の雇用を船主に認めるドイツ法に関する *Sloman Neptun* 事件において、同じアプローチを適用している³⁴。また、5年後の *Epifanio Viscido* 事件において裁判所は、「期間の定めのある雇用契約に関する一般的に適用される法令を一事業者へ適用しないことは、当該事業者に対するいかなる直接又は間接の国家の資金の当該事業者への移転とはならない」と述べている³⁵。

(イ) 広い見解

広い見解は、多くの事例において、特に 1970 年代、80 年代に適用されてきた第 107 条(1)の解釈によると、特定の事業者に経済的利点をもたらす、国家に帰せられる行為の結果となる措置は、国家の財政負担に関わりなく、国家補助となる。牛と子牛の輸入数量の配分に関する *Norddeutsches Vieh- und Fleischkontor* 事件において、*VerLoren van Themaat* 法務官は、加盟国により支払われない金銭的利益の供与は第 107 条により規制されると主張することは可能であると考えた³⁶。本見解を支持する見解は、*Poor Farmers* 事件にみられ、貧農に対する補助が、国家でなく、自律した（公的）主体により運営されている基金を通じて財政支援されているもので国家補助ではないとされた³⁷。国家の資金基準という考え方に対する最大の攻撃は、*Darmon* 法務官による *Sloman Neptun* 事件においてなされた。同法務官意見は、過去の判例と、米国法や G

³² Case C-379/98 *PreussenElektra* [2001] ECR I-2099.

³³ Case 82/77 *Openbaar Ministerie of the Kingdom of the Netherlands v van Tiggele* [1978] ECR 25.

³⁴ Cases C-72-73/91 *Sloman Neptun Schiffarts AG v. Seebetriebsrat Bodo Ziesemer* [1993] ECR I-887.

³⁵ Cases C-52-54/97 *Epifanio Viscido and Others v. Ente Poste Italiane* [1998] ECR I-2629.

³⁶ Cases 213-215/81 *Norddeutsches Vieh- und Fleischkontor v. BALM* [1982] ECR 3583.

³⁷ Case 290/83 *Commission v France ('Poor Farmers')* [1985] ECR 439.

A T Tでの立場の徹底的な調査を踏まえ、第 107 条(1)の下で求められる補助の「公的」性質は、基金の起源よりも、措置を採択する機関により関係すると結論付けた³⁸。

(ウ) 原則を巡る議論

原則をめぐる多くの議論は、広い見解を支持している。補助の存在が当該措置の形でなく効果により評価する首尾一貫した原則に基づくと、特定の事業者に便宜を与えるが民間事業者を通して財政支援する国家の措置は、公的な資金を通じた財政措置と同じ効果を有するものとなる。

(I) PreussenElektra における分類

法を分類する機会は、2001 年の PreussenElektra 事件において訪れた。本件は、ドイツの裁判所により付託されたものであるが、欧州司法裁判所は、民間の電力供給事業者に対し一定量の電力を国家の定めた裁定価格で再生可能なエネルギー源から購入することを求めるドイツ国内法は国家の資金を通じて供与されたものではなく、国家補助に当たらないとする Jacobs 法務官の意見を支持し、次のとおり判示した³⁹。

「欧州司法裁判所の判例は、直接又は間接に国家の資金を通じて供与された便宜だけが[第 107 条(1)]にいう補助とみなされるということを示している。…… 本件では、民間電気供給事業者に課されていた固定された最低価格での再生可能エネルギー源から供給された電力を購入するという義務は、この種の電力を供給する事業者に対し、直接又は間接の国家の資金を移転するものではない。

このため、上記民間電気供給事業者の義務から生じる財政上の負担をこれらの事業者と他の事業者の間に配分することもまた、直接にも間接にも国家の資金の移転とはならない。…」

(オ) 第 107 条(1)の解釈の蓄積

PreussenElektra 事件を受け、第 107 条(1)の文言にもかかわらず、今日では、国家による供与の条件と国家の資金を通じた供与の条件は、一方だけの適用を考える代替的なものではなく、双方を合わせた上で考える総合的なものと解釈されることが明らかになった。

イ 「国家の資金」を構成する基金の種類

(ア) 政府の基金と資産

中央政府の基金と資産は、国家の資金を構成する。地方政府の基金と資産についても同様である。

(イ) 公的事業者と民間事業者

国家補助はまた、公的事業者、又は民間事業者の管理する基金を通じて財政支援さ

³⁸ Case C-72-73/91 *Sloman Neptun Schiffarts AG v. Seebetriebsrat Bodo Zieseemer* [1993] ECR I-887.

³⁹ Case C-379/98 *PreussenElektra* [2001] ECR I-2099.

れることもある。

(ウ) 準財政的負担及びその他の義務的支出

一般的な税から成る基金は、準財政的負担又はその他の義務的支出であり、また公的機関の管理の下に置かれている場合、「国家の資金」とみなされる。しかしながら、Pearle 事件においては、特定の目的のために計上され、公的機関の利用できない準財政的資金は、国家の資金とはならないことが示されている⁴⁰。

(イ) 国家の永続的資産でない民間による預金

民間の預金者が引き出すことができる民間の自発的な基金であって、公的セクターが利用できる資産であれば、国家の資金となる。

(オ) 共同体の資金

欧州連合の資金は、第 107 条(1)にいう国家の資金には該当しない。

ウ 国家の資金を通じた供与となる措置の種類

(ア) 直接又は間接の供与

補助は、国家の資金を通して、「直接又は間接に」供与されるものである。

(イ) 免税とその他の賦課の免除

「先行収入(foregoing revenue)」の原則により、国家のものとなっていたであろう免税とその他の賦課の免除は、その他の補助の条件が満たされる場合には、第 107 条(1)にいう国家補助となる。

(ウ) 国家の資金に対する潜在的な負担

国家保証は、国家の資金を通じた供与としてみなされる。国家保証については、保証は要求されることはないかもしれないが、不確定な責任(a contingent liability)を伴うものであり、実行される場合には国家の追加的な負担となるものである。

(イ) 第三者による支払

第 107 条(1)は、直接にも間接にも国家の資金を含まず、民間の個人の支払を求めるにすぎない補助措置は対象としない。

エ 責任の基準

(ア) 責任の基準

判例により、補助措置は、国家によるもの(attributable)又は国家に責任がある(imputable)場合にのみ国家補助となることが確立している。このため、第 107 条(1)は、国家の行為から生じる補助と同様又は類似の経済的效果を有する民間事業者の行為に

⁴⁰ Case C-345/02 *Pearle BV and Others v Hoofdbedrijfschap Ambachten* [2004] ECR I-7139.

は適用されない。

(1) 責任の指標

公的事業者の資金を通じて補助が供与されている場合、当該補助は公的セクターに帰することができるか否か、又は公的事業者の自律的な行動の結果として採択されたものであるのかを決定するために、当該事例の状況と背景を考慮することが必要である。特に、次の要素が責任を決定する点に関連する。

- a 事業者が設立された方法
- b 事業者の法的地位（公法、通常の会社法）
- c 事業者の行政組織への統合
- d 公的機関による事業者の監視と管理の程度
- e 事業者の活動の性質と民間事業者と同等の競争条件にある市場での事業者の活動状況、及び事業者が規制機能を行行使する程度
- f 争訟の結果について、公的機関の認可の対象となり、また課される条件の程度
- g 公的機関が措置を提示する方法

この判断基準は、公的事業者の法的地位と構造が関連する一方で、それ以外の様々な要素についても考慮に入れるべきことを示すものである。

(f) 公的機関のイニシアティブ

責任を示すため、公的機関が公的事業者に対し、問題となっている措置を採るよう求めたことを示す必要はない。当該措置の内容が国家に由来するものである場合には、当該措置が実際には民間事業者によって行われたとしても、国家に責任があることが示される可能性が高い。

(I) EU指令の実施

国家による措置が、共同体の条項を国内法で実施するものであるとき、問題となる条項について国家は責任を問われることはなく、共同体の立法行為によるものとみなされる。

(4) 特定の事業者の優遇（特定性）

ア 本条件の目的・問題となる領域

(A) 目的

補助が特定の事業者又は事業分野を優遇するという条件は、国家補助を定義する特徴の一つである。本要件の目的は、他の国に適用され得る規則を参照することで、加盟国の立法体制全般に対して疑問が生じることを回避するためのものである。Fennelly 法務官は、Ecotrade 事件において、次のとおり述べている⁴¹。

「代替的な措置は、(それ自体が検討対象となる)当該加盟国において通常適用される規則ではなく、参照されるヤードスティックとして、おそらく他の加盟国における

⁴¹ Case C-200/97 *Ecotrade Srl v AFS* [1998] ECR I-7907.

規則について、当該分野のあらゆる国家規則の包括的な見直しを意味することとなる。これは、一般的な経済組織と規則が最も競争的な国を罰することになって、逆効果なものとなるであろう。」

(イ) 問題の領域

国家補助の鍵となる要件の一つである、特定性テストは、他の事業者よりも一又は複数の事業者グループに便宜を与える全ての措置が第107条(1)の禁止対象となるわけではないので、実際には適用することが最も困難な国家補助の要件となるであろう。この点に関連して、二つの特定の事例を認定できる。第1に、特定の事業者に対する便宜は、あらゆる事業者に適用される「一般的な措置」である措置の付随的な影響にすぎない可能性がある。第2に、関連する制度の全体が特定のものとして識別される場合には、当該制度の特性と枠組みにより異なった取扱いが正当化される場合がある。

イ 選択的措置

(ア) 関連する比較

ある措置は、特定の事業者又は特定の事業分野に対して排他的に便宜を与える場合に原則として特定性があるとされる。この場合に該当するかを決定する上では、比較のための参照点をまず決定することが必要である。

(イ) 特定の事業者への補助

国家補助の理論的枠組みは、特定の事業者に供与される補助、すなわち個別の補助である。

(ウ) 特定のセクターへの直接の便益

第107条(1)の「特定の商品の生産に...有利となる」という部分は、特定の事業分野に対する補助は選択的である(selective)ということを示しており、裁判所はたとえある特定の分野への措置が経済の全部門に便宜を与えるものであっても国家補助となり得ることを確認している。

(エ) 特定のセクターへの間接の便益

ある措置は、特定の事業分野に間接的に便益を与えるときについても、選択的になされる補助となる。Commission v. Italy 事件において、裁判所は欧州委員会決定を支持し、男性労働者より女性労働者に対し従業員の疾病保険掛け金をより大きく減額するイタリアの措置は繊維、被服、靴、皮革製品分野のような女性労働者を多く抱える産業を優遇するものであり、国家補助に当たるとした⁴²。

(オ) 規模と資金による選択

大規模な事業者は利用できない中小企業又は自営業者を対象とした補助措置は、通

⁴² Case 203/82 *Commission v Italy* [1983] ECR 2525.

常選択的なものとされる。しかしながら、この種の事例の多くは、中小企業に適用される欧州委員会の規則に基づくものであれば、共通市場と整合的である。

(カ) 特定の地理的地域

加盟国内の特別な地域への補助は、第 107 条(1)の適用対象となる可能性がある。裁判所は、「加盟国の領域の部分として定義される地理的位置に関する基準」を含む措置は、選択的になり得ることを近時確認している（*Salzgitter v Commission*）⁴³。

(キ) 公的事業者と公的サービス

公的事業者や公的サービスを供給する事業者に対し有利な取扱いを付与する国家の措置は選択的なものとみなされる可能性が高い。

(ク) その他の基準による選択

選択的になされる補助の分類は閉ざされたものではない。補助が選択的なものとみなされるその他の事例には、輸出される国内産品のみを優遇する措置、天然ガス充填拠点で使用される自動車を免税する自動車の利用に関する税等が含まれる。

(ケ) 行政の裁量的な慣行

それ自体は選択的でない措置が、行政に裁量の要素があるとき、選択的なものとされる可能性がある。欧州委員会は、個別の事業者を優遇する一般的な税制規則から逸脱する行政決定は、国家補助となる可能性があり、詳細に検討されるべきであるとしている。

(コ) 対象グループ外の事業者の優遇

ある措置の便益が、対象となる特定のグループに属していない単独又は複数の事業者に拡大される可能性があるということもまた、当該措置が特定の目的のものであるということと損ねることはない。他方、加盟国は当該措置が一般的なものであることを主張することもできる。

ウ 一般的な措置

(ア) 基本となるテスト

国内領域において差別なく全ての事業者に便益を与える国家の措置は、一般的な措置であり、国家補助には該当しない。

(イ) 一般的な措置の例

基準となる例は、加盟国内での法人税の画一的な減額等、全ての企業に画一的に適用される措置である。こうした措置は、他の加盟国の競争者よりも、自国の全事業者を優遇する可能性があり、他の事業者よりも特定の事業者に偶然影響を与える可能性

⁴³ Case T-308/00 *Salzgitter v Commission* [1997] ECR 4013.

があることはがあっても、当該措置は選択的なものとはならない。その他の例として、以下のものを挙げることができる。

- a 労働者に対する一般的な減税
- b 投資への租税インセンティブ(独)
- c 財政留保への租税便益(独)
- d 支払不能規則(西)
- e 賠償規則 (蘭)
- f 排出上限と取引制度 (蘭)

(ウ) 地域的な一般措置

特定の地域内の全ての事業者に適用される措置は、選択的な補助ではなく、一般的な措置とされる場合がある。かかる差異の問題は、地域課税の文脈で議論される。

(I) ポルトガル対欧州委員会事件

ポルトガル対欧州委員会事件は、アゾレス群島の立法府の採択した当該地域における全ての自然人と法人に対する所得税と法人税を減額する法律が問題となった⁴⁴。裁判所は、当該決定が十分に自律的な権限の行使により採択されたとみなされるためには、当該決定は憲法的観点からみて、当該地域又は地方政府が中央政府から独立した政治的・行政的地位を有すること、当該決定の内容に関して中央政府が間接的に介入することなく採択されたこと、当該地域における法人税の減税の財政的結果が他の地域や中央政府の補助ないし補助金により支援されないことを要するとした。その上で、本件においては本件減税措置が実際には中央政府により補助されていることから、これらの要件が満たされていないとして、本件減税措置を選択的なものであるとした欧州委員会決定を支持した。

(オ) UGT-Rioja 事件

2年後の UGT-Rioja 事件において裁判所は、バスク地方におけるスペイン国内の通常の税率よりも低い法人税の採用に対し、制度的、手続的及び経済的な面で自律したものであるとしかどうかテストを適用した⁴⁵。裁判所は、バスク地方政府が上記3条件を満たすか否かの決定を最終的に国内裁判所に委ねた上で、少なくとも最初の二つの条件は満たされているとする見解を示している。

(カ) 租税収入の損失をもたらす一般的措置

一般的措置が、単に国家の租税収入を失わせるにすぎない場合には、第 107 条(1)に該当しない。裁判所は *Sloman Neptun* 事件において、特定の船会社と EU 加盟国民でも居住者でもない乗組員との間の契約に独の労働法が適用されないという立法措置

⁴⁴ C-88/03 *Portugal v Commission* [2006] ECR I-7115.

⁴⁵ Cases C-428-434/06 *UGT-Rioja v Juntas Generales del Territorio Histórico de Vizcaya and Others* [2008] I-6747.

を検討した⁴⁶。実際の結果は、当該乗組員は賃金が低く、ドイツ政府の税収を減少させることとなったが、潜在的な税収の損失は制度に内在的なものであり、当該事業者に特定の便宜を与えないとして、本件措置が国家補助の措置に当たるとする議論を退けた。

エ 制度の性格又は枠組みによって正当化される措置

(ア) テスト

ある措置が原則として選択的であるとされても、事業者又は事業者グループへの便宜が問題となる「制度の性格又は一般的な枠組み」から生じ、正当化される場合には、第 107 条(1)の適用対象外となる。

(イ) 立証責任と基準

制度の性格又は枠組みに基づく正当化は、第 107 条(1)の対象外の措置となり、第 107 条(2)及び(3)に規定される例外とされるのではない。それにもかかわらず、裁判所は、これまでのところ、こうした正当化は、問題とされる措置を導入した加盟国に立証責任が課されるため、国家補助禁止の例外とみなしてきた。

(ウ) 正当化の条件

ごく最近まで、裁判所の判例は、「制度の性格又は一般的な枠組み」に関する正当化とみなされるものについて、ほとんど指針を提供していなかった。Fennelly 法務官は、裁判所はイタリア対欧州委員会事件において正当化の条件を提示したが、その概念の中に含まれ得るものについて説明していないと指摘した⁴⁷。

(イ) 「制度」の特定

ある措置が、その属する制度の論理と一貫したものであるかを決定する上で、中心的な問題は、関連する制度の特定である。これは必ずしも明白ではなく、共通してみられる誤りは、「一般的制度」を補助措置そのものとみることであり、当該措置に対する政策上の正当化事由に依拠することである。

(オ) 近時の判例

最近まで、「制度の性格又は一般的枠組み」の正当化事由を考慮した事例のほとんどは、その事案に対するこの正当化事由の適用を拒絶してきた。しかしながら、最近では、原則は多くの事例において適用されており、問題となる措置は選択的なものではなく、第 107 条(1)にいう補助ではないとされている (BAA 事件⁴⁸・Netherlands v Commission 事件⁴⁹)。

⁴⁶ Cases C-72-73/91 *Sloman Neptun* [1993] ECR I-887.

⁴⁷ Case C-83/98P *France v Ladbroke Racing and Commission* [2000] ECR I-3271.

⁴⁸ Case T-210/02 *British Aggregates Association v Commission* [2006] ECR II-2789.

⁴⁹ Case T-233/04 *Netherlands v Commission* [2008] II-591.

(カ) 他の事例

所得又は利潤に対する累進税率は、税制の追及する所得再配分という目的に基づいて正当化され得るものである。同様に、中小企業に対して、より緩やかな行政上、規制上の要件を課すこともあるが、補助の定義には全く該当しない。

(5) 競争の歪曲及び通商に関する効果

ア 一般原則

(7) 条件の区分

第 107 条(1)の下での最後の要件は、措置は競争をゆがめ、加盟国間の通商に影響を与えるおそれのあるものであってはならないということである。両条件は密接に関連しており、ともに考慮されることもある。

(i) 競争の歪曲と加盟国間通商への影響のおそれ

裁判所の初期の判例では、競争の歪曲と加盟国間通商への影響という問題は、国家補助の定義を構成するか否かについて疑いがもたれていたこともあった。Van de Kooy 対欧州委員会事件において、Slynn 法務官は、第 108 条の下での届出義務は、競争をゆがめ、加盟国間通商に影響を与える補助に限られるものではなく、これらの要件は当該補助の審査において欧州委員会が検討する問題であるとの見解を述べている⁵⁰。

(ii) 実際の影響を示すことは不要

競争と通商に関する影響は、実際に示される必要はない。これは、措置が既に実施されている場合で、理論的には、実際の効果が評価できる場合にも当てはまる。

(I) 事前の評価

補助措置の影響の分析は、問題となる措置が実施される前に届け出られていない場合でも、補助又は補助枠組みの特性に基づいて事前に又は仮定の下で行われなくてはならない。

(iv) 必要とされる理由の程度

競争と通商に関する影響の立証水準は比較的低いものであり、具体的な証拠は必要でない。このため、対象となる市場を画定し、当該市場構造の分析を行い、加盟国間での通商の流れの証拠を提出する必要はない。

イ 競争の歪曲

(7) 財務状況の改善

競争の歪曲の古典的なテストは、補助が競争者との対比で、補助を受けて事業者の立場を強化するか否かである。当該事業者の競争者の立場の評価は要しない。競争上の立場の強化は、単に受益者に供与される便宜を参照することにより評価され、決定

⁵⁰ Case 67, 68 and 70/85 *Van der Kooy v Commission* [1988] ECR 219.

的な問題は当該事業者の財務状況が全体として補助により改善したか否かである。

(1) 関連する加盟国での競争上の条件

当該措置が便益又は便宜となるかの問については、当該措置が採択される前の当該加盟国における競争状況が関連する参照点となる。熾烈な競争により特徴付けられる事業分野に補助が供与される場合、競争を歪曲するのが通常であり、少なくとも競争を歪曲する危険性がある。

(ウ) 他の加盟国における競争上の条件

当該措置が、他の加盟国における事業者へ適用されないということは関係がない。加盟国当局は、措置の便益が他の加盟国で設立された事業者に適用されないということで非難されることはない。

(I) 特定性の条件との関係

競争の歪曲の存在は、補助が特定性を有するかという問と緊密に関連している。しかし、競争の歪曲の存在又は存在のおそれを結論付ける上では、特定性に関する事実の単純な再利用では十分ではない。このため、たとえ補助の状況により競争の歪曲が明らかな場合であっても、欧州委員会は自己の決定において本条件に関する結論を支持するために依拠した特定の事実について言及することが求められる。

ウ 加盟国間通商への効果

(ア) 管轄権の基準

補助が加盟国間通商に影響を及ぼすものであることを要するという要件は、単なる形式の問題ではなく、欧州委員会の管轄権と加盟国の独立した行動を留保する領域の間の管轄権の線引きを行うものであり、重要な要件である。

(イ) 加盟国間通商を示す要素

本要件は、受益事業者が国境を越えた活動を行うか、当該補助により影響を受ける事業分野が加盟国間通商の実質的なレベルに達している場合には、疑いなく満たされるものである。しかしながら、受益者自身が加盟国間通商に従事している必要はない。受益事業者が自己の製品を輸出しておらず、地方レベルで事業活動を行っているにすぎない場合でも、当該補助は国内生産を増加させることにより加盟国間通商に影響を与えるおそれがあるのであり、他の加盟国の事業者は、当該加盟国市場へ自己の製品を輸出する機会が減少することとなる。

(ウ) 通商における予見可能な展開

本要件は、措置の効果の可能性に関連するものであるため、共同体通商の予見可能な展開を考慮することも関連する。補助が供与されたその時点では、加盟国間に実際の通商がない場合でも、当該製品の共同体内取引の実質的な成長が予見される場合には、加盟国間通商に対する影響の要件は満たされる場合がある。

(I) 加盟国間通商に影響がない事例

加盟国間の通商に関して、実際にも潜在的にも効果がない事例はまれである。しかしながら、例外の一つとして、補助の時点で自由化されていなかった市場に関するものがある。Sardegna Line 事件における、Sardinian 船会社への補助に関する 1997 年の決定は、欧州委員会が、1999 年 1 月 1 日まで地中海の島嶼間の海上輸送サービスの自由化から除外されていたことを考慮に入れていなかったことを理由に取り消された⁵¹。

エ デ・ミニマス補助

(7) デ・ミニマス (de minimis) ルールという一般的法理の不存在

裁判所は、比較的小さな事業者に供与される極めて小さな補助でさえ、加盟国間の競争をゆがめ、加盟国間通商に影響を与えるおそれがあると一貫して強調してきた。

(1) 欧州委員会の慣行

第 107 条(1)自体が、デ・ミニマス補助を規制対象から除いていなくても、欧州委員会は、全ての補助、特に中小企業への少額の補助が競争と加盟国間通商に知覚可能な影響を有していないとする見解を採っている。

(9) デ・ミニマス規則

デ・ミニマス規則 (規則 1998/2006) は、次の例外を除いて、全事業分野の事業者への補助に適用される。漁業及び水産養殖分野への補助、農産品の第一次生産への補助、農産品の加工販売事業者への一定の補助、輸出補助、輸入製品に対する国産品優遇補助、石炭事業者への補助、道路貨物輸送車両への補助、及び困難な状況にある事業者への補助である。上記以外の全ての事例は、1 事業者当たり 3 年にわたって 20 万ユーロを限度として供与されるもの、道路輸送分野では 1 事業者当たり 10 万ユーロを限度に、デ・ミニマス補助を供与することができる。

(I) 本規則に該当しない補助

裁判所の判例に基づくと、デ・ミニマス規則は、規定された限度額を超える補助には適用されない。限度額を超えた場合は、非常に小さな国家補助の供与であっても、超過分について第 107 条(1)の禁止と 108 条(3)の届出の要件が適用されることになる。これは、初期のデ・ミニマス補助に関する裁判所の実務と一貫性のあるものである。さらに、そもそも僅少なものではないのかもしれないが、本規則の適用対象となる事業分野においても、個々の事業者が受け取れる補助額を特定の上限に制限しない措置には、デ・ミニマス規則は適用されない。

(6) 補助の適合性：原則について

ア はじめに

⁵¹ Cases C-15/98 and C-105/99 *Italian Republic and Sardegna Lines v Commission* [2000] ECR I-8855.

第 107 条(1)は禁止の網を広く掛ける規定振りをしている。国家補助を広く審査の対象としつつ、禁止されないものを例外として認めるとというのが、EUにおける国家補助規制の特徴といえる。例外としては、一般的な例外を規定する第 107 条(2)(3)、第 106 条(2)、理事会に新たな例外を定める権限を付与する第 107 条(3)(e)、第 108 条(2)、そして農業・運輸セクターの適用除外がある。

なお、国家補助が例外に該当し、禁止の対象とならないことについての立証責任は加盟国側にある。

イ 第 107 条(2)：自動的な適合

第 107 条(2)は、国家補助のうち共同体市場に適合し、禁止されないものを規定している。以下のとおりである。

<p>第 107 条(2) 次に掲げる補助は、域内市場と両立する</p> <p>(a) 個々の消費者に供与される社会的性格を有する補助。ただし、当該補助は対象産品の原産地に基づく差別なく与えられなければならない。</p> <p>(b) 自然災害その他異常事態により生じた損害を補填するための補助。</p> <p>(c) ドイツ分割により影響を受けたドイツ連邦共和国の一定地域の経済に対し、ドイツ分割による経済的不利を補償するために必要な限度において与えられる補助。<u>リスボン条約が発効して5年の後、理事会は欧州委員会からの提案に基づいてこの条項を削除する決定を採択できる。</u></p>
--

ここに列挙されたものは、自動的に適法となる。他方、欧州委員会への届出義務は残る(第 108 条(3))。現在は第 107 条(2)に該当するものが少ないので、あまり重要ではないと考えられている。特に(c)はほとんど用いられていない。

以下、各類型について概観する。

(ア) 第 107 条(2)(a) 社会的補助

社会的性格を有する補助で、個別の消費者に供与されるものは、当該補助が対象製品の原産地に関する差別なくして供与される場合に禁止の例外に当たるとされる。ここでいう供与は、その方法を問わない。

補助の供与は個人に直接なされなければならないが、供与の対象は、社会的介入を正当化するような状況にある特定の消費者に限定される。

「対象製品の出所に関する差別なくして供与される」ことが条件となっているが、その趣旨は、特定の事業者や事業分野を利することを回避することにある。

(イ) 第 107 条(2)(b) 災害補助：「自然災害その他異常事態により生じた損害を補填するための補助」

第 107 条(2)(b)は自然災害と、異常事態により生じた損害を補償するための補助を例外として規定している。ここで問題となるのは、自然災害及び異常事態の解釈である。

異常事態に該当するには、予見可能性がないことが求められ、予見できるものは含まれない。

(ウ) 第 107 条(2)(c) ドイツへの冷戦補助

ドイツの分割により影響を受けたドイツ内の特定の地域の経済に対して付与される補助で、当該分割により生じた経済的不利を補償するために必要な範囲のものが禁止の例外となる。

本規定は、実務においては長らく意味を失っていた。そのため、リスボン条約による改正において、改正前の第 107 条(2)(c)の末尾に今後の削除の可能性を示唆する 1 文が挿入されている（上記条文中の下線部）。

ウ 第 107 条(3)：裁量的な適合性

第 107 条(3)は、共同市場との適合性について欧州委員会が裁量的に判断する国家補助について規定している。

<p>第 107 条(3) 次に掲げる補助は、域内市場と両立するものとみなすことができる。</p> <p>(a) 生活水準の非常に低い地域又は深刻な雇用不足の生じている地域及び構造的、<u>経済的並びに社会的状況に鑑みて第 349 条にいう地方の経済開発を促進するための補助。</u></p> <p>(b) 欧州の共通利益となる重要な計画の達成を促進するため、又は加盟国の経済の重大な攪乱を救済するための補助。</p> <p>(c) 一定の経済活動の発展又は一定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし、当該補助が共通の利益に反する程度まで、連合の通商条件に対して影響を与えないことを条件とする。</p> <p>(d) 文化及び遺産の保存を促進するための補助。ただし、当該補助が共通の利益に反する程度まで、連合の通商条件及び競争に対して影響を与えないことを条件とする。</p> <p>(e) 欧州委員会の提案に基づき、理事会の決定により特定されるその他の種類の補助。</p>
--

*リスボン条約による改正前の条約規定は以下のとおりである。（条文中の下線部が、改正を受けた箇所）

(a) 生活水準の非常に低い地域又は深刻な雇用不足の生じている地域の経済開発を促進するための補助。

(e) 欧州委員会からの提案に基づき、理事会の特定多数決による決定により特定されるその他の種類の補助。

第 107 条(3)は、欧州委員会が禁止されない国家補助として承認する権限を有している種類の補助のリストである。この判断において、欧州委員会は共同体の政策目的に従って補助を方向付ける広範な裁量を有している。

(7) 原 4 則

第 107 条(3)の適用の是非の判断は、国内レベルではなく共同体における経済・社会的評価をもって行う。その際には、あらゆる要素が考慮され、考慮要素は事例による。

判断において、バランステストがなされなければならない。すなわち、補助の功罪の影響が判断される。この判断枠組みは、「国家補助行動計画」で示されたものである。

(1) 一括適用免除

一括適用免除の目的・効果は、法的安定性の提供及び欧州委員会・加盟国当局の負担の軽減にある。

第 109 条は、理事会に対して第 107・第 108 条の適用に必要な規則の立法権限を付与している。同条に基づき、理事会は 1998 年に授權規則を採択し、これにより欧州委員会に一括適用免除規則を採択する権限を付与している。授權規則は、欧州委員会に対し、四つの水平的な目的、すなわち中小企業、研究開発、環境保護、雇用と職業訓練に関する一括適用免除規則の採択を認めるほか、地域補助に関する規則の採択を認めている。授權規則はまた、欧州委員会に対し、デ・ミニマス一括適用免除の採択権限も付与している。一括適用免除に該当する補助については、欧州委員会への事前申請及び欧州委員会の承認が必要なくなる。

これまでの規則制定等の経緯としては、2001 年、2002 年の間に職業訓練、中小企業及び雇用についての規則が制定され、その後、2006 年、2007 年の間に地域補助、デ・ミニマス、農業・漁業のデ・ミニマスに関する規則が制定された。

また、2005 年には、「国家補助行動計画」が示された。これは、政策と手続の改革をうたうものである。その内容は、経済的アプローチの採用、効率的・透明な手続の導入、委員会と加盟国の責任の共有といったものであり、その中心となる提案は、既存の個別的な水平的補助に関する一括適用免除規則を簡素化し、単一の包括的一般適用免除規則へ集約化するものである。

これを受けて、2008 年に包括的一括適用免除規則（G B E R）が採択された。これは、地域補助、職業訓練、中小企業、雇用に関する既存の規則を廃し、これら 4 分野の補助の全てをカバーするものである。また新たに、女性企業家、環境、リスク・キャピタル、R & D & I、障害を有する労働者に関するルールも定めている。

一括適用免除の条件を充足しない補助であっても、ガイドライン等に基づいて欧州委員会の承認を得ることも可能である。

(f) ガイドライン

ガイドラインの目的は、一括適用免除に当たらない場合の判断における透明性・予見可能性を向上することにある。ガイドラインには、方針と基準が示されている。

(I) 第 107 条(3)(a) 結束に関する補助

(a) 生活水準の非常に低い地域又は深刻な雇用不足の生じている地域及び構造的、経済的並びに社会的状況に鑑みて第 349 条にいう地方の経済開発を促進するための補助。

本例外は、共同体全体からみて経済状態が極度に悪い地域に適用される。経済状態が極度に悪いとは、一人当たりの GDP が共同体平均の 75%を超えない場合をいう。本例外は、共同体の結束(cohesion)を強化することが意図されたものである。

第 107 条(3)(a)と(c)とは類似の補助を規定しているが、両者は次のような関係にある。

(a) は(c)よりも貧しい地域に適用される。また(c)が「一定の経済活動の発展又は一定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし、当該補助が共通の利益に反する程度まで、通商条件に対して影響を与えないことを条件とする」と規定するところ、(a)には(c)のような「共通の利益に反する程度まで、通商条件に対して影響を与えない」

という条件が付されていないという差異がある。

(イ) 第 107 条(3)(b) 重要な計画への補助，深刻な攪乱に対する補助

(b) 欧州の共通利益となる重要な計画の達成の促進するため，又は加盟国の経済の重大な攪乱を救済するための補助。

第 107 条(3)(b)にいう重要な計画への補助に該当するか否かの判断において，委員会の実務では次の四つの基準が採用されている。

補助はプロジェクトを促進しなければならない。促進とは，計画の実施に寄与する行動をいう。

特定，詳細，明確に定義された計画でなければならない。

計画は量的・質的の両方で重要性を有さなければならないが，特に質的に重要性をもたなければならない。

共同体全体を利するような，共通の欧州的利益を有する計画ではなければならない。ここでいう「共通の欧州利益」に関する要件を充足するためには，目的が欧州全体に関するというだけでは十分ではなく，計画自体が「共通の欧州利益」をもたらすものでなくてはならない。複数の加盟国政府により実施される等がこれに当たると考えられる。

加盟国経済における深刻な攪乱については，加盟国の一部の地域だけでなく当該加盟国の全体の経済への影響が必要である。この適用免除は例外的なものとして扱われている。

(カ) 第 107 条(3)(c) 特定の経済活動の発展，特定の経済領域の発展を補助する補助

(c) 特定の経済活動の発展又は特定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし，当該補助が共通の利益に反する程度まで，連合の通商条件に対して影響を与えないことを条件とする。

第 107 条(3)(c)は対象が最も広く，最も用いられている。その対象となるのは，事業分野別の補助（特定の経済活動），地域的補助（特定の経済地域）だけではなく，特定の活動や地域を対象とする水平的補助も対象となる。

本号に付された「共通の利益」の条件については，比例性（最低限の必要性）をもって判断がなされる。本号が用いられている多くの事例は，農業に関する補助である。

(キ) 第 107 条(3)(d) 文化や遺産の保護を促進する補助

(d) 文化及び遺産の保存を促進するための補助。ただし，当該補助が共通の利益に反する程度まで，連合の通商条件及び競争に対して影響を与えないことを条件とする。

第 107 条(3)(d)は E U 機能条約の制定に伴い導入されたものである（1993 年 11 月 1 日発効）。本号には，遡及効はない。

本号にいう文化の促進でカバーされる例として，映画産業，劇場，ダンス，音楽出版・メディア産業，伝統的な芸術形態（ギャラリー，写真）が挙げられる。文化の促進に関するガイドラインはない。ただし，関連するものに放送・映画のコミュニケー

ションがある。

遺産の保護の促進に関する補助については、厳格な解釈がなされている。

エ 第 106 条(2)と一般的経済利益を有するサービス (S G E I)

一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された事業者又は歳入源を独占する性格を有する事業者は、それらの規則の適用がこれらの企業に与えられている特定の任務の法律上又は事実上の遂行を妨げない限り、本条約の起草、特に競争に関する規定に従わなければならない。連合の利益に反する程度にまで、通商の発展が影響されてはならない。

第 106 条(2)は、一定の場合に、公益を有するサービスの提供を行う事業者に対して条約規定を適用しない旨を規定している。

(7) イントロダクション

本項は、競争という共同体の目的と公共サービスの効果的な提供という利益との間の調整を図る規定である。本項に規定された条件を充足すれば、これらに対する国家補助は共同市場に適合することになる。

第 106 条(2)の下で共同市場に適合するとしても、国家補助を第 108 条(3)の下で委員会に申請する義務は残る。ただしその例外として第 106 条(2)に関する決定の下ではこの義務が免除される。

第 106 条(2)の意義は、Ferring 事件及びアルトマーク事件の後に減じたといわれる(22 頁及び 49 頁参照)。というのは、公共サービス提供義務を履行させるためにサービス提供者に支払われた補てんが、当該義務の遂行において生じた費用を超えない場合には、アルトマーク事件判決で示された基準によれば、その便宜は国家補助ではないとされ、もはや第 106 条(2)に依拠する必要がなくなるからである。しかし、比較対象の事業者がいらないなどアルトマーク判決で示された基準が利用できない場合には、いまだ有用な規定である。

第 106 条(2)に関しては、2005 年に欧州委員会が決定と枠組みを採択している。これについて以下述べる。

(1) 第 106 条(2)に関する決定

第 106 条(2)に関する決定はセーフハーバーを規定しており、これに該当する場合には申請せずとも共同市場に適合するとみなされる。ただし、事業分野別立法にあるより厳格な規定の対象にはなる。この点において、一括適用免除といえないものであるが、ほぼ同様の機能を持つといえる。

第 106 条(2)に関する決定は、以下の四つの分類に適用される。

S G E I に指定される前の 2 年間において、税引き前の年間売上高の平均が 1 億ユーロ（あるいは、信用機関の場合にはバランスシートの売上高が 8 億ユーロ）の事業者に対する公共サービス提供の補填。問題となる補填は、当該期間又は 5 年間の年間平均が 3000 万ユーロ以下でなければならない。

加盟国によって S G E I とされた活動を実施する、病院や社会的住居に関する事業者に付与される公共サービスの補填。

S G E I に指定される前の 2 年間において、年間の乗客数が 30 万人を超えない航空

又は海上の連絡路に対する公共サービス提供の補填。

S G E I に指定される前の 2 年間に於いて、年間の利用者数の平均が、空港については 100 万人、港については 30 万人を超えない、空港及び港に対する公共サービス提供の補填。

運輸分野のうち、島嶼部の運輸分野には第 106 条(2)が適用されないことに注意が必要である。また、二次立法と適合する限りにおいてこの決定が適用される。

決定が適用されるのは S G E I の運営責任が公的な行為によって事業者に委託された場合のみである。公共サービスの提供に関する委託を内容とする公的機関の措置においては、以下の事柄が特定されていなければならない。公共サービス提供義務の内容と期間、企業と地域、事業者に付与される特別又は排他的権利、計算のパラメーター、補填の管理と審査、過度の補填を回避し返金する方法である。公共サービス提供義務を履行するに当たり生じる費用に充てるために必要な額を超えてはならない。

(ウ) 第 106 条(2)決定に該当しない事例

第 106 条(2)の決定に該当しない補助については、委員会に申請し、承認を受けなければならない。第 106 条(2)が規定する一定の条件に合致すると、共同市場に適合すると判断される。この立証責任は加盟国にある。

第 106 条(2)の下で規定からの逸脱を認められるための条件として 5 つが挙げられる。

真の S G E I の存在、事業者が当該サービスの運営を委ねられていること、当該措置の必要性、当該措置の比例性、共同体利益に反する程度まで通商の発展に影響を与えないということである。以下、それぞれについて述べる。

第 1 に、S G E I であるという点については、S G E I とは何か定義されていない。ユニバーサルサービス提供義務のあるものが典型例であるが、これに限定されない。S G E I の対象範囲の決定については、加盟国が最初の責任を有し、共同体立法がなされない限り加盟国に広範な裁量が認められている。

第 2 に、公的機関による S G E I 運営の委託が必要である。これは、立法や規制が必要というわけではなく、免許(concession)の付与でも足りる。

第 3 に、第 106 条(2)は、委託された S G E I の遂行が阻害される限りにおいて、国家補助規制からの逸脱を許容する。委託を受けた事業者が経済的に受入れ可能な条件で S G E I を遂行するためには、当該措置が必要であることを示さなければならない。

第 4 に、比例性が求められる。過剰補填も許されない。ただし、過剰補填がなされてしまった場合でも、年間の補填額の 10%を超えない場合には翌年に繰り越してよいとされている。

第 5 に、共同体利益に反する程度までの通商の発展への影響がある場合には、106 条(2)を援用することは許されない。欧州司法裁判所は、この点についていまだ判断をしたことがない。

オ 理事会による国家補助の承認

第 107 条(3) 次のものは共同市場と適合するとみなす。

...

(e) 欧州委員会の提案に基づき、理事会の決定により特定されるその他の種類の補助。

第 108 条(2) 3 段 4 段

いずれかの加盟国の要請を受け、理事会は、当該決定が例外的な事態により正当化されるときは、第 107 条の規定又は第 109 条により定められる規則によらず、当該加盟国が供与しているか又は供与する意向である補助が域内市場と両立するものとみなされる旨を全会一致で決定できる。欧州委員会が、当該補助に関して本項第 1 段に定める手続を開始しているときは、当該加盟国の理事会に対する要請は、理事会がその態度を表明するまで、当該手続を停止する効果を有する。

もっとも、理事会が加盟国による要請があつてから 3 か月の期間内に態度を表明しないときは、欧州委員会が当該事例に関する決定を行う。

欧州委員会が補助を承認する場合には第 107 条(3)(a)-(d)のいずれかに根拠を置かねばならないが、これらのいずれにも該当しないが、承認することが望ましい場合には第 107 条(3)(e)又は第 108 条(2)が援用されることがある。

(f) 欧州委員会の提案に基づく理事会の行動

理事会は第 107 条(3)に列挙された補助以外のカテゴリーの補助を追加する権限を有する。その範囲は広いが、共同市場に適合しない補助を追加することは許されない。この権限が行使された例として、造船分野における 1990 年第 107 条(3)(e)に基づく理事会指令 90/684/EEC (the Seventh Directive) がある。

(g) 加盟国の申請に基づく理事会の行為

第 108 条(2)は、加盟国の申請に基づき、理事会の全会一致で特定の補助措置について(注・第 107 条(3)(e)は補助の分類)禁止の例外とする決定を行うことができる。この規定は、例外的な場合にのみ用いられ得る。

カ 他の例外

第 36 条(1)は、農産物に対する競争法の適用は、二次立法によって理事会が決定する範囲に限ることを規定する。実務では、農産物に関する共同市場の設立に関する全ての規則は、規律する製品に対して国家補助規則が適用されることを規定しているが、これは関連規則の定める特別の規定に従うことを条件に、国家補助規則が農業分野の大半に適用されることを意味する。

運輸分野は原則として競争法の適用を受ける。第 93 条は一定の場合に、補助が条約と適合することを宣言する。運輸の調整の必要性を充足するため、公共サービスの概念に内在する特定の義務の履行のために必要な補償である場合である。また、第 96 条は加盟国に対して、欧州委員会の承認を得ない限り、有利な運賃又は条件を通じて事業者に対して補助や保護を与えてはならないことを規定する。これらの対象となるのは、鉄道、道路、内陸水路(上記規定と第 106 条～第 108 条の両方が適用される)である。ただし、航空、海運は第 106 条～第 108 条のみが適用される。

石炭・鉄鋼分野については、E C S C 条約が 2002 年 7 月 23 日まで有効であった。そ

の後このセクターにも EC 条約が適用されるようになった。

3 包括的一括適用免除規則 (G B E R) の概要

(1) 序

欧州委員会は 2008 年 8 月、「(E C) 条約第 87 条及び第 88 条〔現 E U 機能条約第 107 条及び第 108 条〕の適用に係る特定類型の補助の共同市場との両立性を宣言する欧州委員会規則」(包括的一括適用免除規則⁵²。以下「G B E R」という。)を採択した。G B E R は、欧州委員会が 2005 年から 2009 年を計画年度として実施した「国家補助行動計画」⁵³ (2005 年 6 月)に基づいて採択された規則等の一つであり、2008 年 8 月から 2013 年末まで適用されることとなっている。

G B E R は、第 I 章：通則，第 Ⅱ章：個別分野の補助に関する特例，第 Ⅲ章：最終規定の全 3 章 45 条から構成されている。G B E R の章立ては、次のとおりである。

第 I 章 通則

第 1 条 適用範囲

第 2 条 定義

第 3 条 適用免除の条件

第 4 条 補助率及び対象費用

第 5 条 補助の透明性

第 6 条 個別の届出基準

第 7 条 補助の合算

第 8 条 インセンティブ効果

第 9 条 透明性

第 10 条 監視

第 11 条 年次報告

第 12 条 投資補助に適用される個別の条件

第 Ⅱ章 個別分野の補助に関する特例

第 1 節 地域補助 (第 13 ~ 14 条)

第 2 節 中小企業投資・雇用補助 (第 15 条)

第 3 節 女性起業家に対する補助 (第 16 条)

第 4 節 環境保護のための補助 (第 17 ~ 25 条)

⁵² Commission Regulation (EC) No 800/2008 of 6 August 2008 declaring certain categories of aid compatible with the common market in application of Article 87 and 88 of the Treaty (General Block Exemption Regulation) [2008] OJ L214/3.

⁵³ COM (2005) 107 final, State Aid Action Plan - Less and better targeted state aid: a roadmap for state aid reform 2005-2009, SEC (2005) 795.

「国家補助行動計画」実施の背景には、(1)いわゆる「リスボン戦略」の見直し(2005年3月)を踏まえ、加盟国による補助総額の削減を目指しつつ、研究開発、雇用等の重点政策分野を対象とする補助へ傾注すること、(2)2004年5月の第5次EU拡大を受け、欧州委員会は効率的な国家補助制度の構築を迫られ、加盟国からの届出事案の削減を目指したこと、(3)既存の関連諸規定(一括適用免除規則、ガイドライン等)の簡素化を図りつつ、国家補助制度の透明性を確保することとしたことがある(「国家補助行動計画」I.2 New challenges for the EC state aid policy)。

第5節 中小企業支援コンサルティング及び中小企業に対する展示会参加補助(第26～27条)

第6節 リスク・キャピタルの形態による補助(第28～29条)

第7節 研究開発・技術革新補助(第30～37条)

第8節 訓練補助(第38～39条)

第9節 ハンディ及び障害を持つ労働者の補助(第40～42条)

第 章 最終規定

第43条 廃止

第44条 経過規定

第45条 発効及び適用開始

(2) 適用対象

G B E Rは、以下の補助を除き、全事業分野に適用される(第1条)。

輸出関連活動への補助

国内品の使用を条件とする補助

所定の場合を除く漁業及び水産養殖業の活動、及び農産物の一次生産を補助する補助

第一次生産へ供与される農産品の加工・販売活動を補助する補助

所定の場合を除く石炭部門の活動を補助する補助

鉄鋼業・造船業・合成繊維業の活動を補助する地域補助

製造業の特定部門又はサービス業の特定部門のみを対象とする地域補助スキーム(ただし、観光業のみを対象とする地域補助スキームを除く⁵⁴。)

所定の場合を除く大企業に対する個別的な補助

過去の欧州委員会決定により回収命令の対象となった補助を返還していない事業者に対して再度個別補助を付与することを明示的に排除しない補助スキーム及びかかる事業者に対して再度供与される個別補助、並びに困難な状況にある事業者⁵⁵に対する補助

(3) 共通の要件

G B E Rの適用対象となる補助が、E U機能条約第108条に規定される欧州委員会への届出義務の免除対象となるためには、G B E Rの第1章及び第2章に規定される以下の各要件を満たすことを要する。

⁵⁴ 観光業はサービス業の一つであるが、観光業は地域への経済的な波及効果が大きいので、観光業という特定の事業部門のみを直接の供与対象とする補助であっても、特定部門のみに供与される補助とはみなされず、ここにいう「特定部門のみを対象とする地域補助スキーム」からは除かれる。

⁵⁵ 困難な状況にある事業者(firms in difficulty)とは、救済・事業再生支援の供与対象となる事業者を指し、具体的には「自己資本、所有者・株主、債権者からの基金によるかを問わず、公的機関の外部からの介入なくしては損失の埋め合わせができず、高い確率で短中期に事業から退出せざるを得なくなる状況にある事業者」のことをいう。困難な状況にある事業者に対する補助の枠組み及び個別の補助は、G B E Rの適用対象から除外され、「困難な状況にある事業者の救済・事業再生支援に関する共同体ガイドライン(Community guidelines on State aid for rescuing and restructuring firms in difficulty [2004] OJ C244/2)の下で判断される(詳細については、本報告書第2章第2節(3)参照)。

補助の枠組，補助の枠組により供与される個別の補助，及び個別の補助が，G B E R という名称，及びG B E RのE U官報での出典に言及していること（第3条）。

補助割合（aid intensity）の算出に際しては，税控除前の数値を使用すること（第4条）。

補助が透明であること（第5条）。

個別の補助は，個別のものであるか，スキームによるものであるかを問わず，上限額以下であること（第6条）。

届出基準と上限は，全財源からの補助額を合算したものとする。また，補助は，他の補助，デ・ミニマス補助，E Uからの補助と合算し，上限を超えてはならない（第7条）。

補助は，インセンティブ効果を有するものであることを要する（第8条）。

透明性（加盟国による欧州委員会への補助の概要届出，加盟国による補助の詳細の公表）（第9条），欧州委員会による監視（第10条），加盟国による年次報告提出（第11条）に関する各要件が満たされること。

(4) 個別の補助に関する特則

第2章には，個別の補助に関する特則として，地域に対する補助，S M E（中小企業）の投資・雇用補助，女性起業家に対する補助，環境保護に対する補助，S M Eの補助相談及びS M Eの展示会参加のための補助，リスク・キャピタルの形態による補助，研究開発・イノベーションに対する補助，職業訓練に対する補助及び不利な条件及び障害を持つ労働者に対する補助が定められており，それぞれ適用免除とされる補助の定義，補助の上限額及び割合等が定められている（詳細については，本報告書第2章第2節参照）。

(5) 最終規定

G B E Rは，第9条を除いた所定の全要件を満たす場合，発効前に供与された個別の補助に対しても適用される。本規則所定の要件は満たさないものの，既に発効していた委員会規則⁵⁶所定の要件を満たす2008年12月31日以前に供与された補助についても，E U機能条約第108条(3)の届出義務が免除される。

なお，本規則の発効前に供与された補助のうち，本規則及び上記委員会規則に定められる要件を満たさない補助については，関連するスキーム，ガイドライン，コミュニケーション及び告示に従い委員会が評価する。また，本規則の有効期間の終了時，本規則に基づき届出義務を免除されている補助スキーム（地域補助のスキームを除く。）は引き続き6か月間適用免除対象とされる（第44条）。

第2節 各論

1 環境

(1) 総論

共同体の環境政策は長い歴史を有する。特に1999年のアムステルダム条約が調和のとれた持続可能な発展を共同体の主要目的とすることにより，環境政策へのコミットメントが

⁵⁶ 委員会規則2001年68号，2001年70号，2002年2204号，2006年1628号。

強化された。現在では、共同体の全ての政策及び活動において環境政策の考慮が必要と考えられている。また、環境問題とエネルギー問題は不即不離である点に注意が必要である。

基本ルールは、G B E Rと2008年に公表されたガイドラインである。それらは、環境保護を目的とした補助を、そもそも国家補助に該当しないもの、G B E Rが適用され事前届出及び承認を必要としないもの、2008年のガイドラインに従い欧州委員会による個別の承認がなされるものという、三つに分類する。

(2) 国家補助の存在

環境保護を目的とする加盟国の措置の多くは、第107条(1)に規定される国家補助にそもそも該当しない。デ・ミニマスの評価のほか、事業者に特別の便宜を与えないことを理由とする場合、補助が国家のリソースに基づかないことを理由とする場合がある。前者について、事業者に対して環境に及ぼす費用の内部化を求めるだけでは、国家補助は成立しない。また、後者について、国家による直接又は間接の支出を伴わないものは、国家補助に該当しない。したがって、例えば電力会社に再生可能エネルギーの固定価格買取りを求める制度は、国家補助が問題にならない。しかし、窒素酸化物に係る排出権取引制度は、国家補助が問題になる。なぜならば、排出権を有償で割り当てる場合はもちろん、仮に排出権の割当ては無償でなされたとしても、オークションの対象とする場合も含め、排出権を有償で割り当てることも可能であったからである。

(3) G B E R

G B E Rは、環境保護に係る補助を八つに分類する。共同体基準を改善することにつながる環境保護の措置への投資、共同体基準を上回る輸送機械の取得への補助、中小企業が共同体基準を早期に達成するための補助、省エネを目的とした投資への補助、コジェネ投資への補助、再生可能エネルギー利用を目的とした投資への補助、環境調査への補助、そして税の減免の形での補助である。可能な補助の割合は、大企業、中規模企業、小規模企業によって異なる。

(4) 第107条(3)に基づく承認

2008年ガイドラインは、G B E Rの対象とならないが、欧州委員会が承認する補助の要件を示す。その中心は、第107条(3)(c)による承認である。ガイドラインによる評価の基本は、国家補助行動計画で明らかにされた「バランシングテスト」である。バランシングテストは、第1に、補助の目的が共通の利益に資するものかを検討する。第2に、補助がその目的をどのように達成しようとするものなのかを、補助の妥当性、インセンティブ効果、比例性を考慮して検討する。第3に、競争制限の大きさを検討する。特定の要件、基準を満たす補助については、比較衡量テストの適用に関する推定規定が存在する。そのような補助は第107条(3)に合致すると考えられることになる。

2008年ガイドラインにおける重要な改正は、補助が多額となる場合、特定の場合に詳細審査を行う手続を定めたことである。そのような場合には、欧州委員会は、補助の積極的效果及び消極的效果の両面をみて、個別事例ごとにバランシングテストを行う。

詳細審査手続は、2008年ガイドラインに規定された六つの場合に適用される。投資に

係る補助であり、事業者一人当たり 7500 万ユーロを超えるもの、省エネに係る補助であり、1 事業者当たり 5 年間で 500 万ユーロを超えるもの、再生可能エネルギーの生産、再生可能熱の生産であって、発電量が 125M を超えるものに対する補助、バイオ燃料に係る補助であって、生産量が年間 15 万トンを超えるものに対する補助、コージェネに係る補助であって、その能力が 200MW を超えるもの、外部費用を回避する効果に基づき与えられる、再生可能エネルギーの生産プラント新設に対する補助である。

2 雇用と職業訓練

(1) 総論

2020 年までの目標を記した Europe 2020⁵⁷によると、ヨーロッパでは、2008 年末からの金融危機によって、それまでの 10 年間に増加させてきた雇用を一気に失い、1990 年代に水準に戻った。Europe2020 が公表された 2010 年 3 月の時点で、2300 万人が失業状態にあるとのことである。こうした状況において Europe 2020 は、労働者の教育及び訓練の重要性を改めて強調している⁵⁸。

訓練 (training) に対する補助とは、労働者の現在や将来の職務に直接役立つ訓練、又は転職してからも役立つ訓練に対する補助を意味する。

雇用に対する補助とは、過去 6 か月間定職につけていないなどの労働者 (disadvantaged worker ないし severely disadvantaged worker) の雇用に対する補助又は国内法上障害者と認定されているなどの労働者 (disabled worker) の雇用に対する補助を指す。

もっとも、これらの補助は、企業ではなく個人を対象とするか、広く一般的に実施されることが多く、その場合はそもそも国家補助に当たらない (規制の対象外である)⁵⁹。

(2) 規制の枠組み

他の分野と同じく、訓練に対する補助及び雇用に対する補助の双方について G B E R が重要な一次資料である。G B E R は、例えば現在や将来の職務に直接役立つ訓練について、適切な費用の 25% までを援助するならば、届け出なくてもよいと定めている。

G B E R の届出免除基準を満たさず届出の対象となるものが違法かどうかについては、訓練に対する補助と雇用に対する補助とに分けて、欧州委員会からコミュニケーションが公表されている⁶⁰。これらのコミュニケーションにおいても、他の分野と同じく比較衡量を行うことが明らかにされている。

⁵⁷ European Commission, 'EUROPE 2020 A strategy for smart, sustainable and inclusive growth' (Communication) COM (2010) 2020 final.

⁵⁸ *Id.* p.7

⁵⁹ Commission Regulation (EC) 800/2008 of August 2008 declaring certain categories of aid compatible with the common market in application of Articles 87 and 88 of the Treaty (General block exemption Regulation) [2008] OJ/L 214/3.

⁶⁰ Criteria for the analysis of the compatibility of State aid for training subject to individual notification [2009] OJ C188/1.

Criteria for the analysis of the compatibility of State aid for the employment of disadvantaged and disabled workers subject to individual notification [2009] OJ C 188/6.

3 救済・事業再生

(1) 序

国家による事業者への補助の供与は、競争に悪影響を与える一方、補助を供与せずに不振事業者を市場から退出させる場合には、当該市場における競争の機会を減少させ、独占や寡占的状况がもたらされる可能性がある。ゆえに、救済・事業再生補助は、競争政策上の難問となっており、また国家補助政策において最も政治的な議論を呼ぶ分野の一つである。

(2) 規制の枠組み

救済・事業再生への補助は、包括的一般適用免除規則（GBER）から明示的に除外されており（GBER第1条第6項(c)号）、詳細については、「2004年ガイドライン」⁶¹に定められている。

(3) 基本原則

救済・事業再生補助は、EU機能条約第107条(3)(C)を法的根拠とし、供与対象者は、「困難な状況にある事業者」、すなわち、「自己資本、所有者・株主、債権者からの基金によるかを問わず、公的機関からの介入なくしては損失の埋め合わせができず、高い確率で短中期に事業から退出せざるを得なくなる状況にある事業者」に限定される。

救済・事業再生補助は、1度限り与えられ、所定の例外を除いて、10年に1度以上の補助を受けることはできない（「1度限り、かつ最後の原則（one time, last time principle）」）。また、比例性原則の下、補助については最小限度のものとすることを要する。

(4) 救済補助

救済補助は、一時的かつ短期の措置であり、破綻企業が事業再生計画、又は清算計画を実行する上で必要な期間存続させることを主たる目的とし、「2004年ガイドライン」においては、6か月を超えないものとされている。

加盟国は、救済補助が承認されてから6か月以内に破綻企業の事業再生計画又は清算計画、ないし融資返還又は保証終了の証明の提出が求められる。

(5) 事業再生補助

事業再生補助は、長期的な事業遂行能力を回復させるための事業再編成・合理化を補助するために供与される。競争を歪曲する危険性が高いため、当該事業者には、資産譲渡、生産能力削減、参入障壁低減等の代償措置が求められる。また、加盟国は、事業再生計画の提出が求められる。

(6) 世界金融危機

欧州委員会は、2008年後半の世界金融危機を受け、EU機能条約第107条(3)(b)を根

⁶¹ Community guidelines on State aid for rescuing and restructuring firms in difficulty [2004] OJ C244/2.

拠とする「銀行ガイドライン」⁶²以下合計4本のガイドラインを採択した。

4 研究開発・技術革新

(1) 総論

欧州委員会も、経済危機からの復活のため、積極的な研究開発投資を切望している。そのことは、2020年に向けたEUの目標が記されたEurope 2020⁶³にも明記されている。Europe 2020は、知識及び技術革新に基づく経済を築くこと（smart growth）、資源を更に効率的に活用し環境に優しく競争の活発な経済環境を作ること（sustainable growth）、雇用率を高めて経済的・社会的・地域的一体性の確保された経済環境を目指す（inclusive growth）を優先事項としている。研究開発投資については、smart growthとの関係で重要性が強調されており、GDPの3%を研究開発に投資するという目標が改めて確認されている⁶⁴。とはいえ、この目標を公的資金だけによって達成しようというわけではなく、民間による研究開発投資の重要性が同時に強調されている⁶⁵。

(2) 規制の枠組み

研究開発投資（R & D & I）への国家補助について重要な資料は、2006年に公表されたR & D & Iフレームワーク⁶⁶と2008年に公表されたG B E R⁶⁷である。

ア R & D & Iフレームワーク

本フレームワークは、2005年に公表された「国家補助行動計画」に従い、国家補助が違反かどうかの判断に当たり、バランシングテストを行うことを明らかにした（バランシングテストの詳細については、47頁参照）。

しかし、全ての案件についてこのような比較衡量をすることが現実的でないためか、R & D & Iフレームワークは、一定の数値基準を示し、当該基準を満たすものについては詳細な検討をしないこととしている。R & D & Iフレームワークの第5章及び第6章には、数値基準が書かれている。例えば、第5章によると、新商品、新しい製造方法又は新サービスの開発の基盤となる新しい知識・技能を獲得することなどを主たる目的とする研究調査を計画実施する場合には、必要経費の50%を超えない範囲内で補助をしてよいことになる。第6章には、例えば、中小企業の負担する知的財産権関連の費用についての補助は当然に「インセンティブ効果がある」と書かれている。

⁶² Communication on the application of State aid rules to measures taken in relation to financial institutions in the context of the current global financial crisis [2008] OJ C270/8.

⁶³ 前掲注 59

⁶⁴ GDP 3%の数値目標は 欧州理事会が2010年までの達成目標として2002年に掲げていたものである。

⁶⁵ Communication from the Commission – Investing in research: an action plan for Europe , COM (2003) 226 final , p.3.

⁶⁶ Community Framework for State aid for Research and Development and Innovation [2006] OJ C 323/01。本フレームワークは、2007年1月1日から2013年12月31日まで効力を有する。2011年10月8日に、本フレームワークの運用をレビューする Commission Staff Working Paper Mid-Term Review of the R&D&I Framework が公表された。

⁶⁷ Commission Regulation 800/2008/EC declaring certain categories of aid compatible with the common market in application of Articles 87 and 88 of the Treaty [2008] OJ L 214/3.

イ GBER

GBERは、上記(ア)で紹介したR&D&Iフレームワークの第5章の規定の多くを取り入れた。それによって、比較衡量をして合法と思われる補助は、欧州委員会へ届け出ないで実施できるようになった。

したがって、実際に比較衡量が行われるのは、この数値基準を超えているものということになる。もっとも、これまでの運用を見直した文書⁶⁸によると、GBERの届出基準を超えた案件について欧州委員会が詳細な検討を開始すると、加盟国は国家補助の内容を大きく修正するため、多くの場合には正式な事件として取り上げられずに終結している。

5 リスク・キャピタル

(1) 総論

リスク・キャピタルとは、新規事業の立ち上げ期及び発展期において、エクイティ又は準エクイティ上の資金提供を行うものと定義される。欧州委員会は、事業の立ち上げ及び中小企業に対するリスク・キャピタルを奨励している。欧州委員会が懸念するのは、「エクイティギャップ(equity gap)」と呼ばれる市場の失敗である。欧州委員会は、2006年に「リスク・キャピタルガイドライン」⁶⁹を制定している。

(2) 国家補助の存在

リスク・キャピタルは、事業者に資金上の優位性を与える限り、国家補助を構成する。補助は様々な形態をとる。投資ファンドへの国家の参加、リスク・キャピタルへの出資者に対する保証、投資を行うファンド又は経営者に対する会計上のインセンティブの付与を含む。リスク・キャピタルの提供は、通常、投資家による商業上の行為であり、ベンチャーキャピタルファンド、投資ファンド、大きな収益を期待して高リスクのスタートアップ期への投資を行う「ビジネスエンジェル」によるものである。したがって公的な資金提供は、私的な資金提供の代替となり、潜在的に私的資本に代わるものである(私的投資家の「追い出し(crowding-out)」効果)。

リスク・キャピタル取引に係る国家補助は、次の三つの場合において問題となると考えられる。「ファンドへの投資者」に対する国家補助が問題となる場合、「ファンド」に対する国家補助が問題となる場合、ファンドから出資を受ける「被出資企業」に対する国家補助が問題となる場合である。及びが存在する場合には、通常、の場合も問題になる。リスク・キャピタルガイドラインは、それぞれの段階における第107条(1)の適用を考える。

(3) GBER

GBERのリスク・キャピタルに係る規定は、全ての産業に適用される。EU機能条約

⁶⁸ European Commission, Commission Staff Working Paper Mid-Term Review of the R&D&I Framework, available at http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/rdi_mid_term_review_en.pdf.

⁶⁹ Community guidelines on state aid to promote risk capital investments in small and medium-sized enterprises [2006] OJ C194/2.

の ANNEX I に掲げられた農産物の一次生産・加工・販売事業，水産加工業，鉄鋼業，造船業，化学繊維産業には，国家補助について特別の扱いがなされ得るが，リスク・キャピタルに係る規定については，他の産業と同様に適用がなされる。しかし G B E R は，石炭産業におけるリスク・キャピタルには適用がない。G B E R は，中小企業を対象としたリスク・キャピタルに係る補助枠組みに対してのみ適用がある。適用除外のためには，特定の企業に対するファンドの投資が，12 か月で 150 万ユーロを超えないこと，リスク・キャピタルの 70% は，貸出しの形態ではなく，持分又はそれに準じる形態での補助であること等の要件を満たす必要がある。

(4) 第 107 条(3)に基づく承認

リスク・キャピタルガイドラインは，G B E R の対象とならないリスク・キャピタルに係る補助について，委員会が認可し得る要件を示す。ガイドラインは，経済学ベースのアプローチを創出しようとする国家補助アクションプランを反映し，二つの審査手続を設ける。第 1 は，一定の要件における「迅速 (rapid)」手続であり，規則 659/1999 が定めるタイムリミットに従い迅速に審査する手続である。標準審査とも呼ばれる。第 2 は，他の全てに係る詳細審査である。

標準審査は「特定のセーフハーバー基準」を満たす場合に限られる。スキームの少なくとも 70% は借り入れではなく，エクイティ又は準エクイティの形式をとることといった要件である。ガイドラインにおける標準審査は以前よりも重要性を失っている。なぜならば以前は同手続で審査された多くの補助スキームが，現在では G B E R の一括適用免除の対象となっているからである。標準審査の要件を満たさないものについては，詳細審査により，リスク・キャピタルに係る措置が第 107 条(3)を満たすだけの積極的効果を有するかがケースバイケースで判断される。

その判断は，委員会の国家補助アクションプランに定められた比較衡量テストに基づく。(バランシングテストの詳細については，40 頁参照)

6 中小企業

(1) 序

中小企業は，E U の経済成長と社会厚生的发展戦略において極めて重要な役割を担っている。欧州委員会は，中小企業を欧州全体での雇用の成長と企業家意識の伸長にとって重要なものとみなしている。欧州委員会は，中小企業の戦略的重要性を踏まえて，中小企業の発展と持続可能性の促進を補助するアプローチに一貫して，好意的な姿勢をとり続けてきた。

(2) 中小企業への補助の評価の手法

G B E R は，中小企業への補助の評価に次のような手法を用いている。

多くの中小企業に対する補助措置は，国家補助とならない。

G B E R の下，所定の実体要件と透明性要件に合致する中小企業に対する補助については，事前の届出及び承認なしに実施することが認められている。

G B E R の適用対象とならない中小企業に対する補助は，第 107 条(2)及び(3)の下，欧

州委員会による個別の承認を得る可能性がある。

(3) 補助の存在

国家補助となるためには、第 107 条(1)に規定される全ての基準を満たす必要がある。第 107 条(1)は、補助が共同体内通商において競争している他の事業者と比較して、ある事業者の立場を強化する場合にのみ援用される。また、これとともに、中小企業への補助は、デ・ミニマス一括適用免除の範囲にも入り得る。

(4) 中小企業の定義、補助分類

G B E R は、次のとおり中小企業を定義している。

企業の種類	従業員数	年間売上高	貸借対照表合計
零細企業	10 人以下	200 万ユーロ	200 万ユーロ
小企業	50 人以下	1000 万ユーロ	1000 万ユーロ
中企業	250 人以下	5000 万ユーロ	4300 万ユーロ

一般的に適用される水平的及び地域的な補助に関する条項に基づく補助率の増加に加えて、G B E R は、中小企業全体に適用される次のとおり多くの特定の種類の補助を適用免除対象としている。

新規に設立された小企業への補助（第 14 条） 中小企業の投資と雇用の補助（第 15 条） 女性起業家への補助（第 16 条） 共同体の環境基準への早期適用のための補助（第 20 条） コンサルタント実施のための補助（第 26 条）	展示会参加のための補助（第 27 条） 工業所有権取得費用への補助（第 33 条） 若い革新的企業への補助（第 35 条） 技術革新助言サービスと技術革新支援サービスへの補助（第 36 条） 高度な有資格者の業務遂行のための補助（第 37 条）
--	--

(5) 具体事例

補助の枠組みを策定し、また個別の補助を供与する際には、補助の累計が基準を超過することのないように留意することが求められる。補助の累計が基準を超過した中小企業関連の国家補助の禁止事例として、ドイツの「チューリンゲン有効資本プログラム」の補助スキームに関する欧州委員会決定⁷⁰がある。本件では、基準を超えて供与された補助の回収が命じられた。

ドイツの「チューリンゲン有効資本プログラム」の補助スキームに関する欧州委員会決定 (抄) 1 手続 (1) チューリンゲン州の有効な資本プログラムに適用される規則について、同州当局は欧州委員会の「中小企業への国家補助に関する 1992 年ガイドライン」で導入されたデ・
--

⁷⁰ Case 2003/469/EC: Commission Decision of 27 November 2002 on the aid scheme implemented by Germany: “Thuringia working capital programme”[2003] OJ L157/55.

ミニマス条項に合致したものであるという見解を有していたため、第 108 条(3)の下での欧州委員会に対する届出は行わなかった。

- (2) 新聞記事によると、本融資プログラムは、十分な担保のないと思われる企業が、品揃えを確保するために有利な条件で貸し付けを受けることができるようにするものであるところ、欧州委員会はドイツに対し、本融資プログラムが域内市場と両立することを評価するための情報提供を要請した。

(中略)

5 結論

- (101) 本件補助の枠組みは、規則に反するものである。規則 2001 年第 69 号の範囲を超えた補助、あるいは本規則の適用対象とならない場合には、本枠組みが実施された時点で有効であったその他の適用可能なデ・ミニマス条項を超えた補助は、違法に供与されたものである。

- (102) 本件補助の枠組みは、デ・ミニマスの範囲外で、補助された利率で供与される救済支援を行い、欧州委員会の確立された慣行の課す条件を考慮することなく事業再生補助を行うものであるばかりか、センシティブな事業分野での個々の事例の届出を行わず、かつ、センシティブな事業分野において事業の継続が可能な企業への補助を除外しないものであるところ、共通市場と両立しないものである。

- (103) したがって、規則 2001 年第 69 号の範囲外の規則、又はその他の関連するデ・ミニマス条項を困難な経済状況にある事業者への補助に適用し、またセンシティブなセクターにおける生存可能な企業への補助にその規則を適用することは、域内市場と両立しない。

(後略)

7 農業・漁業

(1) 総論

「農産品 (agricultural products)」とは、「土壌からの産品、牧畜、漁業及びこれらの産品に直接関連する第一段階の加工品」をいう (E U 機能条約第 38 条(1))。競争規則は、理事会が決定する限りにおいて、農業・漁業部門に適用され (同条約第 42 条)、届出対象となる国家補助は、それぞれ農業・農村開発総局、海事・漁業総局で取り扱われる。

(2) 共通農業政策 (common agricultural policy , C A P)

C A P は、技術的進歩の促進、農業生産の合理的発展、生産要素 (労働力) の利用最適化による農業生産性の向上、個人収入増加による農業共同体の生活水準の確保、市場安定化、供給の確保及び消費者への適正価格による供給実現を目的とする (同条約第 39 条(1))。

「アジェンダ 2000」の下での大規模な改革により、C A P の規制の枠組みは、価格支持と市場運営の二つに分けられた。前者は共通市場制度 (Single Common Market Organisation) と農業者に対する直接支払制度、後者は農村開発を柱とする。

(3) 農業分野に対して適用される規則

ア 農業デ・ミニマス規則 (Agriculture *de minimis* Regulation⁷¹)

一般的なデ・ミニマス規則は、農産物の加工・販売を対象とし、農産物の一次生産については「農業デ・ミニマス規則」が適用される。

本規則は、補助額が産品の市場価格又は数量に応じて決定される補助、輸出活動に関連した補助、国産品の使用を条件とする補助及び困難な状況にある事業者に供与される補助を除いた農業生産に従事する事業者に供与される補助に適用され、3会計年度にわたり1事業者当たり7,500ユーロを上限とする補助を適用免除対象とする。

イ 農業一括適用免除規則 (Agriculture Block Exemption Regulation⁷², ABER)

ABERは、農産物の一次生産に対する水平的補助(職業訓練、リスク・キャピタル、研究開発、環境及び不利・障害のある労働者に対する補助)にも適用される。

農産物の生産に従事する中小企業に対する大半の補助に対しては、ABERが適用される。ABERは、農産物の一次生産に従事する中小の農地に供与される補助のみを対象とし、具体的には、農地への投資、伝統的な風景・建物の保存、公益に適う農場施設の移転、青年農業者の就農、早期離農、生産者グループ、動植物の伝染病・ペストの蔓延の予防と根絶、気候変動による損害、保険料支払、農地分割、高品質の農産物生産、農業部門における技術補助の提供、畜産業及び理事会規則に基づく補助が適用対象とされる。

の農地への投資に対する補助率は、山岳地域等条件不利地域とされた地域の農業者に対する補助は50%が上限、その他の地域では40%が上限とする。青年農業者が行う5年以内の就農に対する補助については、条件不利益地域・その他の地域についてそれぞれ10%上乘せされる。外縁地域(エーゲ海諸島)については、75%が上限である。投資は、生産コストの削減、製造の改善と移転、品質の向上、自然環境の保護と改善、衛生条件・動物福祉基準の改善を追求するものである必要がある。経営状況が困難な状況にある事業者には、補助は供与されず、また共通市場制度を設立する理事会規則に定められた禁止や制限に違反してはならない。さらに、補助は特定の農産品に限定され、生産権の購入、動物・一年植物(annual plants)、一年植物の栽培、排水作業、水使用量を少なくとも25%削減することとならない灌漑設備・灌漑作業、単なる移転投資には供与されない。他方、補助は10%を上限に土地(建設用地以外)の購入に供与される。個々の事業者に対する最大の補助額は、3会計年度にわたり40万ユーロ(不利な地域では50万ユーロ)である。

の伝統的な風景と建物の保存については、考古学的、歴史的に意味のある農地に位置する、生産とは関係のない遺産の保全に向けた投資について、毎年1万ユーロを上限とした補助が供与される。補助率は不利な地域では75%、その他の地域では60%である。

⁷¹ Commission Regulation (EC) 1535/2007 on the application of Articles 87 and 88 of the EC Treaty to *de minimis* aid in the sector of agricultural production [2007] OJ L337/35.

⁷² Commission Regulation (EC) 1857/2006 on the application of Articles 87 and 88 of the Treaty to State aid to small and medium-sized enterprises active in the production of agricultural products and amending Regulation (EC) 70/2001 [2006] OJ L358/3.

なお、生産能力の向上をもたらしてはならない。

の公益に適う農場施設の移転については、移転により農業者がより近代的な設備を享受できる場合には、移転後の関連する施設の価値の増加の一定割合を負担することが求められる。負担率は少なくとも 60%（不利な地域では 50%）である。若年農業者の場合には、それぞれ 55%、45%に軽減されるが、移転が生産能力の向上につながってはならない。

の青年農業者については、受益者は 40 歳以下であり、農地の所有者として農地を初めて開始する必要がある。適切な職業上の技能を有し、農業活動の発展に向けた事業計画の提出が求められる。補助額の上限は 5 万 5,000 ユーロである。

の早期離農に対する補助は、農地を譲渡し離農する農業者、農地の譲渡に併せて離職する農業労働者に適用される。55 歳以下は対象とならず、農地移転時の年齢が通常の退職年齢に達してないか、農地譲渡時に対象加盟国における通常の退職年齢よりも 10 歳以上若い場合を除く。農業者は、移転前まで 10 年以上営農していたことを要する。農業労働者についても同様の年齢制限のほか、直近 5 年間の労働時間の少なくとも半分は農業に従事していた等の制限がある。補助期間は最長 15 年であり、70 歳の誕生日と農業労働者の平均退職年齢を超えてはならない。補助金額の上限は、農業者一人当たり毎年 1 万 8,000 ユーロ（総額 18 万ユーロ）、農業労働者の場合には一人当たり毎年 4,000 ユーロ（総額 4 万ユーロ）となっている。

の生産者グループに対する補助は、生産者グループ及び生産者協会（association）を対象とする。具体的な団体の活動は、農産物の生産や、共同体法に従った地理的表示・原産地・品質表示の監視である。これらの団体には、競争規則に適合した内部規則を備える必要がある。補助額の上限は 40 万ユーロである。

の動植物の伝染病とペストの予防と根絶費用に対する農業者への補償は、補助額が 100%を超えず、農業者への直接的な金銭の支払とならない限り、A B E R の対象となる。適用免除は、動植物の病気とペストにより損害について農業者に補償する補助も含まれる。

の気候変動による損害に対する補助は、自然災害に類似する気候変動による動植物又は農業施設の損失に対し農業者に補償する補助にも適用される。補助額の上限は、気候変動から生じる商品販売額の減少の 80%（不利な地域では 90%）を超えてはならない。

の保険料の支払に対する補助については、保険契約が自然災害に類する気候変動による損害のみを対象とすると述べている場合には保険料の 80%を超えてはならない。保険契約がこのような損害に加え、気候変動による損害、動植物の伝染病・ペストの蔓延による損害を対象とする場合には、50%に削減される。

の農地分割に対する補助は、補助が法的、事務的費用に向けられ、かつこれらの費用に対して供与されるのであれば、実費の 100%まで適用免除とされる。

の高品質な農産物の生産を促進する補助については、市場調査活動、製品のコンセプト・デザイン、高品質な補償制度の導入、品質保証の認証取得のための認証団体の課す費用等については、コストの 100%に対する補助が適用免除対象とされる。

の農業部門における技術補助の提供には、農業者と農業労働者の教育と職業訓練、

換地サービス，第三者の提供する相談サービス，カタログやウェブサイトの作成等が含まれる。補助は，コストの 100%を対象とできるが，生産者に対する直接的な支払ではなく，補助金を受けたサービスとして提供される必要がある。

の畜産業に対する補助は多様であり，家畜記録の開設と維持の事務費用の 100%，遺伝子の質，家畜の出産を決定するための第三者による調査費用の 70%，2011 年 12 月 31 日までは，革新的な家畜の出産技術・慣行の導入に対する 40%までの補助も認められる。このほか，家畜の屍体処理費用に対しては 100%，屍体解体費用の 75%，ないし屍体の処理解体費用に対する保険料に対する同額の補助も認められる。

なお，実費や強制的な賦課金による場合には，処理解体費用の 100%までの補助もめられる。

の理事会規則に基づく補助は，個別の理事会規則によるものであり，学校生徒に対する乳製品の提供に関する牛乳部門に対する補助，稲作に対する補助等がある。

なお，A B E R は，農産品の加工と販売に関連する費用に対して供与される補助，輸出関連の事業及び輸入品ではなく国産品の使用を条件とする補助に対しては適用されない。

ウ 農業ガイドライン (Agriculture Guidelines⁷³)

G E B R，A B E R 及び農業デ・ミニマス規則の対象とならない補助については，欧州委員会への届出対象となり，農業ガイドラインの下で評価される。同ガイドラインは，農産品の生産，農産品の加工・販売に加え，林業，水産業・水産養殖業にも適用される。

林業については，加盟国による補助策が，森林，生物多様性，健全な森林エコシステムの機能（環境，保護的，レクリエーション機能）の維持・回復に直接貢献する場合，欧州委員会は 100%までの補助を承認する。

(4) 漁業分野に対して適用される規則

ア 漁業デ・ミニマス規則 (Fisheries *de minimis* Regulation⁷⁴)

漁業デ・ミニマス規則は，例外を残しつつ，漁業部門全般に適用され，1 事業者当たり 3 万ユーロを上限に 3 会計年度にわたり供与する補助が適用免除対象となる。

イ 漁業適用免除規則 (Fisheries Block Exemption Regulation⁷⁵，F B E R)

G B E R は，職業訓練補助，リスク・キャピタルの形態での補助，R & D & I に対する補助，不利・障害のある労働者等限られた場合であるが，漁業にも適用される。

F B E R は，水産品の生産，加工，販売に従事している中小企業を対象とする補助に適用され，具体的には，将来にわたる廃業，一時的な廃業，漁船の運用に対する

⁷³ Community guidelines for State aid in the agriculture and forestry sector 2007 to 2013 [2006] OJ C319/1.

⁷⁴ Commission Regulation (EC) 875/2007 on the application of Articles 87 and 88 of the EC Treaty to *de minimis* aid in the fisheries sector and amending Regulation (EC) No 1860/2004 [2007] OJ L193/6.

⁷⁵ Commission Regulation (EC) 736/2008 on the application of Articles 87 and 88 of the EC Treaty to State aid to small and medium-sized enterprises active in the production, processing and marketing of fisheries products [2008] OJ C201/16.

社会経済的補償，生産的な投資，海洋環境対策，公衆衛生策，動物の健康，内水漁業，加工・販売，集团的行動，海洋動植物の保護・開発，漁港の投資，船着場・シェルター，新市場の開拓と販促キャンペーン，試験的計画，漁船割当の近代化，技術補助及び指令 2003 年第 96 号による免税に関する補助が掲げられている。

F B E R は，補助額が市場での製品の価格又は数量に基づいて決定された補助，輸出に関連した活動に対する補助，国産品の使用を条件とする補助，困難な状況にある事業者に対する補助等には適用されず，支出が 200 万ユーロを超える個別プロジェクト，又は受益者ごとの毎年の補助額が 100 万ユーロを超えるものについても適用されない。

ウ 漁業ガイドライン

漁業ガイドラインは，漁業全体に適用され，海洋資源と水産の開発も対象とする。同ガイドラインには，生産，加工，販売方法が含まれるが，水産品の販売につながらないレクリエーションやスポーツ・フィッシングは除外される。

8 運輸

(1) 法制の枠組み

ア 条約上の規定

E U 機能条約は，運輸業について，第 6 章（第 90 条から第 100 条まで）に特別の規定を置いている（共通運輸政策）。

第 6 章の規定は，鉄道運送，道路運送及び内航海運のみに適用されるが，海上運送及び航空運送については，理事会が特別のルールを制定することが可能である（第 100 条(2)）。これに基づいて理事会規則第 3577/92 号（海運）及び第 2408/92 号（航空）が制定された。ただし，当該規則は競争章の規則を排除するものではなく，双方が適用される。

国家補助については，第 93 条及び第 96 条に規定される。第 93 条は，運送調整の必要性への対応，公共サービス提供義務履行に要する費用の償還を共通市場に適合するものとみなす旨規定する。第 96 条は，欧州委員会の承認を得ずに当該分野の事業者又は産業に，有利な運賃又は輸送条件を通じて補助又は保護を与えることを禁止し，その内容は，原則として，競争の規定である第 106 条から第 108 条までの規定に沿ったものとなっている。

競争に関わる規定としては，あらゆる産業分野に適用される第 107 条，第 108 条のほか，一般的な経済的利益に資するサービスの提供のために必要な場合には国家補助を承認することができる旨規定している第 106 条(2)が適用される。

イ 規則等

関連する規則等として，第 6 章（運輸政策）関係では，理事会規則第 1370 / 2007 号⁷⁶，第 7 章（競争政策）関係では，G B E R⁷⁷，第 86 条(2)決定⁷⁸，鉄道ガイド

⁷⁶ 鉄道及び道路による一般旅客運送サービスに関して定め，理事会規則第 1191/69 号及び理事会規則第

ライン⁷⁹， 1994 年航空ガイドライン⁸⁰， 2005 年航空ガイドライン⁸¹， 2004 海運ガイドライン⁸²， 造船フレームワーク⁸³がある。なお，一般的な規則であるデ・ミニマス規則⁸⁴は，運輸分野には適用されない。

(2) 補助の存在

ア 分野を通じて共通の事項

自由化が進展する中で，補助措置が一般的経済措置として扱われず国家補助規制の対象となるケースが拡大してきた。インフラ整備に対する措置については，一般的経済措置として，国家補助と扱われない場合が多いが，インフラ提供者が，当該措置を基に，インフラを利用した事業の利用者拡大を図る場合は，経済活動として国家補助規制が及ぶことがある⁸⁵。

イ 分野固有の事項

(ア) 鉄道

鉄道インフラが潜在的な利用者に公正かつ非差別的に利用可能であり，当該インフラへのアクセスが E U の規則に従った料金で課金される場合には，当該インフラの建設は経済活動ではなく，したがって，当該インフラに係る公的財政措置は国家補助を構成しない。

鉄道分野が完全には自由化されていない限り，国家の補助策は，第 107 条(1)の国家補助には該当しない。ただし，2010 年 1 月 1 日からの第 3 次自由化パッケージが全面施行され，全ての国際旅客輸送が自由化されて，鉄道運輸業者が全加盟国の鉄道インフラへのアクセスを認められることとなったことにより，今後，鉄道分野における財政措置がより多く国家補助を構成すると解されることとなると見込まれる。

(イ) 道路運送

欧州司法裁判所は，加盟国が環境保護等の目的のみに依拠して一般的措置であるとする主張を退けてきた。

1107/70 号を廃止する欧州議会及び理事会規則第 1370/2007 号 [2007] OJ L315/1.

⁷⁷ 条約第 87 条及び第 88 条の適用について一定の範疇に属する補助が共通市場に適合する旨を宣言する欧州委員会規則第 800/2008 号 (G B E R) [2008] OJ L214/3.

⁷⁸ 公共サービス提供のための補償として，一般的経済利益に資するサービスの提供を委任された一定の事業者に供与される補助に対する E C 条約第 86 条(2)の適用に関する決定第 2005/842 号 [2005] OJ L31/67.

⁷⁹ 鉄道事業者に対する国家補助に関する共同体ガイドライン (鉄道ガイドライン) [2008] OJ C184/13.

⁸⁰ 航空事業分野における国家補助に対する E C 条約第 92 条及び第 73 条並びに E E A 条約第 61 条の適用に関する欧州委員会ガイドライン [1994] OJ C350/5.

⁸¹ 空港の資金調達及び地域空港から出発する航空路線の開設補助に関する共同体ガイドライン [2005] OJ C312/1.

⁸² 海上運送に対する国家補助に関する共同体ガイドライン [2004] OJ C13/3.

⁸³ 造船業に対する国家補助に関するフレームワーク [2003] OJ C317/11.

⁸⁴ デ・ミニマスな国家補助に対する E C 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する欧州委員会規則第 69/2001 号 [2001] OJ L10/30.

⁸⁵ 鉄道ガイドライン paras 22-26 ,2005 年航空ガイドライン ,Commission Port Policy Consultation 2006-2007.

(ウ) 航空

1994年航空ガイドラインでは、インフラ投資は経済政策の一般的経済措置であり国家補助に当たらないとされていたが、航空分野の自由化と再編の中で、運送と運送インフラ使用料が結びつくこととあいまって空港が果たす商業的役割の重要性が増していることから、欧州委員会は国家補助ルール of 空港インフラへの適用についての伝統的アプローチの見直しをした。さらに、地方空港の重要性とハブ空港と比較した場合の地方空港の不利への認識が高まったことから、2005年航空ガイドラインを採択し、空港への資金供与に係る各種手段に適用される国家補助ルールを追加した。

(3) 共通市場への適合性の判断

ア 分野を通じて共通の事項

運輸調整（インフラ利用コストの差異の調整、渋滞・公害等の外部不経済への対応、軌道の幅等のインフラの互換性確保等）のための補助については、陸上運送に関しては、第93条により、その他の輸送モードについては、第107条(3)により判断される。道路運送から鉄道、水運、複合一貫輸送へのシフトに向けた補助については、適合性を積極的に評価する。

公共サービス提供義務履行のための費用の補償については、それが国家補助に当たる場合でも、当該義務の履行費用とのバランス等を踏まえて、共通市場に適合するものとして認められ得る。

イ 分野固有の事項

共通市場への適合性判断のためのバランスングテストに係る価値判断に関係する分野別の特徴は、大要、以下のとおり。

(ア) 鉄道

リストラのための補助については、対象事業者の一部の事業部門のみが困難な状況にあるだけでは認められないが、鉄道については、貨物運送部門のみが困難にある場合でも、一定の場合には、補助が認められる。

鉄道事業者の救済に係る債務免除は、原則として救済補助の一般的ルールによるが、鉄道発展のための理事会指令を踏まえ⁸⁶、交通調整、公共サービス提供義務に係る補償、会計基準の設定に係る場合には、第93条に従って判断する。

(イ) 航空運送

公共サービス提供義務の補償は、それ自体、第106条(2)により認められる傾向がある。

9.11 テロに伴う損失の補償（保険料の高騰、空港閉鎖による損失）については、直接の損失として明確なものに対する補助が承認された。

⁸⁶ 理事会指令第440/91号

(ウ) 海運

海運については、国家補助が、世界の海運市場における域内船の競争力を強化する上で重要な役割を果たすとの認識に基づいて、域内海運業者間の競争のみならず、域内船主が世界の競争者との間で公平な土俵で競争できるようにする観点を踏まえて、第 107 条(3)(c)、第 106 条(2)に基づき認められる補助の範囲を設定。

投資に対する補助については、船腹の増加をもたらさないことが承認条件の一つとなっている。

(エ) 造船

非 EU 諸国の造船業界への補助がなされる中で、OECD、WTO を通じた国際的なルール形成が難航し、欧州造船業界の地位確保のため、特別なルールを設けている。ただし、生産能力の拡充のための補助に対しては厳格な対応をしている。

9 メディアとコミュニケーション

(1) 放送

概観として、ここでは、公共放送提供事業者と他の放送事業者との競争が激化するなか、公共放送への公的資金拠出に関する共同体政策の方向性と、デジタル移行の促進等の活動について扱う。多くのケースにおいて、国家補助は第 106 条(2)の文脈で認可され、一部のケースでは第 107 条(2)・(3)で検討される。

ア 政策と立法

(ア) 放送の役割

放送セクターにおける国家補助政策を理解するためには、EU において放送が単なる経済的なサービス供給・需要ではなく、より広い「民主的、社会的、文化的ニーズ」を満たす役割を担っているという事実を考慮しなくてはならない。

これは一般的経済利益に関するコミュニケーションにおいても明記されている。

(イ) 市場の発展

このセクターにおける国家補助政策は、原始条約の時代から、大幅に競争環境が変化したことに影響されている。特に、放送の国家独占が解かれ、公共放送・商業放送の範囲がそれぞれ拡大し、その境界が不分明になっていったからである。それゆえ、国家補助規制の適用に当たっては、加盟国に公共放送に対する効果的な資金提供を認めつつも、公平な競争条件を保障することが必要となった。

(ウ) 放送議定書 (Broadcasting Protocol)

アムステルダム条約において、下記のような議定書が付された。これは、第 106 条(2)の一般的な解釈指針となっている。

「加盟国における公共放送システムが各々の社会の民主的、社会的、文化的ニーズ、そしてメディアの多元性を保持する必要性に直接的に関係していること」を考慮した後、「欧州共同体を成立させる条約の条項は、加盟各国によって定義され、組織され、授与された公共サービス提供任務の遂行のために放送機関に与えられたものであり、

公共サービス付託権限（public service remit）の実現を考慮に入れた上で、共通の利益に反しない程度である限り、公共放送のファイナンスに対する加盟国の権限を妨げない」と記している。

(エ) 放送コミュニケーション

2001年、欧州委員会は公共放送に対する国家補助政策の適用に関するコミュニケーションを採択し、現在、見直しを行っている（2009年に終了。改正版が発出されている）。

新コミュニケーションの主たる変更点は、以下の4点になる。旧コミュニケーションに比してかなり分量が増えているが、これは第106条(2)の判断の箇所の記述が詳細化されたことによるものである。

公共放送提供事業者によって開始される「大きな影響を与える新サービス」（significant new services）について、事前コントロール（当該新サービスの市場影響と公共的価値の比較衡量）の実施

公共サービス付託権限において、課金サービスを許容する条件の明確化

国内レベルにおいて、過度の補償についてのより効果的なコントロールと、公共放送提供の使命に関する監督の導入

公共放送提供事業者のファイナンスについて、一定の対価サービス実施を認める等の柔軟性増加⁸⁷

イ 補助の存在

(ア) 問題

第107条(1)の適用を決定するに当たり、アルトマーク4要件を満たしているのか、競争と加盟国間の取引に影響を与えているのか、既存の補助スキームに該当するのかなどが等が問題となる。

(イ) 経済的利得（economic advantage）

公共放送の提供に対する国家補助は、民間事業者には得られない経済的利得を公共放送提供事業者に与えることになる。このほか、公共放送提供事業者の純粋に商業的な活動、あるいは商業子会社に対してスピルオーバー効果をもたらすこともある。また、伝送網への補助が間接的な補助になることもあるほか、消費者へのデジタルデコーダーの配布等が、間接的に一部の事業者のみを利することになることもある。

(ウ) 公共サービス提供義務への補償

国家補助が公共サービス提供義務の補償のみであれば、アルトマーク判決の意味において、経済的利得は生じない。アルトマーク4要件は非常に厳しいため、放送セクターにおいてこれを満たした決定は見当たらない。

⁸⁷ 市川芳治「公共サービス放送に対する国家補助ルール適用に関するコミュニケーション（欧州委員会通達）の改正について」『国際商事法務』38(2)、2010年、179頁以下。

特に、事前に補償メカニズムを組むことと、同種の効率的な事業者とのコスト比較をすることが困難であり、同条件の緩和を示唆した BUPA 事件の影響が待たれるところである。

なお、2011 年 9 月 16 日、アルトマーク事件を受けた「決定」等による判断枠組みについて、欧州委員会が、改正案を発出した。これは、厳しい設定条件について内容を詳細化することで、届出なしで済むものと、詳細審査に入るものを区別し、判断の明確化を図ったものである。

(エ) 国家資源と帰責性

多くのケースにおいて、国家資源の利用と帰責性を見いだすことは容易である。補助金やローン等の直接的な手段は明確である。欧州委員会は、受信許可料による B B C の資金は、自ら徴収していても、国家資源に相当すると考えている。受信許可料は公的コントロール下にあるからである。

他方、公共放送チャンネルについて、コストなしでの伝送義務をケーブル事業者に課すようなことは、国家資源の移転とはみなされない。

(オ) 競争への影響

公共放送の提供に対する国家の資金提供は、一般に共同体市場における競争に影響を与える。公共放送は民間放送と視聴シェアを争っており、結果として広告収入に影響を与えるほか、スポーツ放映権の購入で競争をゆがめる可能性があったり、ニューメディア市場で既にオンラインサービスを提供している事業者に影響を与えたりしている。デジタル移行への補助は、既存の事業者のみに補助を与えれば、新規参入を阻害し、競争をゆがめる可能性がある。たとえ輸出事業を行っていないとしても、広告や権利売買は国際的であるため、競争に影響を与える。

(カ) 既存/新補助

多くの場合、公共放送のファイナンススキームは、各国の E U 加盟前のことであり、「既存の補助」と分類されることになる。既存の補助については欧州委員会への正式な届出義務を負わず、欧州委員会が常時監視するのみとなっている。ここで問題となるのは、どの程度の変更が「新補助」とされるのか、該当するとして全体から不可分の場合、全体が新規届出の必要な「新補助」となるのかどうかである。

(キ) 事例

既存の補助とみなされた事例としては、運営に掛かるコストと負担の算出方法の変更、消費者指数に応じた受信許可料額の変更、番組関連の素材のインターネット提供等が存在する。しかし、B B C の教育コンテンツのネット提供については、既に市場で活動しているものからの移行であったため、既存の補助とはみなされず、新補助となった。また新規の税免除や資本注入についても、新補助とされた。

ウ 106 条(2)の下での認可

(ア) 106条(2)の要件

106条(2)項は、放送セクターにおける国家補助の適合性審査の一般的な根拠となっている。第3章で扱ったように、判例と欧州委員会の慣行は五つの条件が満たされることを求めている。

一般的経済利益を有するサービスの存在

一般的経済利益を有するサービス提供任務の委任

過補償 (overcompensation) がないこと

必要性と比例性

取引の発展が、共同体の利益関心に反する程度まで影響されないこと

他の領域同様、頭から四つの条件が重視される傾向にある。それぞれの詳細は以下に述べる通りである。

(イ) 一般的経済利益を有するサービスの存在

加盟国は、放送セクターにおける公共サービス範囲を定義し、授権し、組織する権限を有する。この点における欧州委員会の役割は限定されており、「明白な誤り」(manifest errors)を認定するのみである。しかし、当該公共サービスの定義は、欧州委員会・加盟国当局が遵守状況をチェックできる程度に明確でなくてはならない。今日まで、欧州委員会は、加盟国に対し、公共サービスの定義について、幅広い裁量を与えている。

BBCのデジタルカリキュラムのケースでは、サービス範囲が漠然としていて、明確さが不十分であるとされたが、欧州委員会は英国に対し、提案内容について追加情報をもって説明する機会を与え、最終的に第106条(2)で補助が認可されるよう、徐々に範囲が詳細化されていくことを許している。

(ウ) 委任

欧州委員会は、定義された公共サービスが、「公的行為」により、国家補助の受手に委任されていることを求める。この点については、欧州委員会から詳細な審査が求められるところであるが、例えば、特許状に詳細な記載のなかったBBC News 24事件などでは、担当相からの文書で済ませることとなった。欧州委員会は、この委任が、議会の委員会等の独立機関によって実効的に監視されている程度についても考慮に入れているほか、公共サービス提供任務に関するアニュアルレポートの発出等も要件になってくると考えている。

(エ) 過補償、必要性、比例性

欧州委員会は、委任された公共放送の提供に当たっては、一般に国家の補助が必要であることを認識している。しかし、当該任務の提供に対し、その資金が均衡しているものであるか、すなわち、過度の補償がないかについては慎重に分析している。この点において、公共放送の提供から発生する間接収入等を考慮に入れた上で、どのような国家補助も公共放送の提供のネットのコストを超えてはならないことは明白である。

(オ) 資金提供条件の審査

資金提供の必要性・金額の比例性の問題を検討し、過度の補償がないことを立証するため、欧州委員会は一般に、個々のケースにおいて、資金調達のスキームを詳細に検討する。これは、当該被提供事業者の会計を徹底的に調査することも含まれており、放送コミュニケーション（Broadcasting Communication）にも詳細が記述されている。

(カ) 第 106 条(2)の下で認可されたスキームの事例

放映権確保のための一時的な資金供与（Decision 2008/136/EC）
リストラコストの負担（Case NN 8/2007 RTVE）等

エ 第 107 条(2)・(3)の下での認可

(ア) 第 107 条(2)・(3)の下の審査

公共放送に関する事例は、一般に 106 条(2)による審査となっており、第 107 条(2)・(3)で認められる適合性の範囲は、非常に狭いものとなっている。

(イ) 事例

低所得者のデジタル移行補助（Case N 622/2003 Austrian fund for digitization）
BBC News 24 事件（第 107 条(3)(d)の該当が争点となったが、文化性よりも情報性を優先して検討され、分割不可能性（文化へ限定できず）もあって、対象外に）等

(ウ) 第 107 条(2)・(3)による適合性範囲の限界

デジタルデコーダー購買への補助に関するイタリアの事例：第 107 条(3)(a)～(d)の主張は、正当性があるようにみえるが、両項の要件では認容できず。

(2) ブロードバンド

ア 序

欧州委員会は、「i2010 計画」（2005 年）において欧州情報化社会の推進等の目標を掲げ、その実質的な後継政策となる「欧州デジタルアジェンダ」（2010 年）では、デジタル単一市場の創出等の目標を掲げている。

イ 補助の存在

加盟国が、事業者に対し、ブロードバンドサービスに関する補助を実施した場合であっても、下記に該当するものは、第 107 条(1)での便益又は便宜とはみなされない。

ブロードバンドサービスに関する投資の結果生じたインフラ等により、事業者がエンドユーザとして得た利益

通常の市場条件で操業する民間投資者がその投資をなすことができるときの、当該投資（民間投資者テスト）

アルトマーク 4 要件の範囲内で、公共サービスの提供義務の補償として認められる補助

国家が整備する義務のある公衆向けサービスへの投資

ウ 規制の枠組み

ブロードバンドに関する補助は、第 107 条(3)(C)を法的根拠とし、個別にその要件に当てはまるか検討される。その際、適用の是非の判断はバランステストによりなされる。

その際、ブロードバンドに関して考慮される要素として、下記のものが挙げられる。民間の投資を促進する最低限の可能性を確保しているか。

「i2010 計画」等の政策を反映しているか。

サービスの供給者に利益を与えるものとなっているか。

サービスの供給者が E C 公共調達ルールに従った公開の入札により選ばれているか。

補助の計画が技術的に中立であり、その計画を選択した理由を説明できるか。

全てのブロードバンドを利用したサービスの提供者に対し、分かりやすく差別的でない条件で、インフラへのアクセスが許されているか。

インフラの取得が最も経済的で能率的な方法で達成されているか。

既存のサービス供給者との競争の歪曲が最小限であること。

過補償がないことを保障すること。

(3) 郵便

ア 序

郵便分野では、伝統的に郵便サービスと小規模の銀行サービスの提供が郵便事業体に義務付けられていたが、競争の導入等により郵便事業体の不採算部門が削減され、老人や貧困層といった社会的弱者が影響を受けた。

郵便分野における国家補助の多くは、経済的に存続できない社会的機関のサポートをすることにより、上記のような市場の失敗を補償するために用いられる予定のものである。

イ 補助の存在

加盟国が、事業者に対し、郵便に関する補助を実施した場合であっても、下記に該当するものは第 107 条(1)での便益又は便宜とはみなされない。

通常市場条件で操業する民間投資者がその投資をなすことができるときの、当該投資（民間投資者テスト）

アルトマーク 4 要件の範囲内で、公共サービスの提供義務の補償として認められる補助。ただし、郵便分野では、国家が郵便事業体に公共サービスの提供の保障の実施を任せており、必要なコストの算定の基準となる対抗事業者がないことが多いため、アルトマーク 4 要件を満たすことが困難である。

このため、実際は第 106 条(2)に基づく承認を得ることが必要となってきた。

ウ 規制の枠組み

郵便分野での補助について、理論上は第 107 条(2)及び(3)に基づき判断されることもあ

り得るが、実際の欧州委員会の決定は第 106 条(2)に基づくものに集中している。

判例と欧州委員会の慣行は下記の五つの条件が満たされることを求めており、他の領域同様、～の条件が重視される傾向にある。

- 一般的経済利益を有するサービスの存在
- 一般的経済利益を有するサービス任務の委任
- 過補償がないこと
- 必要性と比例性
- 通商の発展に、共同体の利益関心に反する程度にまで影響を与えないこと

(4) 映画と視聴覚セクター

ア 政策

(ア) 文化的重要性

欧州委員会は、欧州視聴覚作品、特に映画が、欧州の文化、各国のアイデンティティの多様性を促進・形成する重要な役割を果たしていると認識している。欧州議会・理事会もまた同様な理解であり、欧州レベルで様々な促進策が採られているほか、規制面では国境なきテレビ指令（現在は視聴覚メディアサービス指令）が導入されている。

視聴覚分野全体の規制の枠組みとしては、視聴覚サービスの統一市場を形成することを目的とした「視聴覚メディアサービス指令」（新指令）が存在する。この指令は、従来型のテレビ放送が衛星放送等により国境を越えることを念頭に 1989 年に策定された「国境なきテレビ指令」（旧指令）を改正したものである。

（旧指令の対象範囲）

テレビ放送	定義なし（オンデマンドサービス）
スクランブルの有無を問わず、公衆が受信することを企図したテレビ番組の、有線ないし無線（衛星を含む。）による最初の伝送	（個別要求を必要とするコミュニケーションサービスは「テレビ放送」に含まれない）

（新指令の対象範囲）

視聴覚メディアサービス	
テレビ放送	オンデマンド視聴覚メディアサービス
電子通信ネットワーク上において、公衆に対して、メディアサービスプロバイダーの編集責任の下、主たる目的を情報、娯楽、教育（to inform, entertain or educate）とする番組を提供するもの、ないし「視聴覚コマーシャルコミュニケーション」（テレビ広告、スポンサーシップ等経済活動として宣伝することを企図した映像）	
同時視聴 （例：従来型のテレビ放送、衛星放送のペーパービュー、ブロードバンド等によるIPTV サービス等）	ユーザーによる選択・個別要求による視聴 （例：PC 向け・携帯電話向け VOD サービス等）

(市川芳治「EUのメディア政策・規制」『EU情報事典』)

(イ) 公的資金の必要性

欧州委員会は、視聴覚作品の文化的重要性を理解するとともに、そのような作品の制作者たちにとって、プロジェクトの進行に必要な商業的な補助を得ることが困難であることを認識している。

(ウ) 補助の共通形式

映画と視聴覚作品に対する補助供与の最も一般的な形式は、直接供与と補助金であるが、税によるインセンティブスキームが徐々に普遍化しつつある。最近欧州委員会に認可された税インセンティブは、税控除の拡大や、関連映画や作品に投資した者に対する税免除等がある。

なお、MEDIA2007のような共同体のプログラムは、国家資源とはならず、国家補助に該当しない。

(財政補助プログラム MEDIA)

EUでは、視聴覚分野を、欧州の文化的価値を伝播、発展させ、かつ高スキルの将来性ある雇用を創造するものと位置付けており、このために補助のプログラムを策定、実施している。

MEDIAと呼ばれるこのプログラムは、1990年代から実施されており、現在は MEDIA 2007 が執行され、2013 年末日までを対象期間としている。

目的は三つで、欧州の文化的・言語的多様性と映画・視聴覚遺産の保護・育成等による異文化対話の促進、各関係者との協力促進によるEUの内外での欧州製視聴覚作品の流通・視聴の増加、雇用にメリットをもたらすオープンで競争的な欧州市場の枠組みの下、専門家間の連携促進等による欧州の視聴覚分野の競争力の強化、となっている。

この目的達成のため、視聴覚制作の上流工程(スキルの獲得・改善等)、下流工程(流通・プロモーションの促進等)、そしてパイロットプロジェクトの補助が行われており、総資金は7億5500万ユーロとなっている(原則、各事項の半額を上限に資金拠出する)⁸⁸。

イ 補助の存在

(ア) 論点

補助の存在は、映画・視聴覚セクターにおける欧州委員会の決定において、比較的容易に立証される。補助は、一般に特定の事業者に供与され、加盟国間の映画・視聴覚作品の取引に影響を与えることが確実であるからである。しかしながら、そういった作品に対する投資を促進する税インセンティブが国家補助に該当するのか、一般投資家テストの適用はどうするのか、国家資源が介在しているケースとは具体的にどのような要件が揃えばよいのか、等の論点がある。

⁸⁸ 市川芳治「EUのメディア政策・規制」『EU情報事典』(大修館書店、2009年)

(イ) 経済的利得

同セクターへの投資促進を目的とする措置についていえば、税インセンティブは、投資家のレベルについてであれば、補助には該当しない。しかし、それが間接的に被投資事業者への補助となることはあり得る。実際、アイルランドのケースでは、補助とみなされた。

(ウ) 民間投資家テスト (private investor test)

民間投資家が投資したであろう場合は、公的資金は国家補助とみなされない。

一例としては、民間投資家とともに投資を行う政府出資 100%の投資ファンドの組成があり、欧州委員会は政府・民間投資家とも同じく完全商業ベースで投資を行っていること、同等のリスクを追っていること等から、市場経済投資家原則 (market economy investor principle) に合致し、国家補助に該当しないとした。

(エ) 国家資源

国営放送に対し、視聴覚・映画作品の提供に一定程度の投資を義務付けることは、国家資源を用いておらず、国家補助に該当しないとした。公的機関によって補助金が政策目的に従って差配されるものの、その資金自体が業界全体から目的税等で徴収されているケースについても、国家補助とはみなされなかった。

(オ) 競争への影響

このセクターの補助を受ける可能性がある者は、一定の要件を満たす映画プロジェクト・プロデューサーに限られる。補助を受ける事業者は、補助を受けない事業者たちと競争を行うことになること、映画は国際的に資金調達されること、ある加盟国の映画は、他の加盟国と競争し、国際的に観客を奪い合うことから、第 107 条(1)の意味における競争に影響を与える可能性が高い。

ウ 第 107 条(3)の下での認可

(ア) 第 107 条(3)の役割

このセクターへの補助は、中小企業補助、雇用・訓練補助、デ・ミニマス補助をも満たす。このどれにも当てはまらない場合、第 107 条(3)において認可できるかどうかの検討が必要になる。

(イ) 第 107 条(3)(d)

既にみたように、映画と視聴覚セクターは、欧州の文化多元性の保護に大きな役割を果たしているとみなされている。それゆえ、大多数の補助が、第 107 条(3)(d)に定める文化免除の適用を受けることは、驚くに値しない。1998 年に欧州委員会は、フランスの映画制作について、第 107 条(3)(d)に基づいて決定を行い、その際四つの審査基準を提示している。

補助は文化的作品に向けられていなくてはならない

制作者は、補助の削減を受けることなく、映画コストの最低 20%を他の加盟国で自

由に使用できなくてはならない

補助の規模は、製作コストの 50%を超えてはならない(ただし、「困難で低価格予算」映画を除く(後出))

補助は、映画制作の一部の行程のみを補助するものであってはならない

(ウ) 映画コミュニケーション

この4点は後に、コミュニケーションとして取りまとめられている(2002年)。

(エ) 映画コミュニケーションの見直し

その後数度の期限延長があり、現在は2012年12月31日までのものとなっている。2012年3月には、改正ドラフトが意見募集に付されている⁸⁹。

(オ) 一般的な法的原則

欧州委員会は、この分野における国家補助の適格性条件が、国家補助以外の条項に違反するものを含んでいないことを立証しなくてはならない。これは、設立の自由、サービス提供の自由、モノの自由移動等の原則(いわゆる自由移動)が尊重されなくてはならないことを示す。よって、ある特定の加盟国の人間だけを対象にした補助や、ある加盟国の法によって設立された会社だけを補助の対象にすることは許されない。

(カ) 文化的コンテンツ

映画コミュニケーションは、各加盟国に対し、各国の立証可能な要件に従い、対象となる作品の内容が、「文化的」であることを求めている。このテストの手段は加盟国に委ねられており、欧州委員会は、その決定に用いられた基準について検証を行う。

(キ) 地域性

映画コミュニケーションは、制作者が、補助の減額を受けることなく、映画コストの最低20%を他の加盟国で自由に使用できなくてはならないとする。よって欧州委員会は、80%のコストまでは一定の地域に投下されることを認めており、ここで、ある加盟国の産業振興と域内市場の達成のための障壁除去が緊張関係に立つ(なお、改正案では100%のコストまで引き上げるとしている。)

(ク) 補助の程度

市場経済における一般的な経済刺激策に鑑み、また加盟国間による補助金競争を避けるため、製作コストの50%を上限とすることを原則としている。ただし、「困難で低価格予算」映画については適用除外となっており、加盟国が定義することとなっている。この点については、決定を通じて、その範囲が確定されてきている。

(ケ) 制作に関連した補助

⁸⁹ 欧州委員会プレスリリース IP/12/245

ポストプロ等,映画制作の一部の行程のみを補助するものは,認められない。これは,補助に中立的なインセンティブ効果を期待しているからであり,一定の行程のみを補助させないためである。したがって,映画コミュニケーションは,制作活動全般を適用対象としている。

(コ) 制作に関連しない活動

作品の放送等,制作に関連しない活動については,映画コミュニケーションは補助の対象としておらず,欧州委員会は第 107 条(3)(d)あるいは(c)に沿って,個別に判断を下すことになる。しかしこうした免除は厳しく解釈されており,まず認められない。

(サ) 第 107 条(3)(c)

上記までの判断のほか,第 107 条(3)(c)という手段がある。バスク語に字幕等をつけるコストを補助するスキームについては,映画コミュニケーションや第 107 条(3)(d)が適用されず,(3)(c)での判断となった。この判断は,措置が共通の利益関心に基づいているとした上で,必要性・比例性のテストを満たすかどうかで下された。

10 エネルギー・石炭・鉄鋼

(1) はじめに

エネルギー,石炭,鉄鋼は高い確率で政府介入がなされる分野である。

(2) 非原子力エネルギー

グリーン燃料は,多くの場合に包括的一括適用免除規則(GBER)の適用を受ける,あるいは 2008 年環境補助ガイドラインの下で欧州委員会による承認を得ることができる。それ以外の補助は,通常以下の二つの場合に承認を受けられる。ストランデッドコスト(回収不能費用)に関する場合(後述),救済補助又はリストラクチャリング補助である。

ア 補助の存在

第 107 条(1)は,事業者に対する補助のみに適用される。グリーンエネルギーの購入義務を創設した場合,国家財源によるサポートが関与しないので第 107 条(1)の対象外になる可能性がある。

エネルギー税の免除についていえば,選択的課税制度は,国家補助措置とみられる傾向にある。

イ 再生可能エネルギーの承認

指令 2001/77 は,再生可能エネルギー源について,非化石エネルギー源で,風,太陽,地熱,波,潮流,水力,バイオマス,埋め立てゴミガス,下水処理工場のガス,バイオガスと定義している。同指令は,再生可能エネルギー源から生産された電力の消費増加を支援するための方策を採ることを加盟国に要請しており,2020 年までにエネルギー消費量の 20%を再生可能エネルギーとすることを目標としている。

GBER は,再生可能エネルギー源からの発電に事業者が投資することを支援する補助について適用免除の対象としている。

G B E Rによる適用免除の対象外の補助は，2008年指令の基準を充足すれば欧州委員会の承認を受けることができる。その際の判断について，2008年環境補助ガイドラインが参考になる。

なお，バイオ燃料は，2001年ガイドラインの下では再生可能エネルギー源とされ，それゆえ国家補助も多くが承認されている。しかし，2008年ガイドラインはより厳格で，持続可能なバイオ燃料の生産に対する補助のみが許される。

ウ ストランデッドコスト

指令 96/92 に基づき 1997年2月19日より電力市場が自由化されている。欧州委員会はコミュニケーションにおいて，一定の場合に第107条(3)(c)の下で市場を自由化するため，供給の安全・共同体経済の円滑な運営・環境保護の利益を確保するために，自由化に伴うストランデッドコストに対する補償が許されることを示した。

(3) 原子力エネルギー

原子力産業への補助の規律は第107条及び Euratom 条約を通じてなされる。しかし，両者の関係は不明瞭である。旧 E C 条約第305条(2)は，E C 条約が Euratom 条約からの逸脱できないとしていたが，E C 条約は Euratom 条約の規定に反しない限りにおいて原子力分野にも適用され得ると読めるからである。

欧州委員会はこれまでに原子力産業に対する既存のあるいは提案された国家補助が違反であると判断したことはない。

(4) 石炭

欧州石炭鉄鋼共同体 (E C S C) は 1951年にパリ条約により設立された。同条約は加盟国が補助金や補助を付与することを禁止していたが，後に欧州委員会が補助に関するルールを導入した。同条約は2003年7月23日に消滅した。しかし，特殊なルールは残っている。例えば，主要なエネルギー源の外部依存を低減するための補助の付与が正当化されていることなどである。

規則 1407/2002 (2010年12月31日まで有効) は，石炭産業に付与される補助に適用される。補助の対象としてよい費用には，以下のものがある。第1に，発電，熱・電力のコンバインド生産，コークの生産，鉄鋼産業の高炉の燃料補給。第2に，生産の縮減のための補助で，生産単位当たりの生産損失 (production losses) を補うためになされる場合。第3に，埋蔵石炭へのアクセスを維持するための補助で，初期投資か既存の生産活動に対するものである。

(5) 鉄鋼

鉄鋼業は，石炭業と同様に 2002年7月23日まで E C S C 条約により規律されていた。殊に鉄鋼分野は設備過剰という特徴があり，特別の規則が維持されていた。本分野の特徴として，リスクを考えると利益は保障されないのので，通常の市場条件で活動する投資家であれば投資をしないであろうから，本分野へのあらゆる投資が補助と考えられる傾向にある点が指摘される。

鉄鋼分野に適用される二次立法・ガイドラインとして、環境に関する援助ガイドライン、R & D & I フレームワーク、リスク・キャピタルガイドラインがあり（ただし、事業再生補助は 1990 年代半ば以来認めていない。）、適用されないものとして G B E R 及び 2004 年救済・事業再生ガイドラインがある。

1 1 地域補助 (Regional aid)

(1) 法制上の枠組み

E U 機能条約上は、競争に係る第 107 条及び第 108 条の規定が適用される。下位法令としては、G B E R が適用されるほか、「2007 年から 2013 年までの国内の地域補助⁹⁰についてのガイドライン」(以下「2007 - 2013 ガイドライン」という。)⁹¹が参照される。

2007 - 2013 ガイドラインと G B E R の関係は、以下のとおり。

2007 - 2013 ガイドラインは、同期間において、補助が認められるべき地域及び補助額の区分 (demarcation) を決定するための基準を示している。

G B E R は、透明性等の要件を充足し、かつ、2007 - 2013 ガイドラインにより認められた地域補助マップと合致する補助が、事前届出・承認手続きを経ることなく実施できる旨規定している。

G B E R の下では認められない措置、特に経営補助 (operating aid) 及び透明性基準を充足しない措置は、2007 - 2013 ガイドラインに基づいて評価される。

さらに、補助を認める投資費用が 5000 万ユーロを超える大規模投資プロジェクトにおいて、2007-2013 ガイドラインに示された考え方をそのまま適用した場合には共通市場との適合性を認定することが困難な国家補助についても、一定の場合には適合性を認める場合がある。このような補助についての評価の考え方を示したものとして、「大規模投資に対する地域補助の詳細審査基準に関する欧州委員会コミュニケーション」⁹² (以下「大規模投資ガイドライン」という。)がある。

(2) 特徴

地域開発投資や地域発展の観点からの各産業等への補助は、加盟国 (地方機関を含む。) のみならず、共同体統合政策として E U 自身によっても行われており、欧州委員会は、地域補助への規律を共同体統合政策の補完物と認識し、地域間のインセンティブ競争の可能性があるとときにこれを抑制することが、地域補助の規制の重要な要素であると認識している。

(3) 規制の概要

ア 枠組み

⁹⁰ 地域補助は、加盟国内の特定の地域に限定され、又はこれに向けられた補助と定義されるが、特定地域に限定されている措置であっても、組織・手続・経済的に自立しているとみなされる地方機関により実施される場合には、状況により、一般的措置として、そもそも国家補助に該当しないとされることもある。

⁹¹ Guidelines on National Regional Aid for 2007-2013 [2006] OJ C54/13.

⁹² Communication from the Commission concerning the criteria for an in-depth assessment of regional aid to large investment projects [2009] OJ C223/3.

EU機能条約上、地域補助は第107条(3)(a)〔生活水準が非常に低い等の地域発展のための補助〕又は同条(3)(c)〔一定地域の経済発展のための補助〕の枠組みで評価・承認される。

各条項に基づき補助が認められる地域及び補助率の上限については、地域の属性（僻地か、人口密度が特に低いか、非加盟国との国境隣接地域か等）、経済発展の程度（人口当たりGDPや失業率で計測。）を踏まえ、加盟国の人口の一定以内の比率（EU27か国では46.6%）をカバーするように設定され、対象地域は、地域補助マップとして公表されている。設定された地域以外の地域では、大企業向けの投資補助は、他のルールで認められない限り、認められない。

イ GBERにより、欧州委員会の個別の承認を経ずに認められる補助

(7) 規則の適用範囲

GBERは、漁業、農業、造船、石炭、鉄鋼、合成繊維産業向けの地域補助には適用されない。また、農産物、水産物、水産養殖物の一次加工品にも適用されないが、農産物の加工・販売業には適用される。そのほかの製造業・サービス業の中でも、特定の経済活動に向けた地域補助スキームには適用されない。

(4) 地域投資補助及び地域雇用補助

GBERの地域投資補助及び地域雇用補助に係る適用除外は、補助スキーム⁹³に係るものである。アドホックな補助は、これら補助スキームに追加的なものとして、補助総額の50%を超えない範囲で、GBERの他の要件全てを満たす限りにおいて、第107条(3)に基づき共通市場に適合するものと認められ、108条(3)の事前届出義務を免除される。

補助の対象となる投資、補助の条件等について、以下の事項を規定している。

投資の内容：新たな施設（establishment）の設立、既存のものの拡張、既存の施設における生産工程の全般を根本的に変更し、若しくは新たな製品に生産物を分化させることに係る有形・無形の資産に対する投資、又は閉鎖され、若しくは買い取られなければ閉鎖されたであろう場合、若しくは独立の投資者が購入する設備に直接に結びつく場合の資本・資産の取得。

補助可能な資産（有形資産、知的財産権・ノウハウ等）：企業取得は、地域投資補助にあつては、市場条件で第三者から購入した費用のみが補助の対象として認められる。補助を受けた投資は、当該地域において、投資終了後5年間保持されなければならない（中小企業が補助を得た場合には3年間）。賃金費用を基に計算される補助については、算入の基準となる雇用は、投資の完了後3年以内において当該投資プロジェクトから直接に創出されるものでなければならない。また、投資は、当該会社等における過去12か月の平均に比して雇用の純増をもたらすものでなければならない。また、当該投資による雇用は、少なくとも5年間（中小企業の場合は3

⁹³ 補助スキーム = それ以上の実施措置を要することなく、当該措置の中で一般的・抽象的に定義される事業者に対して個別の補助の供与を行うことのできるもの及び当該措置に基づいて、具体的なプロジェクトに結びついていない補助を一又は複数の事業者期間・金額を限定しなくとも供与できるもの（GBER第2条(2)）。

年間)維持されなければならない。

自己負担：補助を受ける者は、補助が認められる費用(有形資産、無形資産、企業取得の場合における取得費用のいずれか)の25%以上は、自らのリソースで又は外部からの調達により公的補助とは無関係な形で負担しなければならない。地域補助マップ上、認められる補助率が75%を超えている場合には、それに応じて、補助を受ける者の負担率は軽減される⁹⁴。

(ウ) 新規設立小企業のための補助

適用対象となる補助は、補助地域における小企業の設立と当初段階での発展の補助を目的とするもの。補助の前年において同一・隣接市場において破綻した企業を保有していた株主により支配されていた企業が補助を受けることはできない。

(補助の対象となる支出)

- ・企業の設立に直接に関連する顧問料、相談料及び管理費用(設立後5年以内)
- ・外部からの資金調達に係る利息、資本に対する配当(参照金利の範囲内)
- ・生産設備・機器のレンタル料、エネルギー、水、熱源、租税(付加価値税と事業収入に対する法人税を除く。)、行政費用 減価償却、生産設備・機器のリース料、給与支出(強制的に徴収される社会保険費用を含むが、別の補助の対象となっているものを除く。)

(補助の上限)

第107条(3)(a) 対象地域：1企業当たり2億ユーロ

第108条(3)(c) 対象地域：1企業当たり1億ユーロ

いずれも、1年間当たりの最高額は上記各上限の33%以内⁹⁵。

ウ GBERでは適用除外とならず、欧州委員会の個別承認に係るもの

(ア) 基本原則

地域補助は、原則としては、明確な目的を持った地域開発戦略の一部をなす多業種を対象とするスキームの一環として行われるべきである。例外的に、アドホックな補助が行われようとする場合には、そのプロジェクトが統合的な地域開発戦略に適合していることの証明責任は、加盟国側にある。

(イ) 各論

a 地域投資補助

大部分は、GBERの対象となり、届出義務が免除される。例外の主たるものは、GBER上の透明性基準、大企業向け補助に係る厳格なインセンティブ効果要件、GBER対象となる補助スキームに対する補充的補助にとどまらないアドホックな補助、個別届出基準を超えた大規模プロジェクト向けの補助である。

ガイドラインの下での地域補助についても、地域補助マップに定められた地域及

⁹⁴ GBER第13条(6)

⁹⁵ GBER第14条(3)

び補助の上限の規制に従う必要がある。

b 大規模投資プロジェクト

適用範囲：補助可能な支出が 5000 万ユーロを上回るもの。プロジェクトの分割による脱法を防ぐため、単独又は複数の事業者又は経済的に不可分な方法で結び付けられた固定資産に係る 3 年間の初期投資は一体のものとして扱う。

(補助の上限)

補助の対象となる支出額	補助の上限
5000 万ユーロ以下	地域補助における上限の 100%
5000 万ユーロ超 1 億ユーロ以下	同 50%
1 億ユーロ超	同 34%

認められる補助の額 (100 万ユーロ) = $R \times (50 + 0.5 \times B + 0.34 \times C)$

R：当該地域における補助率上限

B：補助額中 5000 万ユーロから 1 億ユーロの間の額

C：補助額中 1 億ユーロ超の額

(欧州委員会の審査基準)

補助対象事業者が対象商品売上額の 25% を超えるシェアを持ち、又は当該補助によって、対象商品の市場における生産能力を 5% 以上増加させる場合には、欧州委員会への個別届出と欧州委員会による個別の詳細審査が必要。欧州委員会は、当該補助が、投資に対するインセンティブ効果をもたらすために必要であること、補助による利益がその結果生じる競争歪曲効果及び加盟国間通商への影響を上回る場合にのみ、補助を認めることができる⁹⁶。

かかる判断の基準を示しているのが、大規模投資ガイドラインである。大規模投資ガイドラインは、大規模投資プロジェクトに対する個別審査におけるバランスングテストの基準について、以下のように述べている。

補助のプラス効果

地域補助の目的である、地域間のハンディキャップの解消と更なる投資・活動の誘因については、直接に創出される雇用の数・質、技術等のスピルオーバー等が、また、当該投資プロジェクトが市場の失敗の解消や効率性の向上に取り組むものである場合には、それを更にプラスに評価。

不利な状況にある地域の投資・雇用促進は、国家補助の形態でなくとも、インフラ整備、教育・訓練等の一般的政策手段でも可能であることから、当該補助以外の代替策との関係で、選択的措置である国家補助の優位性を示す必要がある。

補助を認めるかどうかの重要な要素は、「当該補助がなければ当該補助対象地域になされなかったであろう投資がなされた」というインセンティブ効果の有無である。インセンティブ効果の評価は、以下のインセンティブ発生シナリオに沿ったものであるかどうかにより行う。

⁹⁶ 2007 - 2013 ガイドライン para 68

補助の対象となる投資が、補助対象地域内のいかなる地域にある企業も補助がなければ利益をもたらさないであろうために、当該補助が積極的投資判断を行うインセンティブをもたらす場合

当該補助が、補助対象地域に所在することによるネットでの不利や費用を補填し、計画している投資を他の地域ではなく、当該地域で行うことを選択させるインセンティブをもたらす場合

補助のネガティブな効果

ネガティブな効果を図る指標は、以下のとおり（これが全てではない。）

市場支配力の形成：補助対象事業者が市場支配力を有する場合における補助は、他の事業者の投資の削減、したがって、民間投資の排除と競争事業者の事業の縮小・撤退をもたらし、競争の歪曲が発生する。

非効率的な市場構造の創出又は維持：収益性の低い市場への国家補助により供給能力の増強がもたらされる場合、過剰能力による利益率の減少、競争事業者の活動の縮小・撤退やそうでなければ参入する可能性のあった費用の小さい事業者の参入を妨げることを通じて、非効率的な市場構造が維持・創出される。

補助が通商にもたらす影響：当該補助により影響を受ける地域における経済活動の喪失に対応し、下請取引の減少による雇用の喪失を通じて、また正の外部経済性（例えば、集積効果、知識のスピルオーバー、教育訓練等）の喪失の結果として感知される。

バランシングテスト

上記の各効果について、いずれかを決定的要素とすることなく総合的に判断するが、当該補助がなくとも、補助対象地域よりも更に不利な状況にある地域における投資がなされ得たと認められるような場合には、他にいかなるポジティブな効果が想定されたとしても、当該補助は、共通市場に適合するものとは認められない⁹⁷。

c 営業補助

（適用範囲）

- ・ 営業補助（企業の経常支出を縮減するために行われる補助をいう。以下同じ。）は、原則禁止。例外として、条約第 107 条(3)(a)適用地域において、地域開発への貢献の観点から正当化され、かつ、補助の程度が対処すべき当該地域の不利の程度と比べて過剰でないことを条件として認められる。
- ・ 営業補助は、あらかじめ定められた補助可能な支出（設備更新投資、輸送費及び人件費をいう。）について、当該費用の一部についてのみ認められる⁹⁸。金融及びグループ内サービスは原則禁止であるが、全業種で利用可能で、追加的な運送費

⁹⁷ 大規模投資ガイドライン para 53

⁹⁸ 2007 - 2013 ガイドライン paras 77,78

及び人件費を相殺するための一般的スキームの下で供与されるものは、その限りではない。

- ・最外縁地域及び最少人口地域では、一時的・漸減的でない営業補助についても、孤立、小規模、地形上・気候上の困難、少数の産品への依存が組み合わされた中で経済活動を行うために追加的に発生する費用を相殺するための営業補助については認められる。低人口地域であっても、欧州委員会は、人口密度8人/km²以下のNUTS 区分の地域又はその一部であって、過疎化の進行を止めるために必要な補助について承認することができる（補助の必要性の立証責任は加盟国側にある。）
- ・輸送費補助：最外縁地域、低人口地域における輸送費補助は、追加的に発生する国内輸送に係るものに限って、時限的・漸減的でないものであっても承認することができる。最外縁地域に係るものについては、基礎的商品、原材料又は中間品を生産場所から当該地域内の最終加工地に運搬するための費用をカバーするものについても可能。補助額は、旅客又は重量単位当たりで事前に客観的に算出できるもの、かつ、最も経済的な方法で、かつ最短距離で移動する場合の費用に基づいて計算する必要がある。

d 小企業新設に係る補助

補助対象地域の経済発展は、当該地域の経済活動及び新規開業の水準が低いことにより妨げられているとの考え方に立つものであり、補助対象地域において、企業新設時及び営業初期の活動を補助することにあり、地域補助で一般に認められているよりも多くの補助を認めようとするもの。

この観点から、G B E Rの透明性基準を満たさない補助であっても個別承認により認められる場合もある。

第3章 個別論点の検討

第1節 SGEI判断枠組みの改正

1 はじめに

公共サービスを提供する事業者は、通常はサービス提供等に関する義務を負う。この義務から生じる費用を賄うために加盟国が排他的権限を付与したり、国家補助を行ったりすることがしばしばみられる。このような公共サービス提供事業者に対する国家補助は、106条(2)の下で正当化が許される点で他の国家補助とは異なっている。本稿は、2011年末に新たに示された一般的経済利益を有するサービスに関する国家補助規制パッケージを検討することにより、現在の規制の状況を明らかにするものである。

2 背景

第107条が国家補助を禁止しているが、第106条(2)は「一般的経済利益を有するサービス」に関して条約からの逸脱を許している。そのため、「一般的経済利益を有するサービス」に対して行われる国家補助について、いかなる場合に第107条により禁止されないかが問題となる。

この点に関連して、メルクマールとなる判断を示したのがアルトマーク事件判決⁹⁹(2003年)である。同判決は、公共サービス提供義務に係る費用を補填するためになされる補助金が、第107条にいう補助金に該当しないとされる4要件を示した(第2章22頁も参照されたい。)。4要件が充足される限りにおいてそもそも第107条の適用を受けないこととなる(したがって、第106条(2)の検討も不要になる。)

アルトマーク事件判決を受け、2005年7月に「一般的経済利益を有するサービス」に対する国家補助規制を明確化するルールが示された。当時の委員長と競争担当委員の名を冠して Monti-Kroes パッケージとも呼ばれる 2005 年パッケージは、新たに示された「一般的経済利益を有するサービスの運営を委ねられた特定の事業者に対して付与される公共サービス補填金という形態でなされる国家補助に対する EC 条約第 86 条(2)の適用に関する決定」¹⁰⁰(以下「2005 年決定」という。)及び「公共サービス補填金の形態でなされる国家補助に関する共同体フレームワーク」(以下「2005 年フレームワーク」という。)¹⁰¹からなる。

この 2005 年フレームワークが 2011 年 11 月で無効¹⁰²となることを受けて、2008 年には 2005 年パッケージの見直しを開始され、2011 年 9 月に新たなパッケージ案に対するコンサルテーションが実施され、12 月に 2011 年パッケージが採択された。

3 2011 年パッケージの構成

新たな 2011 年パッケージは次の四つから構成される。新たに示された「一般的経済利

⁹⁹ Case C-280/00 Altmark Trans and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark [2003] ECR I-7747.

¹⁰⁰ Decision 2005/842/EC on the application of Article 86(2) of the EC Treaty to State aid in the form of public service compensation granted to certain undertakings entrusted with the operation of services of general economic interest [2005] OJ L312/67.

¹⁰¹ Community framework for State aid in the form of public service compensation, [2005] C297/4.

¹⁰² 2005 SGEI framework, para. 25. 官報掲載から 6 年間にわたり適用されるとしている。

益を有するサービスの提供のために付与される補填金に対するEU国家補助ルール¹⁰³の適用に関するコミュニケーション」¹⁰³（以下「2011年コミュニケ」という。）、2005年決定を改正した「一般的経済利益を有するサービスの運営を委ねられた特定の事業者に対して付与される公共サービス補填金という形態でなされる国家補助に対するEU機能条約106条(2)の適用に関する決定」¹⁰⁴（以下「2011年決定」という。）、2005年フレームワークを改訂した「公共サービス補填金の形式でなされる国家補助に関するEUフレームワーク」¹⁰⁵（以下「2011年フレームワーク」という。）及び本パッケージ公表時には草案であったものが後に採択された2012年「一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対して付与されるデ・ミニマスな補助に対するEU機能条約第107条及び第108条の適用に関する規則」¹⁰⁶（以下「2012年SGEIデ・ミニマス規則」という。）である。

各々は、主に以下を内容としている。の2011年コミュニケは、一般的経済利益を有するサービスに対して付与される補填金に対して国家補助ルールを適用する際において重要となる基本概念（例えば、「経済活動」など）を明確化している¹⁰⁷。これは国内当局が自ら国家補助ルールを参照すること等をより容易にすることが意図されている¹⁰⁸。

の2011年決定は、国家補助規制の下で要求される届出義務が免除される範囲等を示している。この2011年決定でカバーされない国家補助について、国家補助規制の適用がどのようになされるかを示したものが、の2011年フレームワークである。

また、の2012年SGEIデ・ミニマス規則は、新たにこの分野に特化したデ・ミニマス・ルールの導入を意図するものである。

以下では、特に2005年パッケージから変更された点を中心に取り上げ、EUにおける一般的経済利益のサービスに対する国家補助規制の現状を明らかにする。2011年コミュニケは判例によりこれまで明らかにされてきた基本概念の解釈を整理するものであるので、ここではこれは取り上げず、主に～を取り上げる。

4 実体ルール

(1) 適用を免れる範囲：2012年SGEIデ・ミニマス規則

これまで国家補助規制については一般的に適用される2006年「デ・ミニマスな補助に対する条約第87条及び第88条の適用に関する規則」¹⁰⁹（以下「2006年デ・ミニマス規則」という。）があった。2011年パッケージは、特に一般的経済利益を有するサービスを提供

¹⁰³ Commission, Communication on the application of the European Union State aid rules to compensation granted for the provision of services of general economic interest [2012] OJ C8/4.

¹⁰⁴ Decision 2012/21/EU on the application of Article 106(2) of the Treaty on the Functioning of the European Union to State aid in the form of public service compensation granted to certain undertakings entrusted with the operation of services of general economic interest [2012] OJ L7/3.

¹⁰⁵ Commission, Communication: European Union framework for State aid in the form of public service compensation (2011) [2012] OJ C8/15.

¹⁰⁶ Commission Regulation (EU) No 360/2012, on the application of Articles 107 and 108 of the Treaty on the Functioning of the European Union to de minimis aid granted to undertakings providing services of general economic interest [2012] OJ L114/8.

¹⁰⁷ 2011 Communication, para. 3.

¹⁰⁸ IP/11/1571, at 1.

¹⁰⁹ Regulation 1998/2006. on the application of Articles 87 and 88 of the Treaty to de minimis aid [2006] OJ L379/5.

する事業者に対する補填金に関するデ・ミニマス・ルールの草案を示した（第1条）。

2006年デ・ミニマス規則は、1受給者当たり3年間で20万ユーロを超えない補助について、第108条(3)に規定する届出義務を免除することを規定している。これに対して、2012年SGEIデ・ミニマス規則案は、基準額を引き上げ、補助が、1受給者当たり3年間で50万ユーロを超えない限り、当該補助は第107条(1)の全ての基準に合致しないものとみなされ、第108条(3)の届出義務を免除されると規定している（第2条1項、2項）。

このように一般的経済利益を有するサービスに限ってデ・ミニマス基準が高く設定されたことについては、第1に、地域サービスに係る行政事務を簡素化することが目的として挙げられ、また第2に、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者には公共サービス提供義務が課されており、そのための費用を賄わなければならないため、基準を引き上げたと説明されている¹¹⁰。

(2) 国家補助規制に合致しているとされ事前届出義務を免れる範囲：2011年決定

2011年決定は、第2条において同決定の適用範囲を定め、3条においてその適用範囲にある公共サービス補填金は域内市場に適合し、かつ第108条(3)に基づく事前届出義務を免除されることを規定している。

2011年決定の適用範囲は、一般的経済利益を有するサービスの運営を委ねられた事業者に付与された公共サービス補填金であって、以下の条件に合致するものである（第2条1項）。(a)一般的経済利益を有するサービスの適用のために付与される1年当たり1500万ユーロを超えない補填金(運輸及び運輸インフラ以外の分野を除く。)、(b)医療を提供する病院が提供する一般的経済利益を有するサービス(救急サービスも含まれ得る。)に対する補填金、(c)健康と長期ケア、小児ケア、労働市場へのアクセスと再統合、社会的住宅及び弱者グループのケアと社会的包摂に関する社会的ニーズを充足する一般的経済利益のサービスの提供に対する補填金、(d)島嶼への空路又は海路で一般的経済利益のサービスが割り当てられた直前の2年間における平均年間乗客数が30万人を超えないものに関する一般的経済利益のサービスの提供に対する補填金、並びに、(e)空港や港で一般的経済利益のサービスが割り当てられた直前の2年間の利用者数が空港については20万人、港については30万人を超えないものに関する一般的経済利益のサービスの提供に対する補填金である。

さらに、以上に加えて、事業者が一般的経済利益のサービスの運営を委ねられた期間が10年を超えないことが本決定の適用を受けるための条件とされる（第2条2項）。10年を超える場合、一般的に受け入れられている会計原則に従ってより長い期間での償却を必要とする多大な投資がサービス提供者に求められる限りにおいて、指令の適用を受ける。

今回の改正において、第2条は大きく変更されている。重要なのは(a)～(c)に関する変更である。いわゆる社会的サービスに関する(b)及び(c)に触れる。2005年決定では社会的サービスのうち決定の適用対象となるのは(b)病院と社会的住宅のみであった。本改正で追加された(c)の下で、他の社会的サービスに決定の適用対象が拡大していることが注目される。これらについては、補填金の額にかかわらず決定の適用を享受する。

また、(a)については、2005年決定では適用対象となる基準は3000万ユーロであったも

¹¹⁰ MEMO/11/929, at 5.

のが改正により引き下げられている。すなわち、第3条による事前届出義務が免除されるための基準がより厳格になっている。

これらの変更の理由は以下のとおりである。適用対象となる社会的サービスの拡大は、これらの分野において事前届出義務が免除されることにより、行政負担を軽減することを意図したものである¹¹¹。社会的サービスに該当するか否かの判断は困難な場合もあるため、ここに挙げられたサービスは限定列举とされている¹¹²。

2005年決定において(a)比較的高い金額の基準が用いられていたのは社会的サービスがこの同決定の適用を享受することが目的であったという。改正によって多くの社会的サービスへと適用範囲を拡大させたため上述の目的は達せられており、また、経験的に重要な経済活動に対して1500万ユーロから3000万ユーロの間にある金額の補填金が付与されているため、基準が引き下げられたという¹¹³。この変更により2011年決定の適用対象から外れたものは、即座に国家補助規制に違反するとされるのではなく、2011年フレームワークの下でその適合性が判断される。

また、2005年決定では3000万ユーロという基準に併せて、全活動を含めた税引前の売上高の平均が2年間で1億ユーロ以下であることという条件も付されていたが、これが今回の改正により削除されている。

(3) 国家補助規制の考え方：2011年フレームワーク

2011年フレームワークは2011年決定の適用を受けない公共サービス補填金を適用対象として¹¹⁴、これらの補助が第106条(2)の下で域内市場に適合すると判断するための条件を示すものである¹¹⁵。

その条件の主たるものは、ポイント2.2から2.10に示されている。それぞれ、2.2 一般的経済利益を有するサービス、2.3 公共サービス提供義務及び補填金の計算方法を特定した委託行為、2.4 委託の期間、2.5 透明性指令(2006年)の遵守、2.6 公共調達ルールの遵守、2.7 差別がないこと、2.8 補填金の額、2.9 連合の利益に反する程度にまで通商の発展が影響を受けないことを確保するために必要であろう追加的要請、並びに、2.10 透明性に関して条件を定めている。

以下では、2005年フレームワークからの変更点を示しつつ、特に重要な点について概説する。

ア 一般的経済利益を有するサービス(2.2)

加盟国は、利用者や公共サービス提供事業者の利益を考慮すべく、パブリックコンサルテーションや他の適切な方法をもって裏付けられる公共サービスのニーズについて適切な配慮を行ったことを示すことが義務付けられている。

これは、新たに公共サービス提供を事業者に委ねるに当たってなされることが想定さ

¹¹¹ MEMO/11/929, at 3.

¹¹² MEMO/11/929, at 3.

¹¹³ MEMO/11/929, at 2.

¹¹⁴ これらの補填金は108条3項の事前届出義務の対象となる。2011年フレームワーク, para7.

¹¹⁵ 2011年フレームワーク, para7.

れているようである¹¹⁶。

イ 公共サービス提供義務及び補填金の計算方法を特定した委託行為(2.3)

S G E I の委託は、加盟国の措置によらなければならない、その措置においては以下が明示されていなければならないとされている。公共サービス提供義務の内容・期間、事業者とその管轄区域、排他的権利又は特別の権利の性質、補助金の仕組み及び補助金の計算・監視・評価のためのパラメーターの説明、過剰な補填金を回避・回収するための取決めである。

ウ 委託の期間(2.4)

委託の期間は客観的基準による正当化が求められる（例えば、譲渡できない固定資産の償却の必要性など）。原則として減価償却の期間を超えてはならないとされる。

エ 透明性指令（2006年）の遵守(2.5)

2006年透明性指令を遵守している場合にだけ、第106条(2)に基づき域内市場に適合しているとみなされ、これを遵守していない場合には、当該補助は、連合の利益に反する程度まで通商の発展に影響を与えるものであるとみなされることが示されている¹¹⁷。

この2.5から2.7までは2005年フレームワークでは言及されておらず、2011年フレームワークで新たに導入されたルールである。

オ 公共調達ルールの遵守(2.6)

責任を有する当局が、公共調達に関して適用されるE Uルールを遵守している、あるいは遵守を図った場合にのみ、第106条(2)に基づき域内市場に適合しているとみなされ、これを遵守していない場合には、当該補助は、連合の利益に反する程度まで通商の発展に影響を与えるものであるとみなされることが示されている¹¹⁸。公共調達に関して適用されるE Uルールとして、条約及び二次立法に基づく、透明性、equal treatment 並びに無差別の要請が挙げられている。

カ 差別がないこと(2.7)

同一の一般的経済利益を有するサービスの提供を複数の事業者に対して割り当てる場合、補填金は各事業者について同一の方法に基づいて計算されなければならないとされている。

キ 補填金の額(2.8)

補填額の算定は2005年フレームワークに比べ、究めて詳細に示されるようになった。2011年フレームワークの最も際立った改正点の一つである。

補填金の額は、公共サービス提供義務の実施に当たっての総費用（net cost）を償うた

¹¹⁶ MEMO/11/929, at 3.

¹¹⁷ para. 18.

¹¹⁸ para. 19.

めに必要な額を超えてはならないことが示されている。総費用は合理的な利益も含むものであるとされる。

補填額は、加盟国が当初より提供したいと考える効率性インセンティブ次第であるが、予期される費用と収入、又は、実際に生じる費用と収入、あるいは両者の組み合わせに基づいて算定され得る¹¹⁹。

(7) 公共サービス提供義務を実施するために必要な総コスト

公共サービス提供義務を実施するために必要あるいは必要だと予期される総コストは、EU 及び国内立法によって要請される場合及びその適用が可能な場合に、総回避費用方式 (net avoided cost methodology) を用いて算定されなければならないとされている¹²⁰。この方法の下では総費用は、公共サービスを提供している供給者の総費用とそのような義務なしに運営している同一の業者の総費用又は利益の差額として算出される¹²¹。

総回避費用方式を用いることができなかつたり、適切ではなかつたりする場合には、費用配賦方式 (methodology based on cost allocation) 等の方法も用いられるとされている¹²²。費用配賦方式では、総費用は、当該義務を負った提供業者が公共サービス提供義務を遂行するに当たっての費用と収入の差額によって算出されるという¹²³。

(イ) 合理的な利益

合理的な利益は、一般的経済利益を有するサービスの提供の有無にかかわらず、リスクの水準も考慮に入れて、典型的な企業が求めるであろう資本収益 (ROC, return on capital) を意味するものと考えられる。リスク水準は関与する分野や、サービスの種類、補填メカニズムによるとされる¹²⁴。正当な場合には ROC 以外の利益水準指標を用いることもできる¹²⁵。

(ウ) 効率性インセンティブ

加盟国は、補填を行うに当たり高水準で一般的経済利益を有するサービスを効率的に供給するためのインセンティブを導入することが義務付けられている¹²⁶。

以上のように、2005 年フレームワークに比較して詳細な記述になったことが 2011 年フレームワークの特徴である。これを参照しつつ、S G E I に関連する国家補助を設計することが加盟国に期待されているものと考えられる。

¹¹⁹ para. 22.

¹²⁰ para. 24.

¹²¹ para. 25. この計算方法は、以下により詳細に示されている。Annex IV to Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services, [2002] OJ L108/51; Annex I to Directive 97/67/EC on common rules for the development of the internal market of Community postal services and the improvement of quality of service [1997] OJ L15/14.

¹²² para. 27.

¹²³ para. 28.

¹²⁴ para. 33.

¹²⁵ para. 34.

¹²⁶ para. 39.

第2節 SGEIについての競争政策経済分析グループの意見

1 はじめに

本章で検討の対象とする意見書は、2006年6月29日に欧州競争政策経済分析グループ（Economic Advisory Group on Competition Policy）のSGEIサブグループによって策定公表されたものである¹²⁷。このサブグループは次の者から構成されている。

- Gerhard Clemenz（ウィーン大学経済学部）
- Mathias Dewatripont（ブリュッセル大学経済学部）
- Massimo Motta（バルセロナ大学経済学部）
- Damien Neven（ジュネーブ大学経済学部）
- Paul Seabright（ツールーズ経済研究所）
- Alena Zemplerova（チェコ科学学芸院経済機構）

以下、本節では、意見書を囲み部分で示し、若干の解説を付け加える。このほか、国家補助について経済学の観点からの分析、本報告書の位置付け等に言及する。

2 イントロダクション¹²⁸

一般的経済利益があるサービス 競争政策経済分析グループの国家補助グループによる意見

イントロダクション

一般的経済利益があるサービス（以下「SGEI」という。）は、欧州競争法において、公的当局が市民に特定の重要なものとして、また公的介入がなければ供給されない（異なる条件でしか供給されない）サービスとして定義されている。この意見において、SGEIの取扱いに関する基本的な経済原理に基づいた議論を行う。

一国、地域及び地方公共団体がSGEIへの補助の方法を制約することとなるこのルールは、「国家補助政策」の特別な事例を構成する。この題材の包括的な議論は本稿の範疇を超えるものであるが、市場経済における一般的な国家補助政策の適切な役割に関する簡潔な議論から始めることが有益である。

まず、この意見書で取り扱う一般的経済利益があるサービスとは、公的介入がなければ供給されないサービスであるとした上で、さらにその経済原理を解説していくものであることを述べている。

3 国家補助政策一般

一般的な国家補助政策

経済分析は、三つの一般的な原理が欧州の国家補助政策を導くべきであることを示す。

1. 第1の原理は、国家補助は市場の失敗に対する正当な対応となる多くの事例があるということである。最も頻繁に市場の失敗が引き起こされるものとしては、（例えば、技術革新又は環境に関するものといった）外部性と公共財がある。さらに、国家補助は、

¹²⁷ <http://ec.europa.eu/dgs/competition/economist/sgei.pdf>.

¹²⁸ 以下では、この意見書の内容を囲みで示している。

衡平又は個人の消費の選択を通して実現されない幅広い社会的・政治的な目的についての懸念への正当な対応でもあり得る。これは、地域における、又は、発展途上の隣接地域若しくは地方における公共サービスの提供と関連するものである。

市場の失敗とは、厚生経済学の第1定理によって経済がパレート効率的になるための条件であるとされ、次の六つのものが挙げられることがある¹²⁹。

競争の失敗：独占・寡占の存在

公共財：非競合性・排除不可能性を有する財の存在

外部性：他社に損害（便益）を及ぼす負（正）の外部性の存在

不完備市場：保険・資本市場等民間で供給されない市場の存在

情報の失敗：消費者サイドの不完全情報等の存在

失業、インフレーション及び不均衡

2．第2の原理は、国家補助は、市場をゆがめるものとなってはならない。第1の原理の実現は、費用又は他の条件が市場における競争の達成を妨げるときに、市場における競争又は（参入等を考えた）市場を形成する競争と抵触するものとなってはならない。このため、域内市場が円滑に機能することを確保するために、市場における競争の障害物を取り除くことに焦点を当てるのが、国家補助がなされる地域における競争当局の任務である。実際、そうすることが、第1の原理を実現する費用の点で効率的な手法の簡便な実現となる。

国家補助は競争原理と抵触してはならないとする基本原則が述べられ、その上で、市場の障害物を取り除くことが競争当局の任務であるとする基本原則が述べられている。また、政府介入の手法とその検討の視点に関しては、次の諸点が挙げられることがある。

- ・ 国家補助による民間行動のクラウディングアウト
- ・ 国家補助の所得効果と代替効果の影響
- ・ 国家補助の帰結は、見せかけの帰結でなく最終受益者（損害者）に留意すべし - 累進性・逆進性
- ・ 公平と効率のトレードオフの存在
- ・ 政治過程への影響

3．第3の原理は、規制に関連する費用と便益に関する非常に一般的なものである。政府の介入は、市場の成果が改善する観点から、政府の介入の期待費用を上回るような便益が期待されるときにだけ認められる。したがって、国家補助は、最良の実行可能な救済があるとき、市場の失敗を救済する場合のみ用いられるべきである。このことは一般論としては問題なく正当なものである一方、具体的事例におけるその考え方の適用は場面によることになるかもしれない。

（私的）費用・便益分析は、あるプロジェクトの成果（投入物・産出物）を決定し、これについて市場価格を用いて評価し、各年の純利潤を計算し、割引現在価値を計算する。社会的費用・便益分析は、より広範な結果を考慮に入れたり、市場で取引されない投入物・

¹²⁹ スティグリッツ『公共経済学』

産出物を考慮したりする。

この計画評価に当たっては、消費者余剰・生産者余剰を適切に考慮する。

また、割引率・リスクの評価・分配上の考慮も適切になされなければならない。

本稿では、最初に、S G E Iの概念及び関連するユニバーサルサービス提供義務の概念を定義する。E Uは、何がS G E Iの事例として考えられるかを定義するために、典型的な一国、地域的、又は地方公共団体の裁量を制約すべきではない。第2の原理、すなわち、市場での及び市場のための競争を確保するというE Uの任務に焦点を当てる。第3の原理は、過剰な補助金を取り除くことを超えた、市場における競争に対するE Uの規制で我々に注意すべきことを示すことになる。他方、限られたものとなっているとしても、可能な限りいつでも開かれた入札を行うことは、市場のための競争を促すよい方法である。E Uの介入は、(例えば、潜在的な外国からの入札参加者等)市場への外国の競争者の存在が保障されるときにより有効である。結論として、アルトマーク判決の議論とこれらの原則に照らした公共サービス提供義務の実施を補償するときの国家補助に対する共同体の考え方の議論を行っている。

この意見書の構成はユニバーサルサービス提供義務、競争当局の任務及び規制への留意点からなるとしている。またアルトマーク判決を支持する旨も示している。

本節での経済学上の観点からの意見とともに、以下のとおり国家補助それ自身に対する経済分析も行われている。ここでは四つの研究を簡潔に紹介する。

第1に、国家補助規制に関する経済分析は、いわゆる戦略的貿易政策として制限的な政策が各国で採られて、個々の政策は合理的だがまとめて実施されると悪い状況が招来する可能性があるところ、そうした非効率な補助金競争を避けるために、経済分析の必要性が指摘され始めたとするものがある¹³⁰。

第2に、多国籍企業に対する補助のように重複・多角的管轄地における国家財政の問題として、例えばいわゆる租税競争として工場立地のための減免税競争の外部不経済の点から検討するものもあると言及されている¹³¹。

第3に、経済地理学の研究として、立地の集積が熟練労働者の集積を生む外部経済をもたらすこともあることから、企業の立地集積に向けての政府の積極的な活動が行われることがあるとされている¹³²。

第4に、国家補助規制が「無駄な」支出を抑制すると言及されることもあるが、こうした支出には説明責任が必要であり、その欠落は問題を引き起こすこととなる。無駄と思われるプロジェクトの実施で政治家の精励が示され投票者がそれに対して合理的に報酬を与えていることも考えられるとする研究もある¹³³。

4 一般的経済利益のあるサービスの定義と取扱い

一般的経済利益のあるサービス：E Uによる定義と適切な取扱い

¹³⁰ Besley and Seabright [1999]及び Dewatripont and Seabright [2006].

¹³¹ Keen and Marchand [1997].

¹³² Krugman [1991]及び Neary [2001].

¹³³ Dewatripont and Seabright [2006].

何が一般的経済利益のあるサービスか

経済学の観点から、S G E I の概念は、必ずしも無差別の基盤に立ったものではないが、ある産業の1以上の企業にある製品又はサービスを全ての市民に供給するものとして課された義務である「ユニバーサルサービス提供義務」(U S O) の定義と緊密に関連するものである。例えば、アルトマークにおける地域バス運行は、ある特定の区分のバス利用者への義務として考えられ得た。実際、S G E I は、典型的には、(特定の病人に対する医療サービスの提供、又は自然災害に対して脆弱な地域に住む者に対する保護措置のような) ある関連する分野の市民に関するものである。ユニバーサルサービス提供義務がしばしば課されるような産業の例としては、電気通信、地上波放送、水道供給、電気、ガス、鉄道、郵便である。ユニバーサルサービス提供義務は典型的には、全ての市民がそうした財又はサービスにアクセスできることを確実にすることを課すものである。換言すれば、市場の作用が単独で及ぼされたならば、幾つかの必要な市民の小集団はそうした財又はサービスを適切な価格で購入できなくなるであろうと考えられるということである。ユニバーサルサービス提供義務を課す形の公的介入は、そうした集団がそれらの財又はサービスを享受することができることを保障するものである。

ユニバーサルサービス提供義務に関し、ある生産において、費用の劣加法性がある場合、規模の経済・範囲の経済を生じることになる。

このとき、自然独占が生じ、右下がりの需要曲線の下で、自然独占の総余剰は社会が達成し得る総余剰よりも小さくなることから、規制政策が考えられてきた。しかし、限界費用価格規制の下での補助による財の提供では、費用削減努力のディスインセンティブ、財源確保の際の別の非効率の可能性等から直接の損失補助は難しい。

このため、平均費用価格規制、総括原価方式、公正報酬率規制が採られてきた。しかし、上記の規制手法は、審査費用の増大、内部非効率(インセンティブ規制の必要性)の問題があることから、こういった問題を解決するためにヤードスティック規制・プライスカップ規制などが考えられてきた。

他方、需要変化・技術進展により規制緩和の必要性が高まり、各種自由化、民営化が行われてきた。

この自由化・民営化を進めていく過程で既存事業者ユニバーサルサービス提供義務が課されるようになった。

(しばしば) 企業に課されるユニバーサルサービス提供義務では、あまねくサービスを提供することとともに均一価格を要件としている。「あまねくサービスを提供すること」は「適切な価格」で財又はサービスを全国的に提供する義務を課すものであり、他方、「均一価格」は異なる集団に提供する費用の違いにかかわらず、企業に対して、ある財又はサービスを同じ価格で全ての消費者に提供する義務である。

例えば、電気通信セクターにおいては、固定電気通信事業者に、都市に所在する顧客と同じ条件の下で、孤立した地方に所在する顧客へのネットワークへのアクセスを提供する義務を課すものである。ネットワークへの接続に要する費用は、孤立した地方では大きくなり、都市では小さくなる。ユニバーサルサービス提供義務又は他の公的な介入

なしには、孤立した地方の顧客は、おそらく全てのサービスを享受することはできないであろう。

ユニバーサルサービス提供義務は市場全域への供給とともに、均一料金が課される。費用は異なってくるが、料金が均一的となることがユニバーサルサービスの一つの特徴である。仮に、サービス提供者が価格差別を行うことが可能ならば、事業者は価格弾力性が高い市場において低い価格を設定し、価格弾力性が低い市場において高い価格を設定することによって、利潤最大化を図ることができるようになる。

しかしながら、価格弾力性が低い市場で高い価格を設定することは、必需品の必要な者に高い料金を課することになり、特に反発が大きくなる。このため、料金規制が行われることになる。

供給者による価格差別が成立するためには、需要者による裁定行動が行われないことが必要であるが、電力、ガス等の大きな施設が必要な財、電気通信、鉄道等のサービスに関して、最終消費者の裁定行動は考えにくい。

また、ユニバーサルサービス提供義務（又はS G E I）は、ユニバーサルサービス提供義務が課される必要がない場合と比べたときのその企業によるサービスが供給される時に生じる損失で定義されることに留意すべきである。このため、企業は、しばしば、そうしたサービスの供給に代償を必要とする。政府又は公的当局によるそうした代償には幾つかの方法がある。ユニバーサルサービス提供義務によって通常特徴付けられるセクターの大多数において、全国的な独占となっており、その独占にはユニバーサルサービス提供義務が課されていて、広範にわたる提供と均一的な価格によって生じる損失はしばしば内部補助によってカバーされている。ユニバーサルサービス提供義務なしには提供されない消費者の集団への提供で生じる損失は、その他の集団への提供から生じる利潤によってカバーされる。これらの独占者はしばしば国営企業であり、効率性を追求するインセンティブが薄い。公益事業の規制緩和と民営化の実施により、そうしたアプローチはもはや採ることができず、ユニバーサルサービス提供義務及びその代償のより明示的な定義が必要となっている。例えば、既存の独占者は、今日、需要のより大きな市場として考えた部分における競争に直面しており、従前同様、安易にユニバーサルサービス提供義務から生じる損失のカバーを期待することができない（さらに、競争の下では、なぜ、ある企業が利益の上がない市場に供給義務を課されなければならない、他の者がそうではないかが明確ではなかったりする。）。このため、ユニバーサルサービス提供義務は明確に定義され、適切に補償されなければならない。これは次のような多くの課題を生じさせる。どの企業にユニバーサルサービス提供義務が課されるべきか。それらがどのように選ばれたのか。どのように補助を考えるべきか。これらの中核となる課題に入る前に、なぜユニバーサルサービス提供義務が存在するかを簡潔に取り上げる。

ここではユニバーサルサービス提供義務が課されているセクターの大多数で全国的な独占の状況となっていることが挙げられている。一国全体で規模の経済・範囲の経済が働くこともあるが、ある特定の地域で規模の経済等が働くことも考えられることから地域独占による供給が行われることもある。

しかし、これらの全国独占・地域独占での効率性追求のインセンティブの弱さについて

この意見書では言及がなされ、そこにおけるより大きな評価区分で競争に直面している点からの、明確・適切な補償が必要であることが指摘されている。ここで指摘されている大きな市場とは、従前より競争の行われている範囲を広くみて、そこでの競合関係を検討することである。技術の進展により、一定の効用を得る代替手段として様々な方法が考えられるようになってきたことがそれに該当すると考えられる。例えば、インターネットの進展による、通信手段の多様性等がその例とも考えられる。

こうした状況を踏まえ、ユニバーサルサービス提供義務の存在理由について検討している。

5 SGEIの存在理由

なぜSGEIが存在するか

なぜ、政府（又は一般的に公的当局）が特定の企業に対して全ての消費者にアクセスを補償するユニバーサルサービス提供義務を課すこととするかについては幾つかの理由がある。最も一般的な説明は、平等、参加、団結、連帯等の社会及び政治的目的と関連するものである。例えば、電気通信及び郵便サービスの事例では、各顧客の効用が他の顧客の数に応じて増加するというネットワーク外部性の存在があるかもしれない。したがって、追加的な顧客又はサービスの使用者は、他の全ての顧客及び使用者に正の外部性を及ぼすことになる。私的便益は社会的便益よりも低くなることから、サービスを使用しなかったかもしれないネットワークの使用者が補助すべき範囲となり得る。

原則として、経済効率性の考慮が存在するかもしれないが、実務上、ユニバーサルサービス提供義務の正当化は圧倒的に多くの場合、社会的排除の防止などの非効率的な目的と関連する。社会及び政治的優先性、並びに、需要と技術的条件が加盟国間で大きく異なっていることから、超国家レベルで、どのセクターがユニバーサルサービス提供義務を課されるべきかを定めることは不可能である。我々の見解では、正確に言えば、現在のアプローチは、それを認識しており、各加盟国に、ユニバーサルサービス提供義務の設定（EU法ではSGEIと呼んでいる。）の方向について幅広い裁量を持つことを許容している。欧州委員会の役割は、致命的な誤りがないよう、また、そうした方向性について濫用が生じないようにチェックするだけのものである。この目的のために、加盟国は、正当に、SGEIの対象となるサービスについて明確で分かりやすく示す必要がある。現在、加盟国は、自らのSGEIが満たしていると考えられる目的を表明することを求められていないが、そうした要請は透明性を確保し得るものとなる。

このため、イントロダクションにおいて述べられている最初の一般的原則がここに適用される。欧州委員会がSGEIの識別のために画一的な判断基準を設定するのではない。しかし、第2の原則は、欧州委員会はSGEIのために域内市場に過度にゆがみを生じさせないことを保障すべきであることを述べている。

ここでSGEIの存在に関しては、ネットワーク外部性等への対応も挙げられているが、基本的には各国における非効率的な目的とされる社会的排除を防ぐという理由などが挙げられている。これは経済的効率性だけでのチェックを超え、それ以外の観点も含めて判断されるものであることから、加盟国での目的の表明といった透明性の確保の意義を述べている。

この点から、画一的な判断基準は採らないとされており、市場に過度のゆがみを生じさせないことを保障すべきという考え方を述べている。

S G E Iの存在についての一般的な説明としては、平等、参加、団結、連帯等の社会及び政治的目的と関連するからであるというものである。そこにおいては、原則として、経済効率性の考慮が存在するかもしれないが、実務上、その正当化は圧倒的に多くの場合、社会的排除の防止などの非効率な目的と関連するとしている。さらに、社会及び政治的優先性や各種条件が加盟国間で大きく異なっているため、欧州委員会が全てを決めることは不可能であるとしている。そして、欧州委員会の果たすべき役割は、致命的な誤りがないよう、また、そうした方向性について濫用が生じないようにチェックするだけなのであるとしている。

したがって、S G E Iが競争の歪曲を含むかどうかの最初の指針は、問題となっているサービスが補助されている企業と同様に補助なしでも供給されるかどうかをみることによって見だし得るものである。もしそうならば、補助は非効率な企業の継続的な運営を可能にしているようにもみえる。しかしながら、供給されるサービスが完全に代替可能かどうかチェックすることは重要な点であるし、補助された企業が品質の異なるサービスを提供しているかもしれない。

より一般的には、現在の（部分的又は包括的な）規制が緩和された市場でのユニバーサルサービス提供義務は対抗する者としての競争相手を持つべきであったということは既に述べてきた。それを供給する企業にとって、ユニバーサルサービス提供義務は補助又は代償によってカバーすべきである損失を示すものである。そうした補助又は代償は、「完全中立的」ではないかもしれず、域内市場における競争をゆがめることがある。そのため、そうした競争の歪曲が生じるのはどんな条件かを理解することは極めて重要である。

こうした考え方に沿って、S G E Iの補助に対して、それが補助なしに成立する事業であるかどうかをみることにしている。

この場合の留意点として、補助なしに成立する事業において供給されるサービスが補助の下で供給されているサービスと同じものであるかを確認することが必要としている。ユニバーサルサービス提供義務は対抗する者としての競争相手を持つべきであるとされ、それを供給する企業にとって、ユニバーサルサービス提供義務の部分は補助又は代償によってカバーされるような損失を示すものである。他方、そうした補助又は代償は、域内市場における競争をゆがめることがあるとされ、その競争の歪曲はどういった条件で生じるかを理解すべきとしている。

6 S G E Iによる競争の歪曲

市場においていつS G E Iは競争を歪曲し得るか

ある一つ又はそれ以上の企業が既にユニバーサルサービス提供義務のある者として選択されているような場合をまず考える。この事実が競争にもたらす結果はどのようなものであろうか。ただし、他の市場に関する企業の行動へのユニバーサルサービス提供義務

務の直接の影響は、別に議論するものである。また、ユニバーサルサービス提供義務を遂行することによる収益に関連する代償の提供及びそのレベルを通じて、略奪的その他の反競争的な手法で行動し得るような企業のリソースを提供することに対する間接的あるいは金融上の影響も、別に議論するものであろう。さらに、過剰なレベルの代償は、それ自身が反競争的行動を促進しないものであろうが、ユニバーサルサービス提供義務それ自体からの報酬を用いた反競争的手法の兆候となるかもしれない。

競争の歪曲の発生について、既に存在しているユニバーサルサービス提供義務に対する考え方をみている。ここでは、競争の観点から検討すべき点を挙げており、他の市場の企業行動への影響、反競争的行動のリソースとなり得る可能性等が留意点となるとしている。すなわち、他の市場に関する企業の行動へのユニバーサルサービス提供義務の直接の影響、及びユニバーサルサービス提供義務がある事業を遂行することによる収益に対する代償のレベルを通じて、略奪的その他の反競争的な手法での行動できる企業のリソースを提供することがあるかについては、別に議論するとしている。

他の市場へのユニバーサルサービス提供義務の影響

経済学の文献では、ユニバーサルサービス提供義務は一般的に競争中立的ではないことを強調している。例えば、ある国で、都市と地方の二つの消費者の集団があるとし、地方のネットワーク接続費用が地方の市場において独占的に供給する企業でさえ賄えないほど高いものとする（他方、都市の市場において供給に要する費用は都市における財の価値と比べて低いものとする）。ここで、両方の市場に（広い範囲で）供給する企業に、都市の市場における価格（均一価格）と同じ価格で財を供給しなければいけないユニバーサルサービス提供義務を考えよう。また、都市の市場では企業Aと企業Bにより供給が行われており、企業Aはユニバーサルサービス提供義務の下で地方の市場への供給を選択する（又は義務付けられる）とする。双方の市場に同じ価格を設定するという制約は、都市の市場における企業Aの行動を変えることになることは簡単に示すことができる。実際、利益の上がない地方の市場での損失を限定するために、企業Aは都市の市場での価格を引き上げるインセンティブを有し、そこに均一的な価格設定義務があるならば、都市の市場において積極的な価格引下げはしないだろうし、価格は、地方の市場にユニバーサルサービス提供義務が課されていないときよりも高くなるであろう（又は、ユニバーサルサービス提供義務の下で地方の市場に供給する企業は、都市の市場にいなくなるであろう。）

問題は、この例以外に一般的にも、ユニバーサルサービス提供義務が、義務を課せられた者が事業を行う他の市場に——多かれ少なかれ微妙に——影響を与えることである。これが生じ得る方途としては、（利益の上がない市場での生産は別の市場での生産費用を低めるかもしれないときの）範囲の経済、（低い評価の顧客であってもより有利となるサービスの需要を後に増加させ得るときの）需要の外部性、又は（例えば、利益の上がない市場での供給が、別の市場での生産に用いることができる貴重な資源を浪費してしまうといった）範囲の非経済を通してのものである。ただし、これらの影響の全体的な効果を、一般的なルールとして予測することは難しい。よって、ある環境では、

ユニバーサルサービス提供義務を遂行することは企業にとって戦略的に有利に働くかもしれないが、別なときには、戦略的に不利に働くことになる。(後略)

ここでは、一般的にユニバーサルサービス提供義務は競争中立的でないことが、地域的違いなどを例に説明されている。具体的には、範囲の経済、需要の外部性、範囲の非経済等が挙げられており、個別に検討していくことの重要性も指摘されている。

また、競争のゆがめ方として国内的な影響と国際的な影響、中でもEU加盟国の国家横断的影響について焦点を当てる必要があるとしている。国内的な影響だけが生じる場合は、当該国における問題であるのに対し、超国家的介入が正当化されるためには、国家横断的な外部性が必要である。その効果が国内だけのものであるならば、その国の当局が適切な対応を決定する最良の位置にあるとしている。

最後に、企業が、異なる市場で競争するために、自らの能力を改善することによって、一つの市場におけるユニバーサルサービス提供義務の遂行から便益を得られるようになったときには、その能力改善自体は競争をゆがめる必然性はないと強調されることが重要である。第1に、純粋な範囲の経済があるとき、それは消費者利益を向上させる結果につながる効率性の向上となる。第2に、競争者が対抗することが難しいレベルでの価格設定は、競争者よりも低い費用を反映したものであるときには、反競争的ではない。もちろん、ユニバーサルサービス提供義務の戦略的影響が小さくて不確実なものであったとしても、ユニバーサルサービス提供義務が競争者に直接かつ予見可能な影響を与えるか、あるいは反競争的な方法で受益企業が行動するか又はそのおそれがある場合には、その限りではない。

第1の事例では、(医療サービスのよう)母集団全体への費用をはるかに下回る価格でのサービスの供給が含まれる。これらのサービスにおける補助された供給者は、制約のない価格を課す民間供給者と競争するであろう。そうした事例は、(加盟国に他の加盟国の市民に無料の医療サービスを提供することは期待されていないように)国境を越える効果は生じず(患者の国境を越えた移動といった)特定の注意は必要かもしれないが、それ以外には問題となるおそれはない。

第2の事例は、EU機能条約第102条(支配的地位の濫用規制)に該当し得る行為である。例えば、仮に、ユニバーサルサービス提供義務に従った企業が独占的な財の供給と他の競争的に供給する財とを(地方の市場において顧客に対して電話サービスを電話機材の販売と抱き合わせるように)抱き合わせることは、第102条の下での行動としては合理的な理由があり問題とならない場合がある。第102条の濫用の認定に必要とされる判断基準は、国家補助の存在における合理性とは異なるもののように見える。しかし、(略奪者が補助で便益を得ているときには埋め合わせテストが適切ではなくなるように)問題となった企業がユニバーサルサービス提供義務から利益を得ているときには、その認定の立証責任を幾分低くすべきであるとも議論されている。そして、市場における競争のゆがみについての懸念が、第102条の法的原理全体から看過しえないときには、経済的論理からも幅広く検討すべきであるということは合理的なように見える。

ただし、留意点として、自らの能力改善、純粋な範囲の経済、効率性を反映した価格設定などが挙げられ、こうした事業上のインセンティブの発揮については競争政策の観点か

ら問題とされないとしている。

また、医療サービスに対する補助のように国境を越える効果が生じにくいものについては、国家補助の観点からは問題とされにくいとしている。

さらに、ユニバーサルサービス提供義務に従った企業が独占的な財の供給と他の競争的に供給する財とを抱き合わせることにについて、通常は競争政策上問題となるが、範囲の経済で経済的効率性が生じるため支配的地位濫用の条項の下では合理的な理由があつて問題とならない場合もある。ここで挙げられているEU機能条約第102条は、支配的地位の濫用を規制する競争法上の規定である。支配的地位の濫用の認定に必要とされる判断基準は、略奪的価格設定がなされた場合には埋め合わせの可能性についての検討が必要であるなど、国家補助の存在を示す際の合理性の基準とは異なったものであるが、問題となった企業がユニバーサルサービス提供義務から利益を得ているときに、こうした濫用の認定に際しての競争当局の立証責任を幾分低くすべきであると議論されている。そして、この競争のゆがみについての懸念が大きい場合には、単に国家補助規制の枠組みだけでなく、支配的地位濫用の観点からより幅広く検討すべきであるとしている。

ユニバーサルサービス提供義務のサービス提供事業者に与える財務上の影響

横断的市場のつながりへの潜在的な費用かつ/又は需要が与えられたとしても、ユニバーサルサービス提供義務を保持する企業が割り当てられるはずである実際の（ネットの）代償を算定することは、非常に難しい。実際、ユニバーサルサービス提供義務への「正しい」代償は、原則として、消費者の「利益を出さない」グループに供給する企業によって被った追加的費用だけではなく、ユニバーサルサービス提供義務によって生じた全ての変更の費用と収入とであることを考えなければならない。

この問題は、資本市場が不完全なとき、ユニバーサルサービス提供義務を満たす代償のレベルは少なくとも競争に何らかの効果があつたはずであつたため、重要なものである。ユニバーサルサービス提供義務を遂行している企業が過剰な代償を受けると仮定する。それにより、より大きな資金の利用可能性のため、戦略的な優位性を得るかもしれない。これは、新しいプロジェクト、R & D又は技術革新においてライバルよりもより多くを投資できるということである。ここで小さいか中くらいの程度の過剰な代償が問題となり得る程度に、資本市場が非効率であると考えようかどうかは、難しい。しかしながら、そうした不十分性は、政府による戦略的な行動の範囲を提供し得る。仮に、そうした代償が、国際的な市場における企業の過剰な投資又はその行動を変化させるインセンティブを与えるならば、直接及び重大な競争に関するゆがんだ効果を与えるかもしれない。

（中略）

ユニバーサルサービス提供義務に対する補償は財務上の問題となることもあるとして、資本市場の不完全性が国家補助を受けた事業者に戦略的な優位性を与えることを指摘している。その上で、この効果を有する補助が国際競争に影響を及ぼすことがあるため、そうした補助については加盟国政府が必要性を示さなければならないとしている。

ここでは、財政負担の問題ではなく、競争上の観点から、資金調達についての有利な立場が競争をゆがめることがある点を指摘している。

7 市場での競争の確保

市場での競争

市場での競争を確保することは、S G E I の検討における競争政策の極めて重要な目的であり、政策が実施された後の事後的な競争は非常にしばしば極めて高い固定費用のため限定的なものとなる。競争は二つの理由から価値があるものとされている。第1に、S G E I は、実際、最もその事業を達成するのに効率的な企業が供給することを選択することを確保する助けとなるものである。第2に、市場における競争は、過剰な代償でないものを企業に確保することを助けるものである。市場の競争を確保する自然な方法は、透明で、開かれた公共入札を実施することである。これは、潜在的に非効率な既存業者に圧力を加えるのに有用なものとなるであろう。しかしながら、既存業者の優位性は、企業間での実質的な非対称性として示唆されるものであるため、開かれた入札は万能薬となるものではない。特に、過剰代償の現象を取り除くことはできないかもしれない。既存業者は、ユニバーサルサービス提供義務を遂行する費用を勘案した上でレントを享受できる価格で入札に勝つことが依然として可能であるかもしれない。加えて、提供されるサービスを確保した上で入札を実施することは困難であるかもしれない。このため、入札は、過剰な代償が生じないことをチェックするための考慮を事後的にみる点では、代替的ではなく、むしろ補完的となる。

市場での競争を確保に関して、極めて高い固定費用のため事後的な競争が余り期待できないことが挙げられている。そこにおいて、第1に、S G E I は、その事業を達成するのに最も効率的な企業が供給することを選択することを確保する助けとなるべきであること、第2に、市場における競争は、過剰な代償を与えることなしに企業による供給を確保することを助けるものであることが挙げられている。そのために、市場の競争を確保する方法としては、開かれた公共入札を挙げている。

しかしながら、既存業者の優位性があるため、開かれた入札は万能薬となるものではないとされ、既存業者は、ユニバーサルサービス提供義務を遂行する費用を上回るレントを享受できるため、価格面で入札に勝ちやすいかもしれないとされている。このため、入札は、代替的なものではなく、むしろ補完的なものとして機能すべきとしている。

8 アルトマーク判決

S G E I のアルトマーク判決と共同体市場の枠組み

上記の議論は、S G E I を実施する国家補助政策の目的は市場における・市場のための競争を保障すべきものであること、かつ、これは過剰な代償を防ぎユニバーサルサービス提供義務に報いる開かれた入札を勧めるよう解釈されることを強調すべきと導くものである。

アルトマーク判決はこの議論と強く関連するものであり、鍵となる条項は公的サービスを代償する形態における国家補助の共同体枠組みに統合されてきた。それは、S G E I の代償は次の四つの条件を満たすときに、(条約上の意味で)国家補助として考えられるべきではないものとして設定されたものである。

1. ユニバーサル（又は公共）サービス提供義務が明確に定義されていること。
2. 代償の係数が客観的，透明，かつ事前に定められていること。
3. 代償が費用に合理的な利潤を加えたものを超えていないこと。
4. 代償は，入札を実施するか，入札が行われない場合，典型的な優良企業の費用に基づいた代償とされるべきであるものとして決められること。

共同体の枠組みはまた，(上記条件が満たされないとき)国家補助を構成する S G E I が条約と整合的なものとなり得る条件を記すものでもある。重要なものとして，条件 1 - 3 の範囲で示される枠組みが満たされていると，企業は過剰代償ではなく，S G E I は整合的となる。これは，非効率であるが過剰代償とはなっていない企業が聖域とはならないことを示すものである。

・アルトマーク判決（アルトマーク 4 要件）

欧州司法裁判所はアルトマーク事件における判決でそのポジションを見直す機会を得た。他の問題の中で，公共バス運行を行っているアルトマーク鉄道への補助金の供与が国家補助を構成するかどうかの問いに関する事例である。Ferring 事件での理由付けを拒絶し，国家補助アプローチに復帰することを提言する Leger 法務官による二つの明瞭な意見にもかかわらず，裁判所は Ferring 事件でのアプローチを支持した。このため，事業者によって提供される，事業者が真の財政的便宜を享受しないような公共サービス提供義務を補償する国家措置は第 107 条(1)で捉えることができないことが確認された。しかしながら，そのためには 4 要件が満たされなければならないことが示された。この条件は，多くの引き続いての事例で（厳密に）用いられてきている（第 2 章 22 頁も参照されたい。）

第 1 に，事業の受託者は，実施する公共サービス提供義務を実際に有していなければならない。当該義務は明確に定義されていなければならない。補填金を受領する事業者が，遂行すべき公共サービス提供義務を実際に負っており，当該義務が明確に定められていなければならない。これはユニバーサルサービスが考えられているが，中にはユニバーサルではない公共サービスもあり得るかもしれない。

第 2 に，補償が算定される基礎となるパラメーターは，客観的かつ透明な手法で事前に定められていなければならない。補填金を計算する根拠となるパラメーターが事前に客観的かつ透明性を有する方法で定められていなければならない。

第 3 に，補償は，関連する受給及び合理的な利益を勘案して，公共サービス提供義務の供給に要する費用の全部又は一部を補填するものを超えることはできない。

第 4 に，公共サービス提供義務を実施する事業者が，当該サービスを最小の費用で提供できる入札参加者の選考を可能とする入札手続によって選ばれない場合，アルトマーク判決で示された基準によると，関連する受給及び合理的な利益を考慮し，典型的な適切に運営された事業者が当該義務を実施するのに必要となる費用の分析を基に補償の水準が決定されるべきことが求められる。

一般的評価

効率的な企業でなくては負担できないような費用に対する過剰な代償がないときには

国家補助にはならないというアルトマーク判決の主要な原則は、上で識別された経済的アプローチと完全に一致する。過剰な代償が生じない場合に関し、この推定の根拠として、S G E Iには小さな（間接的な）大きさ効果しかないであろうこと、そのため、審査するだけの価値はないであろうことが考えられる。したがって、共同体の枠組みによって調整されたアルトマーク判決の一般的アプローチを支持することができる。

過剰代償でなく非効率な（又は少なくとも効率的ではないような）企業に関する共同体の枠組みのアプローチは、より弁護しにくい。それは非効率な既存者のポジションを固定化するものかもしれず、持続可能な環境での市場への競争の確保に失敗するかもしれない。非効率な企業の退出を阻害するために、S G E Iの補助が試され、濫用されるインセンティブを政府に提供するかもしれない。少なくとも、開かれた入札は、できるときはいつでも行われるべきである。

一般的評価として、アルトマーク判決のアプローチが支持されている。すなわち、アルトマーク判決によって、S G E Iの経済的な効果の有無が確認できることになり、これによって国家補助となるかどうかについての一定の指針を提供できるとしている。また、非効率な企業への補償については、単なる既存企業の保護になりかねないとして、少なくとも入札が行われることが望ましいことを指摘している。

しかしながら、開かれた入札の効果を誇張すべきではない。それは、不十分な入札参加者しか見込めないとき、あるいは入札参加者間に共謀が行われるときに、実際の競争の欠如から損害を被るかもしれず、そのため、過剰な代償に対する何らの保障ともならないことである。サービスの質が実質的な問題であるような環境での行動は難しいものもある。これには二つの主たるインプリケーションがある。第1に、開かれた入札の適切性は、行われ得る入札手続と同様に、問題となっているS G E Iの環境に従って、注意深く評価されなければならない。仮に、S G E Iに、サービスの質の定義の実質的な問題があるならば、純粋に価格で競争するよう入札参加者に過剰なインセンティブを生じさせかねない入札を行うより、関係当事者と直接質の基準を交渉することがより適切かもしれない。仮に、市場の環境から入札参加者が一者だけであるならば、政府にとっては、唯一の入札参加者にとって大きな利益をもたらすであろう入札手続を用いるよりも、唯一の供給者と補助金の交渉を行うことがよりよいかもしれない。第2に、開かれた入札を行うことができるときでさえ、ユニバーサルサービス提供義務の遂行に係る費用と利潤の事後的な分析を併せて行うことが、特に、入札参加者間で共謀が懸念されるかもしれない状況では、望ましいかもしれない。ユニバーサルサービス提供義務の報酬のための開かれた入札の実施は実際に過剰な代償がないという前提を作り出すものであるはずである一方、これは反論可能な前提であるはずであり、当局は行われた反論を真剣に扱うべきである。

開かれた入札が実施できないとき、原則として望まれるのは、「典型的な優良企業」との比較であるが、これは実際には非常に難しい。我々の見解では、アルトマーク判決と共同体の枠組みは、実質的に、これらの困難性を過小評価している。この原則と実施の双方の問題には以下のことが含まれている。

他方、入札で全てが解決するわけではない。第1に適切な入札参加者が見込めないこと、

第2に共謀に対する十分な備えが必要とされている。また、入札の二つのインプリケーションが挙げられている。まず、入札で供給されることになるサービスの質について適切な評価が必要であることである。それには、適切な仕様書作成に基づいた提供サービスの質の確保という問題と共に、入札参加者がただ1人しか見込めない場合に入札の実施がその参加者に大きな利益をもたらすものになりかねないことへの対応策が必要なことである。もう一つのインプリケーションは、入札の開放性と事後の分析である。共謀への対応、過剰な代償が生じていないことのチェックといったものへのいわば事後的な検証である。

また、典型的な優良企業との比較は極めて困難であるとされ、アルトマーク判決ではこの困難性が考慮されていなかったとしている。

ただし、アルトマーク判決で示された基準の適用に当たって、以下の留意点が挙げられている。

- ・ S G E I とその他の活動を別々に考えることの重要性。
- ・ 時間の経過に応じた生産効率改善のインセンティブを考慮すべきこと。
- ・ 実際、入札手続なしに過剰な代償が存在しているか否かを決定することの困難性。

その困難性の理由としては、第1に、評価対象企業と比較可能な「優良な」企業は明白ではないかもしれないこと、第2に、費用データそれ自身が極めて不確実なものかもしれないことがある。

結局、たとえ与えられた方法がこのテストに合致しなくても、これはE U競争法違反が見つけたということを示すものではない。この理由のため、アルトマーク判決で示された基準に従って「過剰代償」である企業かどうかを見いだす非常に複雑な手続を発達させることは、資源の賢くない使い方になる。合理的な疑いがあるならば、問題となっている措置は国家補助であり、競争に関する国家補助の影響を運営する一般的原则に沿った次の段階での競争上の分析を行うべきである。(ここでは、要旨を取りまとめている。)

監視のフレームワークとして、S G E I とその他の活動を別々に考えることの重要性が強調されている。

ここで、S G E I から生じる費用と収益は、S G E I の提供から生じる企業の総収入と費用の全ての変化を含むものである。例えば、仮にS G E I の提供が異なる市場に供給する会社の費用を低めるならば、それはS G E I を供給する義務を有する企業に利益を与えるものであり、費用としては控除すべきものとなる。

また、時間の経過に応じて生産効率が改善されるインセンティブがあるかどうかについて懸念が示されている。規制の基本原則において、重要な目的は、企業に品質を改善し技術革新を企てるインセンティブを与え、動学的な効率性を促進することでもあるべきである。このため、超過利益がみられるときはいつでも過剰代償が存在していると結論付けるわけにはいかない。代償メカニズムが透明性と動機付け行動を提供するのならば、政府としては、技術革新と改善を促進するインセンティブスキームの工夫を与え得ることになる。そして、それが、どのように動学的な規制の「最適慣行」につながるかを説明することになる。そうしたスキームの下で、時間を経るにつれてユニバーサルサービス提供義務に係る費用を減らすことができる企業は、技術的な改善での適切な利益を得ることができるは

ずである。このため、明白な過剰代償が、時間経過につれて生産的となっていく企業を作り出す目的でのインセンティブスキームとなるとときにだけ、その範囲で、それは「国家補助」とは考えられるべきではない。

実際、入札なしに過剰な代償が存在しているか否かを決定することは、しばしば非常に困難とされる。その理由として、第1に、評価できる企業の費用を有する比較可能な「優良な」企業は明白ではないかもしれない。例えば、競争者として扱われるような国内企業が存在しないかもしれず、外国企業は関連する比較を行う事業条件があまりに異なっているかもしれない。また、第2に、費用データそれ自身が極めて不確実なものかもしれない。これらの双方の理由により、当局が価格の規制者になることは避けるべきだと考えられる。

このため、SGEIへの代償はその他のものが示されるまでは合理的であるという前提とすべきである。結局、たとえ与えられた方法がこのテストに合致しなくても、それが直ちにEU競争法違反となることを示すものではない。したがって、この過剰か否かを決定することに資源を投下することは、生産的なものではないとの疑問が呈されている。この部分での合理的な疑いがあるならば、問題となっている措置は国家補助として国家補助に関する一般的原則に沿った競争上の分析が行われるべきであるとしている。

したがって、総括すると、共同体の枠組みでは、共同体法の下で国家補助の評価に経済分析の原則を統合することには大きな利点があると考えられる。欧州委員会は「合理的な費用」の非常に複雑な算定に手間暇を費やすことになるリスクを避けるために、市場における及び市場への競争を維持すべきであるという原則に留意すべきであり、この検討の成果は、競争政策の一層の合理的な適用と、企業と競争当局の双方に透明で予測可能な環境との双方を与えるものとなると我々は確信している。

最後に、総括して、国家補助の評価に経済分析を用いることの利点が挙げられている。これによって、企業と当局の双方に透明性・予測可能性を与えるとしている。

9 本レポートの位置付け

本レポートは、経済学者グループの初期のレポートとなっている（欧州委員会のホームページからみると、3番目のレポートとなっている。）。この後にも、国家補助関連では、R&D&Iに関する国家補助や事業再生に関する国家補助についてもレポートが出されている。

【参考文献】

- Dewatripont, M. and Seabright, P. (2006) “Wasteful” Public Spending and State Aid Control, *Journal of the European Economic Association* 4(2-3):513-522.
- Besley, T. and Seabright, P. (1999) The Effects and Policy Implications of State Aids to Industry: An Economic Analysis, *Economic Policy* 34:13-53.
- Krugman, P. (1991) *Geography and Trade*, MIT Press, Cambridge, MA.
- Neary, P. (2001) Of Hype and Pyerbolos: Introducing the New Economic Geography, *Journal of Economic Literature* 39(2): 536-561.

- Keen , M. and Marchand , M. (1997) Fiscal Competition and the Pattern of Public Spending , *Journal of Public Economics* 66: 33-53.
- ジョセフ・E・スティグリッツ (藪下史郎訳) 『スティグリッツ公共経済学 第2版』 (東洋経済新報社, 2003年)

第3節 EU以外における国家補助規制の展開

1 競争と国家による補助 (State Aid) 競争政策の観点からの一般的な問題

競争政策は、しばしば、カルテルや市場支配力の濫用、合併等、事業者の行為のみを対象とするものと考えられがちであるが、国家による補助もまた競争をゆがめ得るものである。他方、補助は政府、政策立案者にとって必須のツールであり、世界的な金融危機への対応をみるまでもなく、有用なものである。ただし、それは公共目的にかない、よりよく作り込まれたツールでないと、かえって競争に悪影響を及ぼすものである。

国家補助規制は、EU競争法の特徴であり、超国家的機関EUであればこそという議論がしばしば行われる。しかし、企業が消費者のためにその能力において競争する (competition on merits) ため、不公正に事業者間の競争をゆがめる補助は行うべきではないということは、一国内の物・サービス等の市場であっても、妥当する原則である¹³⁴。

本稿では、判断基準、事例の蓄積が進むEU法を参照媒介として活用しつつ、EU以外の貿易協定、EU加盟国内の国内規制、EU以外の国内規制の事例を検討し、競争当局、競争政策にとっての国家補助規制の潜在力を検討する¹³⁵。

2 参照媒介としてのEU法

OECDにおいて行われた、競争と国家による補助に関する検討において、EUの国家補助規制は、時間は掛かったものの成功した事例として位置付けられている¹³⁶。

エンフォースメントの確立も成功のための重要な要件であるが、実体的な審査の積み重ねからEU競争法における補助の分析が深化するにつれて、EUの規制にはとどまらない示唆を持ち得る、一般的な知見の蓄積が進んでいる。

正当化される補助の判断基準としては、市場の失敗 (market failure) と共通の利益関心 (common interest) が二本柱として認知されるようになった (最終的に、balancing testに昇華)。これに加え、経済分析の活用が進み、共通の利益関心を efficiency (市場の失敗の是正) / equity (再分配・紐帯 (cohesion)) に限定することで恣意性を排除できるのではないか、という問いかけも生まれている¹³⁷。

「私の中の‘academic’が、多様性から来る困難さはあるものの、比較研究から学ぶ可能性のあることを気付かせずにはいられない」¹³⁸として、一定の基準を満たせば、州政府の行為に対する反トラスト法の適用を免除する州行為理論 (state action doctrine) の拡大を警戒したミユリス元連邦取引委員会 (FTC) 委員長は、欧州共同体の成功に倣う必要性を強

¹³⁴ この辺りの考え方の整理につき、例えば、Almunia (2010)。

¹³⁵ 本稿の目的に照らし、WTOの分析は行っていない。

¹³⁶ OECD (2010), p.263 等

¹³⁷ Friederiszik (2008)

¹³⁸ Muris (2003)

調した。

その米国においても、最高裁がF T Cの分析レポート¹³⁹に沿った判決を下したりするなど、明示・黙示を問わず、補助に対して一定の競争の観点からの規律をかけようとする傾向が観察される。

3 E U同様の仕組みを導入した国家間規制の事例

(1) 西アフリカ経済通貨連合(W A E M U / U E M O A)¹⁴⁰

国家補助規制は、E U競争法独特のものとはしばしば紹介されるが、事実ではない。例えば、W A E M Uにおいては、E U機能条約とほぼ近似した条項が存在している。条約内の「共通市場」の章に、「共通市場創設のため、公企業・私企業そして公的補助に適用する共通の競争ルールを導入する」との目的が定められている(第76条)。具体的には、“Public subsidies liable to distort competition by favouring specific companies or products”を禁止する条項(第88条)が規定されており、通知義務等を定める規則も整備されている¹⁴¹。

執行機関はW A E M U委員会(Commission)であり、E Uと同様に、競争法領域はW A E M U委員会が専権することが確認されている¹⁴²。

ア 具体事例(セネガル・セメント事件)

Sococim社が、セネガル政府とCiments社の間の掘削協定について、不当な補助で、自社が競争上不利な状況に立たされているとの申告をW A E M U委員会に行ったものである。

セネガル政府は、上流から下流まで一貫操業をしているセメント事業者(complete cement producer)に対抗させるため、一部の事業のみを行っている事業者(incomplete cement producer)について、様々な税控除を行っていた。この措置が違法となるかが争点となった。

W A E M U委員会は、この措置による市場全体への潜在的な便益はあるものの、両事業者への補助の公平性が確保されていないこと、60%のシェアがあったSococims社の急激なシェア低下等から、実態からみて競争への悪影響の方が大きいとし、違法な補助であるとして、税控除の継続を禁ずる決定を下した¹⁴³。

イ 特徴

E Uに比して決定数は多くないが、国家補助に関する事例は着実に積み上がっており、E U以外の国家間規制の一つとして、今後知られていくものと考えられる。

〔競争当局の位置付け...事前の抑止措置(通知義務)・事後の是正措置の確保 = 欧州委員会と同程度〕

¹³⁹ F T C 2003 Wine Report 等。後に詳述する。

¹⁴⁰ 加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、コートジボアール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル及びトーゴの8か国。1994年発足。

¹⁴¹ Regulation 04/2002CM/UEMOA relating to State aid within the West African Economic and Monetary Union.

¹⁴² Opinion No.003/2000.

¹⁴³ SOCOCIM V. State of Senegal and CEMENTS du Sahel, 9 April 2003.

次に、E U自体ではなく、E U加盟国国内の補助規制について概観する。冷戦後の拡大期の前後で法的な環境が大きく変わるため、それぞれから対象をピックアップし、状況を観察する。

もっとも、E U加盟国であるため、加盟国として対E Uの手続き等の円滑化の措置を行う必要があること、加盟前に課された条件を履行する義務を持つこと等E U域外の国と比較条件が異なるという問題はある。

4 E U加盟国内の国内規制の事例（拡大期前の加盟国）

(1) スペイン

スペイン競争法は、競争当局（Spanish Competition Authority）に対し、自己の職権ないし官庁からの求めにより、補助が市場における競争にどのような影響を与え得るか、調査し、補助を立案する官庁に、独立してレポート・改善提案を行う権限を与えている。また、上記の権限とは別に、市場における競争を阻害する政策や行政による規制に対して司法審査を求める権限が競争当局に与えられている¹⁴⁴。このため、官庁が競争当局の改善提案に従うかどうかは任意であるものの、当該提案は受け入れられているようである。

これらにより、補助を用いた措置を立案する官庁の意識向上を促し、市場の失敗や共通の利益関心等、妥当な正当化理由に基づいた措置になるよう求めていくものとされている。

なお、2009年からは、国家補助措置の経済分析を行った年次報告書を発出している。E Uとの関係でいえば、デ・ミニマスによってE U法の下では適用を除外されるものの、実際には国内には影響を与え得る補助につき、競争の観点から対処が可能になっている。

ア 具体事例（ASPA / ASEPEYO事件¹⁴⁵）

保険会社の団体が、国の社会保障基金（Social Security funds）から補助を受ける社会保障相互保険会社について、他の競争事業者を排除し、競争を制限しており違法であるとの申立てを、当局に行ったもの。補助を保障の範囲外のサービスの充実に充当する、実際のコストより低い価格での提供に利用する等の行為がなされたとの主張が行われたが、結論としては、違法の認定はなされず、申立ては却下された。

イ 特徴

競争当局が介入を行う標準的なタイプの国であり、E U全体の国家補助規制の統一性を損なうことなく、かつ自国内の経済政策の国家補助的要素が、競争面に与える影響を考慮し、政策決定に反映させている。

〔競争当局の位置付け...事前の抑止措置（助言）・事後の是正措置の保持〕

(2) デンマーク

デンマーク競争法は、2007年改正により、競争当局（Danish Competition Authority〔DCA〕）に対し、E U法で取り上げられる要件の一つである「E U管轄」（inter-state trade）に達しないケースであっても、競争への影響の観点から、措置を採ることを可能にしてい

¹⁴⁴ なお、実際に地方政府によるバス料金の補助等について、裁判所に提起した事案がある（1 June, 2010 CNC PRESS RELEASE (Valencia), 27 July, 2010 CNC PRESS RELEASE (Galicia)）。

¹⁴⁵ Proceedings R 734/08, Decision of 30 October 2008.

る(11条a)。

政府の政策策定に当たっては、違法な補助の排除という観点から、主要閣僚から構成される State Aid Committee が省庁間での調整を行うこととなっている。DCAはその事務局機能を担い、具体的な案件を審査し、アドバイスを行っている。

このほか、Annual Report を発出するなど、競争唱導活動にも力を入れている。

ア 具体事例(TUR事件¹⁴⁶)

教育訓練を行う機関(Transport business' Education Council)が得ている補助金が、同機関が商業活動で行っている出版事業(運転免許マニュアル)に内部補助されているのではないかという申告が、競争事業者より当局にあった。既に補助が終了していることもあり、補助の返還の求めは却下された。しかし、同機関の商業活動に透明性が乏しいこと及び事実上、間接的な独占権の付与になっていることから、商業活動に分類される事業は個々にその権利を入札等のプロセスにかけることとし、補助金事業と明確に分離すること等が、所管省庁である教育省に対して勧告された。

イ 特徴

仕組みとしてはスペインのものに近いが、補助を含む政策決定への競争当局の関与度合いが高い。事前設計で決まる領域ではあるが、同様に forward-looking である合併規則のような競争の観点からの蓄積がない中、どれだけ説得力ある分析をできるかが鍵となる。

[競争当局の位置付け...事前の抑止措置(助言)・事後の是正措置の保持]

(3) 英国

英国競争法には、国家補助規制に対する直接的な規定はない。ただし、一般的な調査・研究権限の中で、公的補助についての問題点を指摘し、最終的に財務省の(財政支出等に関する)評価ガイドラインの一節に、国内においても考慮すべき補助に関する事項が加えられている。

英国では、中央政府、分権された行政機関、エージェンシー、各地方庁は、財務省による評価ガイドライン・グリーンブック(Green Book)、スコットランド国家財政マニュアル(Scottish Public Finance Manual)、あるいは策定されている場合は自らのガイドラインを用いて独自に補助をデザインしている。

ア 具体事例

競争当局である公正取引庁(OFT: Office of Trading)が2004年、国家補助を評価するレポートを発出し、各ガイドラインは、補助がもたらす競争への逆効果を十分に考慮していないこと、また、EUレベルの国家補助ルールが、競争をゆがめる潜在性を適切に考慮しないために、競争をゆがめる補助の実施が認められ得る隙間があり、国家補助と認定されない補助もあることから、加盟国レベルでは全般的には対処できないこと、政策評価ガイドラインを補完し、競争に関する配慮を、補助をデザインするに当たって

¹⁴⁶ Case 3 / 1120-0100-1327 / SEK / CF.

考慮する項目の一つにすることを検討すべきことを提起した¹⁴⁷。

この報告以後、関係官庁による協議が進み、2007年から、上述の財務省の評価ガイドライン・グリーンブックに補助の競争に対する影響を考慮する一節が加わっている。

イ 特徴

競争当局が国家補助に対して介入を行わない標準的なタイプの国である。競争当局は、政府・議会が補助を決定していくプロセスをどれだけ改善できるか、説得力あるレポート等で世に問うことにより、競争上問題のある補助の是正を働きかける役割を担っている。

〔競争当局の位置付け...事前の抑止措置（助言）〕

5 EU加盟国内の国内規制の事例（拡大期後の加盟国）

(1) ハンガリー

ア 経緯・現状

旧共産圏の加盟国は、EU加盟の条件として、補助措置の監視等を義務付けられていることが多い。ハンガリーでは、従前の経済政策からの転換を図るべく、財務省内に国家補助監視室（SAMO, State Aid Monitoring Office）を置き、EUレベルでデ・ミニマス、GBERに該当し、届出義務がない補助であっても、事前審査を行うこととなった¹⁴⁸。

SAMOは、当初は、地方自治体の補助差止め等ができなかったが、その後は一般的な権能を持つに至り、経済改革の一翼を担った（Act on Public Financeに規定）。

しかし、EU加盟後は、機能整理が進み（現在は、Ministry of National Development内）、基本的には、欧州委員会に届出義務が発生するものにつき、国内の事案を全て掌握するための事前届出機関となっている。

それゆえ、国家補助に関する理解が進み、一貫性が確保されつつあることも踏まえ、縮小の方向が検討されている。

ただし、EUの国家補助ルールに適合させる補助、競争唱導機能等は評価も受けており、維持を主張する向きもある。

イ 特徴

EUにおける独特のタイプの国と考えられる。

EU競争法については、「現代化」によるエンフォースメントの分権化が進められて、EUの蓄積した判断基準と齟齬のある判断等が生まれているが、対応次第では、国家補助においても、同様の懸念が生じ得ると思われる。

〔競争当局の位置付け...事前の抑止措置（助言） 加盟前は一定の強制力〕

¹⁴⁷ OFT（2004）。Value for money や費用便益分析とは異なる視点の必要性について、様々な市場構造の類型にそれぞれ当てはめて分析することから導出しており、理論的検討として非常に有用である。邦語によるこの事例の検討として、市川（2005）「英国競争当局から見たEC国家補助スキームの展望」。

¹⁴⁸ Kaufman（2009），p.150（コペンハーゲン基準と総称される、加盟のための条件の一部）。

(なお、ラトビア、クロアチア¹⁴⁹等もハンガリーと同様の仕組みで独自機関を設置。)

6 EU加盟国外の国内規制

(1) 米国

最後に、米国の状況について扱う。米国・EUは、連邦レベル、EUレベルという議論が可能という意味では、共通する箇所がある。しかし、補助についての競争当局の関わり方はまた独特である。

米国は、直接的な国家補助禁止ルールを持たないが、連邦国家であり、憲法上州際通商条項 (interstate commerce clause) があることから、差別的な州政府の補助金付与等に対し具体的な判例が数多く出されている。これを受け、州の措置については、事前にFTCが意見照会を受けることが多く、FTCが競争唱導の役割を数多く発揮している。

ア 具体事例

(ア) ダймラークライスラー事件¹⁵⁰

オハイオ州は、企業の新規投資について、税控除制度を導入していた。ダイムラークライスラー社はトレド市と協定を結び、投資と雇用の見返りとして、税控除を受けることとなった。これに対し、税控除等を差別的に用いて誘致を行おうとする仕組みは、州間の自由な取引 (free trade) を阻害していると訴えられたものである。結果、州際通商条項違反の判決となった。

(イ) ワイン販売事件¹⁵¹

ある州が州内のワイナリーを保護するため、直販が成長領域であることに着目し、州内の事業者には直販を許可しつつ、州外の事業者が州内へ直接販売することを許さず、州内の卸売事業者経由での販売を強制する措置につき、州際通商条項違反の判決 (5-4) が出された。当該目的を達成するためにより制限的でない他の選び得る手段が存在するはずとの判示だが、アルコールに関する許認可権が州にある中での判決であり、その面でも衡量が難しいケースであった。この最高裁判決は、FTCが2003年に出したリポートにおおむね従ったものであり、競争唱導機能の発揮がみえる¹⁵²。

イ 特徴

上記個別事案のように、州行為には歯止めがかかっているが、連邦レベルでは、措置決定時の制度設計にかかっており、破たん危機企業の補助・金融危機の際の補助等においては、一定の競争への配慮が行われるに留まった。州行為理論が正にそうであるが、適切なプロセスで決定された政策内容につき、連邦レベルにおいて、どこまで競争への配慮という観点から修正が可能なのか、大きな問題と考えられる¹⁵³。

¹⁴⁹ *ibid.*, p.153.

¹⁵⁰ *Cuno*, 386 F.3rd 738, 743 (6th Cir., 2004).

¹⁵¹ *Granolm v. Heald*, 125 S. Ct. 1885, 1892 (2005).

¹⁵² FTC, Possible Anticompetitive Barriers to E-Commerce: Wine, July 2003, Wood (2007).

¹⁵³ Hovenkamp (2012)。直近の事例である Phoebe Putney 事件等を引き、連邦制の仕組みがゆえに、州政

〔競争当局の位置付け...事前の抑止措置（助言）〕

7 小括

以上の事例から導くならば、競争当局の位置付けとしては、事前の制度設計・抑止措置にどれだけ「競争」という観点を持ち込んで絡むものとなっているか、そして事後の是正措置について、どれだけ実効性を確保できるか等がポイントとなると考えられる。

EUでは加盟国の主権との衝突として現れるが、政府・議会の決定による state action と競争法の関わりは、法的判断のみでは解決することができず、必ずしも明快とは言えない執行形態をもたらす。

費用便益分析により競争への影響も加味したガイドラインを提案することで、事前に競争当局が制度設計に関与する方式や、措置に当たって、具体的な競争への影響の判断を伴うことなく、事業者間で差別的な扱い (selectivity) が生まれた時点で、即形式的に損害が生じるものと推定して運用する考え方は、これに対処する知恵だと考えられる。

8 今後の検討に向けて

各国の競争当局がどのような国家補助関連権限を持つかは、正に千差万別である。ただし、競争政策を運営している以上、'competitive neutrality principle'は、共通認識としてあると思われる。

昨今、ICNでも競争唱導の活動の重要性が指摘されているが、複数国のFTAが標準化され、かつてなく投資・企業誘致合戦が国単位で行われる今、各領域の特殊性は省いても、どのように補助に向き合うか、俯瞰的に考えることは重要なのではないか。

また、英国OFTのように、純然たる競争唱導が政策決定プロセスに影響を与えた事例、FTCのワインに関するレポートがほぼ最高裁で採用された事例についても、着目する必要がある¹⁵⁴。

真に“政治的”な交渉プロセスはさておき、レポートの内容は経済学、法学を駆使した高度なものである。他方、Kauperらが指摘するように、この分野への経済学のアプローチは、必ずしも確立していない¹⁵⁵。その意味で、EUのChief Economistらの取組も参照に値しよう。効率性と衡平性という観点は、岡田・林(2009)¹⁵⁶の指摘するとおり、まさに独占禁止法の根源に関わる。論点を解きほぐしながら更に検討を進めていく必要があると考えられる。

我が国の公正取引委員会の取組についてみると、平成19年6月に公表された「地方公共団体からの相談事例集」には、地方公共団体が供与する補助の対象を自らが公営企業とし

府に関わる事案について反トラスト法の執行が過度に抑制されている問題点について論じている。

¹⁵⁴ FTCは amicus brief として、法廷に数多くの意見を出している（例えば、Columbia Steel Casting v. Portland General Elec. 31 F.Supp.2d 866 (1998)）。差止請求においては、我が国の独占禁止法も公正取引委員会に対する求意見制度を置いており、不公正な取引方法を舞台に、補助金に絡む個別案件が生じたならば、類似の環境が生まれるものと考えられる。このほか、WTOにおいても、欧州委員会が amicus curiae として意見表明するなど、競争当局が一定の役割を果たす可能性は増加していると思われる（Levine (2011)）。

¹⁵⁵ Kauper (2008)。

¹⁵⁶ 岡田・林 (2009), 14 頁。

て提供するサービスに係るものに限定する場合の制度上の問題点について取り上げるなど、EUの国家補助規制として問題となり得る事案についてその見解を明らかにした例もある。法的拘束力を持つものではないが、競争唱導機能を発揮しているとも捉えることができよう。

また、我が国の政策評価制度においては、政策評価法施行令において事前評価が義務付けられているものの中には、EUにおいて国家補助の一形態と整理されている租税特別措置が含まれている。現状では、租税特別措置の評価の要素に競争政策の観点は取り入れられていないものの、本節で扱った英国の事例同様、今後の議論の対象になり得る領域であると考えられる。

公正取引委員会の事案以外でも、国家補助規制に類する考え方の導入がみられる。例えば、総務省がNHK（日本放送協会）のインターネット番組配信業務について示した「NHKの放送法第9条第2項第2号の業務の基準の認可申請に対する総務省の考え方」においては、NHKが受信料を財源とする業務を行うために保有している経営資源を流用して、番組アーカイブ業務と同種の業務を行う民間競争事業者と比べて不当に有利な条件で当該業務を行うことは、民間競争事業者との間の公正な競争を阻害するおそれがあるところ、こうした事態を回避するために、NHKが実施基準において不当な競争を引き起こすおそれのある行為を行わない旨を明確に示すことが重要との考え方が示されており、公正な競争環境を確保する措置への配慮について言及されている¹⁵⁷。

本節は、我が国の事例を深く検討するものではないが、'competitive neutrality principle'が我が国においても共通認識であること、今後検討するに値する視角であることは指摘できるだろう。

【主要参考文献】

- 岡田羊祐・林秀弥「独禁法審判決の法と経済学」『独占禁止法の経済学』1-30頁（東京大学出版会，2009年）
- 正木響「西アフリカの地域経済統合の成り立ちと現状」『金沢大学経済論集』29(2) 325-361頁（2009年）
- Almunia, Joaquin, Competition, State aid and Subsidies in the European Union, 9th Global Forum on Competition, Paris, 18 February 2010.
- Everson, Michelle, 'European economic rights and national State aids policy in conflict: the problem of the democratic securing of welfare', *Research Handbook on European State Aid Law*, 2011, pp.327-335.
- Friederiszik, Hans W., etc. 'European State Aid Control: An Economic Framework', *Handbook of Antitrust Economics*, MIT Press, 2008, p.625.
- Hargita, E. and Z.R. Filep, 'State aid control in Hungary' (2004) (3) *European State Aid Law Quarterly* pp.585-590.
- HM Treasury, The Green Book – Appraisal and Evaluation in Central Government, 2011.

¹⁵⁷ 審査項目には、「NHKの既放送番組を番組アーカイブ業務において使用する際の条件が、他の事業者が使用する際の条件に比して不当に差別的でないこと。」等が掲げられている。

- Ichikawa. Y., The Tension Between Competition Policy and State Intervention: the EU and US Compared, (2004)(4) *European State Aid Law Quarterly*, p.1.
- Hovenkamp, Herbert, Antitrust's State Action Doctrine and the Ordinary Powers of Corporations, SSRN, March 2012.
- Kaufman, Damir, 'International agreements' *European Community Law of State Aid*, Oxford University Press, 2009, pp.147-168.
- Kauper, Thomas E., 'Influence of Conservative Economic Analysis on the Development of the Law of Antitrust', *How the Chicago school overshot the mark*, Oxford University Press, 2008, pp.40-50.
- Levine, Eugenia, 'Amicus Curiae in International Investment Arbitration: The Implications of an Increase in Third-Party Participation' 29(1) (2011) *Berkeley Journal of International Law*, p.200.
- Muris, Tomothy J., State Intervention/State Action - A U.S. Perspective. Spoken before Fordham Annual Conference on International Antitrust Law & Policy, New York, October 24, 2003.
- OECD, Global Forum on Competition – Roundtable on Competition, State Aids and Subsidies, DAF/COM/GF(2010)5, 19-May-2011.
- OFT Report 'Public subsidies: A report by the Office of Fair Trading' November 2004.
- UNCTAD, Voluntary Peer Review of Competition Policy: West African Economic and Monetary Union, Benin and Senegal, United Nations, New York and Geneva, 2007.
- Verouden, Vincent, Economic principles of state aid control, IBC Conference, Brussels, January 28, 2005.
- Wood, D. P., Cuno v. Daimler Chrysler, Inc.: State 'Aids' from an American Perspective, (2007) (6) *European State Aid Law Quarterly* pp.3-10.

第4節 事業再生支援のケーススタディ アリタリア航空に対する支援を素材として 1 はじめに

本節では、業種を問わず対象となる可能性がある救済・事業再生支援をめぐる、航空会社に対する事業再生支援を素材に検討を行うものである。ケーススタディの対象として航空会社を選定したのは、EU国家補助規制においては、事業再生支援の事例について蓄積がみられるほか、我が国においても、2012年3月現在、日本航空が企業再生支援機構による支援を受け事業再生中であるところ、今後の参照となり得るものと考えることによる。

以下、EU国家補助規制における航空会社に対する事業再生支援の枠組みを概観した後、事業再生支援の事例として、アリタリア航空に対する資本注入を柱とする事業再生支援の概要について整理することとしたい¹⁵⁸。

¹⁵⁸ 筆者は2012年3月に渡欧し、航空会社の事業再生支援についてヒアリング調査を実施した。早くヒアリング調査を受けてくださった皆様に対し、この場をお借りして御礼申し上げる。ヒアリング調査実施先・日時は、次のとおりである。①欧州航空会社協会(Association of European Airlines) Athar Husain Khan 事務次長(2012年3月14日)、②欧州委員会競争総局 Bruno Zanettin 国際局事務官 Justina Majcher-Williams 国家補助政策課政策官(同15日)、Linklaters 法律事務所 Bernard van de Walle de Ghelcke 弁護士、(同席)

2 航空会社に対する事業再生支援の枠組み

(1) 航空会社に対する国家補助規制の概要

EUにおける航空事業は、米国における航空自由化の影響も見極めながら、加盟国の国境を越えた市場を形成するため1987年より段階的な自由化が開始され、1997年4月にカポタージュ輸送に対する制限が廃止されたことにより完全に自由化された¹⁵⁹。自由化実施時期においては、不振に陥っているナショナル・フラッグ・キャリアに対する支援策を企図する加盟国もみられたため、航空会社に対する国家補助は厳格に規制されていた。その後、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロを受け、セキュリティを確保するための費用の増大、乗客数の激減等に直面した航空会社は資金的に困難な状況に置かれ、加盟国は航空会社を資金的に支援すべく財政支援を実施するため、厳格なアプローチは緩和せざるを得なくなった。航空事業に対する国家補助規制の適用については、競争の歪曲の回避と、経済情勢が変動する中で、効率的な運航の確保との間でバランスを採ることが求められている¹⁶⁰。

(2) 関連ガイドライン

航空会社に対する事業再生支援については、事業再生一般に対して適用される2004年の救済・事業再生ガイドライン（以下「R & Rガイドライン」という。）¹⁶¹に加え、航空会社を対象とするガイドラインとして、「航空業に対する国家補助に関するガイドライン」（以下、「1994年ガイドライン」という。）¹⁶²、「空港、及び地方空港から発着する航空会社の立ち上げに対する資金供与に関するガイドライン」（以下、「2005年ガイドライン」という。）¹⁶³がある。

1994年ガイドラインは、1984年に公表された「民間航空メモ第2」¹⁶⁴（航空会社に対する国家補助に関するガイドライン）を航空市場の自由化の進展を踏まえて改訂したものである。本ガイドラインについては、自由化された航空市場に対する国家補助規則の適用を説明したものとどまり、ガイドラインというよりもレファレンスとして公表されたも

Jacques Derenne 弁護士（Hogan Lovelles 法律事務所）、Massimo Merola 弁護士（Bonelli Erede Pappalardo 法律事務所）（同19日）、ライデン大学法学部 Piet Jan Slot 教授（同20日）。

また、欧州委員会へのヒアリング申入れに際しては、在欧州連合日本政府代表部原山康彦一等書記官のお力添えを賜った。この場をお借りして御礼申し上げる。

¹⁵⁹ EUにおける航空自由化をまとめた文献として、佐竹真一「EUにおける航空自由化とLCC——欧州航空市場の統合過程とLow Cost Carrierの展開」大阪観光大学紀要第11号63-77頁（2011年）、またEUにおける航空自由化の成果に関する成果を統計的に整理したものとして、中村徹「EU航空自由化政策の実施と課題に対する対応」商学論究48巻3号19-39頁（関西学院大学、2001年）。

¹⁶⁰ Kelyn Bacon, “European Community Law of State Aid” (Oxford University Press, 2008) p.334.

¹⁶¹ Communication from the Commission, Community Guidelines on State Aid for Rescuing and Restructuring Firms in Difficulty [2004] OJ C244/2.

¹⁶² Application of Articles 92 and 93 of the EC Treaty and Article 61 of the EEA Agreement to State Aids in the Aviation Sector [1994] OJ C350/5.

¹⁶³ Communication from the Commission – Community Guidelines on Financing of Airports and Start-up Aid to Airlines Departing from Regional Airports [2005] OJ C312/1.

¹⁶⁴ Communication of the European Communities, Civil Aviation Memorandum No 2, Progress towards the Development of a Community Air Transport Policy, COM (84) 72 final, 15 March 1984.

のとする見解もある¹⁶⁵。2005年ガイドラインは、1994年ガイドラインを改訂するものではなく、空港に対する資金供与、及び地方空港から発着する航空会社の立ち上げに対する資金供与を内容とする。

(3) R & Rガイドラインの概要¹⁶⁶

事業再生支援は、「困難な状況にある事業者」、すなわち、自己資本、所有者・株主、債権者からの基金によるかを問わず、公的機関の外部からの介入なくしては損失の埋め合わせができず、高い確率で短中期に事業から退出せざるを得なくなる状況にある事業者を補助金の供与対象とする。事業再生支援は、長期ローン、資本注入、税・社会保障の軽減、債務免除等の形態で供与されることが多い。

事業再生支援は、「1度限り、かつ最後の原則(one time, last time principle)」の下、原則として1度に限り供与され、所定の例外を除いて、10年の間に複数回の支援を受けることはできない。また、競争を歪曲する潜在的可能性がより大きいため、救済支援以上に慎重な正当化事由が必要とされ、競争への影響を最小化するために、資産譲渡、生産能力削減、参入障壁低減等の代償措置が求められる。事業再生支援を受けるに当たり、事業再生計画の提出が求められる。事業再生計画は、当該事業者の長期的な事業遂行能力の回復を目的とし、組織的に赤字をもたらす事業からの撤退も含まれる。欧州委員会は、財務上の影響に加え、雇用創設・喪失等の社会的影響も考慮して当該計画を評価する。事業再生計画、実施スケジュールは欧州委員会との交渉により修正可能であるが、加盟国による計画実施の懈怠、欧州委員会の承認のない計画変更については第108条(2)の手續の対象となる。

また、支援額は、事業再生を行う上で必要最小限のものである必要があり、また支援を受ける事業者側の再生を受けるに際しての自助努力として、資産、資産売却又は外部からの融資による資金からの「多大な負担(significant contribution)」が求められる。受益者の負担は大規模事業者の場合は少なくとも50%、中堅事業者の場合には40%、小規模事業者の場合には25%を原則とするが、「特別な困難」を伴う例外的な場合については、より低い負担で認められる。

供与された支援は、当該事業者の事業再生に厳格に関連したものを除いて、コストを負担するために使用されてはならない(価格設定、販促キャンペーン)。したがって、加盟国は事業者の長期的な事業遂行能力の回復に向けた固有部分ではない新規投資に資金提供してはならない。

欧州委員会は、競争の歪曲を防ぐためにその他の条件を課すことができる。判例法によると、資産の売却、産業パートナーシップ(industrial partnership)の締結、株式処分、低価格での提供の中止、支援を受けていない競争者の価格を下回ることの禁止、子会社・支店の分離(hive-off)、携帯電話に対するオンライン窓口を提供しないこと、生産能力を獲得・増強しないこと、略奪的価格設定阻止のための平均マージンの監視、プライスリーダーとして行動することの禁止、企業買収の制限等がある。資産売却の際には、欧州委員会の承

¹⁶⁵ Martin Heidenhain, *European State Aid Law* (Verlagn C.H. Beck oHG, 2010) p.360.

¹⁶⁶ 本項目の記述は、前掲注159・222 - 224頁の記述に拠る。

認した管財人による実施が求められる場合もある。加盟国には、他のEU企業の新規参入を可能にするため、市場自由化措置が求められることがある。

(4) 1994年ガイドラインの概要

ア ガイドライン制定の経緯¹⁶⁷

EU航空輸送は、高度な国家の介入と二国間主義を特徴とする。かつては、加盟国間の競争制限的な二国間協定による運賃、市場アクセス、特に供給量（座席数）の分割（capacity sharing）に対する規則の方が国家補助の潜在的な競争歪曲効果を上回っていた。しかしながら、航空業の自由化計画の完了に伴い、より厳格な国家補助規則の適用が必要となった。市場自由化と競争に関する政策は、航空業の経済環境を一変させ、航空会社間の競争を促進するとともに加盟国運輸当局の裁量権を縮減し、航空会社が自己の経済的・資金上の判断により運賃、新路線、座席数を決定する裁量が高まった。これらの要因とEU域外の市場における競争の激化により、航空会社の中には経営に失敗するなどして国家の介入を伴う大規模な改革を余儀なくされたものもある。その結果、他の航空会社との合併や戦略的協定の締結につながったものもあるが、これらは反トラスト分野の規定と合併規則の適用対象として審査されてきたものである。自国の航空会社の保護策を求める政府にとっては、より競争的な環境においては、国家補助の戦略的重要性が飛躍的に高まったといえる。その結果、共同体市場の共通の利益と自由化に向けたプロセスの基本的目標の双方を危うくする補助金競争が懸念された。

欧州委員会は、1991年から1992年にかけて実施した調査に基づき、1992年に「国家補助報告書」¹⁶⁸を公表した。それによると、航空会社の中には、主として直接的な運航補助ないし航空会社の財務状況を改善するための支援を通じて国家の介入による恩恵を受けていることが明らかになり、国家補助実施に際しての透明性確保が課題となった。その後、欧州委員会は1993年夏、民間航空の現状を分析し、将来の政策に関する勧告を得るため、航空輸送分野の専門家から成る委員会（賢人会議）を立ち上げた。同委員会が1994年1月に公表した最終報告書では、欧州委員会に対して次の勧告を行っている。

消費者と航空事業の利益のため、航空会社（又は空港サービス）に対する資本注入は、通常の事業慣行と両立しない場合、形態を問わず、原則として承認しない。

欧州委員会には、国家補助に関する規定を厳格に執行し、国家補助の例外的な供与を評価する明確なガイドラインを策定することが求められる。

短期的に競争力を強化し、航空会社（又は空港サービス）の事業上の活力をもたらす国家補助の承認は、競争者の地位が確保される限りにおいて、共同体の利益に繋がるものである。このような承認の条件として、次のようなものが挙げられる。

(a) 明確で真正な「1度限り、かつ、最後」の条件の徹底。

(b) 事業再生計画の提出。

¹⁶⁷ 1994年ガイドライン第1 - 5段。

¹⁶⁸ Commission of the European Communities, 'Report by the Commission to the Council and the European Parliament on the evaluation of aid schemes established in favour of Community air carriers', Doc. SEC (92) 431, final, 19 March 1992.

- (c) 欧州委員会の指名する独立の専門家による事業再生計画の評価。当該評価結果は、欧州委員会の最終的な決定と併せて公表される。
- (d) 政府は財政的その他の方法により当該航空会社の事業上の決定に介入しない。
- (e) 航空会社が、市場の成長を上回る形での運航能力を強化に向けた公的資金の使用禁止。
- (f) 他の航空会社の競争上の利益に悪影響を与えていないという証明。
- (g) 独立した専門家による事業再生計画の監視。

欧州委員会は、賢人会議の勧告の多くを採り入れ、1994年ガイドラインを策定した。

イ 航空会社への事業再生支援に対する第107条(3)(a)・(c)の適用

欧州委員会は、市場経済投資家原則(market economy investor principle)に従い、資本注入計画を評価する際に補助が存在すると考える場合には、[107]条(3)(c)に照らして共同市場との両立性の評価を行う(同ガイドライン37段)。

欧州委員会は、例外的な場合には事業再生計画を伴う支援を容認するが、多くの条件が課される。

(ア) 欧州委員会により承認される支援は、航空会社の健全性回復に向けた包括的な事業再生計画の一部である必要があり、支援事業者が合理的な期間内に追加的な補助を受けることなく運航できることが期待されている。事業再生計画の評価に際し、欧州委員会は、市場分析、複数の市場における成長の見込み、コスト削減計画、不採算路線の閉鎖、効率性と生産性の改善、財務改善の見通し、予測収益率、利益、配当金等に注目する。

(イ) 当該事業再生計画は、計画期間中、また将来において追加的な支援が不要であるという意味において自己充足的である必要があり、事業再生支援の供与は、原則として1度に限られる。欧州委員会が2度目の審査を行う場合、当該事業者が既に国家補助を受けているという事実を含め全ての関係する要素を考慮した上で、予測不可能で当該事業者の事情によらない例外的な状況の下においてのみ、追加的な支援を容認することができる。1997年の共同航空市場の完成により、共同体市場における競争は飛躍的に高まるものと思われるが、欧州委員会が事業再生支援を承認するのは非常に限定された状況に限られる。

(ウ) 事業再生計画には、財務上の健全性の回復、市場の状況に応じた供給量(座席数)の削減が含まれる場合もある。

(エ) 航空業に対する補助の供与は、加盟国間の取引に影響を与えるものであり、事業再生計画は、拡張的でない場合にだけ共通の利益に反することがないものとされる。すなわち、同計画は関連市場における機体数、供給量(座席)の増加が市場の成長を上回ることがあってはならない。

(オ) 政府は、所有者としての権利に基づくものを除き、当該事業者の経営に介入して

はならず、当該事業者が商業上の原則(commercial principles)に基づいて運営されることを容認しなければならない。

(カ) 当該補助は、事業再生計画のためにのみ使用される必要があり、補助の必要性に対して均衡性のあることを要する。対象事業者は、事業再生期間中、他の航空会社の株式を取得してはならない。

(キ) 当該補助は、反競争的行為又は目的(例：条約の規定違反)、ないし航空事業における共同体の自由化規則を損ねる形で実施されてはならない。第3次パッケージによる自由化を制限的する場合には、国家補助の反競争的效果の強化につながる競争の歪曲をもたらすこととなる。

(ク) 当該補助は、透明かつ管理できる形で設計される必要がある(同第38段)。

なお、賢人会議による民営化を視野に入れた事業再生という勧告については、EEC条約が会社の所有形態にも関係する、所有権の中立性を定めているところ、民営化の強制については従うことはできない(同第39段)。事業再生計画の実施状況、取り分け承認の条件となっている措置や条件について確認する。そのために欧州委員会は、定期的に進捗状況報告書の提出を求めるほか、外部コンサルタントの補佐を要請することができる(同第40段)。1993年1月1日からの共同航空市場の創設により、以前にも増して国家補助の否定的な影響によりEEA(欧州経済領域)の航空業における競争が歪曲される可能性がある。よって欧州委員会は、上記基準(筆者注：同第37段に列挙されている事項)を適用することにより、可能な限り競争の歪曲を最小限にすることとするとともに、同時に国営の航空会社については国家が資金面の手当てをする事業再構築計画により競争性を高める必要性についても配慮している。また、1997年の完全自由化により、共通航空市場(the common aviation market)における競争は飛躍的に高まるものと思われるが、欧州委員会が事業再生支援を承認するのはごく例外的な場合において、非常に厳格な要件に従う場合に限られる(同第41段)。

(5) 航空会社に対する事業再生支援の枠組みの関係者による評価

ア 欧州航空会社協会

欧州航空会社協会は、2005年ガイドラインの改定に際して欧州委員会が実施したパブリックコメントに意見書¹⁶⁹を提出している。同協会へのヒアリング調査¹⁷⁰によると、救済・事業再生の事例においては、そもそも国家補助に該当するかないかは、市場投資家テスト(Market Investor Test)により判断されるため、本テストをどのように行っているかが重要となる。この点、欧州委員会は、おおむね関係ガイドラインに従って事例を評価している。1994年ガイドラインには、様々な基準が示されており、欧州委員会は、「1度限り、最後の原則(one time, the last time principle)」の適用を徹底するなど、比較的忠実

¹⁶⁹ 同協会の意見書は、欧州委員会競争総局ウェブサイトにて入手可能。

(http://ec.europa.eu/competition/consultations/2011_aviation_guidelines/aea_en.pdf)。

¹⁷⁰ 2012年3月14日実施。

に提示された基準に当てはめながら事例を評価している。救済・事業再生支援を承認する際には、航空会社間の競争をゆがめないように、国家補助に関する規則が無差別、かつ、厳正に適用されるべきであり、併せて補助額、事業再生計画、時間的枠組み、資金の使途が考慮されるべきであるとしている。

イ 欧州委員会自身の評価

欧州委員会競争総局へのヒアリング調査¹⁷¹によると、航空自由化の前と後とでは、国家補助規則の適用に変化がみられるとのことであった。すなわち、航空自由化の過程では、ナショナル・フラッグ・キャリアを新しい競争環境に適応させた上で、競争力を付けさせるべく、欧州委員会としてもできるための国家補助を承認することとしていたが、自由化が完了した後は、多くの格安航空会社の参入がみられることもあり、救済・事業再生支援に対する国家補助規制の適用も厳格になり、原則として、1994年ガイドラインではなく、通常のR & Rガイドラインが適用されているとのことであった。

欧州委員会は、2005年ガイドラインの改訂に向けてパブリックコメント¹⁷²を実施（2011年4月7日 - 6月7日）し、2012年3月現在新ガイドラインを策定中である。ヒアリング調査によると、改訂の方向性として、1994年ガイドラインと2005年ガイドラインを統合しつつ、救済・事業再生支援については、航空業に対しても他の事業分野にも適用される一般的な規則が可能な限り適用されるべきであり、R & Rガイドラインと内容を揃える予定であるとのことであった。航空業については、固有の規制（業法規制）は必要であるが、競争法については、分野に固有の規則（sector-specific rules）ではなく、可能な限り一般的な規則が適用されるべきであるとのことであった。

3 事業再生支援の具体的事例

(1) アリタリア航空に対する資本注入

ここでは、1997年に欧州委員会が承認したアリタリア航空の事例を例として取り上げる。本事例を選択したのは、Linklaters法律事務所、及びSlotライデン大学法学部教授へのヒアリング調査の結果、欧州委員会の航空会社に対する事業再生支援に対する姿勢を理解する上では、本事例において支援策の承認に際して加盟国政府に課された措置を検討することが示唆的であると教示されたことによるものである。

ア 本件の経緯

イタリア政府は1996年7月29日、1996年から2000年を計画年度とするアリタリア航空の事業再生計画を欧州委員会へ通知した。同計画は、大株主であるIRI（Istituto per la Ricostruzione Industriale、（英語名称）Italian State finance company、政府系の産業再生機関）による総額3兆リラ（約15億ユーロ）の資本注入を柱とする。欧州委員会は1997年7月15日、本計画に対する審査の結果、イタリア政府が以下に掲げる条件の実施を条件に、総額2兆7500億リラ（約14億900万ユーロ）の資本注入を承認する決定（原

¹⁷¹ 2012年3月15日実施。

¹⁷² パブリックコメントの概要、及び欧州委員会に寄せられた意見については、欧州委員会競争総局ウェブサイト(http://ec.europa.eu/competition/consultations/2011_aviation_guidelines/index_en.html)参照。

決定)を採択した¹⁷³。なお、総額2兆7500万リラの資本注入は、第一次注入2兆リラ(約10億3200万ユーロ)、第二次注入5000億リラ(約2億5800万ユーロ)、第三次注入2500億リラ(約1億2900万ユーロ)3段階に分けて実施されることとされていた。

原決定を不服とするアリタリア航空は、原決定の取消しを求めて欧州一般裁判所へ提訴した。その中でアリタリア航空は、民間投資家テストの適用が不適切であること、

内部利益率(internal rate of return)と民間投資家の要求する最低年間利益率(annual rate of return)の算出を誤っていることを主張した。これに対し同裁判所は2000年12月12日、

の主張について、原決定ではイベリア航空に対する資本注入の際に使用したものと同率の最低収益率(minimum rate of return)(市場原理で操業する民間投資家が要求するもの)を使用する理由が述べられていないこと、またの主張について、アリタリア航空が清算されることとなった場合にIRIが負担することとなる倒産費用(insolvency costs)を事業の内部収益率の算定から除外することについて明白な誤りがあるとして原決定を取り消した¹⁷⁴(Alitalia I判決)。これを受け、欧州委員会は一般裁判所により指摘された不備を是正する形で新たな決定(再決定)を採択した¹⁷⁵。なお、再決定においても、本事業再生支援を承認するに際して付した諸条件は原決定と同一である。

しかしながら、アリタリア航空は2001年11月30日、本事業再生計画の概要及び実施条件が原決定と同一である再決定を不服とし、欧州委員会は最低収益率と内部収益率の算出根拠を十分に述べていないこと、多くの手続上の不備、アリタリア航空の防衛権の侵害、Alitalia I判決で示された義務の不履行、民間投資家テストの適用の誤り、補助供与条件の誤りを理由に、再決定の取消しを求め欧州一般裁判所へ提訴した。これに対し、同裁判所は2008年7月9日、再決定は最低収益率と内部収益率の算出根拠について民間投資家基準を適用するために適切な理由が述べられていること及び欧州委員会はAlitalia I判決で示された義務に適切に従っていること等を理由にアリタリア航空の訴えを棄却した¹⁷⁶。

イ 本件救済措置に対する法的評価¹⁷⁷

欧州委員会は、原決定第VII部～IX部において、イタリア政府によるアリタリア航空に対する救済措置の法的評価(legal assessment)を実施した。まず、欧州委員会は、本資本注入が国家補助に該当するかについて民間投資家テストにより判断し、民間投資家が総額2兆7500億リラの資本注入に参加していないこと、最低収益率が民間投資家の期待する水準に達していないことを指摘し、同テストの基準が満たされていないとした。また、本資本注入は、加盟国間通商に影響を与えるものであることから、第107条(1)の国家補助に該当し、同条(2)又は(3)の下で共同市場との適合性を判断することとした。

その上で、欧州委員会は、本件救済措置が第107条(3)(c)の適用免除に該当するかにつ

¹⁷³ Commission Decision of 15 July 1997 concerning the recapitalization of the company Alitalia [1997] OJ 322/44.

¹⁷⁴ Case T-296/97 Alitalia- Linee aeree italiane SpA v Commission [2002] ECR II-3875.

¹⁷⁵ Commission Decision of 18 July 2001 concerning the recapitalisation of the company Alitalia [2001] OJ L271/28.

¹⁷⁶ Case T-301/01 Alitalia- Linee aeree italiane SpA v Commission [2008] ECR II-1753.

¹⁷⁷ 前掲注18・55 - 61頁。

いて、1994年ガイドライン第38段に掲げられている考慮要素(上記2.(4)イ参照)を挙げ、個別的に検討することにした。

(7) 欧州委員会は、競争的な環境を維持しつつ、アリタリア航空が将来にわたる事業遂行能力(viability)を回復させていくことについて疑念を持っていたところ、イタリア当局からは次の措置が確約された。本資本注入により同社の負債を大幅に削減し、財務構造を競争者の多くの財務構造と比べて見劣りしないものとする。本資本注入に伴い実施される事業再生計画は、生産性とコスト削減に関し同社の継続的な努力を求めること、同計画は拡大路線を追求することなく、今後4年間にわたり同社の事業能力の拡大を制約すること、共同体の他の航空会社よりも同社に優先権を与えないこと。

(4) 事業再生計画の自己充足性については、欧州委員会自身が、専門家の助力を得て、本計画は追加的支援なく同社を存続させ発展させるに足るものであることを確認し、イタリア当局も追加的支援を行わないことを確約し、欧州委員会は、イタリア政府がMD80機の更新計画に対する資金供与を断念し、Maglianaに所在する本社社屋が市場価格にて売却されることを確認したことを挙げている。

(5) 事業能力の縮小については、同社が収益を上げることができる状態に戻るために必要であるとされた。同社が保有する機体・座席数については1996年にそれぞれ157機・2万5422席だったものが1997年にはそれぞれ143機・2万3384席へと削減される。これにより、トンキロ(tonne-kilometres)ベースでみた事業能力は、1996年から1997年までの間に1.5%減少する。また、1997年からは同社の運航する便数の10%に当たる年間2万7000便に上る路線と便数を削減する。この削減は、欧州の民間航空市場の平均成長率が年6%であるため、数字以上の意味を持つものである。さらに、欧州委員会は、イタリア当局が同社の事業能力を2000年まで制限することを確認している。上記事業能力の削減は、同社の成長を大きく制約するとともに、事業を再生し収益を上げることができる状態に戻るための努力の大半は運航費用によるものであるため、本計画の実行可能性を高めるものである。

(6) 経営困難に陥った同社が、共同体の競争者に競争上の不利益を与えて事業遂行能力を回復することのないよう、欧州委員会は必要なあらゆる措置を講じている¹⁷⁸。本計画の下、同社の国内、国際、大陸間路線における市場占拠率は、計画期間を通じて削

¹⁷⁸ ここでは、本件支援措置を承認するに際し、市場における競争を確保するための種々の条件が付されている。この点、欧州委員会は1994年ガイドライン第41段において、国家補助の承認に際しては、1997年に予定されている航空市場の完全自由化を睨み、同ガイドライン第38段に列挙されている条件を適用することにより可能な限り競争の歪曲を最小限にするとの考え方を示しており、同第38段には「当該補助は、反競争的行為又は目的(……)、ないし航空事業における共同体の自由化規則を損ねる形で実施されてはならない」とされている(本報告書115頁(2)参照)。

なお、後に公表されたR&Rガイドライン(2004年)においては、「競争の歪曲効果を最小限にするために、補助の額又は補助の供与の形態は、補助を受ける事業者が余剰資金を再生プロセスと関係のない攻撃的な、市場をゆがめる攻撃的なマーケット行動に使うことを防止するものとなっていなければならない」(同ガイドライン第45段)とされている。

減されるが、イタリア当局は、同社の座席数を 2000 年末まで 2 万 6350 席を上限とし、旅客キロ(seat-kilometres)についても市場の成長率以下とすることとしている。上述のように、年率 6 % の成長が見込まれることは競争者に対して有利に作用する。これらの数量面での制限に加え、同社は自己の運航する路線の同等のサービスに対する競争者よりも低廉な価格を提供することによりプライスリーダーとしての行動(the behaviour of a price leader)を採ってはならない。このため、本計画の下、同社は他の共同体の航空会社を犠牲にして自己の事業を拡大することとはならない。

また、イタリア当局は、共同体の他の航空会社に比して同社に対し、運航権(traffic rights)、スロットの割当、地上サービス、空港施設の利用等について優先権を与えないこととしている。

(オ) イタリア政府の同社に対する関与については、イタリア当局は同社に対する通常の株主としての行動を採ることとし、株主としてのイタリア政府の地位に真に関係するものを除いて同社の経営に干渉しないことを確約している。このため、イタリア政府は同社に対する株主として同社の利益の最大化を主たる動機とする役割と、一般的な政策的関心を主たる動機とする公的機関としての政府の役割を明確に区別している。

(カ) 欧州委員会は、総額 2 兆 7500 億リラの資本注入について、本件支援が本計画に示された目的のためだけに使用され、また同計画の要求に比して不均衡ではないとしている。すなわち、本支援は 9000 億リラに上る事業再生費用を手当てし、同社の 3 兆 4200 億リラの負債(1995 年末)を同社の 4220 億リラの資本金との見合いで合理的な水準まで削減するために必要である。また、本件支援によっても、例えば、保有航空機については上限がある中で最も老朽化した機体を更新するにとどまるのであり、同社は本計画と不均衡で無関係な投資方針を採ることはできない。さらに、イタリア当局は他の航空会社の新規株式取得に本支援を使用しないことを確約している。

なお、同社による資産売却は 6000 億リラにとどまり、本計画で必要な資金には到底足りるものではない。

(キ) 欧州委員会は、保持する情報から本件支援の供与は E C 条約の特定の条項、具体的には共同市場における歪曲されない競争の確保という目的に関連するに反することはないとしている。イタリア当局は、本件支援の実施による競争の歪曲を防止すべく、同社に対する優遇を廃止するほか、本計画の対象期間においてはアリタリアの提供する価格と数量に関して制限を加えることで、同社が条約〔101〕条及び〔102〕条に反する略奪的行動(predatory practices)を採る確率を大幅に制約するものである。また、同社は他の航空会社の株式の新規取得も禁止されている。

(ク) 本件支援の透明性と検証可能性(verifiable)について、イタリア当局は欧州委員会に対し、欧州委員会があらゆる事実を把握した上で本件に対する意見を述べるができるために要請した全情報を提供したほか、欧州委員会の指名したコンサルタントも任務を完全に遂行する上で必要な全情報に接することができた。このほか、IRI と

アリタリア航空の代表とも協力しながら業務を行った。また、イタリア当局は、上記で確約した諸点の実施状況及び達成状況について欧州委員会に対し毎年報告を行うこととされている。

その上で、欧州委員会は全般的、また共同体の利益という観点から、アリタリア航空の資本注入と事業再生は、同社が共同体の大部分における主要な航空会社であると思われ、大規模な共同体の航空会社が複数存在することにより、バランスの取れた競争的な状況の維持が可能になるため、共同体と欧州経済領域における航空事業の発展に資するものであると考えるとしている。

ウ 欧州委員会の結論

欧州委員会は原決定において、イタリア政府が次の措置を実施することを条件に、総額 2 兆 7500 万リラの資本注入を柱とする本事業再生計画を共同市場、及び〔EU機能条約第 107 条〕(3)(c)と両立するものとして承認した。

第 1 条

1. アリタリア航空に対して通常の株主としての対応を採ること、すなわち同社は商業上の原則(commercial principles)に基づいてのみ運営されることとし、同社の運営に対する関与は、厳にイタリア政府の株主としての地位に関するものだけとすること。
2. アリタリア航空に対し、債務保証を含む追加的な資本注入その他の支援を供与しないこと。
3. 2000 年 12 月 31 日まで、アリタリア航空に対する補助は、同社の事業再生の目的だけに使用されることとし、他の航空会社の新たな株式取得に使用しないこと。
4. 優先的な取扱い、取り分け運航権(欧州経済領域の第三国へ運航権を含む)の割当て、スロットの割当て、地上サービスの補助に関する取扱いについて、アリタリア航空を他の共同体の航空会社よりも優遇しないこと。

また、共同体法に反する措置を適用せず、特に次のことを確約すること。

- (a)イタリア政府は、1992 年 4 月 16 日の勅令(Decree)により同意された 1992 年 4 月 15 日の協定第 4372 号(以下「協定」という。)について、共同体の規制、取り分け「優先権(rights of priority)」「政府の関与」「航空自由化に関する諸規制との適合性」「空港における優遇(airport privileges)」との適合を直ちに開始し、遅くとも 1998 年 12 月 31 日までに同協定の改定手続を完了させること。
 - (b)上記諸点に関連した同協定の事実上の見直しは、同協定第 50 条に基づくアリタリア航空との間での書簡の交換を受けて既に行われており、同協定は共同体法に適合する場合だけに適用されることを明確にすること。
 - (c)アリタリア航空は、同協定第 3 条に従い優先権を返上すること。
 - (d)イタリア政府は、同国における調整ないし完全に調整された(coordinated or fully-coordinated)飛行場において、1997 - 1998 年冬季の開始前に、アリタリアといかなる関係も有しておらず、同社から完全に独立して行動する発着枠割当てについての調整人(coordinator)を指名すること。
5. 2000 年 12 月 31 日まで、アリタリア航空自身又はアリタリア航空が事業上のリスク

を負担する協定（ウェット・リース(wet-leasing)¹⁷⁹，スペース買取り(block-space)，合併契約等）に基づいた他の航空会社の運航する航空機の供給能力は，次の上限を超えてはならない。

(a)供給可能な座席数は，28985 座席（うち 26350 座席はアリタリア航空の機材による）を超えないこと。

(b)イタリアを除く欧州経済領域(E E A)，及びイタリア国内における毎暦年の供給可能な座席キロ(seat-kilometres)の増加は，対象となる市場の成長率が 2.7%以下である場合には増加が認められないという理解に基づき，2.7%を超えないこと。しかしながら，対象となる市場における成長率が 5 %を超える場合，5 %を超える増加の許容範囲により(by the margin of the increase beyond 5%)，2.7%を超えた増加が認められる。

6．アリタリア航空は，短期的に各路線について，特定の路線の総収入(full revenue)と総費用(full costs)（総費用は可変費用と固定費用の合計額に相当する）の間の比率と定義される利益率の算出を可能にする分析的な会計制度を有すること。

7．2000 年 12 月 31 日まで，アリタリア航空は自己の就航する路線において提供される同等のサービスについて競争者の提供するものよりも廉価にて運賃を提供するのを控えること。

8．アリタリア航空は，少なくとも〔（注：事業秘密である所定の時期）〕までマレーヴ・ハンガリー航空の保有株式を処分すること。

9．アリタリア航空は，本決定第 VI 段に規定される生産性，収益性，財務上の再構築目的を満たすことに関して，欧州委員会に対し 1996 年 7 月 29 日に届出を行い，1997 年 6 月 26 日に修正された事業再生計画の完全な実施を継続すること。

10．欧州委員会に対し，1998 年，1999 年，2000 年，2001 年の 3 月末までに，事業再生計画の進捗状況，アリタリア航空の経済的・財務的な状況及びこれらの要件の遵守に関する報告書を提出すること。報告書には，当該年度において締結された事業上ないし運航上の協力協定（共同契約者の詳細）の記述を含むものとする。欧州委員会は，必要な場合，イタリア政府と同意の上で欧州委員会の指名した独立した専門家に各報告書において提供された情報の確認を求めることができる。

第 2 条

第二次注入の 5000 億リラ（約 2 億 5800 万ユーロ），及び第三次注入の 2500 億リラ（約 1 億 2900 万ユーロ）の支払は，第 1 条の諸条件の遵守状況，並びに事業再生計画の実施状況及び期待される結果（取り分け本決定第 VI 段に規定される費用と生産性比率に関するもの）次第とする。

イタリア政府は，それぞれ 1998 年 5 月と 1999 年 5 月に予定されている第二次及び第三次注入の少なくとも 10 週間前に欧州委員会に対して報告書を提出し，欧州委員会がイタリア当局との相談の後選任した独立専門家の助力を得て意見表明ができるようにすること。

¹⁷⁹ 乗務員，機体整備など航空機の運用に必要なものを全てリースする航空機の賃貸契約をいう。

第二次及び第三次注入は、事業再生計画の目的が達成されないか、上記諸条件が満たされない場合には実施されないこととする。

第3条・第4条（略）

(2) 航空業に対する救済・事業再生の事例に対する関係者の評価

ア Linklaters 法律事務所¹⁸⁰

航空業に対する国家補助規制の適用は、航空自由化の前と後とで変化がみられ、例えば、これまでに幾度となくイタリア政府により国家補助が供与されてきたアリタリア航空については、航空自由化前では市場投資家テストが非常に柔軟に適用されており、欧州委員会も、アリタリアの救済措置を容易に承認していた。これに対し 1997 年の欧州委員会決定では、非常に厳格な要件が課されている。この背景には、航空自由化の進展があり、航空自由化完了後は、競争が行われる条件が整ったため、欧州委員会も厳格に競争法を適用しているとのことがある。

他方、航空会社に対する欧州委員会の国家補助規制を適用する姿勢は、他の業界に対する国家補助規制の適用に比べ、あまり厳格ではないが、これは従前航空会社に対する国家補助は、競争総局ではなく、運輸総局の管轄であったことに由来する。すなわち、運輸総局は事業者側に立っており、国家補助を積極的に規制してこなかった。その後の総局の編成の過程で、運輸に対する国家補助も、運輸総局と競争総局の間の抗争(battle)の末、競争総局の管轄となったが、従来の伝統は受け継がれているようであるとのことであった。

イ Slot 教授¹⁸¹の見解

Slot 教授も、航空業に対する国家補助の位置付けは、航空自由化前と以前とでは大きく異なっているとし、自由化以前（1980 年代半ば頃まで）では、事業者の数も限られており、欧州における航空会社といえば、ナショナル・フラッグ・キャリアに限られ、国営の企業も多く存在した。多くの路線において運航している航空会社は 1 社だけであり、そもそも競争が存在しなかったため、国家補助が供与されても、複数の航空会社が就航する特定の路線を除いて問題となることはなかった。

その後、90 年代以降、航空自由化が進展するにつれて、航空会社に対する救済・事業再生支援の事例が増加していった。具体的な事例として、エアリングス（アイルランド）、イベリア（スペイン）、エールフランス（フランス）、アリタリア（イタリア）の事例を挙げることができる。この時期の国家補助については、自由化の渦中にあるナショナル・フラッグ・キャリアが、新しい競争の環境に適応できるようにするための支援が中心であった。

¹⁸⁰ 2012 年 3 月 19 日実施。

¹⁸¹ 2012 年 3 月 20 日実施。

4 結びに代えて 今後の検討課題

本節では、1997年に欧州委員会が承認したアリタリア航空に対する事業再生支援に焦点を当てて検討した。欧州委員会が本事業再生計画を承認するに際しては、1994年ガイドラインにほぼ忠実に従って、多岐にわたる条件が付された。すなわち、イタリア政府の介入の禁止（原決定第1条第1項）は同ガイドライン第37段(5)、追加支援を受けないことという条件（同第2項）は同第37段(2)にある「一度限り、最後の原則」、他の航空会社の株式取得の禁止（同第3項）は同第37段(6)、イタリア政府によるアリタリア航空の優先的取扱いの禁止（同第4項）は同第37段(7)、航空機の座席数増加の制限（同第5項）は同第37段(4)、新たな会計制度の導入（同第6項）は同第37段(8)、競争者よりも低廉な運賃の提供禁止（同第7項）は同第37段(7)、事業再生計画の完全な実施（同第9項）は同第37段(1)に対応し、欧州委員会への事業再生計画の進捗状況の定期的な報告・及び外部専門家の監査（同第10項）については同第40段に対応している。

欧州委員会競争総局によると、航空会社に対する救済・事業再生支援については、1997年4月の航空自由化完了後は原則として一般のR & Rガイドラインに基づいて判断することであったが、本節で取り上げたアリタリア航空に対する事業再生支援の事例は、自由化完了前の1996年7月に届出がなされたため、1994年ガイドラインに従って判断され、また欧州委員会とイタリア政府との間で具体的な条件(問題解消措置)の交渉が行われた。

欧州における航空会社の競争状況は、航空自由化完了後の格安航空会社参入により、大きく変化してきているが、航空会社に対する救済・事業再生支援については、自由化完了の前後を問わず、多くの事例が蓄積されている。加盟国政府による補助措置が競争に与える影響についてどのような判断がなされ、またどのような条件が課されたのかについて包括的な検討をするためには他の事例も検討する必要があるが、この点については他日を期すこととしたい。

第4章 結び

1 国家補助とは何か、どうして研究するのか

本共同研究は、競争法の観点からみた国家補助規制の在り方について示唆を得るためにEU競争法により規制される国家補助の概念及び基本的考え方を取りまとめたものである。ここで規制される国家補助とは、主に、形式を問わず加盟国により供与される補助又は国家の資金により供与される補助であって、特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はそのおそれがあるものは、加盟国間の通商に影響を及ぼす限り、域内市場と両立しないとされているものである。

国家補助規制は、EU競争法の特徴であり、超国家的機関EUであればその存在であるという議論がしばしば行われる。しかし、企業が消費者のためにその能力において競争を行っていく上で、不公正に事業間の競争をゆがめる補助は行うべきではないということは、一国内の物・サービス等の市場であっても、妥当する原則であり、競争当局として関心を有すべきテーマである。したがって、EUの国家補助規制の考え方の中には、単一国家である我が国における国家補助に類する措置について、競争政策の観点から評価する上でも有効な視点が含まれていると考えられる。このため、本共同研究では、EUにおける国家補助に対する競争政策の観点からの規律について、EU競争法の特殊性を削ぎ落とした上で、我が国への応用可能性を探るべく、EUの国家補助規制の基本概念・基本的な判断枠組みについて整理したものである。

2 本研究のまとめ

本研究の成果は、主に次の5点にまとめられる。

第1に、EU国家補助規制の概説書である Kelyn Bacon, “*European Community Law of State Aid*” (Oxford University Press, 2008)の総論部分(第1編 一般原則)をベースに、EUにおける国家補助規制の基本概念・基本的な判断枠組み等を整理した。具体的には、EUの目的・制度と国家補助規制の関係、国家補助規制の概要(SGEIに関する規律を含む)、「包括的適用免除規則」(GBER)の策定経緯や内容について整理した。

その上で、上記の概説書で取り上げられている分野別の国家補助(第2編 特定の分野の補助)について、分野別に概要を整理した。これは、各分野とも、分野独特のガイドライン等が策定されており、条約や規則だけでなく、個別のガイドライン等にも触れることが必須となるからである。具体的には、(1)環境、(2)雇用と職業訓練、(3)救済・事業再生、(4)研究開発・技術革新、(5)リスク・キャピタル、(6)中小企業、(7)農業・漁業、(8)運輸、(9)メディア・コミュニケーション、(10)エネルギー・石炭鉄鋼、(11)地域開発の合計11分野について、それぞれ取りまとめている。

第2に、一定の要件を満たす場合には国家補助規制の対象とならないなど、EUの国家補助規制の内容を理解するに当たって重要となるSGEI(一般的経済的利益を有するサービス)該当性の判断枠組み改正案(2011年パッケージ)の内容について検討した。2011年パッケージでは、SGEIに該当するサービスの拡大等の提案が行われていたが、その背景について整理している。

第3に、SGEIについての欧州競争政策分析グループの意見について紹介している。具体的には、国家補助は、多くの場合、市場の失敗に対する正当な対応となること、

国家補助は市場をゆがめるものとなつてはならないこと、国家補助の評価に当たっては費用便益分析が重要である旨指摘している。また、S G E I に対する国家補助の是非が問題となったアルトマーク事件判決で示された要件について経済学的な観点からもサポートされる旨指摘している。

第4に、E U 以外における国家補助規制の展開について整理した。各国・各機関の競争当局がどのような国家補助関連権限を持つかは、正に千差万別である。競争当局が事前の国家補助の制度設計・抑止措置や事後の是正措置に関与し得る場合だけでなく、こうした仕組みがなくても英国O F T のケースのように、補助の問題について指摘したレポートの公表を通じた競争唱導活動が補助金の政策決定プロセスに影響を与えたことなどが紹介されている。

第5に、イタリア政府が国家補助を認めたアリタリア航空の再生支援事例を取り上げて、航空会社に対する事業再生支援についての欧州委員会の判断プロセスや国家補助を認めるに当たって課した条件について検証し、欧州委員会の事業再生支援に当たっての基本的な考え方や判断プロセス等について整理した。

3 本研究の位置付け・今後の課題

これまで、競争政策と公的制度との関係について、規制に対しては競争政策の観点からの検討が行われ、公正取引委員会の考え方や見解が表明されることはあった。しかし、補助金を始め国家による支援制度と競争政策の関係について意識的に取り上げられて検討されることはなかった。

本研究は、国家補助を対象とした競争政策の観点からの初めての本格的な研究の一つであるとともに、E U 競争法の特殊性を削ぎ落とした上で、我が国への応用可能性の研究につなげていくための基礎的な研究としても位置付けられる。国家の市場に対する関与についての規制の枠組みの紹介であると共に、基礎的な資料を整理し、今後の研究への基本的な情報提供を示すものである。

今後の課題としては、本研究で得られた成果を踏まえ、事業再生への国家の関与などの具体的な事例を対象にE U 国家補助規制の考え方がどこまで我が国の公的支援制度に応用可能なものかどうかの研究を継続して行っていくことが望まれる。

資料編

E Uの機能に関する条約関連規定 2007〔T F E U〕

第7編 競争，税制及び法の調和に関する共通の規定

第1章 競争に関する規定

第1節 事業者に適用される規定

(略)

第106条(旧E C条約第86条)

- 1 (略)
- 2 一般的経済利益を有するサービスの運営を委任された，ないしは収入を生む独占の性格を持つ事業者は，そのルールの適用が法的であれ事実上であれ，課せられた任務の達成を妨げない程度において，この条約に定めるルール，特に競争法のルールに服さなくてはならない。取引の発展が，共同体の利益に反する程度にまで影響を受けてはならない。

第2節 国家補助

第107条(旧E C条約第87条)

- 1 本条約に別段の定めがある場合を除き，加盟国によって供与されるあらゆる補助又は形態を問わず国庫から支給されるものであって，特定の事業者又は特定の商品の生産に便益を与えることにより競争を歪曲し又はそのおそれがある補助は，加盟国間の通商に影響を及ぼす限り，域内市場と両立しない。
- 2 次に掲げる補助は，域内市場と両立する。
 - (a)個々の消費者に供与される社会的性格を有する補助。ただし，当該補助は対象産品の原産地に基づいて差別なく与えられなければならない。
 - (b)自然災害その他異常事態により生じた損害を補填するための補助
 - (c)ドイツ分割により影響を受けたドイツ連邦共和国の一定地域の経済に対し，ドイツ分割による経済的不利を補償するために必要な限度において与えられる補助。リスボン条約が発効して5年の後，理事会は欧州委員会からの提案に基づいて本条項を削除する決定を採択できる。
- 3 次に掲げる補助は，域内市場と両立するものとみなすことができる。
 - (a)生活水準の非常に低い地域又は深刻な雇用不足の生じている地域，並びに構造的，経済的及び社会的状況に鑑みて第349条に当たる地方の経済開発を促進するための補助
 - (b)欧州の共通利益となる重要な計画の達成を促進するため，又は加盟国の経済の重大な攪乱を救済するための補助
 - (c)一定の経済活動の発展又は一定の経済地域の開発を容易にするための補助。ただし，当該補助が共通の利益に反する程度まで，欧州連合の通商条件を変更しないことを条件とする。
 - (d)文化及び遺産の保存を促進するための補助。ただし，当該補助が共通の利益に反する程度まで，欧州連合の通商条件及び競争に対して影響を与えないことを条件とする。

(e)欧州委員会の提案に基づき、理事会の決定により特定されるその他の種類の補助

第 108 条（旧 E C 条約第 88 条）

1 欧州委員会は、加盟国と協力し加盟国内に存在する補助の制度を常時審査する。欧州委員会は、加盟国に対し、域内市場の漸進的発展又は運営のために必要とされる適当な措置を提案する。

2 欧州委員会は、関係当事者に対し意見提出の機会を通知した後、加盟国又は国家の資金により与えられる補助が、第 107 条の規定により域内市場と両立しない又は不当に利用されていると認めるときは、当該加盟国に対し、欧州委員会が定める期間内に当該補助の廃止又は修正を求める決定を行う。

当該加盟国が、定められた期間内に当該決定に従わないときは、欧州委員会又は他の関係加盟国は、第 258 条及び第 259 条の規定にかかわらず、当該事案を直接欧州連合司法裁判所に提訴できる。

理事会は、いずれかの加盟国の要請を受け、当該決定が例外的な事態により正当化されるときは、第 107 条の規定又は第 109 条により定められる規則によらず、当該加盟国が供与しているか又は供与することとしている補助が域内市場と両立するものとみなされる旨を、全会一致で決定できる。欧州委員会が、当該補助に関して本項第 1 段に定める手続を開始しているときは、当該加盟国の理事会に対する要請は、理事会がその態度を表明するまで当該手続を停止する効果を有する。

もっとも、理事会が加盟国による要請があつてから 3 か月の期間内に態度を表明しないときは、欧州委員会が当該事例に関する決定を行う。

3 欧州委員会は、意見を提出することのできる十分な時間を与えられる形で、補助を供与又は修正するあらゆる計画について加盟国から通知を受ける。欧州委員会は、当該計画が第 107 条の適用において域内市場と両立することができないと考えるときは、遅滞なく前項に定める手続を開始する。当該加盟国は、当該手続により最終決定が下されるまでは、計画している措置を実施できない。

4 欧州委員会は、第 109 条に従い理事会が本条第 2 項に規定される手続を免除される旨決定した国家補助の類型に関する規則を採択することができる。

第 109 条（旧 E C 条約第 89 条）

理事会は、欧州委員会の提案を受け、また欧州議会と協議した後、第 107 条及び第 108 条の適用のために適当な全ての規則を制定すること、並びに取り分け第 108 条 3 項の適用条件及び本手続を免除される補助の類型を定めることができる。

旧 EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用において共同市場と適合する特定類型の補助を規定する 2008 年 8 月 6 日付欧州委員会規則(EC) No 800/2008 (包括的一括適用免除規則〔 G B E R 〕)

(欧州経済領域関連文書)

欧州委員会は、

欧州共同体設立条約に鑑み、

特定類型の水平的国家補助に対する欧州共同体設立条約第 92 条及び第 93 条の適用に関する 1998 年 5 月 7 日付理事会規則(EC) No 994/98¹⁸²、特にその第 1 条第(a)及び(b)に鑑み、

本規則草案¹⁸³を発表し、

国家補助諮問委員会(Advisory Committee on State Aid)と協議の上、

本規則を採択した。

前文：

(1) 規則(EC) No 994/98 は、中小企業(「SME」)を対象とする補助、研究開発補助、環境保護補助、雇用・訓練補助及び委員会の承認を受けた各国の国内補助マップに従った補助が特定の条件下で共同市場と適合しており、EC 条約第 88 条(3)に規定される届出義務の対象とならないことを条約第 87 条に従って宣言する権限を委員会に付与している。

(2) 委員会は、多くの決定において EC 条約第 87 条及び第 88 条を適用してきたところ、特に中小企業を対象とする国家補助に対する EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する 2001 年 1 月 12 日付委員会規則(EC) No 70/2001¹⁸⁴の実施に基づく中小企業を対象とする補助、補助対象地域の内外を問わず投資支援の形式による補助、リスク・キャピタルスキームの形式による補助並びに研究開発・技術革新の分野における補助に関して、また研究開発補助、理事会規則(EC) No 70/2001¹⁸⁵を改定する 2004 年 2 月 25 日付委員会規則(EC) No 364/2004 の実施、国家補助及びリスク・キャピタルに関する委員会コミュニケーション¹⁸⁶、中小企業に対するリスク・キャピタル推進のための国家補助に関する共同体ガイドライン¹⁸⁷及び研究開発及び技術革新のための国家補助に関する共同体枠組み¹⁸⁸の実施を含めた

¹⁸² OJ L 142, 14.5.1998, p.1.

¹⁸³ OJ C 210, 8.9.2007, p.14.

¹⁸⁴ OJ L 10, 13.1.2001, p.33. 本規則の最終改定は規則(EC) No 1976/2006 (OJ L 368, 23.12.2006, p.85)による。

¹⁸⁵ OJ L 63, 28.2.2004, p.22.

¹⁸⁶ OJ C 235, 21.8.2001, p.3.

¹⁸⁷ OJ C 194, 18.8.2006, p.2.

上記委員会規則(EC) No 70/2001 の適用範囲の拡大に関して、一般的な適合性基準を規定できるだけの十分な経験を得ている。

(3) 委員会はまた、特に訓練補助に対する EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する 2001 年 1 月 12 日付委員会規則(EC) No 68/2001¹⁸⁹、雇用に対する国家補助に対する EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する 2002 年 12 月 12 日付委員会規則(EC) No 2204/2002¹⁹⁰、各国の地域投資補助に対する EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する 2006 年 10 月 24 日付委員会規則(EC) No 1628/2006¹⁹¹、研究開発の国家補助に関する共同体枠組み¹⁹²、研究開発・技術革新の国家補助に関する共同体枠組み、環境保護に関する各国向け 2001 年共同体ガイドライン¹⁹³、環境保護に関する各国向け 2008 年共同体ガイドライン¹⁹⁴、2007 年～2013 年の各国の地域補助に関するガイドライン¹⁹⁵等の実施に当たって、中小企業及び大企業の双方に対する訓練補助、雇用補助、環境補助及び研究開発・技術革新補助の分野における EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関しても、十分な経験を得ている。

(4) かかる経験に照らして、規則(EC) No 68/2001、70/2001、2204/2002 及び 1628/2006 により定められる条件の一部を調整する必要がある。簡略化を図り、委員会が補助をより効率的に監視できるようにするため、これらの規則を単一の規則に置き換えることとする。簡略化は、取り分け本規則第 1 章において定められる一連の相互に整合性のある共通の定義及び水平的規定によって実施するものとする。各国の国家補助法の一貫性を確保するため、補助及び補助スキームの定義は、EC 条約第 93 条適用の詳細ルールを定める 1999 年 3 月 22 日付の理事会規則(EC) No 659/1999¹⁹⁶において定められた補助及び補助スキームの定義と同一であるべきである。かかる簡略化は、特に中小企業に対して、成長及び雇用のためのリスボン戦略が実を結ぶために不可欠である。

(5) 本規則は、本規則の全ての適用条件を満たす補助及び補助スキームにつき届出義務を免除する。ただし、かかる補助スキームに基づき供与される個別の補助が本規則の全ての適用条件を満たす場合に限る。透明性を確保し、補助をより効率的に監視するため、本規則に基づき供与される個別の補助は、第 2 章に置かれている適用された規定及び当該個別補助の根拠となった国内法を明示すべきである。

(6) 本規則の実施を監督するため、委員会は本規則に基づき実施された措置につき、加盟国から全ての必要な情報を得られる立場にあることが望ましい。したがって、加盟国が合

¹⁸⁸ OJ C 323, 30.12.2006, p.1.

¹⁸⁹ OJ L 10, 13.1.2001, p.20. 本規則の最終改定は規則(EC) No 1976/2006 による。

¹⁹⁰ OJ L 337, 13.12.2002, p.3. 本規則の最終改定は規則(EC) No 1976/2006 による。

¹⁹¹ OJ L 302, 1.11.2006, p.29.

¹⁹² OJ C 45, 17.2.1996, p.5.

¹⁹³ OJ C 37, 3.2.2001, p.3.

¹⁹⁴ OJ C 82, 1.4.2008, p.1.

¹⁹⁵ OJ C 54, 4.3.2006, p.13.

¹⁹⁶ OJ L 83, 27.3.1999, p.1. 本規則の最終改定は規則(EC) No 1791/2006 (OJ L 363, 20.12.2006, p.1)による。

理的な期限内に補助措置に関する情報を提供しない場合、本規則の条件を遵守していないとみなされる可能性がある。また、加盟国によるかかる情報の不提供の結果、委員会は、本規則又は本規則の該当部分を当該加盟国について将来に向かって撤回し、今後の全ての補助措置（かつて本規則の適用を受けていた補助スキームに基づき供与される新たな個別補助措置を含む）は EC 条約第 88 条に従い委員会への届出を要するものとする決定を下す可能性がある。委員会は、加盟国が正確かつ完全な情報を提供した時点で、本規則の完全な適用を再び認めるものとする。

(7) EC 条約第 87 条(1)にいう国家補助であって本規則の適用を受けないものは、依然として EC 条約第 88 条(3)に基づき届出を必要とする。本規則は、本規則の適用を受ける目的に対応する目的を持つ補助について届出を行い得る加盟国の立場を害するものではない。委員会は、対象となる補助措置が委員会の採択した個別のガイドライン又は枠組みの適用範囲に含まれる場合は、かかる補助について、特に本規則に定める要件及びガイドライン又は枠組みにおいて定める基準に従って評価する。

(8) 本規則は、輸出補助又は国内製品を輸入製品より優遇する補助には適用されない。特に、他国における流通ネットワークの構築及び運営に対する資金を提供する補助に本規則を適用してはならない。展示会の参加費用、又は新規・既存の製品を新規市場で売り出すために必要な調査・コンサルティングサービス費用に対する補助は通常、輸出補助とはならない。

(9) 本規則は、事実上全事業部門に適用される。漁業及び農業部門については、研究開発・技術革新の分野での補助、リスク・キャピタルの形式による補助、訓練補助及びハンディ又は障害を持つ労働者を対象とする補助についてのみ届出義務を免除する。

(10) 農業部門では、農産物の一次生産に適用される特則に鑑み、本規則は研究開発部門の補助、リスク・キャピタルの形式による補助、訓練補助、環境補助及びハンディ又は障害を持つ労働者を対象とする補助のみを対象に、農産物の生産に積極的に従事する中小企業を対象とする国家補助に対する EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する 2006 年 12 月 15 日付委員会規則(EC) No 1857/2006 並びに改正規則(EC) No 70/2001¹⁹⁷の適用を受けない範囲において免除する。

(11) 農産品と非農産品の加工・販売における類似点を踏まえて、本規則は特定の条件が満たされる場合には、農産品の加工・販売に適用される。

(12) 本規則においては、第一次販売用産品の準備に必要な農場での活動も、再販業者又は加工業者への第一次販売も加工又は販売とみなされない。欧州司法裁判所は、共同体がある農業部門において共通の市場組織の設立を法制化した時点で、加盟国はかかる法律を弱

¹⁹⁷ OJ L 358, 16.12.2006, p.3.

体化させ又はかかる法律の例外を設ける措置を控える義務を負うと判断している。したがって本規則は、その金額が購入又は市販される製品の価格又は数量に基づいて決定される補助には適用されず、また当該補助を第一次生産者と共有する義務のある補助にも適用されない。

(13) 石炭産業に対する国家補助に関する 2002 年 7 月 23 日付理事会規則(EC) No 1407 / 2002¹⁹⁸に鑑みて、本規則は、訓練補助、研究開発・技術革新補助及び環境補助を除き、石炭部門における活動を支援する補助には適用されない。

(14) 地域補助スキームが地域の目的実現を目指しつつ、特定の経済部門を対象としている場合には、当該スキームの目的及び見込まれる効果は、産業横断的なものではなく個別部門を対象とするものになる可能性がある。したがって、経済活動の特定の部門を対象とする地域補助スキームは、鉄鋼部門、「造船向け国家補助の枠組みの延長に関する委員会報告書¹⁹⁹」において予見されていた造船部門及び合成繊維部門における活動に供与される地域補助と同様に、届出義務の免除対象とはならない。ただし、観光部門は国家経済において重要な役割を果たし、地域の発展に特に積極的な影響を及ぼすのが通常である。したがって、観光活動を対象とする地域補助スキームは、届出義務を免除される。

(15) 困難な状況にある事業者の救済及び事業再生に対する国家補助の共同体ガイドライン²⁰⁰に規定される困難な状況にある事業者に対し供与される補助は、その潜脱行為を防止するため、同ガイドラインに基づいて評価されるべきである。したがってかかる事業者への補助は本規則の対象から除外される。加盟国の事務負担を少なくするため、本規則の対象となる補助を中小企業に供与する場合、困難な状況にある事業者とみなす定義は上記ガイドラインにおいて用いられる定義よりも簡素化すべきである。さらに本規則において、設立後3年を経過しない中小企業は、該当する国内法において集団破産処理手続 (collective insolvency proceedings)の対象となる基準を満たさない限り、設立後の期間につき困難な状況に置かれているとはみなされない。かかる簡素化は、本規則の適用を受けない補助について、上記ガイドラインに基づく当該中小企業の認定を害するものではなく、また本規則の下、上記ガイドラインに定める定義の適用対象となる困難な状況にある大企業としての認定を害するものでもない。

(16) 委員会には、承認された補助が一般の利益に反して取引条件を変更することのないようにすることが求められる。したがって、ある補助が違法であり共同市場に適合しないと宣言された過去の委員会決定による回収命令を履行していない受益者を支援する補助は、本規則の適用対象から除外される。結果として、かかる受益者に供与される個別補助及びかかる受益者を明示的に排除する規定を欠くスキームは、引き続き EC 条約第 88 条(3)の届

¹⁹⁸ OJ L 205, 2.8.2002, p.1. 本規則の最終改定は規則(EC) No 1791/2006 (OJ L 363, 20.12.2006, p.1)による。

¹⁹⁹ OJ C 260, 28.10.2006, p.7.

²⁰⁰ OJ C 244, 1.10.2004, p.2.

出義務の適用対象となる。当該規定は、未履行の回収命令の対象ではない補助スキームの受益者の正当な期待を損なってはならない。

(17) 共同体の国家補助規則の適用の一貫性確保のため、また運用の簡略化のため、本規則の適用対象となる様々な分野の補助に関する用語の定義は整合性のとれたものとする必要がある。

(18) 補助率(aid intensity)を計算するに当たり用いる数字は、公租その他賦課金の控除前の数字を採用するものとする。補助率を計算するに当たり、数回にわたり供与される補助は、供与時点の価額にまで減額される。減額のため及び補助金以外の形態による補助額を計算するために使用するレートは、基準レート及び減額レート設定方法の改定に関する委員会コミュニケーション²⁰¹の定めるところに従い、供与時において適用される基準レートによる。

(19) 補助が、総補助金相当額により定められた一定の補助率に従い、税額控除又は将来支払う税の減額の形で供与される場合、補助トランシェ(aid tranches)(訳注：補助が分割して供与される場合の1回分の補助)の減額は、各々の税務上の便宜が生じる時点で適用される基準レートに基づいて行われる。税額控除又は将来支払う税の減額の場合、適用される基準レート及び補助トランシェの正確な金額については、あらかじめ知り得ないことがある。その場合、加盟国は適用される補助率に従い、補助の減額にあらかじめ上限を設けることとする。その後、任意の年の補助トランシェの金額が明らかになった時点で、その時点で適用される基準レートに基づいて減額を行うこととする。各々の補助トランシェの減額は、上限額全体から控除される。

(20) 透明性、平等取扱い及び効果的な監視の観点から、本規則は透明性を有する補助に対してのみ適用される。透明性を有する補助とは、リスク評価を行わずとも、総補助金相当額を事前に正確に計算し得る補助をいう。融資に含まれる補助は、基準レート及び減額レートの設定方法の改定に関する委員会コミュニケーションに定める基準レートに基づいて総補助金相当額を計算する場合、取り分け透明性を有するとみなされる。財政措置に含まれる補助は、当該補助が上限額を定め、基準額を上回らないようにしている場合、透明性を有するとみなされる。環境税の減額の場合には、本規則に基づく個別の届出基準の適用を受けないので、当該措置において上限額を定めなくとも透明性を有するとみなすことができる。

(21) 保証スキームに含まれる補助は、総補助金相当額の計算方法が委員会への届出後に承認を受けている場合に透明性を有するとみなされ、地域補助投資の場合は、委員会が規則(EC) No 1628/2006 の採択後に当該計算方法を承認した場合に透明性を有するとみなされる。委員会は、保証の形式による国家補助への EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する

²⁰¹ OJ C 14, 19.1.2008, p.6.

る委員会告示²⁰²に基づいて、かかる届出を審査する。保証スキームに含まれる補助は、受益者が中小企業であり、当該告示の 3.3 及び 3.5 に定めるセーフハーバー・プレミアムに基づいて総補助金相当額が計算されている場合にも、透明性を有するとみなされる。

(22) 返済を要する前払金(repayable advances)の形式による補助については、補助金相当額の計算が困難であることに鑑み、返済を要する前払金の総額が適用される個別届出の要件の基準及び本規則に基づき定められる最大補助割合を下回る場合に限り、本規則の適用を受ける。

(23) 競争の歪曲の危険性が高まるため、多額の補助は引き続き委員会による個別評価の対象となる。したがって、本規則の範囲内にある各分野の補助につき、当該補助の分野及び競争に対して及ぼし得る影響を考慮した水準の基準が設けられる。上記の基準を上回って供与される補助は、依然として EC 条約第 88 条(3)の届出義務の適用を受ける。

(24) 補助額を相応であり必要な額に限定するため、基準については可能な限り、対象となる一連の費用に対する補助率の形で表すものとする。リスク・キャピタルの形式による補助に関する基準は、対象費用を特定するのが困難な補助形式であるため、最大補助額の形で定めるものとする。

(25) 補助率又は補助額の形による基準は、委員会の経験に照らして、補助を受ける部門における競争の歪曲の最小化と、市場の失敗又は連帯の問題(cohesion issue)への取組との間で適切なバランスが取れる水準で定めるものとする。地域の投資補助に関しては、かかる基準は当該地域の補助マップの下で認められる補助率を考慮した水準で決定するものとする。

(26) 個別届出の要件及び本規則に定める最大補助率が遵守されているか否かを判断するに当たり、補助対象活動又は補助対象プロジェクトに対する公的支援措置の総額については、当該支援が地域、地方、国又は共同体のいずれかの資金源によるかを問わず、考慮に入れる。

(27) さらに本規則では、本規則の適用を受ける様々な分野の補助を合算し得る状況を明記する。本規則の適用を受ける補助と本規則の適用を受けない補助との合算に関しては、本規則の適用を受けない補助を承認した委員会決定及び当該決定の根拠となった国家補助規則を考慮する。障害のある労働者に対する補助と、賃金費用に基づいて計算し得るその他の分野の補助、特に投資補助との合算については、特則が適用される。本規則には、対象費用を特定し得る補助措置と、対象費用を特定し得ない補助措置との合算に関する規定も設ける。

(28) 補助が必要なものであり、更なる活動又はプロジェクトを開発するためのインセンテ

²⁰² OJ C 155, 20.6.2008, p.10.

イブとして機能させるため、本規則は、受益者が市場環境下で既に単独で従事している活動に対する補助には適用されない。中小企業に供与される補助のうち本規則が適用されるものに関しては、中小企業が補助対象のプロジェクト又は活動が開始される前に加盟国に申請書を提出している場合、かかるインセンティブが存在するとみなされる。中小企業を支援するリスク・キャピタルの形式による補助に関しては、本規則の定める要件、特に対象企業ごとの投資トランシェの大きさ、民間投資家の関与の程度、会社の規模及び資金補助の対象となる事業段階の規模に関する要件により、リスク・キャピタル措置がインセンティブ効果を持つようにする。

(29) 大企業を受益者とする本規則が適用される補助に関しては、加盟国は中小企業に適用される条件に加え、受益者に対して内部文書により補助があった場合となかった場合の補助を受けるプロジェクト又は活動の実行可能性を分析させる。加盟国は、かかる内部文書によって、当該プロジェクト・活動の規模若しくは範囲の相当な増加、補助対象プロジェクト・活動に対し受益者が支出する総額の相当の増加、又は当該プロジェクト・活動の完了までの速度の相当な増加が確認されているか否かをチェックする。地域補助に関するインセンティブ効果は、当該補助がなければ支援対象地域において今のような投資プロジェクトが実施されなかったであろうという事実に基づいて確定することもできる。

(30) ハンディ又は障害を持つ労働者に関しては、該当する補助措置の結果、該当する事業により雇用されるハンディ若しくは障害を持つ労働者の人数が正味で増加し、又は障害を持つ労働者専門の施設若しくは器材を支援する追加費用が発生した場合に、インセンティブ効果が存在するとみなされる。賃金助成金の形式を取った障害を持つ労働者の雇用補助の受益者が、規則(EC) No 2204/2002 の条件を満たすか、委員会の個別の承認を受けた障害を持つ労働者の雇用補助から既に利益を受けている場合、既存の補助措置において充足された、障害を持つ労働者の人数の正味の増加という条件は、本規則においても依然として充足されていると推定される。

(31) 財政支援措置は、他の分野の補助とは異なる手続により供与される点に鑑み、個別の条件に基づきインセンティブ効果を判定する。エネルギー製品及び電気への課税に関する共同体枠組みの再構築のための 2003 年 10 月 27 日付理事会指令 2003/96/EC²⁰³ の条件を充足し、本規則の適用を受ける環境税の減額は、かかる減額の少なくとも間接的な結果として全体的な税制度の採用又は継続が認められ、環境税の適用を受ける事業者が汚染水準を引き下げるインセンティブにより環境保護の増進がもたらされた場合、インセンティブ効果を有していると推定される。

(32) さらに、大企業に供与される個別補助のインセンティブ効果を認めることは困難だと考えられるため、この形式の補助は本規則の適用範囲から除外される。委員会は、適用されるガイドライン、枠組み又はその他の共同体の措置において定められる基準に基づく補

²⁰³ OJ L 283, 31.10.2003, p.51. 本指令の最終改定は指令 2004/75/EC (OJ L 157, 30.4.2004, p.100)による。

助の届出との関連で、かかるインセンティブ効果の存在を検証する。

(33) 規則(EC) No 994/98の第3条に従い透明性及び効果的監視を確保するため、加盟国が、本規則に従って補助スキーム又は個別補助を実施する際に委員会に対して要約情報を提供するのに使用する標準書式を定めるのが適切である。要約情報フォームは、欧州連合官報及びインターネット上で措置を公表するため使用される。要約情報は、確立されたITアプリケーションを用いて電子的形式で委員会に送信するものとする。関係加盟国は、当該補助措置の全文をインターネットで公表するものとする。個別補助措置の場合、企業秘密を削除してもよい。ただし、受益者の名前及び補助額は企業秘密とみなされない。加盟国は、補助措置の効力が存続する限り、全文をインターネットで閲覧可能な状態にしておくものとする。補助供与行為は、財政措置の形式による補助を除き、関連する本規則第2章の個別規定についても言及するものとする。

(34) 透明性及び効果的監視を確保するため、委員会は加盟国により委員会に提出される年次報告の書式及び内容につき具体的な要件を定めるものとする。さらに、規則(EC) No 659/1999第15条の規定に照らし、加盟国が本規則により届出義務を免除される補助スキーム及び個別補助に関して維持すべき記録に関しても、規則を設けることが適切である。

(35) 本規則により届出義務を免除される補助措置が満たすべき条件については、更に定めておく必要がある。EC条約第87条(3)(b)及び第87条(3)(c)に鑑み、かかる補助が共同体の利益に適うものとなるには、克服すべき市場の失敗又は障害に見合うものであることを要する。したがって投資補助に関しては、本規則の適用範囲を特定の有形・無形の投資に関して供与される補助に限定することが適切である。陸上輸送及び空輸部門における共同体の過剰生産能力及び個別の競争歪曲の問題に照らしてみると、当該部門において主に経済活動を行なっている事業者については、輸送手段及び輸送機材は対象となる投資費用とみなすべきではない。環境補助における有形資産の定義に関しては、特則を適用する。

(36) EC条約第87条(1)に該当する補助に適用される原則に従い、当該国内法制の下で補助の法的な受領権が受益者に付与された時点で補助は供与されたものとみなす。

(37) 中小企業を支援する投資補助及び地域補助については、投資の資本要素を労働要素より優遇しないため、投資費用、又は投資プロジェクトに直接起因する雇用費用のいずれかに基づいて測定し得る旨の規定を設けるものとする。

(38) 受益者に個別的に供与される、減税の形式による環境補助制度、ハンディを持つ労働者への補助、地域投資補助、新設小企業への補助、女性起業家により新設された企業への補助、又はリスク・キャピタルの形式による補助は、かかる補助を受けなかった他の事業より受益者を有利にするものであるため、該当する市場の競争に重大な影響を及ぼし得るものである。個別の補助は、単一の事業者にのみ供与されるものであるため、当該補助が環境、障害及びハンディを持つ労働者の雇用、地域結束又はリスク・キャピタルによる市

場の失敗に対して及ぼす積極的な構造的影響は限られている。そのため、これらの補助分野に関する補助スキームは、本規則により届出義務を免除される一方、個別の補助は委員会への届出を要する。ただし、個別の地域補助が地域投資スキームに基づいて供与される補助を補うため使用される場合、本規則は投資のために供与される補助総額の50%に相当する個別補助部分を上限として当該個別補助について届出義務を免除する。

(39) 規則(EC) No 70/2001 の場合と同様、中小企業投資・雇用補助に関する本規則の規定に、地域ボーナス(regional bonus)によって最大補助率を増加し得ることは規定できない。ただし、地域投資・雇用補助の供与条件が充足されている限り、地域投資補助に関する規定に定められる最大補助率を中小企業にも供与することは可能である。同様に、環境投資補助に関する規定にも地域ボーナスによって最大補助率を増加し得ることは規定できない。ただし、地域投資・雇用補助の供与条件が充足されている限り、地域投資補助に関する規定に定められる最大補助率を環境に積極的な影響を与えるプロジェクトに適用することができる。

(40) 不利な地域のハンディに対処することにより、国の地域補助は加盟国及び共同体全体の経済的、社会的、領土的な結束を推進する。国の地域補助は、持続可能な状況で投資及び雇用創出を支援することにより、最もハンディの大きい地域の開発を支援するためのものである。かかる補助は、新しい施設の設立、既存施設の拡大、施設による生産の多様化による新製品の追加又は既存施設の製造プロセス全体の抜本的な変更を推進する。

(41) 大規模な地域投資プロジェクトを作為的に下位プロジェクトに分割し、それにより本規則の定める届出基準を潜脱することを防ぐため、投資が3年以内に同一の事業者により行われ、かつ経済的に不可分な形で結合した固定資産により構成される場合、大規模投資プロジェクトは単一の投資プロジェクトとみなされる。投資が経済的に不可分であるか否かを判断するに当たり、加盟国は技術面、機能面及び戦略面のつながり及び地理的な密接度を考慮する。経済的不可分性は所有権とは切り離して評価すべきである。すなわち、大規模な投資プロジェクトが、単一の投資プロジェクトを構成するか否かを決定するには、当該プロジェクトが単一の事業者によって行われるか、投資費用を共有する複数の事業者によって行われるか、又は同一の投資プロジェクト内の別個の投資費用を負担する多数の事業者によって行われるか(例えば合併事業の場合など)にかかわらず、評価は同一である。

(42) 地域補助は、支援対象地域に限定されるべきであるが、それとは対照的に中小企業投資・雇用補助は支援対象地域でも、支援対象外の地域でも供与できる。よって加盟国は、地域投資・雇用補助に適用される全条件又は中小企業投資・雇用補助に適用される全条件のいずれかを遵守している限り、支援対象地域において投資補助を提供できる。

(43) 支援対象地域の経済発展は、企業活動の水準が比較的低く、また特に新規開業率がそれより更に低いことにより妨げられている。したがって、支援対象地域における新規開業

及び小企業の初期段階の発展を支援するインセンティブを提供するため、地域補助と別個に供与し得る補助分野を本規定に含める必要がある。支援対象地域における新設企業に対するかかる補助が目標に効果的に向けられるように、各カテゴリーの地域の直面する困難に従ってこの補助に等級付を行う。さらに、既存企業の排除等競争の歪曲による容認しがたいリスクを避けるため、補助は小企業にのみ厳密に限定し、かつ金額に制限を設け徐々に減らしていくべきである。新設企業又は女性起業家により新設された企業のみを対象とする補助を供与することは、既存の小企業にとって本分野の補助を受けるため廃業してから事業を再開するというゆがんだ動機となり得る。加盟国は、かかるリスクを認識した上で、例えば最近廃業した会社の所有者からの申請に制限を設けるなど、本問題を回避できるように補助スキームを設計すべきである。

(44) 共同体の経済発展は、資金調達など特定のハンディに苦しむ特定カテゴリーの住民の事業活動水準が低いいため妨げられている。委員会は、この点における市場の失敗の可能性を様々なカテゴリーの住民について検討した結果、現時点においては、取り分け EU 統計局の統計データにみるとおり、男性と比較して女性による新規開業率が平均より低いと結論付けるに至っている。したがって、女性が特に資金調達に関して直面する個別の市場の失敗に対処するため、女性起業家による企業の創設を促すインセンティブを提供する補助を本規則に含める必要がある。女性はまた、家族の世話の費用を負担するという特定の困難にも直面する。かかる補助は欧州司法裁判所の判例法により要求されることに従い、起業の分野に存在する事実上の不平等を軽減することにより、形式的ではなく実質的な男女間の平等の実現を可能にすべきである。本規則が失効する時点で、委員会はこの免除の範囲及び受益者のカテゴリーが依然として正当性を有するか否かを改めて検討しなければならない。

(45) 持続可能な発展は、競争及びエネルギー供給の安全と共に、成長と雇用のためのリスボン戦略の大きな柱の一つである。持続可能な発展は、取り分け高度な環境保護及び環境の質の向上の上に成り立つものである。環境維持を推進し気候変動と戦うことにより、供給の安全を高め、ヨーロッパ経済の競争力及び手頃な価格のエネルギーの入手を確保することができる。環境保護の分野は、負の外部性という形でしばしば市場の失敗に直面する。通常の市場環境であれば、汚染削減により経費が増加する可能性があるため、事業者は必ずしも汚染を減らす動機を持つとは限らない。事業者に対し、汚染費用の内部化が義務付けられていない場合、社会全体がその費用を負担することになる。かかる環境費用の内部化は、環境規制又は税金を課すことによって確保できる。共同体水準での環境基準の完全な調和がなされていないため、国によって条件が異なるという不公平な競争環境(an uneven playing field)が生まれる。また、強制力を有する共同体基準を上回るイニシアティブによって、さらに高い水準の環境保護を成し遂げることができるが、その結果、対象となる事業者の競争上の地位が害されることがある。

(46) 環境保護に対する国家補助への共同体ガイドラインの適用に関して獲得した十分な経験に照らして、事業者による、環境保護のために共同体基準を超える場合の投資補助、

又は共同体基準が存在しない場合に環境保護水準を高める投資補助，共同体基準を超えるあるいは共同体基準が存在しない場合に環境保護水準を高める運送車両取得の補助，将来の共同体基準を中小企業が早期に採用するための補助，省エネルギーへの投資のための環境補助，高効率熱電供給への投資のための環境補助，持続可能な生物燃料に関する投資補助を含む再生可能なエネルギー源への投資のための環境補助，環境研究のための補助及び環境税の減額という形式での一部の補助などは，届出の要件を免除される。

(47) 本規則の適用を受ける環境保護を支援する減税という形での補助は，環境保護に対する国家補助に関する共同体ガイドラインに従い，10年間に限定されるものとする。本期間経過後，加盟国はかかる減税の適切性を再評価する。このことは，加盟国がかかる再評価を実施した後，本規則に基づきこれらの措置又は同様の措置を改めて採用することを妨げない。

(48) 環境保護を達成するため余分に発生する投資費用又は生産費用を正確に計算することは，補助が EC 条約第 87 条(3)に適合しているか否かを判断するため不可欠である。環境保護に対する国家補助に関する共同体ガイドラインにおいて概説されているとおり，対象費用はより高い水準の環境保護を実現するため必要となる追加の投資費用に限定される。

(49) 取り分け追加の投資に由来する利益の控除に関して生じ得る困難に鑑み，追加の投資費用の簡略化された計算法を定めるものとする。したがって，これらの費用は，本規則の適用に当たり，営業上の利益，経費削減又は付加的な追加生産(additional ancillary production)を考慮することなく，また投資期間中に生じる営業経費を考慮することなく計算される。よって，様々な分野の環境投資補助につき本規則において定められている最大補助率は，環境保護に対する国家補助に関する共同体ガイドラインで定められる最大補助率と比較して体系的に低く抑えられている。

(50) 省エネ措置への投資のための環境補助に関しては，簡略化された計算方法によるか，又は環境保護に対する国家補助に関する共同体ガイドラインで定められる計算法と同一の総費用計算によるかを加盟国が選択できることが適切である。特に総費用計算法を適用した場合に生じ得る実際上の困難に鑑み，これらの費用計算は外部の監査役による認証を受けるものとする。

(51) 本規則の適用においては，熱電併給(cogeneration)への投資のための環境補助及び再生可能エネルギー源の推進を目的とする投資のための環境補助に関する追加費用は，他の環境投資補助を除いた，対象費用に供与された他の支援措置を考慮することなく計算される。

(52) 水力発電施設に関する投資に関しては，環境への影響が2倍になり得る点に注意が必要である。これらの施設は，温室効果ガス排出量の低さという点で確実に可能性をもたらす。他方，これらの施設は例えば水系や生物多様性などにマイナスの影響を及ぼす可能性

もある。

(53) 競争の歪曲の原因となり得る相違を除去し、中小企業に関する共同体及び各国の様々なイニシアティブ間の調整を促すため、また手続上の明確性及び法的安定性のため、本規則において使用する中小企業の定義は、中小零細事業の定義に関する 2003 年 5 月 6 日付委員会勧告 2003/361/EC²⁰⁴における定義に基づくものとする。

(54) 中小企業は、雇用創出において決定的な役割を果たし、より一般的には社会的安定及び経済の推進力の一因として機能している。しかしながら中小企業の発展は、市場の失敗による制限を受けることがあり、その結果、中小企業は典型的なハンディに苦しめられることがある。金融市場の中には、リスクを忌避する性質を持つものもあり、また中小企業の担保提供能力は限られているため、中小企業はしばしば資本、リスク・キャピタル又は融資を得る際に困難に直面する。中小企業自身のリソースの制約のため、情報、とりわけ新技術及び潜在市場に関する情報の入手が制約されることもある。したがって、中小企業の経済活動の発展を促すべく、本規則は一部の分野の補助につき、中小企業の利益のために供与される場合に限り届出義務を免除する。よって、かかる補助につき事前届出を免除することは正当化され、また本規則の適用の際に限り、受益者が本規則で定める中小企業の定義に該当する場合、補助額が適用される届出基準を上回らなければ、当該中小企業は市場の失敗に起因する典型的な中小企業のハンディにより発展を制限されているものと推定することは正当化される。

(55) 小規模企業と中規模企業との相違を考慮して、小規模企業と中規模企業について異なる基本補助率及び異なるボーナスを設定するものとする。資金調達の困難など中小企業全般に影響を及ぼす市場の失敗は、中規模企業の場合と比較して、小規模企業の発展にとってより大きな障害となる。

(56) 中小企業へのリスク・キャピタル投資を推進するための国家補助に関する共同体ガイドラインを適用によって得た経験によると、共同体には、事業の特定の発展段階における特定の種類の投資につき、多数の個別のリスク・キャピタル市場の失敗が存在すると考えられる。これらの市場の失敗は、リスク・キャピタルの需要と供給のミスマッチによるものである。その結果、市場に供給されるリスク・キャピタルの量は極めて限られたものとなり、事業者は価値あるビジネスモデルや成長の見込みを有しているにもかかわらず資金提供を受けられない。リスク・キャピタル市場における市場の失敗の主な原因は、不完全又は非対称的な情報である。このことが、中小企業による資金調達を特に阻害しており、公的介入を正当化し得る要因である。したがって、利益主導の資本措置を推進するプライベート・エクイティの形式を採る個人投資家により十分な割合の資金が対象企業の支援のために提供されるという民営の投資ファンド形式のリスク・キャピタルスキームは、特定の条件下で届出義務を免除される。投資ファンドが民営でなければならないという条件、

²⁰⁴ OJ L 124, 20.5.2003, p.36.

及び投資を保証するリスク・キャピタル措置が利益主導でなければならないという条件により、投資ファンドが自らの活動や、女性起業家により創設された企業など特定の市場セグメントを対象に選べなくなるという事態があってはならない。本規則は、リスク・キャピタルに関する共同体ガイドラインに定められる欧州投資基金及び欧州投資銀行の地位に影響を及ぼすものではない。

(57) 研究開発・技術革新補助は、経済成長、競争力強化及び雇用促進に貢献し得るものである。規則(EC) No 364/2004、研究開発のための国家補助に関する共同体枠組み及び研究開発・技術革新のための国家補助に関する共同体枠組みの適用による経験によると、市場は、中小企業・大企業双方の利用可能な研究開発能力からみて、市場の失敗によって最適な生産に到達し得ず、不十分な結果をもたらす可能性があると考えられる。かかる不十分な結果は、一般的に、正の外部性/ノウハウの移動、公共財/知識の移動、不完全な非対称の情報及び調整、ネットワーク障害などによる。

(58) 研究開発・技術革新補助は、特に中小企業にとって特別な重要性を持つ。中小企業の構造的な不利の一つは、新しい技術開発、技術移転又は高度な資格を持つ人員を確保するのが困難である点にある。したがって研究開発プロジェクトに対する補助、技術的な実現可能性調査に対する補助、中小企業の工業所有権の経費を補填するための補助、新しい革新的な小企業対象とする補助、技術革新顧問サービスのための補助、技術革新支援サービスのための補助及び高度な資格を有する人員の期限付き移籍のための補助は、特定の条件下で事前届出の要件を免除されるべきである。

(59) 研究開発のためのプロジェクトに関しては、研究プロジェクトのうち補助の対象となっている部分は、基礎研究、産業調査又は実験開発の分野をまれなく対象とすべきである。プロジェクトに様々な任務が含まれている場合、各任務が基礎研究、産業調査若しくは実験開発の分野に含まれるとみなされるか、又はそれらの分野のいずれにも全く含まれないとみなされる。かかる認定は必ずしも、時の経過と共に基礎研究から次第に市場に近い活動へ移行していくというように、時系列をたどる必要はない。したがって、プロジェクトの後の段階で実施される任務が産業調査とみなされてもよい。同様に、プロジェクトの初期の段階で実施される活動が実験開発となることも排除されない。

(60) 農業部門においては、研究開発・技術革新のための国家補助に関する共同体枠組みにつき個別の条項により定められた条件と類似した条件が充足される場合、一部の研究開発補助が届出義務を免除される。かかる特定の条件が充足されない場合であっても、補助が本規則の研究開発に関する一般規定に定める要件を満たす場合には免除を受けられると定めるのが適切である。

(61) ハンディ及び障害を持つ労働者の訓練及び採用の促進並びに障害を持つ労働者の雇用に伴う追加費用の補助は、共同体及び当該加盟国の経済社会政策の中心的な目的となっている。

(62) 訓練は、他の会社が利用し得る熟練労働者の層を増やし、共同体の産業の競争力を高め、共同体の雇用戦略において重要な役割を果たすため、通常社会全体に対して正の外部性を有している。e ラーニングを含む訓練は、最も重要な公益である知識の構築、獲得及び普及にとっても不可欠である。共同体内の事業者の従業員の訓練に対する投資は通常十分ではなく、取り分け訓練が一般的な性質のものであって当該事業者に直接的かつ具体的な利益をもたらさない時はなおさらであるという事実を鑑み、この市場の失敗を是正するのに国家補助が役立ち得る。したがって、かかる補助は一定の条件の下で事前届出を免除される。中小企業が直面する特定の不利や、中小企業が訓練に投資する際に負担しなければならない比較的高い費用を考えると、本規則によって届出義務を免除される補助率を中小企業の場合は高めに設定すべきである。海上輸送部門における訓練は、その特徴ゆえに個別のアプローチを採ることが正当化される。

(63) 一般訓練と特定訓練は区別すべきである。認められる補助率は、提供される訓練の種類及び事業の規模に応じて異なる。一般訓練は転用可能な資格を提供し、訓練を受けた労働者の雇用可能性(employability)を大幅に向上させる。この目的での補助は競争を歪曲する効果が比較的低いため、より高率の補助についても事前届出を免除できる。特定訓練は主として事業者側に利益をもたらすものであり、競争の歪曲の危険が高い。したがって、事前届出を免除できる補助率を大幅に低くするべきである。環境管理、エコ・技術革新又は企業の社会的責任に関する訓練であって、環境分野における一般的目的に貢献し得る受益者の能力を高めるものである場合も、かかる訓練は一般的な性質を持つとみなされる。

(64) 障害又はハンディを持つ労働者のうち一部の類型の者は、依然として労働市場への参入に際して困難を経験している。このため、公的機関が、事業者に対して、かかる労働者の雇用水準、特にこれらの不利な状況にあるカテゴリーの労働者の雇用水準を上昇させるためのインセンティブを提供する措置を採ることは正当化される。雇用費用は、あらゆる事業者の通常の運営経費の一部を構成するものである。したがって、障害及びハンディを持つ労働者の雇用のための補助が、当該カテゴリーの労働者の雇用水準に積極的な影響を及ぼすことが特に重要であり、単に本来事業が負担すべき費用を減らすだけのものであってはならない。よって、かかる補助は、それらのカテゴリーの労働者が求人市場へ再参入するのを支援すると考えられる場合、又は障害を有する労働者について、かかる労働者が求人市場に再参入してとどまり続けるのを支援すると考えられる場合には、事前届出の義務を免除される。

(65) 障害を持つ労働者の雇用のための賃金助成金の形式による補助は、当該障害を持つ労働者の具体的な障害の程度に基づいて計算し、又は一括払い額として提供することもできる。ただし、いずれの方法によっても、当該補助が個別の労働者についての最大補助率を上回ることはならない。

(66) 本規則の発効前に供与され、EC 条約第 88 条(3)の定める義務に違反して届出を行なっ

ていない個別補助については、経過規定を定めるのが適切である。規則(EC) No 1628/2006の廃止に伴い、届出義務を免除されている既存の地域投資スキームは、当該規則の第9条(2)第2段に従い、当該規則により予見される条件下で、実施を継続することが認められる。

(67) 本分野における委員会の経験に照らし、特に通常国家補助政策を頻繁に改定する必要が生じることに鑑み、本規則の適用期間を限定することが適切である。本規則が延長されずに失効した場合、加盟国に調整の時間を与えるため、本規則により既に届出義務を免除された補助スキームはその後6か月間、免除を受け続けるものとする。

(68) 規則(EC) No 70/2001、規則(EC) No 68/2001 及び規則(EC) No 2204/2002 は 2008年6月30日に失効する。規則(EC) No 1628/2006 は廃止される。

目 次

第 I 章 通則

- 第 1 条 適用範囲
- 第 2 条 定義
- 第 3 条 適用免除の条件
- 第 4 条 補助率及び対象費用
- 第 5 条 補助の透明性
- 第 6 条 個別届出の基準
- 第 7 条 合算
- 第 8 条 インセンティブ効果
- 第 9 条 透明性
- 第 10 条 監視
- 第 11 条 年次報告
- 第 12 条 投資補助に適用される個別の条件

第 II 章 個別分野の補助に関する特例

第 1 節 地域補助

- 第 13 条 地域投資・雇用補助
- 第 14 条 新規に設立された小規模企業への補助

第 2 節 中小企業投資・雇用補助

- 第 15 条 中小企業投資・雇用補助

第 3 節 女性起業家に対する補助

- 第 16 条 女性起業家により新規に設立された小規模企業への補助

第 4 節 環境保護のための補助

- 第 17 条 定義
- 第 18 条 事業者が共同体の環境保護基準を上回り、共同体基準不存在の場合に環境保護水準を高める投資補助
- 第 19 条 共同体基準を上回り、共同体基準不存在の場合に環境保護水準を高める輸送用車両の新規取得に対する補助
- 第 20 条 中小企業に対する将来の共同体基準の早期採用の補助
- 第 21 条 省エネ措置のための環境投資補助
- 第 22 条 高効率熱電併給のための環境投資補助
- 第 23 条 再生可能エネルギー源に由来するエネルギー推進に向けた環境投資補助
- 第 24 条 環境研究補助
- 第 25 条 環境税の減税の形式による補助

第 5 節 中小企業支援コンサルティング及び中小企業に対する展示会参加補助

- 第 26 条 中小企業支援に対するコンサルティング補助
- 第 27 条 中小企業に対する展示会参加補助

第 6 節 リスク・キャピタルの形式による補助

第 28 条 定義

第 29 条 リスク・キャピタルの形式による補助

第 7 節 研究開発・技術革新補助

第 30 条 定義

第 31 条 研究開発プロジェクトに対する補助

第 32 条 技術的実現可能性調査に対する補助

第 33 条 中小企業に対する工業所有権費用の補助

第 34 条 農業及び漁業部門の研究開発補助

第 35 条 新しい革新的企業への補助

第 36 条 技術革新顧問サービス及び技術革新支援サービスの補助

第 37 条 高度資格人員の期限付移籍の補助

第 8 節 訓練補助

第 38 条 定義

第 39 条 訓練補助

第 9 節 ハンディ及び障害を持つ労働者の補助

第 40 条 賃金助成金の形式によるハンディを持つ労働者の採用補助

第 41 条 賃金助成金の形式による障害を持つ労働者の雇用補助

第 42 条 障害を持つ労働者雇用による追加費用の補償補助

第 III 章 最終規定

第 43 条 廃止

第 44 条 経過規定

第 45 条 発効及び適用開始

付録 I 中小企業の定義

付録 II 第 9 条(4)に定める加重報告義務に基づく研究開発補助の要約情報の提供用書式

第 9 条(4)に定める加重報告義務に基づく大規模投資プロジェクトの要約情報の提供用書式

付録 III 第 9 条(1)に定める報告義務に基づく要約情報の提供用書式

第 I 章 通則

第 1 条 適用範囲

1. 本規則は、以下の分野の補助に適用される。
 - (a) 地域補助
 - (b) 中小企業に対する投資・雇用補助
 - (c) 女性起業家による企業設立のための補助
 - (d) 環境保護のための補助
 - (e) 中小企業支援コンサルティング及び中小企業に対する展示会参加補助
 - (f) リスク・キャピタルの形式での補助
 - (g) 研究開発・技術革新補助
 - (h) 訓練補助
 - (i) ハンディ又は障害を持つ労働者の補助
2. 本規則は、以下のものには適用されない。
 - (a) 輸出関連活動への補助、すなわち輸出数量、流通ネットワークの構築及び運用、又は輸出活動に結びつくその他の現在の費用(current cost)に直接関連する補助
 - (b) 輸出品ではなく国内品の使用を条件とする補助
3. 本規則は、以下のものを除く全経済部門での補助に適用される。
 - (a) 訓練補助、リスク・キャピタルの形式による補助、研究開発・技術革新補助並びにハンディ及び障害を持つ労働者の補助を除き、理事会規則(EC) No 104/2000²⁰⁵の適用を受ける漁業及び水産養殖業部門の活動を支援する補助
 - (b) 訓練補助、リスク・キャピタルの形式による補助、研究開発補助、環境補助並びにハンディ及び障害を持つ労働者の補助であって、委員会規則(EC) No 1857/2006 の適用を受けないものを除いた農産物の一次生産を支援する補助
 - (c) 以下の場合、農産物の加工及び販売活動を支援する補助
 - (i) 補助額が、一次生産者から購入する製品の価格若しくは数量、又は関係事業者の販売する製品の価格若しくは数量に基づいて決定される場合、又は
 - (ii) 補助が、その一部又は全部を一次生産者に引き渡すことを条件としている場合
 - (d) 訓練補助、研究開発・技術革新補助及び環境補助を除き、石炭部門の活動を支援する補助
 - (e) 鉄鋼部門の活動を支援する地域補助
 - (f) 造船部門の活動を支援する地域補助
 - (g) 合成繊維部門の活動を支援する地域補助
4. 本規則は、製造又はサービスにおける経済活動の特定部門を対象とする地域補助スキームには適用されない。観光活動を目的とするスキームは、特定部門を対象としていると

²⁰⁵ OJ L 17, 21.1.2000, p.22.

はみなさない。

5. 本規則は、第 13 条(1)に定める場合を除き、大企業に供与される個別補助には適用されない。
6. 本規則は、以下の補助には適用されない。
 - (a) ある補助が違法であり共同市場に適合しないと宣言された過去の委員会決定により回収命令の対象となっていながら未回収の事業者を支援する個別補助の支払を明示的に排除していない補助スキーム
 - (b) ある補助が違法であり共同市場に適合しないと宣言された過去の委員会決定により回収命令の対象となっていながら未回収の事業者を支援する個別補助
 - (c) 困難な状況にある事業に対する補助
7. 第 6 項第(c)号において、中小企業は以下の条件を満たす場合、困難な状況にある事業とみなされる。
 - (a) 過去 12 か月間のうちに、登録資本金の半分超が消滅し、かつ資本金の 4 分の 1 超が失われた有限責任会社である場合
 - (b) 少なくとも一部の社員が会社の負債に対する無限責任を負っており、過去 12 か月間のうちに、会社の勘定に属することが示された資本の半分超が消滅し、かつかかる資本の 4 分の 1 超が失われた会社である場合
 - (c) 会社の種類を問わず、国内法の定める、集団破産処理手続の対象となる基準を満たす場合

本規則において、設立後 3 年間を経過しない中小企業は、本項第 1 段第(c)号に述べる条件を満たさない限り、設立後 3 年間については困難な状況にあるとはみなされない。

第 2 条 定義

本規則においては、以下の定義が適用される。

1. 「補助」とは、EC 条約第 87 条(1)に定める全ての基準を満たす措置を意味する。
2. 「補助スキーム」とは、更なる実施措置を採ることなく、当該スキームにおいて一般的かつ抽象的に規定されている事業者を対象に個別補助を行う措置及び特定のプロジェクトに結び付かない補助を無期限及び/又は金額無制限で 1 以上の事業者に供与する措置をいう。
3. 「個別補助」とは、以下のものをいう。
 - (a) 個別補助(ad hoc aid)
 - (b) 補助スキームに基づいた届出義務のある補助の供与
4. 「個別補助」とは、補助スキームに基づかずに供与される個別補助をいう。
5. 「補助率」とは、対象となる補助の百分率で表される補助額をいう。
6. 「透明性を有する補助」とは、リスク評価を行わずとも、総補助金相当額を事前に正確に計算し得る補助をいう。
7. 「中小企業」又は「SME」とは、付録 に定める基準を満たす事業者をいう。
8. 「大企業」とは、付録 に定める基準を満たさない事業者をいう。

9. 「支援対象地域」とは、2007年～2013年の期間につき承認された対象加盟国の地域補助マップにおいて決定されることに従い、地域補助を受ける資格を有する地域をいう。
10. 「有形資産」とは、第17条(12)に影響を及ぼすことなく、土地、建物、工場、機械及び備品に関する資産をいう。運送部門における運送手段及び運送備品は、地域補助と陸上及び航空輸送の場合を除き、対象となる資産とみなされる。
11. 「無形資産」とは、特許権、ライセンス、ノウハウ又は特許を取得していない技術的知識の取得による技術移転を伴う資産をいう。
12. 「大規模投資プロジェクト」とは、補助の供与日における価格及び為替相場を基に計算した対象費用が5000万ユーロを上回る資本的資産(capital asset)への投資をいう。
13. 「従業員の人数」とは、年間労働単位(ALU)の数字、すなわち1年のうちにフルタイムで雇用されている者の数をいい、パートタイム労働及び季節労働はALUの一部(fractions)となる。
14. 「投資プロジェクトにより直接生じた雇用」とは、投資関連活動に関連する雇用を意味し、投資によって生じた生産能力の利用率の増加に伴い生じる雇用を含む。
15. 「賃金費用」とは、該当する雇用に関し、補助の受益者が実際に支払う合計金額を意味し、以下のもので構成される。
 - (a) 税控除前の総賃金
 - (b) 社会保険料等の強制的な保険料
 - (c) 育児及び介護費用
16. 「中小企業投資・雇用補助」とは、第15条に定める要件を満たす補助をいう。
17. 「投資補助」とは、第13条に基づく地域投資・雇用補助、第15条に基づく中小企業投資・雇用補助及び第18条から第23条までに基づく環境保護のための投資補助をいう。
18. 「ハンディを持つ労働者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - (a) 過去6か月間にわたり定職についていない。
 - (b) 高卒の資格又は職業上の資格(ISCED 3)を有していない。
 - (c) 50歳を超えている。
 - (d) 1人以上の扶養家族を有する独身の成人である。
 - (e) ある加盟国において、男女の不平等が当該加盟国の全経済部門にわたる平均的な男女の不平等より少なくとも25%上回る部門又は職業で働いており、かつ人数の少ない方の性別に属している。
 - (f) 加盟国における少数民族に属しており、安定雇用を得る見込みを増すためには言語上及び職業上の訓練を行い又は職歴を開発する必要がある。
19. 「深刻なハンディを持つ労働者」とは、24か月間以上にわたり無職であった者をいう。
20. 「障害を持つ労働者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - (a) 国内法に基づき障害者の認定を受けている。
 - (b) 身体障害、精神障害又は心因性障害に起因する、認定された制約を持つ。
21. 「保護雇用(sheltered employment)」とは、少なくとも50%の労働者が障害者である事業における雇用をいう。
22. 「農産品」とは、以下のいずれかをいう。
 - (a) EC条約の附属書類Iに列挙された製品。ただし、規則(EC) No 104/2000の適用を受

- ける漁業及び水産養殖業の産品を除く。
- (b) CN コード 4502, 4503 及び 4504 (コルク製品) に該当する製品。
- (c) 理事会規則(EC) No 1234/2007²⁰⁶ の定めるところに従い, 牛乳及び乳製品を模倣し, 又はこれらの代替品となることを目的とする製品。
23. 「農産品加工」とは, 同じく農産品である製品を生産するために農産品に対して行う作業をいう。ただし, 動物植物製品の第一次販売向けに必要な農場での活動を除く。
24. 「農産品の販売」とは, 販売し, 販売に供し, 引き渡しその他あらゆる方法で市場に出荷するために保持又は展示することをいう。ただし, 一次生産者による再販業者又は加工業者への第一次販売及び製品を第一次販売に備えさせる活動を除く。一次生産者による最終消費者への販売が, 販売専用の独立した施設内で行われる場合, マーケティングとみなす。
25. 「観光活動」とは, NACE Rev. 2 による以下の活動をいう。
- (a) NACE 55: 宿泊設備
- (b) NACE 56: 飲食サービス活動
- (c) NACE 79: 旅行代理店, パック旅行業者予約サービス及び付随活動
- (d) NACE 90: 創造活動, 芸術活動及び芸能活動
- (e) NACE 91: 図書館, 文書館, 博物館及びその他の文化活動
- (f) NACE 93: スポーツ活動, 遊興及びレクリエーション活動
26. 「返済を要する前払金」とは, 1 回以上の分割払いにより支払われるプロジェクト向け融資であって, 返済条件が研究開発・技術革新プロジェクトの結果に応じて異なるものをいう。
27. 「リスク・キャピタル」とは, 事業に対し, その初期の成長段階(シード, スタートアップ及びエクспанションの各段階) において, エクイティファイナンス及び準エクイティファイナンスにより供与される資金をいう。
28. 「女性起業家により新規に設立された企業」とは, 以下の条件を満たす小企業をいう。
- (a) 1 人以上の女性が当該小規模企業の資本の少なくとも 51% を所有し, 又は当該小規模企業の登録所有者となっている。
- (b) 当該小規模企業の経営責任者が女性である。
29. 「鉄鋼部門」とは, 以下の製品の一つ以上の製造に関連する全ての活動をいう。
- (a) 銑鉄及び合金鉄: 製鋼及び鑄造用の銑鉄並びにその他の銑鉄, 高炭素マンガン鉄をいい, その他の合金鉄を含まない。
- (b) 鉄, 普通鋼又は特殊鋼の未加工製品及び半製品: 半製品を鍛造するためのものを含むインゴットに鑄造されているか否かを問わず溶鋼: ブルーム, ビレット及びスラブ, シートバー及びブリキバー, 熱間幅広コイル。ただし, 小規模及び中規模の鑄造所による鑄造のための溶鋼の製造を含まない。
- (c) 鉄, 普通鋼又は特殊鋼の熱間仕上げ製品: レール, 寝台車, 継ぎ目板, 床板, 根太, 80mm 以上の大きい部品, シートパイル, 80mm 未満の棒及び部品並びに 150m 未満のフラット製品, ワイヤロッド, チューブ(丸型及び四角), 熱間圧延フープ

²⁰⁶ OJ L 299, 16.11.2007, p. 1.

及びストリップ(チューブストリップを含む。), 熱間圧延鋼板(被膜の有無を問わない。), 厚さ 3mm 以上の板及びシート, ワイヤ及びワイヤ製品, 磨き棒及び鋳鉄品を除いた 150mm 以上のユニバーサルプレート

(d) 冷間仕上げ製品: プリキ板, 屋根板用プリキ板, ブラックシート, トタン板, その他の被覆鋼板, 冷延鋼板, 電気鋼板及びプリキ板・冷延鋼板用のコイル状・帯状の小片

(e) 鋼管: 全ての継ぎ目なし鋼管, 直径 406.4mm 超の溶接鋼管

30. 「合成繊維部門」とは, 以下のいずれかをいう。

(a) 最終用途にかかわらず, ポリエステル, ポリアミド, アクリル又はポリプロピレンをベースとする全ての一般的な種類の繊維及び糸の押出し加工/質感追加

(b) 使用機械が押出し加工の使用機械と一体化する重合(重縮合を含む。)

(c) 将来の受益者又は将来の受益者が所属する集団内のその他の会社による押出し加工/質感追加能力(extrusion/texturization capacity)の同時設置に結合した補助工程であって, その個別の事業活動においてかかる能力と使用機械が通常一体化している補助工程

第 3 条

適用免除の条件

1. 本規則第 1 章の全条件及び本規則第 2 章に該当する規定を充足する補助スキームは, EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し, また, かかるスキームに基づいて供与される個別補助が本規則の全ての条件を満たしており, 当該スキームが欧州連合官報にあるタイトル及び出典参照情報を引用する形で本規則を明示している場合に限り, 当該スキームは EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 第 1 項に述べるスキームに基づき供与される個別補助は, EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し, 当該個別補助が本規則第 1 章の全ての条件及び本規則第 2 章の該当する規定を満たしており, 当該個別補助措置が欧州連合官報にある該当条項, 本規則のタイトル及び出典参照情報を引用する形で本規則の該当条項を明示している場合に限り, 当該個別補助は EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
3. 本規則第 1 章の全条件及び本規則第 2 章の該当する規定を充足する個別補助は, EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し, 当該個別補助が欧州連合官報にある該当条項, 本規則のタイトル及び出典参照情報を引用する形で本規則の該当条項を明示している場合に限り, 当該個別補助は EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

第 4 条

補助率及び対象費用

1. 補助率を計算するに当たり, 使用する数値は全て公租その他料金の控除前のものを採用する。補助が補助金以外の形式で供与される場合, 補助額は当該補助の補助金相当額とする。数回に分割して支払われる補助は, 供与の時点での価値まで割り引くものとする。割

- 引のため使用する金利は、供与の時点で適用される参照レートとする。
2. 総補助金相当額の形で定められる一定の補助率を遵守することを条件として、補助が税額控除又は将来支払うべき税金の減額の形で供与される場合、補助トランシェの割引はかかる税務上の便宜が発効する各時点で適用される参照レートに基づいて行われる。
 3. 対象費用は、明確な項目別の証拠書類により裏付けられなければならない。

第 5 条 補助の透明性

1. 本規則は、透明性を有する補助にのみ適用される。特に以下のカテゴリーの補助が透明性を有するものとみなされる。
 - (a) 補助金及び金利補助金で構成される補助
 - (b) その総補助金相当額が供与の時点で適用される参照レートに基づいて計算される融資に含まれる補助
 - (c) 以下に該当する保証スキームに含まれる補助
 - (i) 当該総補助金相当額の計算方法が、本規則又は規則(EC) No 1628/2006 に従って委員会に届け出た後に承認されており、また承認された計算方法が保証の種類及び根拠となる取引類型を明示的に述べている場合
 - (ii) 受益者が中小企業であり、総補助金相当額が、保証形式による国家補助への EC 条約第 87 条及び第 88 条の適用に関する委員会告示の定めるセーフハーバー・プレミアムに基づいて計算されている場合
 - (d) 適用基準値を超えないための上限が設定されている、財政措置に含まれる補助
2. 以下のカテゴリーの補助は、透明性を有するものとはみなされない。
 - (a) リスク・キャピタルに関する特則を害することのない資本注入に含まれる補助
 - (b) 第 29 条の条件を満たす補助を除いたリスク・キャピタル措置に含まれる補助
3. 返済を要する前払金の形式による補助は、当該前払金総額が本規則に基づいて適用される基準値を上回らない場合に限り透明性を有する補助とみなす。基準値が補助率により表される場合、前払金の総額は対象費用の百分率として表されるが、当該補助率を上回ってはならない。

第 6 条 個別届出の基準

1. 本規則は、個別に供与されるかスキームに基づいて供与されるかを問わず、当該総補助金相当額が以下の基準値を上回る個別補助には適用されない。
 - (a) 中小企業投資・雇用補助：1 事業者につき、投資プロジェクト 1 件当たり 750 万ユーロ
 - (b) 環境保護のための投資補助：1 事業者につき、投資プロジェクト 1 件当たり 750 万ユーロ
 - (c) 中小企業支援コンサルティング補助：1 事業者につき、プロジェクト 1 件当たり

200 万ユーロ

- (d) 中小企業に対する展示会参加補助：1 事業者につき，プロジェクト 1 件当たり 200 万ユーロ
- (e) 研究開発プロジェクト補助及び実現可能性調査(feasibility studies)：
 - (i) プロジェクトが主として基本研究である場合，1 事業者につき，プロジェクト / 実現可能性調査 1 件当たり 2000 万ユーロ
 - (ii) プロジェクトが主として産業調査である場合，1 事業者につき，プロジェクト / 実現可能性調査 1 件当たり 1000 万ユーロ
 - (iii) その他のプロジェクトの場合，1 事業者につき，プロジェクト / 実現可能性調査 1 件当たり 750 万ユーロ
 - (iv) 当該プロジェクトが EUREKA プロジェクトである場合，(i)，(ii)及び(iii)に定める金額の 2 倍とする。
- (f) 中小企業の工業所有権費用の補助：1 事業者につき，プロジェクト 1 件当たり 500 万ユーロ
- (g) 訓練補助：訓練プロジェクト 1 件当たり 200 万ユーロ
- (h) ハンディを有する労働者の採用のための補助：1 事業者につき毎年 500 万ユーロ
- (i) 障害を有する労働者の雇用のための賃金費用形式による補助：1 事業者につき毎年 1000 万ユーロ
- (j) 障害を有する労働者の雇用による追加経費を補償するための補助：1 事業者につき毎年 1000 万ユーロ

(e)に従って研究開発プロジェクト補助及び実現可能性調査に適用される適切な基準値を判断するに当たり，当該プロジェクトを「主として」基礎研究とみなすか「主として」産業調査とみなすかは，プロジェクトの対象費用の 50%超が基礎研究又は産業調査の分野のいずれに属する活動によって生じるかにより決定される。プロジェクトの主要な性格を決定できない場合，低い方の基準値を適用する。

2. 大規模投資プロジェクト支援のために供与される地域投資補助は，補助供与日において有効な承認された地域補助マップに掲載された大企業を対象とする標準補助基準値を適用した上で，全ての資金源からの補助総額が，1 億ユーロの費用を伴う対象となる投資が受け得る最大補助額である 75%を上回る場合に，委員会へ届け出なければならない。

第 7 条 合算

1. 第 6 条に定める個別届出の基準値及び第 2 章に定める最大補助率が遵守されているか否かを判断するに際しては，補助対象活動又は補助対象プロジェクトに対する公的支援措置の総額について，当該支援が地域，地方，国又は共同体の資金源によるかを問わず，考慮に入れなければならない。
2. 本規則により適用免除とされた補助は，本規則により適用免除とされた他の補助と合算できる。ただし，両補助措置が識別可能な別個の対象費用に関する場合に限る。
3. 本規則により適用免除とされた補助は，合算により本規則の定める最高補助率又は補助

額を上回る事となる場合、本規則により適用免除とされた他の補助若しくは委員会規則 (EC) No 1998/2006²⁰⁷に定める要件を満たすデ・ミニマス補助、又は同一の対象費用に関連する委員会による他の資金提供と合算してはならない。

4. 第 41 条及び第 42 条に定める障害を持つ労働者を支援する補助については、第 3 項が適用されず、本規則に基づき適用免除とされた同一の対象費用に係る補助と本規則の定める最大適用基準値を超えて合算することができる。ただし、合算により対象労働者が雇用されている期間中、補助率が該当費用の 100%を超えてはならない。
5. 本規則に基づき届出義務を免除された識別可能な対象費用を含む補助措置と、本規則に基づき届出義務を免除された識別可能な対象費用を含まない補助措置との合算に関しては以下の条件が適用される。

- (a) 対象事業者が第 29 条に基づきリスク・キャピタル措置による資本を受領し、その後最初のリスク・キャピタル投資後の最初の 3 年間に本規則の適用範囲内の補助を申請する場合、本規則に基づく当該補助の基準値又は対象となる最大金額は通常 50%減額され、支援対象地域に立地する対象事業者に関しては 20%減額される。当該減額分は、リスク・キャピタルの総受領額を上回ってはならない。本減額措置は、第 31 条から第 37 条により適用免除とされる研究開発・技術革新補助には適用されない。
- (b) 新しい革新的企業に対する補助は、供与後の最初の 3 年間、第 29 条により届出義務を免除される補助及び第 31 条から第 37 条により届出義務を免除される補助を除いて、本規則に基づき届出義務を免除される他の補助と合算してはならない。

第 8 条 インセンティブ効果

1. 本規則は、インセンティブ効果を有する補助についてのみ届出義務を免除する。
2. 中小企業に供与される、本規則の適用を受ける補助は、プロジェクト又は活動の作業開始前に受益者が関係加盟国に対し補助申請を提出した場合、インセンティブ効果を有するものとみなされる。
3. 大企業に供与される、本規則の適用を受ける補助は、第 2 項に定める要件を充足することに加え、加盟国が当該個別補助を供与する前に、受益者の作成した文書により以下の基準の一つ以上が立証されていることを確認した場合、インセンティブ効果を有するものとみなされる。
 - (a) 補助により、当該プロジェクト/活動の規模が相当程度増大すること。
 - (b) 補助により、当該プロジェクト/活動の範囲が相当程度増大すること。
 - (c) 補助により、受益者が当該プロジェクト/活動に支出する総額が相当程度増加すること。
 - (d) 当該プロジェクト/活動の完成速度が相当程度増加すること。
 - (e) 第 13 条に述べる地域投資補助に関しては、補助がなければ当該支援対象地域にお

²⁰⁷ OJ L 379, 28.12.2006, p.5.

いて当該プロジェクトを実施し得なかったであろうこと。

4. 以下の条件が満たされる場合、第 2 項及び第 3 項に定める要件は財政措置に関して適用されない。

(a) 当該財政措置が、客観的な基準に従い、加盟国による更なる裁量権行使を条件とすることなく、補助を受ける法的権利を確立していること。

(b) 支援対象プロジェクト又は活動の作業の開始前に当該財政措置が採択されたこと。

本条件は、財政後継スキーム(fiscal successor schemes)の場合には適用されない。

5. 第 42 条に定める、障害を持つ労働者の雇用による追加経費を補償する補助に関しては、第 42 条(3)に定める要件が満たす場合、本条第 2 項及び第 3 項に定める要件は満たされているものとみなす。

第 40 条及び第 41 条に述べる、ハンディを持つ労働者の採用のための賃金助成金の形式による補助及び障害を持つ労働者の雇用のための賃金助成金の形式による補助に関しては、補助の結果、雇用されるハンディ / 障害を持つ労働者の人数が正味増加する場合、本条第 2 項及び第 3 項に定める要件は満たされているものとみなす。

第 25 条に述べる、環境税の減税の形式による補助に関しては、本条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める要件は満たされているものとみなす。

第 29 条に述べる、リスク・キャピタルの形式による補助に関しては、本条の第 2 項に定める要件は満たされているものとみなす。

6. 第 2 項及び第 3 項の条件が満たされなければ、当該補助措置はその全体について本規則に基づく免除を受けることができない。

第 9 条 透明性

1. 本規則に従い届出義務を免除された、補助スキームの発効又は個別補助の供与から 20 就労日以内に、加盟国は当該補助措置に関する情報の概要を委員会に提出する。概要は電子的形式により、確立された委員会の IT アプリケーションを介して、付録 III に定める形式で提供される。

委員会は、遅滞なく概要の受領を確認する。

委員会は、概要を欧州連合官報及び委員会のウェブサイト上に公表する。

2. 本規則に従い届出義務を免除された、補助スキームの発効又は個別補助の供与の時点で、加盟国は補助措置の全文をインターネット上に公表する。補助スキームの場合、全文には国内法で定められた本規則の該当条項の遵守を確保する条件を記載しなければならない。加盟国は、当該補助措置が効力を有する期間中、補助措置の全文をインターネット上に閲覧し得る状態にしておく。第 1 項に従い加盟国により提供される概要情報には、補助措置の全文に直接到達できるインターネットアドレスを明記する。

3. 財政措置の形式による補助を除き、本規則に従い届出義務を免除された個別補助を供与する場合、補助を供与する措置に、当該措置に関係する本規則第 2 章にある個別の規定、本規則の該当条項の遵守を確保する国内法及び補助措置の全文に直接到達し得るインターネットアドレスを明記するものとする。

4. 第 1 項，第 2 項及び第 3 項に定める義務を損ねることなく，個別補助が第 31 条の適用を受ける研究開発プロジェクトに対する既存の補助スキームに基づいて供与され，当該個別補助が 300 万ユーロを上回る場合及び個別地域投資補助が，第 6 条に従い個別届出を要しない大規模投資プロジェクトに対する既存の補助スキームに基づいて供与される場合は常に，加盟国は所轄官庁により補助が供与された日から 20 就労日以内に，付録 II に定める標準書式にて，確立された委員会の IT アプリケーションを介して，求められる概要情報を委員会に提出する。

第 10 条 監視

1. 委員会は，第 9 条に従い届出を受けた補助措置を定期的に監視する。
2. 加盟国は，本規則に基づき届出義務を免除された個別補助又は補助スキームに関する詳細な記録を保管する。

かかる記録には，本規則に定める要件を充足することを証明する上で必要な全ての情報を記載することを要し，その中には，当該補助又はボーナスの受領資格が中小企業としての地位の有無により決定される事業者の地位に関する情報，補助のインセンティブ効果に関する情報及び本規則の適用に当たり対象費用の正確な金額の証明を可能にする情報などが含まれる。

個別補助に関する記録は，当該補助の供与された日から 10 年間保持されるものとする。補助スキームに関する記録は，当該スキームに基づく最後の補助が供与された日から 10 年間保管されるものとする。

3. 書面による要求がある場合，加盟国は 20 就労日又は当該要求により定められるそれより長い期間以内に，委員会が本規則の適用を監視するために必要と思料する全ての情報を委員会に提供する。

加盟国が，委員会の定めた期間若しくは一般的に同意された期間内に要求される情報を提供しない場合，又は加盟国が不完全な情報を提供した場合，委員会は新たな期限を設定し，当該情報の提供を求める督促状を送付する。督促にもかかわらず，加盟国が要求される情報を提供しない場合，委員会は自らの見解を加盟国に通知した後，本規則の適用される将来の補助措置の全部又は一部を EC 条約第 88 条(3)に従い委員会に届け出る旨の決定を採択できる。

第 11 条 年次報告

委員会規則(EC) No 794 / 2004²⁰⁸の第 3 章に従い，加盟国は本規則が適用される 1 年又は 1 年未満の全期間につき，本規則の適用に関するレポートを電子的形式により作成する。かかる年次報告には，補助措置の全文に直接到達し得るインターネットアドレスも記載す

²⁰⁸ OJ L 140, 30.4.2004, p.1.

ることを要する。

第 12 条 投資補助に適用される個別の条件

1. 投資が、本規則にいう対象費用とみなされるには、以下のいずれかのものであることを要する。
 - (a) 新しい組織の設立、既存の組織の拡大、新たな製品を追加するための組織の産出物の多様化又は既存の組織の生産プロセス全体の抜本的な変更に関連する、有形及び/又は無形資産への投資。
 - (b) 廃業、ないし資産買収がなければ廃業していた組織に直接関係する金融資産 (capital asset) の買収。ただし、当該資産は独立の投資家により購入されるものとする。元の所有者の家族又は元の従業員を支援するための小規模企業の事業承継の場合、「資産が独立の投資家によって購入される」という条件は適用されない。
事業者の株式のみを買収する場合には、投資とはみなされない。
2. 無形資産が、本規則にいう対象費用とみなされるには、以下の全ての条件を満たすことを要する。
 - (a) 補助を受ける事業者においてのみ使用されること。地域投資補助の場合、補助を受けている組織においてのみ使用される。
 - (b) 償却資産とみなされること。
 - (c) 買手が理事会規則(EC) No 139 / 2004²⁰⁹第 3 条に定める支配権を売手に行使することなく、また売手が同様の支配権を買手に行使することなく、通常の市場条件に従って第三者から購入されたものであること。
 - (d) 中小企業投資補助の場合、少なくとも 3 年間当該事業者の資産に含まれていたこと。地域投資補助の場合、当該事業者の資産に含まれ、少なくとも 5 年間 (中小企業の場合は 3 年間) 当該事業者が保有していたこと。
3. 投資プロジェクトにより直接創出された雇用が、本規則にいう対象費用とみなされるには、以下の全ての条件を満たすことを要する。
 - (a) 雇用が、投資完了後 3 年以内に創出されていること。
 - (b) 当該組織の従業員の人数が、投資プロジェクトにより過去 12 か月間の平均と比較して正味増加していること。
 - (c) 創出された雇用が、大企業の場合は最低 5 年間、中小企業の場合は最低 3 年間維持されること。

²⁰⁹ OJ L 24, 29.1.2004, p.1.

第 II 章 個別分野の補助に関する特則

第 1 節 地域補助 第 13 条 地域投資・雇用補助

1. 地域投資・雇用補助スキームは、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものでなければならず、本条に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

地域投資・補助スキームに基づき供与された補助を補填するためにのみ使用され、当該投資のために供与される補助総額の 50%を超えない個別補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し、供与される個別補助が本規則の全ての要件を充足する場合、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

2. 補助は、2007 年～2013 年を期間とする対象加盟国が承認した地域補助マップに定めるところに従い、地域補助を受ける資格を有する地域に対し供与される。投資全体が完了した後、少なくとも 5 年間（中小企業の場合は 3 年間）、当該投資は受領地域において保持されることを要する。

なお、経済活動が当該地域で最低限の期間維持されている限り、急速な技術の変化により時代遅れとなった工場又は機器の交換を行うことを妨げない。

3. 現在の総補助金相当額における補助率は、該当する支援対象地域に補助が供与される時点で効力を有する地域補助基準値を上回ってはならない。
4. 大規模投資プロジェクトを支援するための補助及び輸送部門のための地域補助を除き、第 3 項で定められる基準値について、小規模企業に供与される補助の場合は 20%ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は 10%ポイント増やすことができる。
5. 第 3 項に定める基準値は、当該投資の対象となる有形及び無形費用の割合として、又は投資プロジェクトにより直接創出された雇用について 2 年間にわたり計算される雇用者の推定賃金費用の割合として若しくは両者の組合せとして、計算される補助率に適用されるが、当該補助がいずれかの計算を適用した結果得られる最も有利な金額を上回らないことを条件とする。
6. 補助を有形／無形費用、買収の場合は買収費用に基づいて計算する場合、受益者は自らの資源又は外部からの資金調達により、いかなる公的支援とも無関係な形で、対象費用の少なくとも 25%の財政的な貢献を提供することを要する。ただし、加盟国の全国地域補助マップに基づいて承認され、第 4 項に従って増額された最大補助率が 75%を上回る場合、受益者の財政的な貢献はそれに応じて減額される。補助を無形／有形投資費用に基づいて計算する場合、第 7 項に定める要件も適用される。
7. 組織(establishment)の買収の場合、当該取引が一般の市場条件で行われたのであれば、第三者からの資産購入費用のみが考慮される。当該買収に他の投資が付随する場合、他の投資に関連する費用は買収費用に加算される。

土地建物を除く賃貸借の対象となっている資産の買収に関する費用は、当該賃貸借が長期リースの形式を取り、リース期間の満了と共に資産を購入する義務を含む場合に限り、考慮に入れるものとする。土地建物の賃貸借の場合、当該賃貸借は投資プロジェクトの予想完了日から少なくとも5年間（中小企業の場合は3年間）継続することを要する。

中小企業及び買収の場合を除き、獲得する資産は新品であることを要する。買収の場合、買収前に既に供与されている資産を取得のための補助から差し引くものとする。中小企業の場合、無形資産への投資の費用全額を考慮に入れることができる。大企業の場合、かかる費用は、当該プロジェクトの対象となる投資費用全額の50%を上限に対象とされる。

8. 賃金費用に基づいて補助を計算する場合、当該雇用は投資プロジェクトにより直接創出されたものであることを要する。
9. 農産物の加工販売への投資の最大補助率については、第3項及び第4項からの例外として、以下のとおり設定することができる。
 - (a) 受益者が中小企業である場合、2007年～2013年の期間について加盟国が承認した地域補助マップの定めるところに従い、EC条約第87条(3)(a)に基づき受領資格を有する地域では対象となる投資の50%、地域補助を受領する資格を有するその他の地域では対象となる投資の40%
 - (b) 受益者の従業員が750名未満であり、かつ/又は本規則の付録Iに従い計算した粗利益が2億ユーロ未満である場合、2007年～2013年の期間について加盟国の承認した地域補助マップに定めるところに従い、EC条約第87条(3)(a)に基づき受領資格を有する地域では対象となる投資の25%、地域補助を受領する資格を有するその他の地域では対象となる投資の20%
10. 大規模投資を人為的に小規模プロジェクトに分割することを防止するため、当該投資が3年以内に同一の事業者によって行われ、経済的に不可分な形で結合する固定資産を対象とする場合、大規模投資プロジェクトは単一の投資プロジェクトとみなす。

第14条

新規に設立された小規模企業への補助

1. 新設された小規模企業を支援するための補助スキームはEC条約第87条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条の第2項、第3項及び第4項に定める要件を充足する限り、EC条約第88条(3)の届出義務を免除される。
 2. 受益者は、小規模企業とする。
 3. 補助額は、以下の金額を上回ってはならない。
 - (a) EC条約第87条(3)(a)からの例外を認められる地域において経済活動を行う小規模企業については、200万ユーロ
 - (b) EC条約第87条(3)(c)からの例外を認められる地域において経済活動を行う小規模企業については、100万ユーロ
- 1 事業者当たりの年間補助額は、(a)及び(b)に定める補助額の33%を上回ってはならない。

4. 補助率は、以下の割合を上回ってはならない。
 - (a) EC 条約第 87 条(3)(a)の適用を受ける地域では、事業者の設立後最初の 3 年間は発生した対象費用の 35 %、その後 2 年間は 25 %
 - (b) EC 条約第 87 条(3)(c)の適用を受ける地域では、事業者の設立後最初の 3 年間は発生した対象費用の 25 %、その後 2 年間は 15 %EC 条約第 87 条(3)(a)の適用を受ける地域であって、1 人当たり国内総生産 (GDP) が EU25 か国の平均の 60%未満である地域、人口密度が 12.5 人 / km² 未満である地域、人口 5000 人未満の小島及びそれに類する隔離状態にある同一規模のコミュニティにおいては、補助率を 5%高めることができる。
5. 対象費用は、小規模企業の創設に直接起因する法律・顧問・コンサルタント・管理費用であり、事業者創設後最初の 5 年以内に実際に発生したものである限り、以下の費用も含まれる。
 - (a) 参照レートを上回らない、外部金融の利息及び投下自己資本の配当金
 - (b) 生産設備 / 機材の賃借料
 - (c) エネルギー、水道、暖房、税金 (VAT 及び事業所得に対する法人税を除く) 及び管理手数料
 - (d) 根拠となる投資又は雇用創設及び採用措置が、他の補助の恩恵を受けていないことを条件として、減価償却費、生産設備 / 機材のリース料金及び賃金費用
6. 過去 12 か月間に廃業した事業者の株主により支配される小企業は、それら両企業が同一市場又は隣接市場で活動している場合、本条に基づく補助の恩恵を受けることができない。

第 2 節

中小企業投資・雇用補助

第 15 条

中小企業投資・雇用補助

1. 中小企業投資・雇用補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し、本条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は、以下の割合を上回ってはならない。
 - (a) 小規模企業の場合は、対象費用の 20 %
 - (b) 中規模企業の場合は、対象費用の 10 %
3. 対象費用とは、以下のものをいう。
 - (a) 有形資産及び無形資産への投資費用
 - (b) 2 年間にわたり計算される投資プロジェクトに直接起因する雇用の推定賃金費用
4. 投資が製品の加工販売を対象とする場合、補助率は以下の割合を上回ってはならない。
 - (a) 最辺境地域への対象となる投資の 75 %

- (b) 理事会規則(EC) No 1405 / 2006²¹⁰に規定されるエーゲ海諸島の小島群に対する対象投資の 65 %
- (c) EC 条約第 87 条(3)(a)に基づき受領資格を有する地域に対する対象投資の 50 %
- (d) その他全ての地域への対象投資の 40 %

第 3 節

女性起業家に対する補助

第 16 条

女性起業家により新規に設立された小企業への補助

1. 女性起業家により新設された小規模企業を支援する補助スキームは、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し、本条第 2 項から第 5 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 受益者は、女性起業家により新設された小企業とする。
3. 補助額は、1 事業者当たり 100 万ユーロを上回ってはならない。
1 事業者当たりの年間補助額は、本項前段に定める補助額の 33%を上回ってはならない。
4. 補助率は、起業設立後の最初の 5 年間は、発生した対象費用の 15%を上回ってはならない。
5. 対象費用は、小企業の創設に直接起因する法律・顧問・コンサルタント・管理費用であり、事業者設立後の最初の 5 年以内に実際に発生したものである限り、以下の費用も含む。
 - (a) 参照レートを上回らない、外部金融の利息及び投下自己資本の配当金
 - (b) 生産設備 / 機材の賃借料
 - (c) エネルギー、水道、暖房、税金 (VAT 及び事業所得に対する法人税を除く) 及び管理手数料
 - (d) 根拠となる投資又は雇用創設及び採用措置が、他の補助の恩恵を受けていないことを条件とする減価償却費、生産設備 / 機材のリース料金及び賃金費用
 - (e) 育児及び介護費用 (該当する場合、育児休暇に関連する費用を含む)
6. 過去 12 か月間に廃業した事業者の株主により支配される小規模事業者は、両事業者が同一市場又は隣接市場で活動している場合、本条に基づく補助の恩恵を受けることができない。

第 4 節

環境保護のための補助

第 17 条

定義

本節においては、以下の定義が適用される。

1. 「環境保護」とは、受益者自身の活動による物理的環境若しくは天然資源への損害を是

²¹⁰ OJ L 265, 26.9.2006, p.1.

正若しくは予防し、かかる損害の危険を減らし、又は天然資源のより効率的な利用を目的とする、省エネ措置及び再生可能なエネルギー源の利用を含む行為をいう。

2. 「省エネ措置」とは、事業者が特にその生産サイクルにおいて使用するエネルギー量を減らすことを可能にする行為をいう。
3. 「共同体基準」とは、以下のいずれかをいう。
 - (a) 個々の事業者が、環境面で達成すべき水準を定めた、強制力を有する共同体基準
 - (b) 欧州議会及び理事会指令 2008/1/EC²¹¹に基づいて、委員会が同指令第 17 条(2)に従い公表した直近の情報に記載されている利用可能な最高の技術を使用する義務
4. 「再生可能エネルギー源」とは、風力、太陽光、地熱、波力、潮力、水力発電所、バイオマス、埋立地ガス、下水処理場ガス及び生物ガス等の再生可能な非化石エネルギー源をいう。
5. 「バイオ燃料」とは、バイオマスから生成された輸送用の液体又は気体燃料をいう。
6. 「持続可能なバイオ燃料」とは、再生可能なソースからのエネルギーの利用推進に関する欧州議会及び理事会指令案²¹²第 15 条に定める持続性基準を満たすバイオ燃料をいう。当該指令に定める持続性基準は、欧州議会及び理事会が採択し、欧州連合官報に掲載された時点で適用される。
7. 「再生可能エネルギー源に由来するエネルギー」とは、再生可能エネルギー源のみを使用して発電所で生成したエネルギー及び従来型のエネルギー源も使用している複合型発電所における再生可能エネルギー源から生成されたエネルギー占有率をカロリー値で示したものをいう。貯蔵システムに充填するため使用される再生可能な電力を含むが、貯蔵システムの結果として生成された電力は含まない。
8. 「熱電併給」とは、一つのプロセスで熱エネルギーと電気及び / 又は機械エネルギーを同時に生成することをいう。
9. 「高効率熱電併給」とは、欧州議会及び理事会指令 2004/8/EC²¹³の附属書 III の基準を満たし、委員会決定 2007/74/EC²¹⁴による調和された効率基準を満たす熱電供給をいう。
10. 「環境税」とは、課税基準が環境に対する明確なマイナスの影響を及ぼす税、又は特定の活動、商品若しくはサービスに課税することにより環境費用をその価格に包含させ、かつ / 若しくは環境をより尊重する活動に生産者及び消費者を指向させる税をいう。
11. 「共同体最低課税額」とは、共同体立法で定められている最低水準の課税をいう。エネルギー製品及び電気の場合、共同体最低課税額は指令 2003/96/EC の附属書 I に定める最低課税額をいう。
12. 「有形資産」とは、環境目的を果たすため真に必要とされる土地への投資、公害及び被害の減少又は廃絶を意図した建物、工場及び機材への投資並びに環境を保護する目的で生産方法を調整するための投資をいう。

²¹¹ OJ L 24, 29.1.2008, p.8.

²¹² COM (2008) 19 最終

²¹³ OJ L 52, 21.2.2004, p.50.

²¹⁴ OJ L 32, 6.2.2007, p.183.

第 18 条

事業者が共同体の環境保護基準を上回り、共同体基準不存在の場合に 環境保護水準を高める投資補助

1. 事業者が共同体の環境保護基準を上回り、共同体基準が存在しない場合に環境保護水準を高めることを可能にする投資補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合することを要し、本条第 2 項から第 8 項までに定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助の対象となる投資は、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (a) 投資は、共同体基準より厳格な国内の強制力を有する基準の存否を問わず、受益者が適用される共同体基準を上回ることにより、自己の活動に起因する環境保護の水準を高めることを可能にすること
 - (b) 投資は、共同体基準が存在しない場合、受益者が自己活動に起因する環境保護の水準を高めることを可能にすること
3. 改善が、採択後未発効の共同体基準を事業者に遵守させるためのものである場合、補助を供与してはならない。
4. 補助率は、対象費用の 35% を上回ってはならない。
ただし、補助率については小規模企業に供与される補助の場合は 20% ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は 10% ポイント高めることができる。
5. 対象費用は、営業利益及び営業経費を考慮に入れることなく、共同体基準で要求されるものよりも高い水準の環境保護を達成するために必要な追加投資費用とする。
6. 第 5 項において、環境保護に直接関連する投資の費用は、事実に反する状況 (counterfactual situation) を参照して決定する。
 - (a) 環境保護への投資費用を総投資費用の中で容易に特定し得る場合、正確な環境保護関連費用は対象費用とされる。
 - (b) その他の場合における追加投資費用は、当該投資を「国家補助が存在しなかったら」という仮定の状況と比較することにより決定される。仮定の状況における正確な費用とは、(強制力を有する共同体基準が存在する場合には、当該基準に対応した上で) より低い環境保護水準を提供し、補助がなくても実現し得る技術的に同程度の投資(「参照投資」)の費用とする。技術的に同程度の投資とは、生産能力及びその他の技術的特性(環境保護のための追加的投資に直接関連する特性を除く)が同一である投資を意味する。また、参照投資は事業という観点から、評価対象となる投資に代わるものとして信憑性を有するものであることを要する。
7. 適格投資は、有形資産及び/又は無形資産への投資の形を採る。
8. 共同体基準を上回る水準の環境保護の達成を目的とする投資の場合、仮定の状況における費用は、以下のように選択するものとする。
 - (a) 当該事業者が、共同体基準が存在しないために採用した国内の基準に適合している場合、対象費用は国内の基準により要求される環境保護水準を達成するため必要な追加の投資費用となる。
 - (b) 当該事業者が、共同体基準より厳格な国内の基準に適合若しくはこれを上回り、

又は共同体基準を上回ろうとする場合、対象費用は共同体基準により要求される水準を上回る環境保護水準を達成するために必要な追加投資費用となる。共同体基準の要求する保護水準に達するため必要な投資費用は対象とはならない。

(c) 基準が存在しない場合、対象費用は環境補助がなければ当該事業者が達成していたであろう水準を上回る環境保護水準を達成するため必要な投資費用となる。

9. 他の事業の廃棄物の管理に関連する投資への補助は、本条に基づく免除を受けない。

第 19 条

共同体基準を上回り、共同体基準不存在の場合に環境保護水準を高める 輸送用車両の新規取得に対する補助

1. 共同体基準を上回り、共同体基準が存在しない場合に環境保護水準を高める輸送用車両の新規取得のための投資補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助の対象となる投資は、第 18 条(2)に定める要件を満たすことを要する。
3. 採択済みの共同体基準に適合している道路、鉄道、内陸水路及び海上輸送のための輸送車両の新規取得のための補助は、届出義務を免除される。ただし、当該取得が共同体基準の発効前に行われ、かつ共同体基準が強制力あるものとなった場合、購入済みの車両に対して遡及的に適用されない場合に限る。
4. 環境保護の目的による既存の輸送車両の改良作業に対する補助は、届出義務を免除される。ただし、既存の輸送手段が運営開始日に効力を有していなかった環境基準に合わせて改善される場合、又は輸送手段が環境基準の適用を受けない場合に限る。
5. 補助率は、対象費用の 35 %を上回ってはならない。ただし補助率について、小企業に供与される補助の場合は 20%ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は 10%ポイント高めることができる。
6. 対象費用は、共同体基準で求められる水準を上回る環境保護を達成するために必要な追加投資費用とする。

対象費用は、第 18 条(6)及び(7)の定めるところに従い、営業利益及び営業経費を考慮に入れずに計算する。

第 20 条

中小企業に対する将来の共同体基準を早期採用の補助

1. 環境保護水準を高める未発効の共同体基準を中小企業が遵守するための補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 当該共同体基準は、発効日より少なくとも 1 年前までに採用され、かつ投資についても実施され完了していることを要する。

3. 補助率は、実施及び完了が基準発効日より3年前より以前に行われた場合、小規模企業については対象費用の15%、中規模企業については同10%を上回ってはならず、実施及び完了が基準発効日の3年前から1年前までの間に行われた場合、小規模企業については同10%を上回ってはならない。
4. 対象費用は、当該基準の発効前に求められていた既存の環境保護水準と比較して、共同体基準で要求される環境保護水準を達成するために必要な追加投資費用とする。
対象費用は、第18条(6)及び(7)の定めるところに従い、営業利益及び営業経費を考慮に入れずに計算する。

第21条

省エネ措置のための環境投資補助

1. 事業者が、省エネルギーを実現するための環境投資補助は、EC条約第87条(3)に意味において共同市場に適合するものであることを要し、以下の条件を充足する場合、EC条約第88条(3)の届出義務を免除される。
 - (a) 本条第2項及び第3項に定める要件を満たしていること
 - (b) 本条第4項及び第5項に定める要件を満たしていること
2. 補助率は、対象費用の60%を上回ってはならない。
ただし、補助率について、小企業に供与される補助の場合は20%ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は10%ポイント高めることができる。
3. 対象費用は、共同体基準で求められる水準よりも高いエネルギー節約を達成するために必要な追加投資費用とする。
対象費用は、第18条(6)及び(7)の定めるところに従い計算する。
対象費用は、省エネのための追加投資に関連する営業利益及び経費を除いた上で、中小企業の場合は当該投資の有効期間の最初の3年間、EUのCO₂排出権取引制度に属さない大企業の場合は最初の4年間、同制度に属する大企業の場合は最初の5年間に発生した費用とする。大企業において、投資の減価償却期間が3年間を超えないことを立証できる場合、上記の期間を当該投資の有効期間の最初の3年間に縮減することができる。
対象費用の計算は、社外監査役による認証を受けることを要する。
4. 補助率は、対象費用の20%を上回ってはならない。
ただし補助率については、小規模企業に供与される補助の場合は20%ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は10%ポイント高めることができる。
5. 対象費用は、第18条(6)及び(7)の定めるところに従い、営業利益及び営業経費を考慮に入れずに計算する。

第22条

高効率熱電供給のための環境投資補助

1. 高効率熱電供給のための環境投資補助は、EC条約第87条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条の第2項、第3項及び第4項に定める要件を充足す

る限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

2. 補助率は、対象費用の 45 %を上回ってはならない。

ただし補助率については、小規模企業に供与される補助の場合は 20%ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は 10%ポイント高めることができる。

3. 対象費用は、基準投資と比較して、高効率な熱電併給工場を実現するため必要となる追加分の投資とする。対象費用は第 18 条(6)及び(7)の定めるところに従い、営業利益及び営業経費を考慮に入れずに計算する。
4. 新しい熱電併給装置は、全体として、指令 2004/8/EC 及び決定 2007/74/EC に定める別々の発電と比較して一次エネルギーを節約するものであることを要する。既存の熱電併給装置の改善又は既存の発電装置の熱電併給装置への転換は、元の状況と比較して一次エネルギーを節約するものであることを要する。

第 23 条

再生可能エネルギー源に由来するエネルギーを推進に向けた環境投資補助

1. 再生可能エネルギー源に由来するエネルギーを推進するための環境投資補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める要件を充足する限り、条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

2. 補助率は、対象費用の 45 %を上回ってはならない。

ただし補助率については、小規模企業に供与される補助の場合は 20%ポイント、中規模企業に供与される補助の場合は 10%ポイント高めることができる。

3. 対象費用は、同一能力を持つ従来型の発電所又は暖房システムについて、エネルギーの効率的生産という点から比較し、受益者が負担する追加分の費用とする。

対象費用は、第 18 条(6)及び(7)の定めるところに従い、営業利益及び営業経費を考慮に入れずに計算する。

4. バイオ燃料の生産のための環境投資補助は、補助の対象となる投資が持続可能なバイオ燃料の生産にのみ使用される場合に限り、届出義務を免除される。

第 24 条

環境研究補助

1. 第 18 条にいう投資、第 21 条に定める要件に基づく省エネ措置への投資及び第 23 条に定める要件に基づく再生可能エネルギー源に由来するエネルギー推進のための投資と直接関連性のある研究への補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において、同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

2. 補助率は、対象費用の 50 %を上回ってはならない。

ただし補助率については、小規模企業に代わって実施される研究の場合は 20%ポイント、中規模企業に代わって実施される研究の場合は 10%ポイント高めることができる。

3. 対象費用は、研究経費とする。

第 25 条

環境税の減税の形式による補助

1. 指令 2003/96/EC の条件を満たす，環境税の減額の形式による環境補助スキームは，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 減税の受益者は，少なくとも指令 2003/96/EC に定める共同体最小税負担額(Community minimum tax level)を支払うものとする。
3. 減税は，最長 10 年間にわたり供与される。10 年経過後，加盟国は当該補助措置の妥当性を再評価する。

第 5 節

中小企業支援コンサルティング及び中小企業に対する展示会参加補助

第 26 条

中小企業支援に対するコンサルティング補助

1. 中小企業支援に対するコンサルティング補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は，対象費用の 50%を上回ってはならない。
3. 対象費用は，社外コンサルタントの提供するサービスのコンサルティング料金とする。
当該サービスは，継続的又は定期的活動であってはならず，また日常的な税務コンサルティングサービス，定期的な法務サービス又は広告等事業者の通常営業経費に関するものを除く。

第 27 条

中小企業に対する展示会参加補助

1. 中小企業に対する展示会参加補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は，対象費用の 50%を上回ってはならない。
3. 対象費用は，事業者が特定の展示会又は博覧会に最初に参加する際に，カウンターを賃借，設置及び運営するために生じる費用とする。

第 6 節

リスク・キャピタルの形式による補助

第 28 条

定義

本節においては以下の定義が適用される。

1. 「エクイティ」とは、投資家に対し発行された株式の表象する事業者の持分権をいう。
2. 「準エクイティ」とは、保有者の得る利益が金融商品の基礎となる対象事業者の損益にもっぱら基づいており、不履行の場合には何らの保証もない金融商品をいう。
3. 「プライベート・エクイティ」とは、株式市場に上場していない事業（ベンチャーキャピタルを含む）に対する非公開のエクイティ投資又は準エクイティ投資をいう。
4. 「シードキャピタル」とは、スタートアップ段階に先立ち、初期コンセプトを研究、評価及び開発するため提供される資金補助をいう。
5. 「スタートアップキャピタル」とは、まだ商品又はサービスの商業販売を行なっておらず利益を生み出していない事業者に対して、製品開発及び初期マーケティングのために提供される資金補助をいう。
6. 「エクспанションキャピタル」とは、収支の損益、利益の有無を問わず、事業者の成長及び拡大のために、生産能力の拡大、市場若しくは製品の開発、又は追加運転資金の提供を目的として提供される資金補助をいう。
7. 「出口戦略」とは、最大の運用益を得るための計画に従い、ベンチャーキャピタル又はプライベート・エクイティファンドによる保有株式を清算するための戦略をいい、仲間取引、損金処理、優先株／融資の償還／返済、他のベンチャー投資家への売却、金融機関への売却及び新規株式公開などの公募による売却を含む。
8. 「対象事業」とは、投資家又は投資ファンドが投資を検討している事業をいう。

第 29 条

リスク・キャピタルの形式による補助

1. 中小企業を支援するリスク・キャピタル補助スキームは、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項から第 8 項までに定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. リスク・キャピタル措置は、商業ベースで経営される、利益主導のプライベート・エクイティ投資ファンドへの参加の形を採る。
3. 投資ファンドによって行われる投資のトランシェは、12 か月間のいずれの期間をとっても、対象事業 1 件当たり 150 万ユーロを上回ってはならない。
4. 支援対象地域に立地する中小企業及び支援対象外地域に立地する小規模企業の場合、リスク・キャピタル措置は、シードキャピタル、スタートアップキャピタル及び／又はエクспанションキャピタルの提供に限定される。支援対象外地域に立地する中規模企業の場合、リスク・キャピタル措置は、シードキャピタル及び／又はスタートアップキャピタル（エクспанションキャピタルを除く。）の提供に限定される。
5. 投資ファンドは、エクイティ又は準エクイティの形式により、対象中小企業に投資される予算総額の少なくとも 70%を提供する。
6. 投資ファンドの資金の少なくとも 50%は、個人投資家に提供されたものであることを要する。支援対象地域に立地する中小企業のみを対象とする投資ファンドの場合、資金の

- 少なくとも 30%は個人投資家に提供されたものであることを要する。
7. リスク・キャピタル措置が利益主導であることを確保するには、以下の条件を満たすことを要する。
 - (a) 各投資につき、製品、売上及び収益性の発展に関する詳細を述べ、プロジェクトの事前の実行可能性を判断した事業計画が存在すること。
 - (b) 各投資につき、明確で現実的な出口戦略が存在すること。
 8. 投資ファンドが商業ベースで経営されていることを確保するには、以下の条件を満たすことを要する。
 - (a) プロのファンドマネージャーとファンド参加者との間に、当該マネージャーの報酬が業績にリンクする旨を定め、ファンドの目的及び投資タイミングの提案を述べた契約が存在していること
 - (b) 個人投資家の意見が、投資家委員会又は顧問委員会などを通じて意思決定に反映されていること
 - (c) ベストプラクティス及び規制当局による監督が、ファンド経営に適用されること

第 7 節
研究開発・技術革新補助
第 30 条
定義

本節においては、以下の定義が適用される。

1. 「研究組織」とは、主な目的が基礎研究、産業調査又は実験開発を行い、その結果を教育、出版又は技術移転により普及させることである団体（大学又は研究所など）をいい、法的地位（設立が公法又は私法のいずれに基づくものであるか）、又は資金獲得方法の如何を問わない。全ての利益は上記の活動、それらの結果の普及又は教育に再投資されることを要する。かかる組織に対し、例えば株主又は組織の構成員としての資格において支配権を行使し得る事業者は、組織の研究能力又はそれにより生成した研究結果を優先的に享受することはできない。
2. 「基礎研究」とは、直接的な実用化又は実際の使用を視野に入れることなく、現象及び観察可能な事実の根底にある基礎について新しい知識を得ることを主な目的として行われる実験的又は理論的研究をいう。
3. 「産業調査」とは、新しい製品、プロセス若しくはサービスを開発し、又は既存の製品、プロセス若しくはサービスに著しい改善をもたらすために新しい知識及び技能を獲得することを旨とする、計画的な研究又は批判的検討をいう。産業調査、特に一般的な技術検証のために必要とされる複雑なシステムの試作品を除いた構成部品の作成を含む。
4. 「実験開発」とは、新規又は改変若しくは改良された製品、プロセス又はサービスのための計画及び手配又は設計を行う目的で、既存の科学・技術・ビジネス・その他の知識及び技能を獲得、結合、形成及び利用することをいう。この中には、例えば、新しい製品、プロセス又はサービスの概念定義、計画及びドキュメンテーションを目的とするその他の活動も含まれることがある。それらの活動は、草案、描画、図面及びその他のドキュメン

ーションの作成を含むことがあるが、商用目的としないことを条件とする。

試作品が、必然的に最終商品となる場合であって、高価であるために実証及び検証の目的のためにのみ作成できない場合には、商用利用可能な試作品及びパイロットプロジェクトの開発も実験開発に含まれる。実証プロジェクト又はパイロットプロジェクトをその後商用利用した場合、かかる利用から生じた収益は、対象費用から差し引くことを要する。

製品、プロセス及びサービスの実験的生産及び試験についても、産業用途又は商用に使用できず、また使用可能なように変形できない場合に限り、対象とされる。

実験開発は、製品、生産ライン、製造工程、既存サービス及びその他の進行中の業務に対して日常的又は定期的に行われる変更を除く。かかる変更が改善を意味する場合についても同様である。

5. 「高度な資格を有する人員」とは、高等教育(tertiary education)の学位を有しており、少なくとも 5 年間の職務上の経験を持つ研究者、エンジニア、デザイナー及びマーケティング・マネージャーを意味する。博士課程での訓練は、職務上の経験に換算することができる。
6. 「出向」とは、受益者による人員の一定期間の臨時雇用であって、期間終了後に当該人員が元の雇用主の元へ戻る権利を有するものをいう。

第 31 条

研究開発プロジェクトに対する補助

1. 研究開発プロジェクトのための補助は、EC 条約第 87 条(3)に意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項から第 5 項までに定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 研究開発プロジェクトの補助対象となっている部分は、以下の研究分野の一つ以上に完全に該当するものとする。
 - (a) 基礎研究
 - (b) 産業調査
 - (c) 実験開発プロジェクトが、様々なタスクを包含する場合は、各タスクが本項前段に列挙した分野のいずれかに該当するとみなされるか、又はそれらの分野のいずれにも該当しないとみなされる。
3. 補助率は、以下の割合を上回ってはならない。
 - (a) 基礎研究の場合は、対象費用の 100 %
 - (b) 産業調査の場合は、対象費用の 50 %
 - (c) 実験開発の場合は、対象費用の 25 %

補助率は、補助の各受益者（第 4 項(b)(i)に定める協同プロジェクトを含む。）につき決定する。

研究組織と事業との協同で実施されている研究開発プロジェクトへの補助の場合、個別プロジェクトに対する政府の直接支援及び研究組織からの当該プロジェクトに対する拠出金（かかる金銭が補助を構成する場合）に由来する補助の合計額が、各々の受益者事

業に適用される補助率を上回ってはならない。

4. 第3項において産業調査及び実験開発につき定められた補助率について、以下のとおり増加させることができる。

(a) 補助が中小企業に供与される場合、補助率を中規模企業の場合は10%ポイント、小規模企業の場合は20%ポイント高めることができる。

(b) 以下のいずれかの場合、最大補助率が対象費用の80%に達するまで、15%ポイントのボーナスを追加することができる。

(i) プロジェクトが、互いに独立した少なくとも二つの事業の間の効果的協同を含んでおり、以下の条件が満たされている場合。

- いずれの事業も協同プロジェクトの対象費用の70%を超えて負担しないこと。

- 当該プロジェクトが少なくとも一つの中小企業との協働を含んでおり、又は少なくとも2加盟国において実施されていること。

(ii) プロジェクトが、事業者と研究組織との効果的な協働を含んでおり、以下の条件が満たされている場合。

- 研究組織が、対象となるプロジェクト費用の少なくとも10%を負担していること

- 研究組織が、自ら行った研究から派生したものについて、研究プロジェクトの結果を発表する権利を有すること

(iii) 産業調査の場合、プロジェクトの結果が技術・科学会議を通じて、科学/技術雑誌での出版によって、オープンアクセスのリポジトリ（未加工の研究データに誰でもアクセスできるデータベース）において、又はフリーソフト若しくはオープンソースソフトウェアを通じて、広く頒布されている場合。

本項前段第(b)号(i)及び(ii)において、下請けは「効果的な協働」とはみなされない。

5. 対象費用は、以下のとおりとする。

(a) 人件費（研究プロジェクトに関して雇用されている範囲内で、研究者、技術者及びその他の支援スタッフ）

(b) 研究プロジェクトのために使用する範囲で、研究プロジェクトのために使用されている期間中の器具及び機材の費用。かかる器具及び機材が、研究プロジェクトの最後まで使用されなかった場合、適正な会計慣行に基づき計算した研究プロジェクトの期間に対応する減価償却費のみが対象とされる。

(c) 研究プロジェクトのために使用する範囲で、研究プロジェクトのために使用されている期間中の土地建物の費用。建物に関しては、適正な会計慣行に基づき計算した研究プロジェクトの期間に対応する減価償却費のみが対象とみなされる。土地に関しては、商業的譲渡の費用又は実際に発生した資本費用が対象とみなされる。

(d) 関係者間取引としてではなく、また通謀の要素も含まれない状態で、外部ソースから市価で購入し又はライセンス供与を受けた契約研究、技術知識及び特許権の費用並びに研究活動のためにのみ使用されるコンサルティング及びそれに相当するサービスの費用

(e) 研究プロジェクトの結果として直接生じる追加の諸経費

- (f) 研究プロジェクトの結果として直接生じる材料費，消耗品費及びそれらに類する製品の費用を含むその他営業経費
6. 全ての対象費用は，研究開発の個別の分野に割り当てられる。

第 32 条

技術的実現可能性調査に対する補助

1. 産業調査又は実験開発活動に向けての技術的実現可能性調査のための補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は，以下の割合を上回ってはならない。
 - (a) 中小企業の場合，産業調査活動の準備のための研究については対象費用の 75 %，実験開発活動の準備のための研究については対象費用の 50 %
 - (b) 大企業の場合，産業調査活動の準備のための研究については対象費用の 65 %，実験開発活動の準備のための研究については対象費用の 40 %
3. 対象費用は，研究経費とする。

第 33 条

中小企業に対する工業所有権費用の補助

1. 特許権及びその他の工業所有権の取得及び有効性確認に伴う経費を対象とする中小企業向け補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は，当該工業所有権をもたらした研究活動に関して，第 31 条(3)及び(4)に定める研究開発プロジェクトの補助率を上回ってはならない。
3. 対象費用は，以下のとおりとする。
 - (a) 第一法域(the first jurisdiction)における権利の供与に先立つ費用。申請の準備，提出及び出願に関連する費用並びに権利供与前に申請を更新するために生じた費用を含む。
 - (b) その他の管轄地域(legal jurisdictions)において権利の供与又は確認を受けるために生じた翻訳料及びその他の費用。
 - (c) 申請の公的な出願又は異議申立手続の期間中に権利の有効性を確保するために生じた費用。費用が権利の供与後に生じた場合も含む。

第 34 条

農業及び漁業部門の研究開発補助

1. EC 条約の附属書 I に掲げる製品に関する研究開発の補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項から第 7 項に定める要件

を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

2. 補助は，該当する特定の部門又は下位部門の全ての経営者の利益となるものであることを要する。
3. 研究が実施される旨の情報及び研究の実施目標についての情報は，研究開始前にインターネット上に公表される。期待される結果及びそのインターネット上での公表のおおよその日付並びに「結果を無償で閲覧することができる」旨の文言の記載を要する。
研究結果は少なくとも 5 年間，インターネット上で閲覧可能であることを要する。研究結果は 特定の組織のメンバーに提供されるいかなる情報に遅れることなく公表される。
4. 補助は，研究組織に直接供与されるものとし，農産品の製造，加工若しくは販売を行う会社への研究関連以外の補助の直接供与，又はかかる製品の生産者に対する価格維持の提供を伴ってはならない。
5. 補助率は，対象費用の 100%を上回ってはならない。
6. 対象費用は，第 31 条(5)に定める費用とする。
7. EC 条約の附属書 I に列挙する製品に関する研究開発の補助であって本条に定める要件を満たさないものは，EC 条約第 87 条(3)(c)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本規則の第 30 条，第 31 条及び第 32 条に定める要件が充足される場合，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

第 35 条

新しい革新的企業への補助

1. 新しい革新的企業への補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項から第 5 項までに定める要件を充足する限り，EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 受益者は，補助が供与される時点での存続期間が 6 年未満の小規模企業とする。
3. 受益者の研究開発費用は，補助の供与に先立つ 3 年間のうち少なくとも 1 年間において，又は財務履歴を持たない新興企業の場合は，社外監査役の認証を受けた現会計年度の監査において，総営業経費の約 15%を占めていなければならない。
4. 補助額は，100 万ユーロを上回ってはならない。
ただし，EC 条約第 87 条(3)(a)に定める例外を受ける資格のある地域においては，補助額は 150 万ユーロを上回らないものとし，EC 条約第 87 条(3)(c)に定める例外を受ける資格のある地域においては 125 万ユーロを上回らないものとする。
5. 受益者は，自らが新しい革新的企業としての資格を有している期間中一度限り本補助を受けることができる。

第 36 条

技術革新顧問サービス及び技術革新支援サービスの補助

1. 技術革新顧問サービス及び技術革新支援サービスのための補助は，EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し，本条第 2 項から第 6 項に定め

る要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。

2. 受益者は、中小企業とする。
3. 補助額は、いかなる 3 年の期間においても、受益者一人当たり 20 万ユーロを上回ってはならない。
4. サービス事業者は、国内又はヨーロッパの認証から利益を得る者であることを要する。サービス事業者が国又は内はヨーロッパの認証から利益を得ない場合、補助率は対象費用の 75%を上回ってはならない。
5. 受益者はサービスを市価で、又はサービス事業者が非営利団体である場合は、原価プラス合理的なマージンを反映した価格で購入するために補助を使用することを要する。
6. 対象費用は、以下のとおりとする。
 - (a) 技術革新顧問サービスの場合、経営コンサルティング、技術支援、技術移転サービス、訓練、知的所有権の取得・保護・売買及びライセンス契約のためのコンサルティング、並びに規格の利用に関するコンサルティングに関する費用。
 - (b) 技術革新支援サービスの場合、事務所スペース、データバンク、専門的蔵書、市場調査、実験室の利用、品質表示、試験及び認証に関する費用。

第 37 条

高度資格人員の期限付き移籍のための補助

1. 研究組織又は大企業から中小企業に出向する高度な資格を有する人員の期限付き移籍のための補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項から第 5 項に定める要件を充足する限り EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 出向する人員は、他の人員の代替として出向してはならず、受益事業者において新たに創設された役職により雇用されることを要する。また、かかる人員は、出向元研究組織又は大企業に、少なくとも 2 年間は雇用されていた者でなければならない。

出向する人員は、補助を受領する中小企業内部で研究開発・技術革新活動に取り組むことが求められる。
3. 1 事業者当たり、また移籍人員 1 名当たりの補助率は、最大 3 年間の期間中、対象費用の 50%を上回ってはならない。
4. 対象費用は高度な資格を有する人員の移籍及び雇用のための人件費全てとし、人材派遣会社の利用料及び出向した人員に対する交通手当の支給などの費用を含む。
5. 本条は、第 26 条に述べるコンサルティング経費には適用されない。

第 8 節

訓練補助

第 38 条

定義

本節においては、以下の定義が適用される。

1. 「特定訓練」とは、主に事業者における従業員の現在又は将来の地位に直接当てはまる授業を含み、他の事業又は業務分野に対し、全くないし限られた程度しか転用できない資格を提供する訓練をいう。
2. 「一般訓練」とは、事業者における従業員の現在又は将来の地位に対してのみ、またかかる地位に対して主に当てはまらない講義を含むが、他の事業者又は業務分野にも大いに転用可能である資格を提供する訓練をいう。訓練は、例えば、以下のいずれかに該当する場合、「一般」であるとみなされる。
 - (a) かかる訓練が、多様な独立の事業者によって共同企画されており、又は多様な事業者の従業員が訓練を利用し得る場合。
 - (b) かかる訓練が、公共企業体若しくは公共団体によって、又は加盟国若しくは共同体が必要な権限を付与したその他の団体若しくは機関によって認定、認証又は確認されている場合。

第 39 条 訓練補助

1. 訓練補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条の第 2 項、第 3 項及び第 4 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は、以下の割合を上回ってはならない。
 - (a) 特定訓練の場合は、対象費用の 25 %
 - (b) 一般訓練の場合は、対象費用の 60 %ただし補助率については、以下のとおり対象費用の 80%に相当する最大補助率まで高めることができる。
 - (a) 障害又はハンディを持つ労働者に訓練を行う場合は、10%ポイント
 - (b) 補助を中規模企業に供与する場合は 10%ポイント、小規模企業に供与する場合は 20%ポイント補助が海上輸送部門で供与される場合、以下の条件が満たされている限り、訓練プロジェクトが特定訓練に関するものか一般訓練に関するものかを問わず、対象費用の 100%の補助率に達することができる。
 - (a) 訓練生が、実際に活動する乗組員ではなく、船上の定員外人員であること。
 - (b) 訓練が、共同体の登録簿に記載された船において行われること。
3. 補助プロジェクトが、補助率の計算に当たって分離できない特定訓練部分と一般訓練部分の両方から構成され、当該訓練補助プロジェクトが特定訓練又は一般訓練のいずれの性質を持つのか確定できない場合には、特定訓練に適用される補助率が適用される。
4. 訓練補助プロジェクトの対象費用は、以下のとおりとする。
 - (a) トレーナーの人件費
 - (b) トレーナー及び訓練生の旅費（宿泊費を含む。）
 - (c) プロジェクトに直接関係する材料及び消耗品等その他の経常費用
 - (d) 訓練プロジェクト専用で使用されている範囲内で、道具及び機材の減価償却費

- (e) 訓練プロジェクトに関連する指導及びカウンセリングサービスの費用
- (f) 第(a)号から第(e)号までに掲げた他の対象費用の合計額を上限とする、訓練生の人件費及び一般間接費（管理費、賃借料、諸経費）。訓練生の人件費に関しては、生産時間を差し引いた上で、訓練生が実際に訓練に参加している時間のみを考慮する。

第9節

ハンディ及び障害を持つ労働者の補助

第40条

賃金助成金の形式によるハンディを持つ労働者の採用補助

1. ハンディを持つ労働者の採用のための賃金助成金の形式による補助スキームは、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項から第 5 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は、対象費用の 50%を上回ってはならない。
3. 対象費用は、採用後最大 12 か月間の賃金費用とする。ただし、該当する労働者が深刻なハンディを持つ労働者である場合、対象費用は採用後最大 24 か月間の賃金費用とする。
4. 採用の結果、該当する事業の従業員人数について過去 12 か月の平均と比較して正味増加が見られない場合、当該ポストは余剰人員の解雇ではなく、自発的な離職、障害、年齢を理由とする退職、自発的な労働時間の削減又は不正行為を理由とする正当な解雇の結果として空いたものでなければならない。
5. 不正行為を理由とする正当な解雇の場合を除き、ハンディを持つ労働者は関係国内法又は雇用契約に適用される団体協約に沿った最低限の期間、継続的な雇用を受ける権利を有する。
雇用期間が 12 か月又は 24 か月より短い場合、補助もそれに比例して減額される。

第41条

賃金助成金の形式による障害を持つ労働者の雇用補助

1. 障害を持つ労働者の雇用のための賃金助成金の形式による補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項から第 5 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は、対象費用の 75%を上回ってはならない。
3. 対象費用は、障害を持った労働者が雇用されている任意の期間中の賃金費用とする。
4. 採用の結果、該当する事業の従業員人数について過去 12 か月の平均と比較して正味増加が見られない場合、当該ポストは余剰人員の解雇ではなく、自発的な離職、障害、年齢を理由とする退職、自発的な労働時間の削減又は不正行為を理由とする正当な解雇の結果として空いたものでなければならない。
5. 不正行為を理由とする正当な解雇の場合を除き、ハンディを持つ労働者は関係国内法又は雇用契約に適用される団体協約に沿った最低限の期間、継続的な雇用を受ける権利を有する。

雇用期間が 12 か月より短い場合、補助もそれに比例して減額される。

第 42 条

障害を持つ労働者雇用による追加費用の補償補助

1. 障害を持つ労働者の雇用による追加費用を補償するための補助は、EC 条約第 87 条(3)の意味において共同市場に適合するものであることを要し、本条第 2 項及び第 3 項に定める要件を充足する限り、EC 条約第 88 条(3)の届出義務を免除される。
2. 補助率は、対象費用の 100%を上回ってはならない。
3. 対象費用は、第 41 条の適用を受ける賃金費用以外の費用であって、該当する労働者の雇用されている期間中に当該事業が障害のない労働者を雇用していれば支出していた費用に追加して発生するものとする。

対象費用は、以下のとおりとする。

- (a) 建物を改造するための費用。
- (b) スタッフ雇用の費用のうち、障害を持つ労働者の支援のためにのみ費やされた時間分の費用。
- (c) 障害を持つ労働者が使用できるように、機材を改造若しくは取得し、又はソフトウェアを取得及び実証するための費用（改造又は支援技術施設を含む）であって、受益者が障害を持たない労働者を雇用していれば支出した費用に追加して発生したもの。
- (d) 受益者が、保護雇用を提供する場合、該当する施設を建設、設立若しくは拡張するための費用及び障害を持つ労働者の雇用から直接生じる管理及び輸送費用。

第 III 章 最終規定

第 43 条 廃止

規則(EC) No 1628/2006 は廃止する。

廃止された規則への言及、並びに規則(EC) No 68/2001、規則(EC) No 70/2001 及び規則(EC) No 2204/2002 への言及については、本規則への言及と解釈する。

第 44 条 経過規定

1. 本規則は、本規則の発効前に供与された個別補助に適用される。ただし、当該補助が本規則に定める全ての条件（第 9 条を除く。）を満たす場合に限り。
2. 本規則に定められた条件は満たさないが、規則(EC) No 68/2001、規則(EC) No 70/2001、規則(EC) No 2204/2002 又は規則(EC) No 1628/2006 に定める要件を満たす 2008 年 12 月 31 日以前に供与された補助は、共同市場に適合するものであることを要し、EC 条約第 88

条(3)の届出義務を免除される。

本規則の発効前に供与されたその他の補助であって、本規則に定める要件も本項前段に述べた規則のいずれに定める要件も満たさないものは、該当する枠組み、ガイドライン、報告書及び届出に従って委員会が評価する。

3. 本規則の有効期間の終了時、本規則に基づき届出義務を免除されている補助スキーム（地域補助スキームを除く。）は6か月の調節期間の間引き続き免除を受け続ける。地域補助スキームの免除は、承認された地域補助マップの失効日に失効する。

第 45 条 発効及び適用開始

本規則は、本規則が欧州連合官報に掲載された日から 20 日目に効力を生じる。
本規則は、2013 年 12 月 31 日まで適用される。

本規則は全体として拘束力を有し、全ての加盟国に直接適用される。

ブリュッセルにて、2008 年 8 月 6 日

欧州委員会
委員
Neelie KROES

付録 I 中小企業の定義

第 1 条 企業

企業とは、法的形態にかかわらず、経済活動に従事する存在である。この中には、特に手工業その他の活動に従事する自営業者及び家族経営の事業者、並びに経済活動に定期的に従事する共同経営会社(partnerships)又は組合(associations)が含まれる。

第 2 条 企業の分類を決定する従業員数調査及び財政上の基準

1. 零細企業、中小企業 (SMEs) の分類は、従業員数が 250 名未満、年間取引額が 5000 万ユーロ以下で、かつ / 又は年次貸借対照表合計が 4300 万ユーロ以下である企業で構成される。
2. 中小企業カテゴリーにおいて、小規模企業とは、従業員数が 50 名未満、年間取引額及び / 又は年次貸借対照表合計が 1000 万ユーロ以下である企業をいう。
3. 中小企業カテゴリーにおいて、零細企業は従業員数が 10 名未満、年間取引額及び / 又は年次貸借対照表合計が 200 万ユーロ以下である企業をいう。

第 3 条 従業員数及び財政上の金額の算定に当たり考慮する企業の分類

1. 「独立企業(an autonomous enterprise)」とは、第 2 項にいうパートナー企業(a partner enterprise)にも、第 3 項にいう結合企業(a linked enterprise)にも分類されない企業をいう。
2. 「パートナー企業」とは、第 3 項にいう結合企業には分類されず、かつ当該企業間に以下の関係が存在する全ての企業をいう。

ある企業 (上流企業) が単独で、又は第 3 項にいう結合企業 1 社以上と共同で、別の企業 (下流企業) の資本又は議決権の 25% 以上を保有している関係

ただし、下記の投資家が 25% の基準値を充足又は超過した場合であっても、これらの投資家が単独で又は他者と共同で、被保有企業と第 3 項にいう意味において結合していない場合は、被保有企業を独立企業でありパートナー企業を持たないものと評価できる。

- (a) 公的な投資会社、ベンチャーキャピタル会社、定期的にベンチャーキャピタル投資を行っており非公開事業にエクイティキャピタルを投資している個人又は個人のグループ (ビジネスエンジェル)。ただし、これらのビジネスエンジェルの同一企業への投資総額は 125 万ユーロ未満であることを要する。
- (b) 大学又は非営利の研究所
- (c) 地域開発基金を含む機関投資家
- (d) 年間予算額 1000 万ユーロ未満、住民数 5000 名未満の独立地方自治体

3. 「結合企業」とは、互いに以下のいずれかの関係を有している企業をいう。
- (a) ある企業が、別の企業の株主 / 社員の議決権の過半数を所持している。
 - (b) ある企業が、別の企業の執行 / 管理 / 監視機構のメンバーの過半数を任命又は解任する権利を有している。
 - (c) ある企業が、別の企業との契約又は当該企業の基本定款 (its memorandum) 若しくは通常定款の規定 (articles of association) に従って、当該別の企業に対する支配的な影響力を行使する権利を有している。
 - (d) ある企業が、別の企業の株主又は社員であり、当該別の企業の他の株主又は社員との合意に従って、当該別の企業の株主 / 社員の議決権の過半数を単独で支配している。

第 2 項第 2 段落に掲げられた投資家が、当該企業の経営に直接又は間接に関与していない場合、支配的な影響力は存在しないと推定される。ただし、かかる推定によって当該投資家の株主としての権利を損なうものではない。

1 以上の他の企業を介して、又は第 2 項にある投資家のいずれかを介して、本項第 1 段落に述べる関係のいずれかを有している企業同士についても結合しているものとみなす。

自然人 1 名又は共同で行為する自然人のグループを介して、かかる関係のいずれかを有している企業同士についても、同一の又は隣接する市場で共同して事業活動を行なっている場合、結合企業とみなす。

「隣接する市場」とは、ある市場の直接上流又は下流にある製品又はサービスの市場をいう。

4. 第 2 項第 2 段落に定める場合を除き、ある企業の資本又は議決権の 25% 以上が 1 以上の公共団体により共同又は単独で、直接又は間接に支配されている場合、当該企業は中小企業とはみなされない。
5. 企業は、第 2 条に定める基準値に関するデータを含めて、独立企業、パートナー企業又は結合企業としての地位にあることを宣言できる。資本が当該保有者を正確に判断できない形で分散している場合であっても、かかる宣言を行うことができ、その場合当該企業は 25% 以上が 1 企業により又は相互に結合した複数の企業により共同で所有されていると正当に推定し得る旨を善意 (in good faith) で宣言することができる。かかる宣言により、国内規則又は共同体規則に規定される確認及び調査は影響を受けない。

第 4 条

従業員数調査及び財政上の金額の算定につき使用されるデータ及び参照期間

1. 従業員数調査及び財政上の金額の算定につき使用されるデータは、承認された最新の決算期間に関するデータであって、1 年単位で計算されたものとする。かかるデータは、決算締切日から考慮される。年間売上高のため選定された金額は、付加価値税 (VAT) 及びその他の間接税を除いた上で計算される。
2. ある企業が、年間ベースで見た場合、自社が第 2 条に定める人数又は財務基準値を超過し又は下回ったことを決算締切日に発見したとしても、中規模企業、小規模企業又は零細企業としての地位を喪失又は取得するものではない。ただし、これらの基準値を 2 会計年

度連続で超過した場合はその限りでない。

3. 新規に設立され、決算が未承認企業の場合、適用するデータは当該会計年度のうちに善意で行われた推定から導き出すものとする。

第 5 条 従業員数調査

従業員数は、年間労働単位（AWU）の数値、すなわち検討対象である基準年全体を通じて、当該企業の内部で又は当該企業のためにフルタイムで働いた人員数に対応する。1年間を通じて働かなかった人の労働、期間を問わずパートタイムで働いた人の労働及び季節労働者の労働は、AWU の分数として計算する。従業員とは、以下の者から構成される。

- (a) 従業員
- (b) 当該企業の従属企業のために働いており、国内法に基づき従業員であるとみなされる者
- (c) オーナー - マネージャー
- (d) 企業内にて定期的に活動を行い、企業から金銭的な利益を得ている社員

見習い又は実習制度若しくは職業訓練契約により職業訓練に従事する学生は、従業員に含めない。出産休暇又は育児休暇の期間も計算に含めない。

第 6 条 企業のデータの決定

1. 独立企業の場合、従業員数を含むデータは専ら当該企業の決算書に基づき決定される。
2. パートナー企業又は結合企業を有する企業の人数を含むデータは、当該企業の決算書及びその他のデータ、又は存在する場合には当該企業の連結決算書若しくは当該企業が連結対象となる連結決算書に基づき決定される。

前段に述べたデータには、当該企業のすぐ上流又は下流に位置するパートナー企業のデータを加算する。加算は、資本又は議決権における持分の割合（両者のうち大きい方）に比例させて行う。相互所有の場合は大きい方の割合が適用される。

第 1 段落及び第 2 段落で述べたデータに、当該企業と直接間接に結合している企業のデータの 100% を加算する。ただし、当該データが連結により決算書に既に含まれている場合を除く。

3. 第 2 項の適用に当たり、当該企業のパートナー企業のデータは、決算書その他のデータ（存在する場合は連結決算書）から導き出すものとする。かかるデータに、当該パートナー企業に結合している企業のデータの 100% を加算する。ただし、これらの企業の決算書データが、連結により既に含まれている場合を除く。

同じく第 2 項の適用に当たり、当該企業に結合している企業のデータは、決算書その他のデータ（存在する場合は連結決算書）から導き出すものとする。かかるデータに、その結合された企業のすぐ上流又は下流に位置するパートナー企業があればかかるパートナー企業のデータを比例計算により加算する。ただし、これらの企業のデータが連結決算

書に、少なくとも第2項の第2段落で確認された割合に比例する割合で既に含まれている場合を除く。

4. 連結決算書に任意の企業の従業員データが表れていない場合、従業員数は当該企業のパートナー企業のデータをパーセンテージに応じて総計し、当該企業が結合している企業のデータを加算することにより計算する。

付録 II

第 9 条(4)に定める加重報告義務に基づく研究開発補助の要約情報の提供用書式

1. (補助を受領する事業者名, 中小企業か否か) を支援するための補助
2. 補助スキーム整理番号(補助が供与される基礎となった既存スキームの委員会整理番号)
3. 支援を提供する公的団体(供与当局の名称及びそれに相当するもの)
4. 補助プロジェクト又は補助措置が実施される加盟国
5. プロジェクト又は措置の種類
6. プロジェクト又は措置の簡単な説明
7. 該当する場合, 対象費用(単位: ユーロ)
8. 割引補助額(総額)(単位: ユーロ)
9. 補助率(総補助金相当額における割合)
10. 提案されている補助の支払に付された条件(該当する場合)
11. プロジェクト又は措置の開始及び終了予定日
12. 補助供与日

第 9 条(4)に定める加重報告義務に基づく大規模投資プロジェクトの要約情報の提供用書式

1. (補助を受領する事業者名) を支援するための補助
2. 補助スキーム整理番号(補助が供与される基礎となった既存のスキームの委員会整理番号)
3. 支援を提供する公的団体(供与当局の名称及びそれに相当するもの)
4. 投資が行われる加盟国
5. 投資が行われる地域(NUTS 3 水準)
6. 投資が行われる自治体(旧 NUTS 5 水準, 現 LAU 2)
7. プロジェクトの種類(新施設の設立, 既存施設の拡大, 施設の生産多様化による新製品の追加, 又は既存施設の製造プロセス全体の抜本的な変更)
8. 投資プロジェクトに基づいて製造される製品又は提供されるサービス(PRODCOM / NACE 命名法, 又はサービス部門のプロジェクトの場合は CPA 命名法による)
9. 投資プロジェクトの簡単な説明
10. 投資プロジェクトの割引対象費用(単位: ユーロ)
11. 割引補助額(総額)(単位: ユーロ):
12. 補助率(GGE における割合)
13. 提案されている支援の支払に付された条件(該当する):
14. プロジェクトの開始及び終了予定日:
15. 補助供与日:

付録 III

第9条(1)に定める報告義務に基づく要約情報の提供用書式

以下に必要な情報を記入してください。

第I部

補助整理番号	(委員会により記入)		
加盟国			
加盟国整理番号			
地域	地域名 (NUTS) ⁽¹⁾	地域補助の分類 ⁽²⁾	
供与当局	名称		
	住所 ウェブサイト		
補助措置の表題			
国内の法的根拠(政府 公式刊行物出典)			
補助措置の全文へのリ ンク URL			
措置の種類	スキーム		
	個別補助	受益者名	
既存の補助措置の改定		委員会補助番号	
	延長 変更		
期間 ⁽³⁾	スキーム	(年月日)から(年月日)まで	
供与日 ⁽⁴⁾	個別補助	(年月日)	
関連する経済部門	補助を受領する資格を持つ 全経済部門		
	特定の部門に限定 -NACE Rev. 2. ⁽⁵⁾ に従って明 記して下さい		
受益者の種類	中小企業		
	大企業		
予算	スキームに基づく計画予算 の年間総額 ⁽⁶⁾	通貨... (単位:百 万)	
	事業者に供与される個別補 助の全体額 ⁽⁷⁾	通貨... (単位:百 万)	
	保証用 ⁽⁸⁾	通貨... (単位:百 万)	
補助手段(第5条)	補助金		
	金利補助金		

	融資		
	保証 / 委員会決定への言及 (9)		
	財政上の措置		
	リスク・キャピタル		
	返済を要する前払金		
	その他（明記して下さい）		
共同体基金の共同出資を受けている場合	整理番号：	共同体基金の額	通貨...（単位：百万）

(1) NUTS —地域統計分類単位

(2) EC 条約第 87 条(3)(a), 第 87(3)条(c), 混合地域, 地域補助を受ける資格のない地域

(3) 供与当局が補助を供与すると約束する期間

(4) 補助は補助を受領する法的権利が国内法制度に基づき受益者に移転した時に供与されたものとみなされる。

(5) NACE Rev.2 —欧州共同体における経済活動の統計的分類

(6) 補助スキームの場合：当該スキームに基づき予定される予算の年間総額又は当該スキームに含まれる全ての補助手段について予測される年間資本損失を示してください。

(7) 個別補助の供与の場合：補助額 / 資本損失の全額を示してください。

(8) 保証の場合, 保証された融資の(最大)金額を示してください。

(9) 該当する場合, 規則第 5 条(1)(c)に従って総補助金相当額の計算方法を承認した委員会決定への言及

第 II 部

補助措置を実施する根拠となる GBER の条項を示してください。

一般的目的（リスト）	目的（リスト）	最大補助率（単位：％）又は最大補助額（単位：通貨）	中小企業—ボーナス（単位：％）
地域投資・雇用補助 ⁽¹⁾ （第 13 条）	スキーム	... %	
	個別補助（第 13 条(1)）	... %	
新設された小規模企業への補助（第 14 条）		... %	
中小企業投資・雇用補助（第 15 条）		... %	
女性起業家により新規に設立された小企業への補助（第 16 条）		... %	
環境保護のための補助（第 17 条～25 条）	事業が環境保護に関する共同体基準を上回り、又は共同体基準不存在の場合は環境保護水準を高める投資補助（第 18 条） 該当基準に言及してください。	... %	
	共同体基準を上回り、共同体基準不存在の場合に環境保護水準を高める輸送用車両の新規取得に対する補助（第 19 条）	... %	
	中小企業に対する将来の共同体基準の早期採用の補助（第 20 条）	... %	
	省エネ措置のための環境投資補助（第 21 条）	... %	
	高効率熱電供給のための環境投資補助（第 22 条）	... %	
	再生可能エネルギー源に由来するエネルギーの推進に向けた環境投資補助（第 23 条）	... %	
	環境研究補助（第 24 条）	... %	
	環境税の減税の形式による補助（第 25 条）	通貨	
中小企業支援コンサルティング及び中小企業に対する展示会参加補助（第 26 条～27 条）	中小企業支援に対するコンサルティング補助（第 26 条）	... %	

	中小企業に対する展示会参加補助(第27条)	...	%	
リスク・キャピタルの形式による補助(第28条~29条)		通貨		
研究開発・技術革新補助(第30条~37条)	研究開発プロジェクトに対する補助(第31条)	基礎研究(第31条(2)(a))	...	%
		産業調査(第31条(2)(b))	...	%
		実験開発(第31条(2)(c))	...	%
	技術的実現可能性調査に対する補助(第32条)	...	%	
	中小企業に対する工業所有権費用の補助(第33条)	...	%	
	農業及び漁業部門の研究開発補助(第34条)	...	%	
	新しい革新的企業への補助(第35条)	通貨		
	技術革新顧問サービス及び技術革新支援サービスのための補助(第36条)	通貨		
	高度な資格を有する人員の期限付き移籍のための補助(第37条)	国の通貨		
訓練補助(第38条~39条)	特定訓練(第38条(1))	...	%	
	一般訓練(第38条(2))	...	%	
ハンディ及び障害を持つ労働者のための補助(第40条~42条)	賃金助成金形式によるハンディを持つ労働者の採用補助(第40条)	...	%	
	賃金助成金形式による障害を持つ労働者の雇用補助(第41条)	...	%	
	障害を持つ労働者雇用による追加費用の補償補助(第42条)	...	%	

(1) 補助スキームに基づき供与された補助を補充するための個別地域補助の場合、当該スキームに基づき供与された補助率及び個別補助の補助率を共に示してください。

SGEI コミュニケーション等

2011 年 12 月 20 日付委員会決定
一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された特定事業者に
公共サービス補填金の形態で供与される国家補助に対する
EU 機能条約第 106 条 2 項の適用について
(C(2011) 9380 号文書による届出)
(欧州経済領域関連文書)
(2012/21/EU)

欧州委員会は、

EU 機能条約、取り分け第 106 条 3 項に鑑みて、

本決定を採択した。

前文

- (1) EU は、条約第 14 条の規定により、条約第 93、106、107 条の規定に影響を与えることなく、一般的経済利益を有するサービスが、その使命を達成できる原則と条件に基づいて確実に実施されるように権限を用いることが要請されている。
- (2) 一般的経済利益を有する特定のサービスが、使命を達成できる原則に基づき、またそのような条件の下で運営されるためには、国家からの財政支援により、公共サービス義務により生じる特定の費用の一部又は全部が賄われることが必要となる場合がある。EU 司法裁判所は、条約第 345 条の規定により、一般的経済利益を有するサービスの運営主体が、公的事業者、民間事業者のいずれかであるかという点は重要ではないと判示している。
- (3) この点に関し、条約第 106 条 2 項は、一般的経済利益を有するサービス運営の委託を受けた事業者又は収益をもたらす独占の性格を有する事業者は、条約に規定された規則、取り分け競争に関する規則の適用により委託された業務の遂行が法律上も実際上も妨げられない限りにおいて、当該規則に従うものとしている。しかしながら、それにより、EU の利益に反する程度までに通商の発展に影響を与えることとなってはならない。
- (4) アルトマーク事件判決²¹⁵において、司法裁判所は、4 要件が満たされる限り公共サービス補填金は 107 条にいう国家補助に該当しないとの見解を示した。第一に、受領事

²¹⁵ Case C-280/00 Altmark Trans and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark [2003] ECR I-7747.

業者が、遂行すべき公共サービス義務を実際に負っており、更に当該義務が明確に定義されていること。第二に、補填金計算の基礎となる基準が事前に客観的かつ透明性を有する方法で定められていること。第三に、補填金が、公共サービス義務の遂行により発生する費用の一部又は全部を賄うのに必要な額を超えないこと。その際、関連する受領額と合理的な利益を考慮する。第四に、公共サービス義務を遂行する事業者が、当該サービスを最少費用でコミュニティ(community)に提供する入札事業者を選出する公共調達手続によって選出されない場合、必要な補填金の水準は、健全に運営され適切なサービス遂行手段を有する典型的な事業者が要する費用の分析に基づいて決定されなくてはならないことである。

- (5) こうした要件が充足されず、条約第 107 条 1 項が適用される条件一般が充足される場合には、公共サービス補填金は国家補助に該当し、条約第 93, 106, 107, 108 条の適用を受ける。
- (6) 本決定に加え、一般的経済利益を有するサービスの提供のために供与される補填金に対する国家補助規則の適用に関しては、以下の三つの文書が関係する。
- (a) 一般的経済利益を有するサービス提供に供与される補填金に対して欧州 E U 国家補助規則を適用することに関する新たなコミュニケーションション²¹⁶は、かかる補填金に対する条約第 107 条及びアルトマーク事件判決が定めた基準の適用を明確化している。
- (b) 委員会が採択を目指している、SGEI 提供のためのデ・ミニマス補助に対する条約第 107, 108 条適用に関する新たな規則は、公共サービス補填金について、補填金の額をはじめとする第 107 条 1 項の基準全てを満たさないとされる一定の条件を定めている。
- (c) 公共サービス補填金の形態をとる国家補助のための改定された枠組み²¹⁷は、本決定が適用されないため委員会に届出なければならない事例に関して、委員会がどのように分析を行うかについて規定している。
- (7) 一般的経済利益を有するサービス²¹⁸の運営を委託された特定の事業者に対して公共サービス補填金の形態で供与される国家補助に対する E C 条約第 86 条 2 項の適用に関して行われた 2005 年 11 月 28 日付委員会決定第 2005/842 号は、条約第 106 条 2 項にいう例外の意味と範囲を明らかにしており、また同項に規定された要件の充足状況の効果的な監視を可能にする規則を定めている。本決定は、決定第 2005/842 号に取って代わるものであるが、一般的経済利益を有するサービスのための補填金の形で行われる国家補助が条約第 106 条 2 項に適合するとみなされるため、第 108 条 3 項の事前届出義務の対象にはならない基準を示している。

²¹⁶ OJ C 8, 11.1.2012, p.4.

²¹⁷ OJ C 8, 11.1.2012, p.15.

²¹⁸ OJ L 312, 29.11.2005, p.67.

- (8) かかる補助が適合するとみなされるのは、条約第 106 条 2 項に言及されているとおり、一般的経済利益を有するサービスの提供を確保するために補助が供与される場合のみである。当該問題に適用される事業分野ごとの E U 規則が存在しない場合、判例法により、一般的経済利益を有するサービスとして分類されるサービスの定義については、加盟国が大きな裁量を持つとされている。したがって、委員会の任務は、一般的経済利益を有するサービスの定義について明白な誤りが無いようにすることである。
- (9) 数々の条件が満たされれば、一般的経済利益を有するサービス提供を委託された事業者に供与される限定された額の補填金は、E U の利益を損ねるほどに通商や競争の発展を阻害しない。したがって、年間上限額を下回る補填金は、本決定の要件が満たされる限り、個々の国家補助に関する届出は不要である。
- (10) 一般的経済利益を有するサービスの提供による E U 域内通商の発展は、域内市場の発展にとって鍵となる多数の事業分野における多国籍提供者(multi-national providers)の力強い成長等によって示されているとおりであるが、本決定に従った届出要件を免除される補填金の上限額が委託期間中の年平均として計算されることを考慮し、決定第 2005/842 号の上限よりも低く設定することが適切である。
- (11) 一般的経済利益を有する業務を委託される社会的サービスを担う病院及び事業者は、特有の考慮されるべき特徴を持ち合わせている。殊に現在の経済環境及び域内市場の発展段階において、社会的サービスは、公共サービスの費用を賄うために本決定の閾値を超えた補助金額を必要とする可能性がある点に注意が必要である。それゆえ、社会的サービスのための補填金額が大きい場合であっても、必ずしも競争をゆがめるリスクが大きくなるとは限らない。したがって、支払能力の制約から、通常の市場条件では住居を確保できない社会的弱者や弱者集団を対象とする居住施設の提供等の社会的サービスを担う事業者については、受け取る補填金の額が本決定の定める閾値を超えたとしても、本決定による届出免除の恩恵を受けるべきである。同じことは、救急医療や付帯サービス等取り分け研究分野において自己の主要業務と密接に関連する医療を提供している病院についてもいえる。適用免除の恩恵を受けるために、医療及び長期療養、小児医療、労働市場への参加及び復帰、社会的居住施設、更には社会的弱者集団に対する診療や社会的包摂等に関する社会のニーズを充足する社会サービスは、明確に定義されるべきである。
- (12) ある特定の補填金措置が通商や競争に影響を与える程度は、年間に受領する補填金の平均額や対象事業分野のみではなく、委託期間全体の長さにもよる。それゆえ、例えば社会的居住施設提供の分野において想定されるように、巨額の投資を理由とする長期間の委託が正当化されない限り、本決定の適用される委託期間は 10 年を超えないものに限定する。
- (13) 条約第 106 条 2 項が適用されるためには、当該事業者は、一般的経済利益を有する特

定のサービスの運営について加盟国から明確な委託を受けなくてはならない。

- (14) 条約第 106 条 2 項に規定されている要件を充足するため、一般的経済利益を有するサービスの委託に関して充足されるべきより詳細な条件を定める必要がある。補填金額の計算及び確認が適切に行われるのは、事業者に課せられた公共サービス義務及び国家に課せられたあらゆる責任が、関連加盟国の所轄官庁による措置に明確に記されている場合に限られる。手段の形式は、加盟国によって異なるが、少なくとも、関連事業者、正確な内容、課せられた公共サービス義務の期間と対象地域、独占権や特権の供与等については特定されるべきであり、また補填金支払の仕組みや補填金額算定の際の基準、更には補填金過払いの回避や過払いの際の回収手段等について説明されることを要する。具体的な委託措置は、本決定について言及することで、適用に関する透明性を確保することが求められる。
- (15) 不当な競争の歪曲を回避するために、補填金は、事業者がサービスを運営する際の合理的な利益を含む総費用を上回らないものとする。
- (16) 対象事業者がサービスを運営する際に生じる総費用を賄うための必要額を超過する分の補填金は、一般的経済利益を有するサービス運営のために必要ではなく、国家に返還すべき不適合な国家補助に該当する。一般的経済利益を有するサービス実施のために供与されるものの、実際には関連事業者が委託に関する法令に記された目的外のために他の市場で用いる補填金についても、一般的経済利益を有するサービス運営のために必要ではなく、返還すべき不適合な国家補助に該当する可能性がある。
- (17) 考慮される総費用は、一般的経済利益を有するサービスの運営に当たって発生する費用と一般的経済利益を有するサービスから得られる収入の差額、又は公共サービス義務を伴う運営に要する総費用と公共サービス義務を伴わない運営の総費用若しくは利益の差額として算出される。特に、例えば規制を受けた料金を理由に、公共サービス義務の収入が減少したが、費用には影響を与えない場合、公共サービス義務の遂行で発生する総費用を以前の利益に基づいて決定することが認められる。不当な競争の歪曲を回避するためには、一般的経済利益を有するサービスから得られる全収入、換言すれば、当該義務を課されなければ提供者は得ることのなかったあらゆる収入が補填金額の計算において考慮される。当該事業者が、補助が供与されている一般的経済利益を有するサービス以外の合理的な水準以上の利益を生む諸活動に関する特権や独占権を有している場合や、国家から供与されたその他の便宜から恩恵を受けている場合には、これらは条約 107 条にいう分類に関わりなく収入に含まれる。
- (18) 合理的な利益は、リスクの水準又はリスクの不在を考慮した資本利益率として決定される。資本利益率は、事業者が委託期間中に投下した資本について事業者が得た内部収益率と定義される。

- (19) 関連するスワップレートに 100 ベーシスポイント(basis points)を加えた値を超えない利益は非合理的とみなされない。この文脈において、関連するスワップレートとは、無リスク投資の適正な収益率と考えられる。取り分け 100 ベーシスポイントのプレミアムは、委託期間中のサービス運営に關与して提供した資本の流動性リスクに対する補償の役割を果たす。
- (20) 例えばサービス運営において発生する費用が全額補填されることから、一般的経済利益を有するサービスの委託を受けた事業者が相当程度の事業リスクを負わない場合には、関連するスワップレートに 100 ベーシスポイントを加えた指標値を超える利益は合理的とみなされない。
- (21) 特別な事情により、資本利益率(return on capital)の使用が適切でない場合、加盟国は合理的な利益水準を決定するために他の利益計測指標(profit level indicators)を用いることができる。例としては、平均株主資本利益率 (average return on equity), 使用総資本利益率(return on capital employed), 総資産利益率(return on assets), 売上高利益率(return on sales)などがある。
- (22) 何が合理的な利益に該当するかを決める際、加盟国は、提供されるサービスの質及び生産効率の向上と特に結びついたインセンティブ基準を導入することができる。効率の向上は、提供されるサービスの質を損なってはならない。例えば、各加盟国は生産効率の目標を委託に関する措置の中で規定することが可能であり、それにより目標の達成度合いに応じて補填金の水準が決定される。また、委託に関する法令には、事業者が目標を達成できない場合、補填金は同法令中に規定された計算方法を用いて減額される一方、事業者が目標を上回れば、補填金は同じ計算方法により増額されるとの内容を盛り込むことも可能である。生産効率向上に関連した報奨は、事業者、加盟国、利用者間で利益をバランス良く分配することが可能な水準に設定されるものとする。
- (23) 条約第 93 条は、第 106 条 2 項に関する「特別法(*lex specialis*)」に該当する。同条は、陸上運輸部門における公共サービス義務に適用される規則を規定している。第 93 条は、鉄道・道路による公共旅客輸送サービス及び公共旅客交通における公共サービス義務の補填金に適用される規則を定めた欧州議会及び理事会規則第 1191/69 号及び第 1107/70 号²¹⁹の削除に関する 2007 年 10 月 23 日付欧州議会及び理事会規則第 1370/2007 号により説明されている。内陸水路の旅客交通への適用は、加盟国の裁量に委ねられている。理事会規則第 1370/2007 号は、当該規則の条件を充足する陸上運輸部門におけるあらゆる補填金を条約 108 条 3 項による届出から免除するものである。アルトマーク事件判決に従い、条約第 93 条の規定に適合しない陸上運輸部門の補填金については、条約第 106 条 2 項及び条約のその他の規定に基づき当該条約と適合すると宣言することはできない。したがって、本決定は陸上運輸部門には適用されない。

²¹⁹ OJ L 315, 3.12.2007, p.1.

- (24) 陸上運輸とは異なり、海上及び航空運輸部門は条約第 106 条 2 項の適用を受ける。海上及び航空運輸部門の公共サービス補填金に適用される特定の規則は、共同体における航空サービス運営の一般的規則に関する 2008 年 9 月 24 日付欧州議会及び理事会規則第 1008/2008 号²²⁰、サービス提供の自由の原則の加盟国間海上運輸に対する適用に関する 1992 年 12 月 7 日付理事会規則第 3577/92 号に記されている（海運カボタージュ）²²¹。しかしながら、理事会規則第 1370/2007 号とは異なり、それらの規則は潜在的な国家補助の要素への適合性には言及しておらず、また条約 108 条 3 項に規定される届出義務を免除するものでもない。したがって本決定は、航空及び海上運輸部門における公共サービス補填金に適用される。その際、本決定の定める条件を満たすことに加えて、該当する場合には補填金が理事会規則第 1008/2008 号及び第 3577/92 号に規定されている事業分野別の規則にも適合することが条件となる。
- (25) 条約第 106 条 2 項にいう一般的経済利益を有するサービスに該当する島嶼への空路又は海路による接続並びに空港及び港湾に対する公共サービス補填金に関する特定の事例においては、これら活動の経済実態及び一般的経済利益を有するサービスの性質をより正確に反映する年平均の旅客数を基に閾値を定めることが適切である。
- (26) 一般的経済利益を有する特定のサービスに関する事前届出義務の免除は、加盟国が特定の補助プログラムに関して届出を行う可能性を否定するものではない。そうした届出が行われる場合、又は委員会が苦情を受けて、若しくは職権により実施される特定の補助措置の適合性を評価する場合、委員会は本決定の諸条件が充足されているか否かについて評価する。充足されていない場合には、当該措置は公共サービス義務の形で行われる国家補助のための枠組みに関する委員会コミュニケーションに規定されている原則に従って評価される。
- (27) 本決定は、加盟国及び公共事業者間の財務関係の透明性及び特定の事業者内部における財務上の透明性に関する 2006 年 11 月 16 日付委員会指令第 2006/111 号²²²の規定に影響を与えることなく、適用されるものとする。
- (28) 本決定は、競争分野における E U の規定、取り分け条約第 101、102 条に影響を与えることなく適用されるものとする。
- (29) 本決定は、公共調達分野における E U の規定に影響を与えることなく適用されるものとする。
- (30) 本決定は、事業分野別の E U 立法に盛り込まれた公共サービス義務に関連したより厳

²²⁰ OJ L 293, 31.10.2008, p.3.

²²¹ OJ L 364, 12.12.1992, p.7.

²²² OJ L 318, 17.11.2006, p.17.

格な規定に影響を与えることなく、適用されるものとする。

(31) 本決定の効力発生前に供与された個々の補助に対しては、移行規定を定める必要がある。本決定の効力発生前に実施に移された補助スキームは、決定第 2005/842 号に従って引き続き域内市場に適合するものとされ、届出義務が更に 2 年間免除される。決定第 2005/842 号に従って供与されたものではないものの、本決定の効力発生前に実施に移され、本決定に定められた条件を満たしている補助については、域内市場に適合し、届出義務を免除される。

(32) 委員会は、その効力発生から 5 年後に本決定の見直しを行う予定である。

第 1 条 内容

本決定は、一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された特定の事業者に対して公共サービス補填金の形態で供与される国家補助が域内市場に適合し、条約第 108 条 3 項に定められた届出義務を免除される条件を定めるものである。

第 2 条 適用対象

1. 本決定は、条約第 106 条 2 項に規定された一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された事業者に対して公共サービス補填金の形態で供与される国家補助であって、以下の分類のいずれかに該当するものに対して適用される。

(a) 運輸及び運輸施設以外の領域における一般的経済利益を有するサービス提供のための年間総額で 1500 万ユーロを超えない補填金。

補填金額が委託期間によって異なる場合、年間総額は、委託期間中に支払われる予定の補填金総額の年平均額として計算されるものとする。

(b) 救急サービスを含む医療を提供する病院による一般的経済利益を有するサービス提供のための補填金。

なお、特に研究分野における主要活動に密接に関連した付帯活動の遂行に対しては、本条の適用を妨げない。

(c) 医療及び長期療養、小児診療、労働市場への参加及び復帰、社会的居住施設、社会的弱者集団に対する措置や社会的包摂等に関する社会的ニーズに合致した一般的経済利益を有するサービス提供のための補填金。

(d) 一般的経済利益を有するサービスが、対象年度の直近の 2 会計年度の年平均旅客数が 30 万人を超えない、島嶼への空路又は海路による接続に関する一般的経済利益を有するサービス提供のための補填金。

(e) 一般的経済利益を有するサービスが割り当てられた年度の直近の 2 会計年の年平均

旅客数が、空港の場合 20 万人、港湾の場合 30 万人を超えない、空港及び港湾に関する一般的経済利益を有するサービス提供のための補填金。

2. 本決定が適用されるのは、事業者が一般的経済利益を有するサービスの運営を委ねられた期間が 10 年を超えない場合に限る。委託期間が 10 年を超えた場合、当該決定は、一般に認められた会計原則（GAAP）に基づいて、サービス提供者が 10 年以上の償却期間を必要とする多額の投資を要請する場合においてのみ適用される。
3. 委託期間中に本決定の適用条件が充足されなくなった場合には、条約第 108 条 3 項に従い当該補助を届出るものとする。
4. 本決定は、航空及び海上運輸の分野については、条約第 106 条 2 項にいう一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された事業者に供与される公共サービス義務の形態を採った国家補助であり、それぞれ理事会規則第 1008/2008 号、第 3577/92 号に適合するもののみ適用される。
5. 本決定は、公共サービス補填金の形態で陸上運輸分野の事業者に供与された国家補助に対しては適用されない。

第 3 条 適合性と届出免除

本決定に定められた条件を充足する、公共サービス補填金の形態による国家補助は、条約又は事業分野別の EU 立法の要請に適合する限りにおいて域内市場と適合し、条約第 108 条 3 項に規定される事前届出義務を免除されるものとする。

第 4 条 委託

一般的経済利益を有するサービスの運営は、一つ又は複数の措置をもって関連する事業者に委託されるものとする。なお、当該法令の形式は個々の加盟国が決定することができる。また措置には、特に以下の内容が盛り込まれることを要する。

- (a) 公共サービス義務の内容及び期間
- (b) 事業者、及び関連地域（該当する場合）
- (c) 供与を管轄する当局により事業者認められた独占権又は特権の性質
- (d) 補填金の仕組み、及び補填金の計算・管理・確認に用いる基準の説明
- (e) 補填金過払いの回避や過払いが起きた際の回収手段
- (f) 本決定への言及

第5条 補填金

1. 補填金の額は、公共サービス義務を実施する際の合理的な利益を含む総費用を賄うのに必要な額を上回らないものとする。
2. 総費用は、第3項に定義された費用と第4項に定義された収入の差として計算される。又は、公共サービス義務を負いながら運営を行う事業者の総費用と、同一事業者が公共サービス義務を負わずに運営を行う場合の総費用若しくは総利益の差額として計算される。
3. 一般的経済利益を有するサービスの運営で発生する費用は、全て勘案されるものとする。かかる費用は、以下のとおり一般に認められた会計原則(GAAP)に基づいて計算される。
 - (a) 当該事業者の活動が一般的経済利益を有するサービスに限られる場合、費用は全て考慮される。
 - (b) 事業者が一般的経済利益を有するサービスの範囲外の活動も行う場合、一般的経済利益を有するサービスに関連する費用のみが考慮される。
 - (c) 一般的経済利益を有するサービスに充てられる費用は、一般的経済利益を有するサービスの運営において発生する直接費用全てと、一般的経済利益を有するサービス及びその他の活動双方に共通する費用の内の適切な負担分を賄うことがある。
 - (d) 一般的経済利益を有するサービスの運営に必要な場合には、投資、取り分けインフラ投資に関連する費用が考慮される。
4. 一般的経済利益を有するサービスにより得られる収入は、条約第107条の範囲内で国家補助に分類されるか否かを問わず、少なくとも全て考慮される。当該事業者が、合理的な水準以上の利益を生む補助の供与されている一般的経済利益を有するサービス以外の諸活動に関連する特権や独占権を有している場合、又は国家から供与されたその他の便宜から恩恵を受けている場合には、条約第107条の分類にかかわらず収入に含まれるものとする。関係加盟国は、当該一般的経済利益を有するサービスの範囲外の活動から発生する利益の全部又は一部を、一般的経済利益を有するサービスの資金繰りに割り当てる場合がある。
5. 本決定の目的に鑑みて、「合理的な利益」は、リスク水準を考慮しつつ一般的経済利益を有するサービスを委託期間中全体を通じて提供するか否かを検討する際に、一般的な事業者が必要とする資本利益率を意味する。また、「資本利益率」は、委託期間中の投下資本に対する事業者の内部収益率を意味する。リスク水準は、関与する部門、サービスの種類及び補填金の性質により決定される。
6. 合理的な利益を決定する際、加盟国は、提供されるサービスの質及び生産効率の向上と特に結びついたインセンティブ基準を導入できる。効率性の向上により、サービスの質を

低下させてはならない。生産効率向上に関連した報奨は、事業者、加盟国、利用者の間で、利益をバランス良く分配することが可能な水準に設定されるものとする。

7. 本決定の目的に鑑みて、関連するスワップレートに 100 ベーシスポイントを加えた水準を超えない資本利益率は、常に合理的と認められる。関連するスワップレートとは、委託措置に定めた期間及び通貨に対応するスワップレートである。一般的経済利益を有するサービスの提供が、相当な事業リスク又は契約上のリスクとは結び付いていない場合で、特に一般的経済利益を有するサービスの提供で生じる総費用が期間終了後に基本的に全額補填される場合には、合理的な利益とは関連するスワップレートに 100 ベーシスポイントのプレミアムを加えた水準を超えてはならない。
8. 特殊な状況により、資本利益率を用いることが適切ではない場合、加盟国は、適切な利益水準の決定に当たり資本利益率以外の利益水準指標を利用することができる。例えば、平均株主資本利益率、使用総資本利益率、総資産利益率、売上高利益率等である。ここでいう利益率は、各年の利子及び税金支払い前の段階の収益(earnings)を意味する。平均利益率の計算は、基準及び割引率設定方法の見直しに関する委員会からのコミュニケーション²²³に定められたとおり、契約の全期間中にわたる割引率を用いて行われる。いずれの指標が選択されても、加盟国は委員会からの求めに対し、当該利益がサービス提供を行うか否か検討中の一般的事業者が必要とする水準を超えていないことについて、例えば競争的状况下において獲得した同種の契約が達成した利益率を参照することにより証明できるようにするものとする。
9. ある事業者が一般的経済利益を有するサービスの領域に含まれるものと含まれないものの両方に該当する活動を行う場合、内部会計は、費用と収入を配分した際の基準とともに一般的経済利益を有するサービスに関わる費用及び収入と、それ以外のサービスに関わる費用及び収入とを分けて示すことを要する。一般的経済利益を有するサービスの範囲外の活動に関わる費用は、全ての直接費用、共通費用のうちの適切な負担分、資本に対する適切な利益分を賄うものとする。これらの費用については、いかなる補填金も供与されてはならない。
10. 加盟国は関係する事業者に対して、補填金の過払分について、返還を請求するものとする。

第 6 条 過払補填金の管理

1. 加盟国は、一般的経済利益を有するサービスの運営に対して供与される補填金が本決定に記載された要請を充足すること、また取り分け事業者が第 5 条に従って決定された額を超

²²³ OJ C 14, 19.1.2008, p.6.

過して受領しないようにする。加盟国は、委員会の求めに応じて証拠を提出する。加盟国は、委託期間中3年ごとに、又は委託期間終了時に自ら点検を実施、若しくは点検が確実に実施されるようにする。

2. 事業者が、第5条に従って決められた額を超えて補填金を受け取った場合、加盟国は当該事業者に対し過払分の返還を求めるものとする。補填金計算に用いる基準は将来更新される。補填金の過払額が年平均補填金額の10%を超えない場合、過払分は翌期に繰り越され、翌期に支払われる予定の補填金から同額が差し引かれる。

第7条 透明性

一般的経済利益を有するサービスの領域に含まれない活動も行う事業者に対して1500万ユーロを超えて供与される補填金については、関連する加盟国がインターネット経由又はその他適切な手段を用いて下記情報を発信する。

- (a) 委託に関する法令又は第4条に挙げられた要素を含むサマリー
- (b) 年間に事業会社に対して供与される補填金額

第8条 情報の入手可能性

加盟国は、委託期間中及び委託期間終了後少なくとも10年間は、供与された補填金が本決定に適合していることを判断するのに必要な情報を入手閲覧可能な状態を維持するものとする。

委員会からの書面での要請により、加盟国は委員会に対し、行われている補填の方法が本決定に適合しているか否かを判断する上で必要であると委員会が考える全ての情報を提供するものとする。

第9条 報告

各加盟国は、本決定の実施に関する報告書を2年ごとに委員会に対し提出するものとする。当該報告書は、第2条1項にある様々な分類のサービスに対して本決定を適用する状況の概要を詳細に網羅し、以下の内容を盛り込むものとする。

- (a) 本決定を組織内活動(in-house activities)を含むその範囲内のサービスに対して適用することに関する説明
- (b) 本決定に従って供与された補助の総額及び受領者が属する経済部門ごとの内訳
- (c) 特定の種類のサービスに対する本決定の適用が第三者に困難を強いたり、不満を生じさせる状況に至ったか否かに関する兆候
- (d) 本決定の適用に関して委員会が求めるその他の情報、及び報告書の提出の時点まで

に指定される その他の情報
なお，第一次報告書の提出期限は，2014年6月30日とする。

第10条 移行規定

本決定は，以下のとおり個別の補助及び補助スキームに適用されるものとする。

(a) 決定第2005/842号に従って域内市場に適合し，届出義務を免除され，かつ本決定の効力発生前に実施に移された補助スキームは，引き続き域内市場に適合し，届出義務を更に2年間免除されるものとする。

(b) 決定第2005/842号に従って域内市場に適合せず，届出義務を免除されなかったものの，本決定に定められた条件を満たしており，本決定の効力発生前に実施に移された補助については，域内市場に適合し，届出義務を免除されるものとする。

第11条 廃止

決定第2005/842号は，廃止される。

第12条 効力発生

本決定は2012年1月31日に発効する。

第13条 名宛人

本決定は，各加盟国宛てに通達される。

ブリュッセルにて，2011年12月20日

欧州委員会
副委員長
ホアキン・アルムニア

一般的経済利益を有するサービスの提供のために供与される補填金に対する
EU国家補助規則の適用に関するコミュニケーション
(欧州経済地域関連文書)
(2012/C 8/02)

1. 本コミュニケーションの目的及び範囲

1. 一般的経済利益を有するサービス(SGEI)は、EU共通の価値に根ざしているだけでなく、社会及び領土の結束を促進する上で中心的な役割を果たしている。EU及び加盟各国は、それぞれの権限の範囲において、かかるサービスが、使命の達成を可能とする各原則及び条件に則って運営されるよう配慮する。
2. 各加盟国の当局機関から資金支援を受けることなく公的事業者又は民間事業者²²⁴により提供可能なSGEIもあれば、関係当局から事業者に対する補填金があつて初めて提供可能となるサービスもある。特定のEU規則が存在しない場合には、一般的に加盟各国は、SGEIの設立や支援の方法を自由に決定できる。
3. 本コミュニケーションの目的は、公共サービス補填金に対する国家補助規則を適用する際に重要となる基本概念²²⁵の明確化である。したがって、公共サービス補填金に最も関係のある国家補助規則に的を絞って論じる。
4. 委員会は、本コミュニケーションと並行して、SGEIに関するデ・ミニマス規則の採択を予定しており、同規則は一部の補填金についてEU機能条約107条²²⁶における国家補助には該当しない旨を明確化している。また、国家補助に該当する特定のSGEI補填金について、EU機能条約106条2項に従つて同条約に適合することを宣言し、条約108条3項に基づく事前届出を免除する決定²²⁷を公表し、一方で、かかる決定の対象とされないSGEIに対する国家補助について条約106条2項の下で適合的であると判断するための条件を規定した枠組み²²⁸を公表している。
5. 本コミュニケーションは、EU立法の他の条項、取り分け公共調達及び条約や各事業分野のEU立法の要請の適用に影響を及ぼすものではない。公的機関が、サービス提供を第

²²⁴ 条約345条の規定により、基本諸条約は、所有権制度に関する加盟各国の法制度に影響を及ぼすものではない。したがって、競争法は、公的所有又は民間所有ということで、企業を差別的に扱うことはない。

²²⁵ 更に詳細な指針が、一般的経済利益を有するサービス、特に一般的な利益を有する社会的サービスに対する国家補助、公共調達及び域内市場に関するEU規則の適用に関する2010年12月7日付ガイドSEC(2010)1545 finalにおいて示されている。

²²⁶ 本官報23頁参照。

²²⁷ 一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された特定事業者に公共サービス補填金の形式で供与される国家補助に対するEU機能条約106条2項の適用に関する2011年12月21日付委員会決定第2012/21号(OJ L 7, 11.1.2012, p.3)。

²²⁸ 本官報15頁参照。

三者に委託することを選択する場合、第三者は、EU機能条約 49 条から 56 条、公共調達に関する EU 指令（水道、エネルギー、輸送及び郵便セクターで営業する経済主体の公共調達手続の調整に関する 2004 年 3 月 31 日付欧州議会及び理事会指令第 2004/17 号²²⁹、公共事業契約、公的供給契約、及び公共サービス契約の締結手続の調整に関する 2004 年 3 月 31 日付欧州議会及び理事会指令第 2004/18/EC 号²³⁰）、及び各事業分野の規則²³¹から生じる公共調達を規律する EU 法の遵守義務を負う。また、公共調達に関する各指令の全部又は一部が適用できない場合（例えば、指令第 2004/18 号付属書 IIB に挙げられているサービス委譲やサービス契約で各種社会事業を含む）であっても、契約供与に当たっては、透明性、取扱の公平性、比例性そして相互承認という条約の要請²³²を満たす必要がある。

6. 本コミュニケーション、指令第 2012/21 号、及び公共サービス補填金という形態による国家補助についての EU 枠組みに関する欧州委員会コミュニケーション（2011 年）で取り上げられている問題の他にも、委員会は、SGEI に対する国家補助規則の適用の文脈で生じる個々の問題に対応していく所存である。具体的には、一般的利益を有するサービスに関する双方向情報サービス（Interactive Information Service on Services of General Interest）を通じた対応が想定され、委員会ウェブサイト²³³からアクセス可能である。

7. 本コミュニケーションは、EU 司法裁判所の関連する判例法に影響を及ぼすものではない。

2. 国家補助の概念に関する一般規定

2.1. 事業者及び経済活動についての概念

8. EU 機能条約 107 条 1 項に基づき、国家補助規則が適用されるのは、一般的に受領者が「事業者」である場合に限られる。したがって、一般的利益を有するサービスが事業者と見なされるか否かは、国家補助規則の適用にとって基本的な問題である。

2.1.1. 一般原則

9. 事業者の定義について、司法裁判所は、法的地位や資金調達方法を問わず、経済活動に従事する主体という定義を一貫して示してきた²³⁴。したがって、特定の主体が事業者に分類されるか否かは、専らその活動の内容により決定される。本一般原則より、次の三つの重要な帰結がもたらされる。

²²⁹ OJ L 134, 30.4.2004, p.1.

²³⁰ OJ L 134, 30.4.2004, p.114.

²³¹ 例えば、鉄道及び道路による公共旅客輸送サービスに関しては、理事会規則第 1191/69 号 及び第 1107/70 号を廃止する 2007 年 10 月 23 日付欧州議会及び理事会規則第 1370/2007 号（OJ L 315, 3.12.2007, p.1）を参照。

²³² Case C-324/98 *Telaustria Verlags GmbH and Telefonadress GmbH v Telekom Austria AG* [2000] ECR I-10745, para.60 及び公共調達指令が適用されない又は完全には適用されない契約供与に適用される共同体法に関する委員会の解釈を示すコミュニケーション（OJ C 179, 1.8.2006, p.2）。

²³³ http://ec.europa.eu/services_general_interest/registration/form_en.html

²³⁴ Joined Cases C-180/98 から C-184/98 *Pavlov and Others* [2000] ECR I-6451.

第一に、当該主体の国内法に基づく地位は、決定的な要素とはならないということである。例えば、国内法では協会やスポーツクラブに分類される主体であっても、条約 107 条 1 項にいう事業者と見なす必要がある。この点に関して唯一の適切な基準は、経済活動を営んでいるか否かということである。

第二に、国家補助適用それ自体は、当該主体が営利を目的として設立されているか否かは基準とされない。司法裁判所及び一般裁判所の判例法によると、非営利事業であっても、市場において物品やサービスを提供することは可能である²³⁵。そうでない場合には、非営利のサービス事業者は、当然ながら国家補助の対象からは外れることになる。

第三に、ある主体が事業者に分類される基準は、常に特定の活動に関するということである。経済活動と非経済活動の双方を営んでいる主体は、経済活動に関してのみ事業者として扱われる。

10. 国家補助規則の適用においては、二つの個別の主体が、単体の経済単位を構成するものとして扱われる可能性があり、かかる経済単位は、対象事業者と見なされることになる。この点について、司法裁判所は、支配権株式(controlling share)、又は機能的、経済的若しくは有機的な関係を見ることになる²³⁶。他方で、自ら市場において物品やサービスを提供していない主体は、株主若しくはメンバーとしての地位に付随する権利の行使、又は資産に対する所有権にのみ由来する成果としての配当金の受取を享受しているに過ぎない場合は、過半数であっても株式保有の事実のみによって事業者と見なされることはない²³⁷。

11. 経済的活動と非経済的活動の明確な区別について、司法裁判所は、市場における物品及びサービスの提供を本質とする活動は経済活動に該当するという判断を一貫して示してきている²³⁸。

12. 特定のサービスに関する市場の存否は、当該加盟国における当該サービスの体系次第である²³⁹。国家補助規則が適用されるのは、特定の活動が市場環境において提供されている場合に限定される。したがって、特定のサービスの経済的性質は加盟国ごとに異なる可能性がある。さらに、政治的選択や経済発展に応じて、サービスの分類は時とともに変化する可能性がある。現時点では市場活動ではないとしても、将来は経済活動となる可能

²³⁵ Joined Cases 209/78 to 215/78 and 218/78 Van Landewyck [1980] ECR 3125, paragraph 21; Case C-244/94 FFSA and Others [1995] ECR I-4013; Case C-49/07 MOTOE [2008] ECR I-4863, paragraphs 27 and 28.

²³⁶ Case C-480/09 P AceaElectrabel Produzione SpA v Commission [2010] ECR paragraphs 47 to 55; Case C-222/04 Ministero dell'Economia e delle Finanze v Cassa di Risparmio di Firenze SpA and Others [2006] ECR I-289, paragraph 112.

²³⁷ Case C-222/04 Ministero dell'Economia e delle Finanze v Cassa di Risparmio di Firenze SpA and Others [2006] ECR I-289, paragraph 107 - 118 and 125.

²³⁸ Case 118/85 Commission v Italy [1987] ECR 2599, paragraph 7; Case C-35/96 Commission v Italy [1998] ECR I-3851, paragraph 36; Joined Cases C-180/98 to C-184/98 Pavlov and Others, paragraph 75.

²³⁹ Joined Cases C-159/91 and C-160/91 Poucet and Pistre [1993] ECR I-637.

性があり、その逆もあり得る。

13. 特定のサービスについて、当局が第三者による提供を認めないことを決定したとしても（例えば、当該サービスを当局自身で賄いたいと考える場合）、経済活動の存在が排除されるわけではない。そうした市場閉鎖策が採られるとしても、他の事業者が当該市場でのサービス提供に前向きであり、又は可能であるならば、経済活動は存在しえる。すなわち、特定のサービスが当局によって提供されているという事実²⁴⁰は、当該活動の経済的性質とは無関係である²⁴¹。
14. 経済的サービスと非経済的サービス間の区別は、特定の加盟国における政治事情や経済事情に左右されることから、原則として経済的活動ではないとされる活動を網羅的に列挙することはできない。また、そうしたリストがあったとしても、真の意味での法的安定性が示されることにはならず、したがってほとんど利用価値はない。ゆえに、以下の段落は、それに代わり、数多くの重要な分野に関して区別の明確化を図るものである。
15. 諸条約において経済活動についての定義が示されていないことから、判例法は、域内市場規則の適用と競争法の適用について、異なる基準を示しているように思われる²⁴²。

2.1.2. 公権力の行使

16. 司法裁判所の判例法に従えば、EU機能条約 107 条は、国家が「公的権限の行使により」行為する場合²⁴³、又は国の諸機関が「公的機関としての資格において」行為する場合には、適用されないことになる²⁴⁴。当該活動が国家の基本的機能の一部を構成する業務である場合、又はその性質、目的及び準拠する規則によりそうした基本的機能に関連したものである場合²⁴⁵は、当該主体は公的権限の行使により行為していると見なされる。一般的に、当該加盟国が市場メカニズムの導入を決めている場合を除いて、本質的に公的機関の権限の一部を構成するとともに国家によって実施される活動は、経済活動には当た

²⁴⁰ Opinion of Mr Advocate General Geelhoed in Case C-295/05 Asociación Nacional de Empresas Forestales (Asemfo) v Transformación Agraria SA (TRAGSa) and Administración del Estado [2007] ECR I-2999, paragraph 110 to 116; 理事会規則第 1191/69 号及び第 1107/70, OJ L 315, 3.12.2007 を廃止する 2007 年 10 月 23 日付鉄道及び道路による公共旅客輸送サービスに関する欧州議会及び理事会意見第 1370/2007 号 1 頁, 5 条 2 項及び 6 条 1 項; Verkehrsverbund Rhein-Ruhr の Bahnen der Stadt Monheim (BSM) 及び Rheinische Bahngesellschaft (RBG) に関するドイツ政府による国家補助 C 58/06 (ex NN 98/05) に関する 2011 年 2 月 23 日付委員会決定第 2011/501 号 1 頁, paragraph 208-209.

²⁴¹ いずれも、当該サービスが SGEI と定義されるか否かという問題とは関連性がない; セクション 3.2 を参照。

²⁴² Case C-519/04 P David Meca-Medina and Igor Majcen v Commission [2006] ECR I-6991, paragraph 30 to 33; Case C-350/07 Kattner Stahlbau [2009] ECR I-1513, paragraphs 66, 72, 74 and 75; Opinion of Mr Advocate General Poiares Maduro delivered on 10 November 2005 in Case C-205/03 P FENIN [2006] ECR I-6295, paragraph 50 and 51.

²⁴³ Case C-118/85 Commission v Italy, paragraph 7 and 8.

²⁴⁴ Case C-30/87 Bodson/Pompes funèbres des régions libérées [1988] ECR I-2479, paragraph 18.

²⁴⁵ 特に Case C-364/92 SAT/Eurocontrol [1994] ECR I-43, paragraph 30 参照。

らない。例として、以下の活動が挙げられる。

- (a) 軍隊又は警察
- (b) 航空安全及び管制²⁴⁶
- (c) 海運管制及び安全²⁴⁷
- (d) 汚染防止監督²⁴⁸
- (e) 刑務所等の設置，資金供給及び運営²⁴⁹

2.1.3. 社会保障

17. 社会保障分野のスキームが経済活動を含む制度として分類されるか否かは，設立と構築の実態による。司法裁判所と一般裁判所は，社会的連帯に基づくスキームと経済スキームを基本的に区別する。

18. 社会保障制度について，社会的連帯に基づいており，経済活動を含むものではないか否かの判断を行うにあたり，司法裁判所と一般裁判所は，幅広い基準を採用している。この点に関して関係があると思われる基準としては，以下のものが挙げられる。

- (a) 当該スキームへの加入が，義務か否か²⁵⁰
- (b) 当該スキームが，専ら社会的目的を追求しているか否か²⁵¹
- (c) 当該スキームが，非営利であるか否か²⁵²
- (d) 給付が，拠出額と無関係であるか否か²⁵³
- (e) 支払われる給付が，当該加入者の収入に必ずしも比例するものではないか否か²⁵⁴
- (f) 当該スキームが，国の監督下にあるか否か²⁵⁵

19. 社会的連帯に基づく制度については，経済スキームとは区別される²⁵⁶。連帯に基づく制度とは対照的に，経済スキームは，通常以下のような点を特徴とする。

- (a) 任意加入²⁵⁷

²⁴⁶ Case C-364/92 SAT/Eurocontrol, paragraph 27; Case C-113/07 P Selex Sistemi Integrati v Commission [2009] ECR I-2207, paragraph 71.

²⁴⁷ Case N 438/02 — Belgium — Aid to port authorities, OJ C 284, 21.11.2002 における 2002 年 10 月 16 日付委員会決定。

²⁴⁸ Case C-343/95 Cali & Figli [1997] ECR I-1547, paragraph 22.

²⁴⁹ Case N 140/06 — Lithuania — Allotment of subsidies to the State Enterprises at the Correction Houses, OJ C 244, 11.10.2006.

²⁵⁰ Joined Cases C-159/91 and C-160/91 Poucet and Pistre [1993] ECR I-637, paragraph 13.

²⁵¹ Case C-218/00 Cisal and INAIL [2002] ECR I-691, paragraph 45.

²⁵² Joined Cases C-264/01, C-306/01, C-354/01 and C-355/01 AOK Bundesverband [2004] ECR I-2493, paragraphs 47 to 55.

²⁵³ Joined Cases C-159/91 及び C-160/91 Poucet and Pistre, paragraphs , 15 to 18.

²⁵⁴ Case C-218/00 Cisal and INAIL, paragraph 40.

²⁵⁵ Joined Cases C-159/91 及び C-160/91 Poucet and Pistre, paragraph 14; Case C-218/00 Cisal and INAIL, paragraphs 43 to 48; Joined Cases C-264/01, C-306/01, C-354/01 and C-355/01 AOK Bundesverband, paragraphs 51 to 55.

²⁵⁶ 特に Case C-244/94 FFSA and Others, paragraph 19 参照。

²⁵⁷ Case C-67/96 Albany [1999] ECR I-5751, paragraph 80 to 87.

- (b) 資本化原則（支払われた拠出額と当該スキームの財務的結果に応じた手当）²⁵⁸
- (c) 営利性²⁵⁹
- (d) 基本スキームでカバーされる手当を補う手当の支払²⁶⁰

20. 両分類の特徴を併せ持つスキームも存在する。そのような場合には、当該スキームのそれぞれの要素についての分析といずれがより重要性が高いかにより分類が決定される²⁶¹。

2.1.4. 医療

21. EUでは、医療制度は加盟国毎に大きく異なっている。市場環境において異なる医療事業者間にどの程度競争が見られるかは、国ごとの事情に大きく左右される。

22. 一部の加盟国では、公立病院は国による医療サービスの一環に組み込まれ、ほぼ完全に社会的連帯の原則に基づいている²⁶²。そうした公立病院の運営資金は、社会保障拠出金その他の国の財源から直接賄われており、皆保険制度に基づいて加入者に無料で医療サービスが提供されている²⁶³。そうした制度が存在する場合、関係組織は事業として行為するものではない旨が、司法裁判所及び一般裁判所によって確認されている²⁶⁴。

23. かかる制度が存在する場合、それ自体は経済的性質の活動ではあっても、別の非経済的サービスの提供を唯一の目的として実施される活動は、経済的性質を持つ活動には当たらない。非経済的サービスの提供を目的として物品を購入する組織については、たとえ大量の購入であるとしても、当該市場で購入者であるという理由だけで、事業者として行為していることにはならない²⁶⁵。

24. その他の多くの加盟国では、病院その他の医療提供者は、患者から直接に又は保険から報酬を得てサービスを提供している²⁶⁶。そうした制度においては、医療サービスの提供に関して病院間にある程度の競争が存在する。そのような状況が当てはまる場合、公立

²⁵⁸ Case C-244/94 FFSA and Others, para 9 and 17 to 20; Case C-67/96 Albany, paragraphs 81 to 85; 併せて Joined Cases C-115/97 to C-117/97 Brentjens [1999] ECR I-6025, paragraph 81 to 85 参照, Case C-219/97 Drijvende Bokken [1999] ECR I-6121, paragraphs 71 to 75, and Joined Cases C-180/98 to C-184/98 Pavlov and Others, para 114 and 115.

²⁵⁹ Joined Cases C-115/97 to C-117/97 Brentjens.

²⁶⁰ Joined Cases C-180/98 to C-184/98 Pavlov and Others.

²⁶¹ Case C-350/07 Kattner Stahlbau [2009] ECR I-1513.

²⁶² 欧州裁判所の判例法に基づく最も顕著な例は、スペイン公的保険制度（Case T-319/99 FENIN [2003] ECR II-357 参照）である。

²⁶³ 制度の全体的特徴から見て、料金が同サービスの実際の費用の僅かな部分を占めるに過ぎないのであれば、非経済活動としての分類には影響しないものと思われる。

²⁶⁴ Case T-319/99 FENIN [2003] ECR II-357, paragraph 39.

²⁶⁵ Case T-319/99 FENIN, paragraph 40.

²⁶⁶ 例えば、Case C-244/94 FFSA, Case C-67/96 Albany, Joined Cases C-115/97, C-116/97 and C-117/97 Brentjens, 及び Case C-219/97 Drijvende Bokken を参照。

病院によって医療サービスが提供されているという事実だけでは、当該活動が非経済的な活動であると見なすには十分とは言えない。

25. また、個人開業医その他の民間事業者がそれぞれリスクを負うことによって報酬獲得を目的として提供される医療サービスは、経済活動と見なすべきである、という見解を司法裁判所と一般裁判所も示している²⁶⁷。同じ原則は、独立の業薬局についても当てはまる。

2.1.5. 教育

26. EUの判例法においては、国の教育システムという枠のなかで国の資金で賄われかつ国の管理下で実施される公教育は、非経済的活動と見なされることが確立されている。この点について、司法裁判所は、「公教育制度を導入し、生徒やその親によってではなく、完全に又は主に公的資金によって制度を維持することで、国家は、報酬を目的とした活動に関与しようとしているのではなく、社会、文化及び教育分野における国民に対する使命を果たしているのである」という見解を示している²⁶⁸。

27. 同一の判例法によれば、公教育が持つ非経済的性質は、原則として制度の運営費用を補う授業料や入学金を時として生徒やその親が支払うという事実によっては影響を受けない。そうした金銭的負担は、多くの場合、制度の真の費用の僅かな部分を賄うに過ぎず、ゆえに提供されるサービスに対する報酬と見なすことはできない。したがって、そうした金銭的負担は、大半が国庫からの資金で賄われる一般的な教育サービスの非経済的性質を変容させるものではない²⁶⁹。かかる原則は、職業訓練²⁷⁰、私立及び公立の小学校²⁷¹や幼稚園²⁷²、大学における二次教育活動(secondary teaching activities)²⁷³、さらに大学における教育の提供といった公教育サービス全般について当てはまる²⁷⁴。

28. 公による教育サービスの提供は、親や生徒又は商業収益がその資金源の大部分を占めるサービスとは明確に区別されなければならない。例えば、完全に生徒からの授業料等で賄われる、より高度な教育を提供する営利事業が該当する。一部の加盟国では、その性質、資金調達構造及び競合する民間組織の存在により経済的活動と見なされうる教育サービスの提供は、公的機関に対しても認められている。

²⁶⁷ Joined Cases C-180 から C-184/98 Pavlov and Others, paragraph 75 and 77 参照。

²⁶⁸ 特に Case C-318/05 Commission v Germany [2007] ECR I-6957, paragraph 68 参照。併せて 2001 年 4 月 25 日付委員会決定 N 118/00 Subvention publiques aux clubs sportifs professionnels 及び Case 68123 Norway Nasjonal digital laeringsarena, 12.10.2011 における EFTA (欧州自由貿易連合) 監視機構の決定 9 頁参照。

²⁶⁹ Case E-5/07 における 2008 年 2 月 21 日付 EFTA 裁判所判決。

²⁷⁰ Case 263/86 Humbel [1988] ECR-5365.

²⁷¹ Case C-318/05 Commission v Germany [2007] ECR I-6957; Case C-76/05 Schwartz [2007] ECR-6849.

²⁷² Case E-5/07 における 2008 年 2 月 21 日付 EFTA 裁判所判決。

²⁷³ Case C-281/06 Jundt [2007] ECR I-12231.

²⁷⁴ Case 109/92 Wirth [1993] ECR I-6447.

29. 研究開発や技術革新を目的とした国家補助に関する欧州共同体の枠組み²⁷⁵において、委員会は、大学や研究機関の一部の活動は、国家補助規則の適用から除外されるということを確認している。これは、研究機関の次に挙げるような主たる活動が対象となる。

- (a) より習熟した優秀な人的資源を得るための教育
- (b) 共同研究や開発を含めた、より多くの知見の獲得や理解の向上を目的とした独立した調査研究の実施
- (c) 研究成果の普及

30. また、委員会は、(ライセンス供与、スピノフの創作(spin-off creation)、又は研究機関が創出した知見のその他の形態での運用等の)技術移転活動は内部的性質²⁷⁶のものであり、かつ収入のすべてが、当該研究機関の主たる活動に再投資されるのであれば、非経済的活動である²⁷⁷、という点も明確にしている。

2.2. 国家資金

31. 直接又は間接的に国家資金から提供される助成のみが、EU 機能条約 107 条にいう国家補助に該当し得る²⁷⁸。民間資源からの資金援助は、特定の事業者の地位強化につながる可能性はあるものの、同条約 107 条の適用対象とはならない。

32. こうした国家資金の移転は、直接的な補助金、税還付、類似の便益などの様々な形態を採る可能性がある。特に、特定のサービスについて国が市場価格を請求しないという事実は、国家資金の放棄に当たる。C-482/99 France v Commission 事件²⁷⁹の判決において、公的事業の資金は、公的機関がそうした資源を管理できる立場にあるのであるから、EU 機能条約 107 条にいう国家資金に該当するということが司法裁判所によっても確認されている。SGEI の運営を委託されている事業者が公的事業者から提供される資金によって賄われており、かつ資金供給が国の責任に帰されるものである場合は、国家補助に該当するものである。

33. 公有財産を占有若しくは使用するためのライセンス、又は経済的価値を持つその他の特別若しくは排他的な権利を入札によることなく供与することは、国家資金の放棄(waiver)を意味するとともに、受益者に対する助成に当たる可能性がある²⁸⁰。

²⁷⁵ R & D & I に関する共同体枠組み OJ C 323, 30.12.2006, 1 頁参照。

²⁷⁶ R & D & I に関する共同体枠組みの脚注 25 によれば、「内部的性質」とは当該研究機関の知見の管理が当該研究機関の部門又は子会社のいずれかによって、又は他の研究機関と共同で行なわれる場合をいう。入札によって第三者に特定のサービスの提供を委託することは、かかる活動の内部的性質を損なうものではない。

²⁷⁷ R & D & I に関する共同体枠組みの 3.1.1 及び 3.1.2 参照。

²⁷⁸ Joined Cases C-52/97 から C-54/97 Viscido and Others [1998] ECR I-2629, paragraph 13, 及び Case C-53/00 Ferring [2001] ECR I-9067, paragraph 16 参照。併せて Case C-379/98, PreussenElektra v Schleswig [2001] ECR I-2099 参照。

²⁷⁹ [2002] ECR I-4397.

²⁸⁰ Case C-462/99 Connect Austria Gesellschaft für Telekommunikation GmbH v Telekom-Control-Kommission,

34. 加盟国は、特定の事業者又は利用者から支払われる料金又は負担金から SGEI の費用を賄うとともに、それから得られる収益を当該 SGEI の運営を委託されている事業者に移転する場合もある。この種の資金供給方法については、特に Case 173/73 Italy v Commission 判決²⁸¹で司法裁判所により検討されており、「当該資金は、国内法により義務づけられる強制的な負担金を資金源とし、また、本件が示しているように国内法の規定に従って管理され割り当てられることから、公的機関とは区別される機関が運営しているとしても、E U 条約 107 条にいう国家資源と見なされる。」という判断が示されている。
35. 同様に、Joined Cases C-78/90 to C-83/90 Compagnie Commerciale de l'Ouest ²⁸²の判決において、司法裁判所により、準財政的負担金(parafiscal charges)によって賄われる措置は、国家資金を資金源とする措置に当たることが確認されている。
36. したがって、準財政的負担金又は国によって課され法令に従って管理され割り当てられる強制的拠出金を資金源とする SGEI の運営に対する補填金の支払は、国家資金を通じて行なわれる補填金の支払に該当する。

2.3. 通商への影響

37. 条約 107 条の適用対象となる、公的サービス補填金は、加盟国間の通商に影響を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものでなければならない。かかる影響については、一般的に競争に対して開かれた市場の存在が前提となる。したがって、E U 法若しくは国内法又は経済発展により事実上市場が競争に対して開かれた状態にあるのであれば、国家補助規則が適用されることになる。そうした状況においては、民間機関であれ公的機関(当局内部による場合も含めて)であれ、SGEI 提供者に対して補填金が与えられる場合、国家補助規制の適用を受けるが、SGEI を定義し組織し、また資金を供給する裁量権は各加盟国が有している。当該市場がこれまで(当局内部の提供者も含めて)単一事業者のために留保されてきた場合には、当該事業者に供与される補填金は等しく国家補助規制の適用対象となる。事実、経済活動が競争に対して開かれた場合、コミュニティーにとって最小の費用を保証する公共調達手続以外の方法で SGEI 提供に関する決定を行なうことは、競合企業の参入を妨げ、又は受益者にとって他市場での事業拡大が容易になるという形で市場を歪めることにつながる可能性がある。また、歪曲は、投入市場(input market)で生じることもある。自由化されていない市場で操業する事業者に対して与えられる補助金は、受領事業者が自由化された市場でも活動している場合は、通商に影響を及ぼす可能性がある

and Mobilkom Austria AG [2003] ECR I-05197, paragraphs 92 and 93; Case T-475/04 Bouygues and Bouygues Télécom SA v Commission [2007] ECR II-02097, paragraphs 101, 104, 105 and 111.

²⁸¹ Case 173/73 Italy v Commission [1974] ECR 709, paragraph 16. 併せて Case 78/79 Steinike [1977] ECR 595, paragraph 21, Case C206/06, Essent Netwerk [2008] 5497, paragraphs 47, 57 and 96 参照。

²⁸² Compagnie Commerciale de l'Ouest and others v Receveur Principal des Douanes de La Pallice Port [1992] ECR I-1847, paragraph 35. 併せて Joined Cases C-34/01 to C-38/01 Enirisorse SpA v Ministero delle Finanze [2003] ECR I-14243, paragraph 26 参照。

38. 受領事業者自体が国境を越えた活動を行ってはいない場合であっても，補助措置は通商に影響を及ぼしうる。かかる場合，国内供給は維持ないし増加するかもしれないが，その結果として，他の加盟国で設立された事業者が当該加盟国においてサービスを提供する可能性は少なくなる²⁸⁴。
39. 司法裁判所の判例法によれば，加盟国間の通商が影響を受けていないと見なしうる場合の基準や割合は存在しない²⁸⁵。補助金額が比較的少ないことや受領事業者も比較的規模が小さいことは，原則として(a priori)加盟国間の通商が影響を受けていないことを意味するものではない。
40. 他方で，純粹に地域的な性格の活動であって加盟国間の取引には影響は及ばないと委員会が結論付けている事例もある。たとえば，以下場合である。
- (a) 主に地元住民が使用するスイミングプール²⁸⁶
 - (b) 排他的に地元住民のみを対象とした地域病院²⁸⁷
 - (c) 国境を超える訪問者が訪れる可能性が低い地方の資料館²⁸⁸
 - (d) 地域の文化行事であって，観客が地元住民に限られる場合²⁸⁹
41. 最後に，委員会は，加盟国が実施している財政支援のすべてについて検討する必要はない。デ・ミニマス補助に対する条約 87 条及び 88 条の適用に関する 2006 年 12 月 15 日付規則第 1998/2006 号²⁹⁰は，1 事業者当たりの補助金額が 3 年間で 20 万ユーロ未満の場合は，同条約 107 条 1 項の適用対象とはならないと定めている。特定のデ・ミニマス基準が，運輸，漁業，農業部門に適用され，委員会は，一般的経済価値を有する地域サービスを対象とした具体的なデ・ミニマス閾値を盛り込んだ規則の導入を検討している。

3. 公的サービス補填金が国家補助には当たらない場合の条件

3.1. 司法裁判所により示されている基準

²⁸³ Joined Cases T-298/97, T-312/97, T-313/97, T-315/97, T-600/97 to T-607/97, T-1/98, T-3/98 to T-6/98 and T-23/98, Mauro Alzetta and others v Commission [2000] ECR II-2319, paragraph 143 to 147.

²⁸⁴ 特に Case C-280/00 Altmark Trans GmbH and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark GmbH [2003] ECR I-7747 参照。

²⁸⁵ Case C-280/00 Altmark Trans GmbH and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark GmbH, paragraph 81.

²⁸⁶ Case N 258/00 — Germany — Leisure Pool Dorsten, OJ C 172, 16.6.2001 における委員会決定 16 頁。

²⁸⁷ Case N 543/01 — Ireland — Capital allowances for hospitals, OJ C 154, 28.6.2002 における委員会決定 4 頁。

²⁸⁸ Case N 630/03 — Italy — Local museums — Sardinia, OJ C 275, 8.12.2005 における委員会決定 3 頁。

²⁸⁹ Case N 257/07 — Spain — Grants for theatrical productions in the Basque Country, OJ C 173, 26.7.2007 における委員会決定 2 頁。

²⁹⁰ de minimis 補助への EC 条約 87 条及び 88 条の適用に関する 2006 年 12 月 15 日付委員会規則第 1998/2006 号, OJ L 379, 28.12.2006, 5 頁。

42. 司法裁判所は、アルトマーク判決において²⁹¹、いかなる便益も存在しないという理由で公的サービス補填金が国家補助に該当しないと判断されうる場合の条件について、更に明確な判断を示している。

43. 司法裁判所によれば、「国家措置が、公的サービス義務の履行を目的として受領事業者から提供されるサービスに対する補填金と見なされねばならず、当該事業が実際に金銭的便益を享受しておらず、したがってかかる措置によって競合するその他の事業よりも競争上優位な立場に置かれることがないのであれば、かかる措置はEU機能条約 107 条 1 項の適用対象とはならない。しかしながら、かかる補填金が特定の事例において国家補助と見なされないためには、多くの条件を満たす必要がある。

— … 第一に、受益者事業者が、遂行すべき公共サービス義務を実際に負っている必要があるとともに、かかる義務が明確に定義されていなければならない。

— … 第二に、補填金計算の根拠について、競合事業者に対して受益者事業者が優遇されることになるような経済的便益が生じないように、客観的かつ透明性を有する方法で予め規定されていなければならない。事後に、公共サービス義務の履行に関連した特定のサービスが経済的に実行可能ではないことが判明する場合、かかる補填金の基準を事前に定めることなく事業者が被る損失に対して加盟国が支払う補填金は、EU機能条約 107 条 1 項における国家補助の概念に該当する財政的措置に当たることになる。

— … 第三に、補填金は、公共サービス義務の遂行により発生する費用の全て又は一部を賄うために必要な額を超えてはならない。その際、関連する受領額や合理的な利益について考慮する。

— … 第四に、特定の場において、公共サービスを実施する事業者が、公共調達手続、すなわちコミュニティーにとって最も少ない費用でサービスを提供可能な入札者を選定する方法により選ばない場合には、必要とされる補填金は、健全に運営しており当該必要な公共サービス要件を満たせる十分な輸送手段を有している典型的な事業者が、かかる義務を遂行するにあたって生じるであろう費用の分析に基づいて決定され、その際には関連する受領額と合理的な利益が考慮される。」²⁹²

44. 以下第 3.2 から 3.6 節においては、アルトマーク判例法において規定されている様々な要件、すなわち、条約 106 条における経済的利益を有するサービスについての概念²⁹³、委託の法行為の必要性²⁹⁴、補填金の基準を規定する義務²⁹⁵、過剰補填金の回避に関する

²⁹¹ 運輸を対象とした規則 第 1998/2006 号第 2 条 2 項を参照; 規則第 1860/2004 号 (OJ L 193, 25.7.2007, p. 6)を改定する、漁業セクターにおける de minimis 補助への EC 条約 87 条及び 88 条の適用に関する 2007 年 7 月 24 日付委員会規則第 875/2007 号; 及び 農業生産分野におけるデ・ミニマス補助への EC 条約 87 条及び 88 条の適用に関する 2007 年 12 月 20 日付委員会規則第 No 1535/2007 号 (OJ L 337, 21.12.2007, p.35)。

²⁹² Case C-280/00 Altmark Trans GmbH and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark GmbH, paragraph 87 to 93.

²⁹³ 第 3.2 節参照。

²⁹⁴ 第 3.3 節参照。

²⁹⁵ 第 3.4 節参照。

原則²⁹⁶、及び提供事業者の選定に関する原則²⁹⁷について論じる。

3.2. 一般的経済利益を有するサービスの存在

45. 一般的経済利益を有するサービスの概念は、取り分け当該加盟国における市民のニーズ、技術や市場の発展、さらに社会的又政治的志向に応じて異なる概念である。又、SGEIとは、その他の経済活動の特徴と比べて顕著な性質を示すサービスであるという判断が司法裁判所によって示されている²⁹⁸。

46. SGEI が存在するとされる範囲を規定する具体的なEU法が存在しないので、特定のサービスをSGEIとして定義することについて、又サービス提供者に対して補填金を与えるについて、加盟各国は相当程度の裁量を有する。一方で、この点に関する委員会の権限は、特定のサービスをSGEIに指定する際に加盟国が明白な誤りを犯しているか否かを検討すること²⁹⁹、又当該補填金に含まれる国家補助に関する評価に限られる。特定のEU法が存在する場合は、加盟国の裁量は更に制限されることになるが、国家補助統制に関してSGEIの定義が正しく行なわれているか否かを評価する委員会の義務に影響が及ぶことはない。

47. 最初のアルトマーク基準は、SGEIの任務について定義することを義務づけている。これは、条約106条2項の求めるところとも一致する³⁰⁰。条約106条2項に基づき、SGEIの運営を委託された事業者は、「特定の任務」を委ねられた事業者ということになる³⁰¹。一般的に、「特定の公共サービスの任務」の委託とは、当該事業者にとっての商業的利益のことを考えるなら、当該事業者が引き受けようとしなない、又は同じ条件である限り若しくは同じ条件では引き受けようとは思われないサービスの供給を意味する³⁰²。一般的利益基準を適用することで、加盟各国又はEUはかかるサービスに対して特定の義務を課することができる。

48. したがって、公共の利益に従って価格、客観的品質基準、継続性及びサービスへのアクセス等の当該加盟国が定める条件に基づいて、通常の市場条件の下で操業する複数の事

²⁹⁶ 第3.5節参照。

²⁹⁷ 第3.6節参照。

²⁹⁸ Case C-179/90 *Mercati convenzionali porto di Genova* [1991] ECR I-5889, paragraph 27; Case C-242/95 *GT-Link A/S* [1997] ECR I-4449, paragraph 53; and Case C-266/96, *Corsica Ferries France SA* [1998] ECR I-3949, paragraph 45.

²⁹⁹ Case T-289/03 *BUPA and Others v Commission* [2008] ECR II-81, paragraphs 166 to 169 and 172; Case T-17/02 *Fred Olsen* [2005] ECR II-2031, paragraph 216.

³⁰⁰ Case T-289/03 *British United Provident Association Ltd (BUPA) v Commission* [2008], ECR II-81, paragraph 171 and 224.

³⁰¹ 特に Case C-127/73 *BRT v SABAM* [1974] ECR-313 を参照。

³⁰² 特に理事会規則第1191/69号及び第1107/70号(OJ L 315, 3.12.2007, p. 1)を廃止する、鉄道及び道路による公共旅客輸送サービスに関する2007年10月23日付欧州議会及び理事会規則第1370/2007号第2条を参照。

業者が問題なく既に提供している、又は提供可能である活動に対して公共サービス義務を課すのは適当ではないというのが、委員会の見解である³⁰³。あるサービスを市場が提供可能か否かという問題をめぐる委員会の評価は、当該加盟国が明白な誤りを犯しているか否かの確認に限定される。

49. この原則についての一つの重要な例はブロードバンド部門であり、委員会は既に SGEI と見なしうる活動の種類について明確な判断を示している。最も重要な点は、民間投資家が既にブロードバンドネットワークのインフラストラクチャーに投資を行っており(又は既存のネットワークインフラストラクチャーの拡充を行なっている最中であり)、既に十分な範囲でブロードバンドサービスが提供されている状況において、委員会は同様のブロードバンド・インフラストラクチャーを設置する場合には、SGEI と見なすべきではないと考えていることである。反対に、投資家がブロードバンドサービスを十分な範囲で提供できる地位にない場合には、一定の条件の下で SGEI 補填金が認められる³⁰⁴。

50. また委員会は、SGEI に分類されるサービスは、市民を対象としたものであるか、又は社会全体の利益を目的としたものに限るという見解も示している。

3.3. 委託行為

51. 条約 106 条 2 項を適用するためには、SGEI の運営が一つ以上の事業者に委託されていなければならない。したがって、かかる事業者は、国家から特別な職務を委ねられていなければならない³⁰⁵。また、最初のアルトマーク基準により、当該事業は、達成すべき公的サービス義務を担っている必要がある。したがって、アルトマーク判例法に適合するためには、当該事業及び当局の義務について規定した公的サービスの譲渡が必要になる。

52. 公共サービスの任務は、加盟国の措置に応じて、立法的手段若しくは規制的手段又は契約といった形態をとる法行為により割り当てられなければならない。また、複数の措置において規定される場合もある。かかる事例について委員会が採用しているアプローチに基づいて、少なくとも以下について当該法令又は一連の法令において規定することとする。

- (a) 公共サービス義務の内容及び期間
- (b) 対象事業者、及び対象領域(該当する場合)
- (c) 当該当局により事業者に割られる独占的又は特別な権利の内容
- (d) 補填金の算定、管理、見直しのための基準
- (e) 補填金の過払いを回避、回収するための手続

³⁰³ Case C-205/99 Analir [2001] ECR I-1271, paragraph 71.

³⁰⁴ 規定の詳細については、委員会コミュニケーブロードバンドネットワークの急速な展開に関する国家補助規則の適用に関するコミュニティガイドライン第 24 - 30 段落を参照 (OJ C 235, 30.9.2009, p. 7)。

³⁰⁵ 特に Case C-127/73 BRT v SABAM [1974] ECR-313 を参照。

53. 公共サービスの任務の委託過程にサービス提供者が関与することは、サービス提供者の要求に応じて当該委託が実施される場合でも、当該任務は公的機関の行為に由来しないということの意味するわけではない³⁰⁶。一部の加盟国においては、提供者によって開発され提案されるサービスに対して、当局が資金を供給するというのは特殊な事例ではない。しかし、補填金供与の前に、提供者から提案されているサービスを承認するか否かを判断する必要がある。提供者の提案の受入決定に委託行為に関する必要な要素が直接盛り込まれているか、または例えば提供者との契約締結といった個別の法律行為が存在するかといったことは無関係である。

3.4. 補填金の基準

54. 補填金算定の基準となる基準は、受益者事業者を競合事業者に対して優遇するような経済的優位を与えることがないように客観的かつ透明な方法で事前に設定されることを要する。

55. 事前に補填金基準を設定する必要性とは、(例えば、1日、1乗客当たりの又は利用者数に応じた一定額といった)特定の方法に基づいて計算する必要があるということではない。重要なことは、補填金の算定方法が最初から明確になっているということに尽きる。

56. 当局が、提供者の総ての費用について補填することを決定する場合、費用の決定、算定方法を最初から決めておく必要がある。その文脈で考慮されるのは、SGEIの提供に直接関連する費用に限られる。SGEIの提供によって事業者が得る収益は、全て控除される。

57. 補填金の一環として合理的な利益が事業者に認められる場合は、委託措置において利益の算定基準についても規定しておくことを要する。

58. 委託期間中に補填金の額を見直すことが規定されている場合は、委託措置において見直しのための手続と補填金の全体額に及ぼす可能性のある影響について規定しておくことを要する。

59. SGEIが入札手続に基づいて割り当てられる場合は、入札手続の参加希望者全員に提供される情報に補填金の算定方法も含めなければならない。

3.5. 補填金の過払いの回避

60. アルトマーク第三基準に従って、補填金は、関連する受領高や合理的な利益を考慮に入れた上で、公的サービス義務の履行において発生する費用の総て又は一部をカバーするために必要な水準を超えてはならない。したがって、サービス提供者の選定に関するいか

³⁰⁶ Case T-17/02 Fred Olsen, paragraph 188.

なる制度も、これらの要素に基づいて補填金の水準が決定されなければならない。

61. 合理的な利益とは、一般的経済利益を有するサービスの提供への参加を検討している典型的な企業が、リスク水準を考慮に入れた上で、委託期間全体を通じて必要とすると考えられる資本収益率³⁰⁷を意味すると解釈される。リスク水準については、関係部門、サービスの種類又補填の仕組みの特徴によって異なる。資本収益率は、可能であれば、(例えば入札に基づいて締結される契約などの競争的条件に基づいた同様の種類の公的サービス契約において達成される資本収益率を参考にして決定される。一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された事業と比較可能な事業が存在しない部門においては、他の加盟国、又は必要であれば他の部門の同様の事業を参考にすることが認められるが、各部門固有の特徴について考慮する必要がある。合理的な利益に相当する額の判断にあたって、加盟国は特に提供されるサービスの質又生産性効率の向上に関連したインセンティブ基準を導入することが可能である。なお、提供されるサービスの品質を犠牲にして効率性の向上を達成することは認められない。

3.6. 提供者の選定

62. アルトマーク第四基準に従って、提供される補填金は、コミュニティにとって最も少ない費用でサービスを提供できる入札者を選定する公共調達手続による結果、又は健全に運営され必要な手段を十分に有する典型的な事業者に対する基準の結果によるものでなければならない。

3.6.1. 適切な入札手続に基づいて SGEI が割り当てられる場合の補填金額

63. 公的機関がアルトマーク第四基準を満たす最も簡便な方法は、水道、エネルギー、輸送、郵便セクターの公共調達手続の調整に関する 2004 年 3 月 31 日付欧州議会及び理事会指令第 2004/17 号³⁰⁸、事業契約、公共供給契約、公共サービス契約の供与手続の調整に関する 2004 年 3 月 31 日付欧州議会及び理事会指令第 2004/18/号³⁰⁹に沿った、以下に示すような開かれた透明かつ非差別的な公共調達手続を実施することである³¹⁰。第 5 段落で示しているように、公共調達手続の実施は、多くの場合、既存の E U 規則に基づいた必須要件となっている。

64. 法的要件ではない場合でも、様々な申し出を比較し補助に当たらないように補填金を設定するためには、開かれた透明かつ非差別的な公共調達手続は適切な方法である。

³⁰⁷ 資本収益率とは、プロジェクトの存続期間に亘って当該事業が投資した資本に基づいて得られる内部収益率 (IRR)、すなわち契約のキャッシュフローについての IRR を言う。

³⁰⁸ OJ L 134, 30.4.2004, p. 114.

³⁰⁹ OJ L 134, 30.4.2004, p. 1.

³¹⁰ 委員会は、公共調達に関する E U の新規則が採択され次第、新規則において予期される手続の国家補助との関連性を明確にするため、同コミュニケーションを改定する意向である。

65. 司法裁判所の判例法に基づけば、公共調達手続によって国家補助の存在が排除されるのは、かかる手続によって「コミュニティにとって最低の費用負担で」サービスを提供できる入札者を選定できる場合に限られる。
66. 入札方式に関しては、公共調達手続に沿った開放的な³¹¹手続が望ましいことは確かであるが、制限的な³¹²手続も、入札参加希望者が正当な理由なく入札を妨げられない限りアルトマーク第四基準を満足する選択肢となり得る。他方で、競争的対話方式（a competitive dialogue）³¹³又は事前公告を伴った交渉手続(a negotiated procedure with prior publication)³¹⁴は、判断する側の当局の裁量の余地が大きく、参加希望者の入札参加が妨げられる可能性がある。したがって、例外的な事例でなければ、アルトマーク第四基準を満たす上で十分であるとは見なされない。なお、契約届出の公告を伴わない交渉手続³¹⁵は、コミュニティの費用負担が最も少ないサービスの提供が可能な入札者の選定につながることはない。
67. 供与の基準については、明らかに「最廉価」³¹⁶がアルトマーク第四基準を満たすことになる。又「経済的に最も有利な入札」³¹⁷についても、環境的基準³¹⁸又は社会的基準等の供与の基準が、提供されるサービスの目的と密接に関係しており、かつ市場の価値に見合った経済的に最も有利な申し出が認められる場合は、十分だと見なされる³¹⁹。そうした状況が生じた場合、補填金の過払いリスクを事前に最小限にするためには、クローバック（claw-back）メカニズムが適切であろう。また、発注側である当局は、全ての経済事業者が満たすべき品質基準を設定することや、供与決定において様々な申し出の品質面を考慮することを妨げられない。
68. 最後に、調達手続であっても、十分に開かれた真の競争につながらない場合には、コミュニティにとっての最も少ない費用が可能となることはない。例えば、当該サービスの特性上、既存の知的所有権又は特定のサービス提供者が保有するインフラが必要とされる場合などである。同様に、応札が1件だけである場合は、当該入札は、コミュニティにとって最も少ない費用負担につながる手続の確保のために十分ではない。

3.6.2. 入札手続によって SGEI が割り当てられない場合の補填金額

³¹¹ 指令 2004/18 号第 1 条 11 項 a 号、指令第 2004/17 号第 1 条 9 項 a 号。

³¹² 指令 第 2004/18 号第 1 条 11 項 b 号、指令第 2004/17 号第 1 条 9 項 b 号。

³¹³ 指令第 2004/18 号第 29 条。

³¹⁴ 指令第 2004/18 号第 30 条、指令第 2004/17 号第 1 条 9 項 a 号。

³¹⁵ 指令 2004/18/EC 第 31 条。併せて指令 2004/17/EC 第 40 条 3 項を参照。

³¹⁶ 指令 2004/18/EC 第 53 条 1 項 b 号、指令 2004/17/EC 第 55 条 1 項 b 号

³¹⁷ 指令 2004/18/EC 第 53 条 1 項 a 号、指令 2004/17/EC 第 55 条 1 項 a 号；Case 31/87 Beentjes [1988] ECR 4635 and Case C-225/98 Commission v France [2000] ECR I-7445；Case C-19/00 SIAC Construction [2001] ECR I-7725。

³¹⁸ 例えば、「Buying Green! A Handbook on Green public procurement」最新版を参照(http://ec.europa.eu/environment/gpp/buying_handbook_en.htm から入手可能)。

³¹⁹ すなわち、落札者の便益が最小限になる効果的な競争が可能になるように基準を設定すべきである。

69. 当該サービスについて一般的に受入れられている市場報酬が存在する場合は、かかる市場報酬が、入札を行わない場合の補填金の最適な基準となる³²⁰。
70. かかる市場報酬が存在しない場合は、良好に経営している必要な公的サービス要件を満たしうる実質的な手段を有する典型的な事業者が、義務を志向する上で負担したであろうと思われる費用についての分析に基づいて、また関連する受領額や合理的な利益を考慮に入れた上で補填金額を決定する。かかる方法は、非効率な事業者による高い費用が基準とされないことを目的としている。
71. 「健全に運営している事業者」という概念について公式な定義が存在しない場合には、加盟各国は、申し分のない経営であると経済学上認められる客観的な基準を適用する。単に利益を上げているということだけでは、当該事業者を「健全に運営している」と見なすには十分ではないというのが委員会の見解である。事業者の財務成績は、特に SGEI との関係が深いセクターにおいては、事業毎の市場力や事業規則に大きく影響を受ける可能性があるという事実についても考慮に入れるべきである。
72. 「健全に運営している事業者」という概念は、施行されている国内若しくはEUの会計基準又は国際会計基準の遵守が条件となるという見解を委員会は示している。各加盟国による分析の根拠については、特に生産性を示す分析指標（たとえば、使用資本回転率、総売上高に対する総費用の割合、従業員1人当たりの売上高、従業員1人当たりの付加価値又は付加価値に対する人件費の割合）に置くことができよう。また、ユーザー期待と比較した供給の質という分析指標を用いる。SGEIの運営を委託される事業が、当該加盟国が規定する品質基準を満たしていない場合は、たとえ費用的には条件を満たしているとしても健全に運営している事業とはならない。
73. そうした効率的経営を示す分析比率を示す事業者を、指標となる典型的事業者と見なすことができる。しかし、費用構造に関する分析や比較については、当該事業者の規模や、特定の事業部門においては極めて異なる費用構造の事業者が併存するという事実を考慮に入れなければならない。
74. 当該セクターにおける「典型的な」事業者の費用を参考にするとは、費用を考慮に入れることが可能な事業者が十分に多く存在するということの意味する。そうした事業者は、同じ加盟国内又は他の加盟国のいずれに存在しうる。しかし、独占的地位を享受している又はEU法に適合しない条件に基づき供与される公的サービス補填金を得ている場合は、いずれの場合も通常よりも費用水準が高くなることから、参考とすることはできないというのが委員会の見解である。考慮すべき費用とは、SGEIに関係するあらゆる費用

³²⁰ 例えば、Case C 49/06 — Italy — 郵便貯金証書の配布について Poste Italiane に報酬を与えるためにイタリア政府が導入した国家補助スキーム (OJ L 189, 21.7.2009, p. 3)における委員会決定を参照。

であり、すなわち SGEI を履行するために必要な直接的費用と、SGEI 及びその他の活動のいずれについても共通の間接的費用に対する適切な拠出である。

75. SGEI の運営を委託されている事業者の費用構造が、当該セクターにおける同様の事業者であって効率的な経営を行なっている事業者の平均的な費用構造に一致していることを当該加盟国が示すことができるのであれば、合理的な利益を含めた費用を当該事業者が賄える補填金額は、アルトマーク第四基準を満たしていると思なされる。

76. 「十分な手段を有する典型的な事業者」という表現は、SGEI の運営を委託される事業者が負う公共サービス義務を直ちに遂行するために必要な資源を有している事業者を意味する。

77. 「合理的な利益」とは、第 3.5 節に規定のリスク水準を考慮に入れた上で、一般的経済利益を有するサービスの提供への参加を検討している典型的な企業が、リスク水準を考慮に入れた上で、委託期間全体を通じて求めると思われる株主資本利益率³²¹を意味する。

³²¹ 資本利益率とは、プロジェクトの存続期間に亘って当該事業が投資した資本に基づいて得られる内部収益率（IRR）を意味し、すなわち、契約のキャッシュフローについての IRR をいう。

欧州委員会コミュニケーション
「公共サービス補填金の形態による国家補助に関するEUフレームワーク」
(2011)(欧州経済領域関連文書)
(2012/C 8/03)

1. 目的及び範囲

1. 特定の一般的経済利益を有するサービス（SGEI）が、使命を果たすことを可能にする原則に基づき、またそのような条件の下で運営されるためには、サービス提供から得られる収入によっては公共サービス義務から生じる費用を賄えない場合に、公的機関からの財政支援が必要であると判断される場合がある。
2. EU司法裁判所³²²の判例法によると、公共サービス補填金は、一定数の条件³²³を充足する場合には、「EUの機能に関する条約」（EU機能条約）第107条1項にいう国家補助には該当しない。これらの条件を充足する場合、同条約第108条は適用されない。
3. 公共サービス補填金が上記の条件を充足しない場合で、かつ同条約第107条1項が適用される一般的基準を充足する場合には、当該補填金は国家補助に該当し、同条約第106、107、108条の適用を受ける。
4. 「一般的経済利益を有するサービスの提供のために供与される補填金に対するEU国家補助規則の適用に関するコミュニケーション」において、委員会は、公共サービス補填金が国家補助とみなされる条件を明確化している。また、「一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対して供与されるデ・ミニマス補助に対するEU機能条約第107条及び第108条の適用に関する規則草案」において、委員会は、少額の公共サービス補填金が加盟国間の通商に影響を及ぼすことがなく、及び/又は競争の阻害要因になるか、そのおそれはないとみなす条件を示す見通しである。そのような場合には、補填金は同条約の第107条1項の対象とならず、同条約第108条3項に規定される届出手続の対象にならない。

³²² C-280/00 Altmark Trans GmbH and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark GmbH (‘Altmark’) [2003] ECR I-7747; C-34/01 to C-38/01 Enirisorse SpA v Ministero delle Finanze [2003] ECR I-14243.

³²³ 司法裁判所はアルトマーク事件判決において、公共サービス補填金が次の四つの条件を全て充足する場合、国家補助には該当しないと判断した。第1に、補填金を受領する事業者が、遂行すべき公共サービス義務を実際に負っており、当該義務が明確に定められていること。第2に、補填金を計算する根拠となる基準が事前に客観的かつ透明性を有する方法で定められていること。第3に、関連する受領高と合理的な利益を考慮して、補填金は、公共サービス義務の遂行により生じる費用の全て又は一部を賄うために必要な額を超えないこと。第4に、公共サービス義務を遂行する事業者が、最も少ない費用でコミュニティーにサービスを提供できる事業者の選択を可能とする公共調達手続に従って選択されない場合、必要とされる補填金の水準は、健全に運営されており、関連する手段を適切に有している典型的な事業者が当該義務を遂行するに当たり負担するであろう費用の分析に基づいて決定されること、という条件である。

5. 同条約第 106 条 2 項は、SGEI に対する国家補助の適合性を評価する法的根拠を規定している。同項は、SGEI の運営を委ねられた事業者、又は収入を生む独占の性格を有する事業者が、同条約に規定されている規則、特に競争に関する規則の適用対象となることを明らかにしている。ただし、同項では、競争に関する規則を適用することにより、法律上又は事実上、委託された事業の遂行が阻害される限りにおいて、同条約に規定されている規則の適用除外を規定している。本適用除外は、EU の利益に反する程度にまで通商の発展が影響を受けない場合にのみ適用される。
6. 「一般的経済利益を有するサービスの運営を委ねられた特定の事業者に対して供与される公共サービス補填金の形態でなされる国家補助に対する EU 機能条約第 106 条 2 項の適用³²⁴に関する委員会決定第 2012/21 号」³²⁵は、特定の種類の公共サービス補填金が、同条約の第 106 条 2 項に従って域内市場に適合するとみなされ、同条約第 108 条 3 項に基づく事前届出義務を免除される条件を規定している。
7. 本コミュニケーションに定める原則は、公共サービス補填金が委員会決定第 2012/21 号の対象とならない国家補助に該当する限りにおいてのみ、当該補填金に適用される。当該補填金は、EU 機能条約の第 108 条 3 項に基づく事前届出義務の対象となる。本コミュニケーションでは、当該国家補助が、同条約第 106 条 2 項に定める域内市場に適合すると判断され得る条件を説明している。本コミュニケーションは、「公共サービス補填金の形態による国家補助に関する共同体フレームワーク」³²⁶に代わるものである。
8. 本コミュニケーションに定める原則は、分野別の EU 立法に定められるより厳格な特定の規定に影響を与えることなく、航空輸送及び海上輸送の領域における公共サービス補填金に適用される。同原則は、陸上輸送分野及び、「公共サービス放送に対する国家補助規則の適用に関する欧州委員会コミュニケーション」³²⁷の対象である公共サービス放送分野には適用されない。
9. 困難な状況にある SGEI 供給に対する補助は、「困難な状況にある事業者に対する救済・事業再生の国家補助に関する共同体ガイドライン」³²⁸に基づいて評価する。
10. 本コミュニケーションに定める原則は、以下のものに影響を与えることなく適用される。
 - (a) 競争の領域において EU 法により課される要件（特に、EU 機能条約第 101 条及び第 102 条）

³²⁴ OJ L 7, 11.1.2012, p.3.

³²⁵ OJ L 7, 11.1.2012.

³²⁶ OJ C 297, 29.11.2005, p.4.

³²⁷ OJ C 257, 27.10.2009, p.1.

³²⁸ OJ C 244, 1.10.2004, p.2.

- (b) 公共調達 の領域において E U 法により課される要件
- (c) 加盟国 と公共事業者 との財務関係の透明性及び特定の事業者における財務の透明性に関する 2006 年 11 月 16 日付委員会指令第 2006/111 号³²⁹の規定
- (d) 条約又は分野別立法により生じる追加的要件

2. 国家補助に該当する公共サービス補填金の適合性に関する条件

2.1. 一般規定

11. 域内市場の発展の現段階では、委員会決定第 2012/21 号の範囲外である国家補助は、当該 SGEI の運営に必要であり、E U の利益に反する程度にまで通商の発展に影響を及ぼさない場合に、E U 機能条約第 106 条 2 項に適合すると判断される。バランスを達成するためには、第 2.2 節から第 2.10 節に示す条件を充足することを要する。

2.2. 条約第 106 条にいう真正の SGEI

12. 補助は、同条約第 106 条 2 項に定められている、真正であり適切に定められた SGEI に対して供与されなければならない。
13. 「一般的経済利益を有するサービスの提供のために供与される補填金に対する E U 国家補助規則の適用に関するコミュニケーション」において、委員会は、SGEI の定義に関する要件についてガイダンスを示している。特に加盟国は、通常の市場条件の下で経営されている事業者が、価格や客観的な品質特性、継続性、サービスへのアクセスなどの条件について加盟国が定める公共の利益と一致して既に提供されているサービス、又は満足に提供されているサービスに対して、特定の公共サービス義務を供与することができない。サービスが市場により提供され得るものであるかという問題に関する委員会の評価は、E U 法の規定によりさらに厳格な基準が規定されない限り、加盟国の定義が明白な誤りにより無効となるか否かの確認に限られている。
14. 本コミュニケーションに定める原則の適用範囲に関して、加盟国は、利用者や提供者の利益を考慮すべく、パブリックコンサルテーションや他の適切な方法により裏付けられる公共サービスのニーズについて適切な配慮を行ったことを示さなければならない。これは、新たなコンサルテーションが、直近のコンサルテーションに実質的な付加価値をもたらさないことが明らかである場合には適用されない。

2.3. 公共サービス義務を特定した委託措置の必要性及び補填金の計算方法

15. SGEI の運用に対する責任は 1 以上の措置(one or more acts)により対象事業者に委託さ

³²⁹ OJ L 318, 17.11.2006, p.17.

ることを要するが、形式については各加盟国が決定する。「加盟国」という用語には、中央当局、地域当局及び地方当局を含む。

16. 措置には、特に以下の項目が含まれる。

- (a) 公共サービス義務の内容及び期間
- (b) 対象事業者、及び対象領域（該当する場合）
- (c) 当該当局により事業者に割られる独占的又は特別な権利の内容
- (d) 補填金の算定、管理、見直しのための基準
- (e) 補填金の過払いを回避又回収するための手続

2.4. 委託期間

17. 委託期間は、客観的基準（例えば、譲渡できない固定資産の償却の必要性など）を参照する妥当なものであることを要する。委託期間は、原則として SGEI を提供するために必要となる大半の重要資産の減価償却の期間を超えないものとする。

2.5. 指令第 2006/111 号の遵守

18. 補助は、該当する場合には、事業者が指令第 2006/111 号³³⁰を遵守している場合のみ、EU 機能条約第 106 条 2 項により域内市場に適合しているとみなされる。当該指令を遵守していない補助は、同条約第 106 条 2 項にいう EU の利益に反する程度にまで通商の発展に影響を及ぼすものであるとみなされる。

2.6. EU の公共調達規則の遵守

19. 補助は、主管当局がサービス提供を対象事業者に委託する際に、公共調達に関して適用される EU 規則を遵守しているか、遵守を確約している場合のみ、EU 機能条約第 106 条 2 項により域内市場に適合しているとみなされる。これには、同条約と、該当する場合には EU の二次立法に直接規定される透明性、平等取扱い及び無差別性の要件が含まれる。当該規則及び要件を遵守していない補助は、同条約第 106 条 2 項にいう EU の利益に反する程度にまで通商の発展に影響を及ぼすものとみなされる。

2.7. 無差別性

20. 当局が、同一の SGEI の提供を複数の事業者に割り当てる場合、補填金は各事業者について同一の方法に基づいて計算することを要する。

³³⁰ 加盟国と公共事業者との財政的関係の透明性及び特定の事業者における財政的透明性に関する第 2006/111/EC 号指令。

2.8. 補填金額

21. 補填金額は、公共サービス義務を遂行する際の総費用³³¹を賄うために必要な額を超えてはならない。総費用には、合理的な利益も含まれる。
22. 補填金額は、第 40 及び第 41 段落に従い、加盟国が当初より提供することを望む効率性インセンティブ次第であるが、予想される費用と収入、若しくは実際に生じる費用と収入、又はその両方の組み合わせに基づいて定めることができる。
23. 補填金の全部又は一部が、予想される費用と収入に基づく場合には、委託措置に明記し、SGEI が提供される経済環境に関する妥当かつ客観的な基準に基づくことを要する。適切な場合には、事業分野の規制当局又は事業者とは独立したその他の事業者の専門家に拠るものとする。加盟国は、予想値の根拠となる情報源³³²を示すものとする。費用見積は、SGEI の提供者が委託期間全体にわたって実現するものと予想される効率性の向上を反映したものとする。

公共サービス義務を遂行するために必要な総費用

24. 公共サービス義務を遂行するのに必要ないし、必要であると予想される総費用は、EU 法令や国内法令により義務付けられる場合、及び適用可能なその他の場合に総回避費用方式を用いて計算することを要する。

総回避費用方式(*net avoided cost methodology*)

25. 総回避費用方式では、公共サービス義務を遂行するのに必要であるか、必要であると予想される総費用は、公共サービス義務を有して経営している提供者にかかる総費用と、当該義務を負わず経営している同一の提供者に係る総費用又は利益の差額として計算される。公共サービス義務がない場合には、サービス提供者が回避すると予想される費用と受領しないと予想される収入を正確に評価すべく適切な注意を払うものとする。総費用の計算では、SGEI 提供者に対する便益(可能な範囲で無形便益を含む)を評価する。
26. 「電子通信ネットワークとサービスにおけるユニバーサルサービス及び利用者の権利に関する 2002 年 3 月 7 日付欧州議会及び理事会指令第 2002/22 号」の附属書 IV³³³、及び「共同体郵政サービスの域内市場の発展及びサービス品質の向上に向けた共通規則に関する 1997 年 12 月 15 日付欧州議会及び理事会指令第 97/67 号」の附属書 I³³⁴には、総回避費用方式の適用方法に関するより詳細なガイダンスが記載されている。

³³¹ この文脈での総費用は、第 25 項に定義する総費用、又は総回避費用方式を適用できない場合に費用から収入を控除した額を意味する。

³³² 公的情報源、過去に SGEI 供給事業者が負担した費用水準、競合他社の費用水準、事業計画、業界レポート等。

³³³ OJ L 108, 24.4.2002, p. 51.

³³⁴ OJ L 15, 21.1.1998, p. 14.

27. 委員会は、総回避費用方式が公共サービス義務の費用を決定するための最も正確な方法であると考えているが、当該方式を用いることができない場合や、適切でない場合も考えられる。そのような場合には、委員会は、十分に妥当であれば、費用配賦方式など、公共サービス義務を遂行するために必要な総費用を計算する代替的な方法も受け入れる。

費用配賦方式

28. 費用配賦方式では、公共サービス義務を遂行するために必要な総費用は、委託措置に明記され見積もられている当該公共サービス義務を遂行する指定された提供者に係る費用と収入の差額として計算することができる。

29. 考慮に入れるべき費用には、SGEI を運営するために必要な全ての費用が含まれる。

30. 対象の事業者の活動が SGEI に限定されている場合、全ての費用を考慮に入れることができる。

31. 事業者が SGEI の範囲外である活動も行っている場合、考慮に入れる費用には公共サービス義務を遂行するために必要な直接費用の全て、及び SGEI とその他の活動の両方に共通する間接費用に対する適切な負担金を含めることができる。SGEI の範囲外である活動に関係する費用には、直接費用の全て及び共通費用に対する適切な負担金が含まれる。共通費用に対する適切な負担金を決定する際に、利用可能な場合には、資源の利用に関する市場価格を基準とすることができる³³⁵。市場価値が存在しない場合、共通費用に対する適切な負担金は、事業者が SGEI の範囲外である活動で上げることが予想される合理的な利益³³⁶の水準を参照すること、又はより適切なその他の方式により決定することができる。

収入

32. 考慮に入れるべき収入には、委託措置に明記されている SGEI から得られる全収入、及び第 45 項に規定するその他の活動に関連するものであったとしても、特別又は排他的な権利から生じる超過利益が EU 機能条約第 107 条 1 項にいう国家補助に分類されるか否かに関係なく、最低限含まれるものとする。

合理的利益

³³⁵ Chronopost (Joined Cases C-83/01 P, C-93/01 P and C-94/01 P Chronopost SA [2003] ECR I-6993) において欧州司法裁判所は、「通常の市場条件」について次のように判示した。「La Poste の状況と、保護された部門において営業していない事業者の民間団体の状況とを比較する可能性がない場合、利用可能な客観的かつ検証可能な要素を参照することにより、必然的に仮想的なものとなる『通常の市場条件』を評価することを要する。」

³³⁶ 合理的利益は、SGEI の範囲外である活動を運営する場合に、事業者が効率性を向上させるインセンティブを失わないように、事前の見通しにより（実現した利益ではなく予想される利益に基づき）評価する。

33. 合理的利益は、SGEI の提供の有無にかかわらず、リスク水準も考慮に入れて、典型的な企業が求める資本利益率（ROC）³³⁷を意味する。リスク水準は、関連する分野やサービスの種類、補填金の仕組みにより決定される。
34. 十分に正当化されるのであれば、委託期間にわたる平均株主資本利益率（ROE）³³⁸や使用資本利益率（ROCE）、総資産利益率（ROA）、売上高利益率（ROS）など、ROC 以外の利益水準指標を用いて合理的な利益の額を決定できる。
35. いずれの指標を選んだ場合でも、加盟国は委員会に対し、例えば競争的な条件において与えられる同種の契約に関して実現されるリターンへの参照を提供することにより、計画した利益が、サービスを提供するか否かを考慮する典型的な企業が求める額を上回らないという根拠を示さなければならない。
36. 関連するスワップレート³³⁹に 100 ベースポイントのプレミアム³⁴⁰を加えた値を超えない ROC は、常に合理的であるとみなされる。関連するスワップレートとは、その満期及び通貨が委託措置の期間及び通貨と一致しているスワップレートのことをいう。
37. SGEI の提供が、例えば補填金が予想される総費用と合理的な利益を賄う固定額の一括支払いという形をとり、事業者が競争的な条件で経営されていることなどにより実質的な商業上又は契約上のリスクに関連している場合、合理的利益はリスク水準に見合った ROC に対応する水準を超えてはならない。当該利益率は、可能であれば、（例えば、入札により与えられた契約など）競争的な条件の下で与えられた同種の公共サービス契約に関して実現された ROC を参照することにより決定されなければならない。その方法を適用することができない場合は、正当化される場合には、ROC を設定するその他の方法を用いることもできる³⁴¹。
38. SGEI の提供が、例えば SGEI を提供する際に掛かる総費用が原則、事後に全額補填されることなどにより、重大な商業上又は契約上のリスクと関連していない場合、合理的

³³⁷ ここでは、ROC は、企業がプロジェクトの全期間にわたって投下資本から得る内部収益率（IRR）、すなわち契約のキャッシュフローに関する IRR と定義される。

³³⁸ 会計指標である株主資本利益率（ROE）は、いかなる年度においても、当該年度の支払金利前税引前利益（EBIT）を株主資本で除した比率として定義される。平均年率リターンは、企業の資本費用、又は委員会の参照レートに関するコミュニケーションにより設定されている率のいずれかより適切な方を割引係数として適用することにより、委託期間全体にわたって計算するものとする。

³³⁹ このスワップレートは、銀行間取引金利（IBOR）と同等の長い満期を持つ。これは、調達金利を設定する際の基準として金融市場で使われている。

³⁴⁰ 100 ベースポイントのプレミアムは、特に SGEISGEI の契約に資本を投じる SGEISGEI 提供者が委託措置の期間中その資本を投下し、広範に保有され流動性リスクのない資産の場合と同程度に迅速かつ低費用にはその持分を売却することができないということに関連する流動性リスクを埋め合わせるためのものである。

³⁴¹ 例えば、リターンを当該活動に関連する企業の加重平均資本費用（WACC）と比較すること、又は将来予測の目的で過去のデータを利用することが適切か否かを考慮した上で、リターンを過去数年間における同部門の平均資本利益率と比較することによる。

利益は、第 36 段落に明記した水準に対応する水準を超えてはならない。そのような補填金の仕組みは、公共サービス提供者に効率性インセンティブを全く与えないこととなる。そのため、この仕組みを用いるのは、加盟国が生産効率を考慮し、効率性の向上を実現するインセンティブを与える契約設計を有することが不可能又は不適切であることを正当化ができる場合に限られる。

効率性インセンティブ

39. 加盟国は、補填方法を整備する際に、不可能又は不適切であることを十分に正当化できる場合を除いて、高水準の SGEI を効率的に提供するためのインセンティブを導入するものとする。
40. 効率性インセンティブは、事案又は部門ごとの特殊性に最も適合する様々な方法で決定することができる。例えば、加盟国は、事業者が委託措置の全期間にわたって実現すると予想される効率性の向上を予測して取り入れた固定的な補填金水準を事前に決定しておくことができる。
41. また、加盟国は、委託措置において生産効率の目標を設定し、目標達成の程度により補填金の水準を決定することができる。事業者が目標を達成できなかった場合、委託措置に明記されている計算方法に従って補填金を減額する。他方、事業者が目標を上回った場合、委託措置に明記されている計算方法に従って、補填金を増額する。生産効率の向上に関連する報償は、事業者及び加盟国及び/又は利用者の中でその向上を均等に共有させるような水準などに設定する。
42. 効率性の向上にインセンティブを与える仕組みは、委託措置に定める客観的かつ測定可能な基準に基づき、SGEI 提供者とは独立した事業体により実施される透明性の高い事後的な評価に従うこととする。
43. 効率性の向上は、提供されるサービスの品質に影響を与えることなく実現され、EU により一方に規定される基準を充足することを要する。

SGEI の範囲外の活動も行う事業者又は複数の SGEI を提供する事業者に適用される規定

44. 事業者が、SGEI の範囲内である活動と範囲外である活動の両方を行う場合、内部勘定は、第 31 段落に定める原則に従って、SGEI に関連する費用及び収入と、その他のサービスに関連する費用及び収入を別々に表示するものとする。補助を供与する当局又は SGEI の性質が異なるため、事業者が複数の SGEI の運営を委託されている場合、その事業者の内部勘定は、SGEI ごとのレベルで過剰な補填金が存在するか否かを検証することを可能にするものであることを要する。
45. 対象事業者が、補助が供与される SGEI 以外の活動に関連する特別又は排他的な権利を有しており、合理的な利益を超過する利益、又は国家が供与するその他の恩恵により利

益が生まれる場合、EU機能条約第107条1項の分類にかかわらず、これらを考慮に入れ、事業者の収入に加算する。事業者が特別又は排他的な権利を有する活動に関する合理的な利益は、対象の事業者が抱えるリスクの存否を考慮し、事前の見通しにより評価する。この評価には、対象となるサービスの提供に関連して加盟国が導入した効率性インセンティブも考慮に入れる。

46. 加盟国は、SGEIの範囲外であるその他の活動（特に、SGEIを提供するために必要なインフラに依拠する活動）から生じる利益をその全部又は一部においてSGEIの資金調達に割り当てることを決定できる。

過剰な補填金

47. 過剰な補填金とは、契約の全期間にわたり第21段落に定義する補助の額を超えて事業者が受領する補填金を指すものをいう。第39から42段落で述べたように、予想を上回る効率性の向上により生じる超過額は、委託措置に明記されている追加的な合理的な利益として事業者が保持することができる³⁴²。

48. 過剰な補填金は、SGEIの運営に必要ではないため、適合しない国家補助に該当する。

49. 加盟国は、SGEIの運営のために供与される補填金が、本コミュニケーションションに規定する要件、特に本節に定める要件に従って決定される額を上回る補填金を事業者が受領しないという要件を確実に充足することとする。加盟国は、委員会の求めがあれば根拠を示すこととする。加盟国は、委託期間の終了時、及びいかなる場合でも3年を超えない間隔で定期的な点検を行うか、点検が行われていることを確認することを要する。公表されている公共調達手続以外の手段で供与される補助³⁴³については、点検は通常最低でも2年ごとに行うこととする。

50. 本節で説明した費用と収入の適切な割当て、及び合理的な期待に基づき、公共サービス提供者が委託期間にわたって実現すると予想される効率性の向上を適切に予測して取り入れた固定的な補填金の水準を加盟国が事前に決定しておく場合、過剰な補填金の確認は原則、委託措置に従い提供者が得る権利を有する利益水準が事前の見通しにより実際に合理的であるか検証することに限定される。

2.9. EUの利益に反する程度にまで通商の発展が影響を受けないことを 確実にするために必要となる追加的要件

51. 第2.1節から第2.8節に規定する要件は、通常、補助がEUの利益に反するような方法

³⁴² 同様に、予想を下回る効率性の向上により生じる不足額については、委託措置に明記されている場合、事業者がその一部を負担する。

³⁴³ 例えば、組織内の契約に関連して供与される補助や、競争のない割当ての譲与、事前に公表されていない公共調達手続など。

で競争をゆがめないことを確保するのに十分である。

52. ただし、一部の例外的な状況では、域内市場における競争の深刻な歪曲に対処がなされないままとなり、補助がEUの利益に反する程度にまで通商に影響を及ぼす可能性がある。
53. そのような場合、委員会は、条件を課したり加盟国による確約を求めたりすることによる歪曲を軽減することができるか否かを検討する。
54. EUの利益に反する程度の競争の深刻な歪曲は、例外的な状況においてのみ想定される。例えば、国の重要部門の事業者が、効率的に経営されるために必要な運営規模を実現する可能性を与られないなどのため、他の加盟国及び域内市場の機能が補助により重大な負の影響を受ける場合、委員会は、歪曲への考慮を制限する。
55. そのような歪曲は、例えば委託が客観的な基準（例えば、譲渡できない固定資産の償却の必要性など）を参照して妥当なものとはできない期間を有しているか、一連の事業（典型的には、サービス提供における効率性と有効性の観点から、社会的便益の逸失及び追加的費用の発生を伴わない別々の委託の対象である）をひとまとめにしている場合に生じることがある。そのような場合、委員会は、例えば期間や範囲の点で、又は別々の委託を通じてより限定された委託により同じ公共サービスがそれほど歪曲を生じさせないような方法で同様に適切に提供することができるか否かを検討する。
56. より詳細な評価が必要になる別の状況として、SGEIが存在しなくても、非常に類似したサービスが既に提供されているか、近い将来提供されることが予想されている非留保市場(non-reserved market)において、加盟国が競争的な選定手続なしにSGEIを提供する事業を公共サービス提供者に委託する場合がある。通商の発展に対するかかるマイナスの影響は、SGEIが実際又は潜在的な提供者が負う費用を下回る料金で提供され、市場閉鎖をもたらす場合により顕著なものとなることがある。委員会は、加盟国がSGEIを定義する際の幅広い裁量の余地を全面的に尊重しているものの、利用者にとって同等の条件で、より歪曲を生じさせず、加盟国に対する費用がより低くなる方法で同じSGEIを提供できることを合理的に証明できる場合、補助の割当て等において変更を求めることができる。
57. サービス義務の委託が、EUの利益に反する程度にまで域内市場の競争を重大なほど制限する特別又は排他的な権利に関連するものである場合にも、当然に詳細な精査がなされる。かかる場合を認識する主な手段は、依然としてEU機能条約第106条1項であるものの、排他的権利により第2.8節に説明したSGEIの総費用を計算する方法に従い、適切に評価、定量化又は認識できない恩恵がもたらされる場合には、国家補助が適切なものとみなされない可能性がある。

58. 委員会は、補助により事業者が複製できないインフラを創出又は利用する資金を調達し、SGEI が提供される市場又は関連する適切な市場を閉鎖できる状況にも注目する。この場合、適切な状況におけるインフラへの公正かつ無差別なアクセスが競合他社に与えられるように義務付けられる可能性がある。
59. 競争の歪曲が、域内市場の適切な機能の確保を目的とした E U 法令を効果的に施行又は執行することを妨げる委託の結果として生じる場合、委員会は、部門別 E U 法令を完全に実施すること等により、より歪曲を生じさせない方法により公共サービスを同等に適切に提供できるか否かを検討する。

2.10. 透明性

60. 関係加盟国は、本コミュニケーションの範囲内にある各 SGEI 補填金につき、インターネット又はその他の適切な手段により、以下の情報を公表する。
- (a) 第 14 項に定めるパブリックコンサルテーション又はその他適切な手段の結果
 - (b) 公共サービス義務の内容及び期間
 - (c) 事業者、及び関係する管轄区域（該当する場合）
 - (d) 年間に事業者に供与される補助の額

2.11. 委員会決定第 2012/21 号第 2 条 1 項に規定される条件を充足する補助

61. 第 14, 19, 20, 24, 39, 51 ~ 59 及び 60(a) 段落に定める原則は、委員会決定第 2012/21 号第 2 条 1 項に規定される条件を充足する補助には適用されない。

3 報告及び評価

62. 加盟国は、本コミュニケーションの遵守に関し、2 年ごとに委員会に報告することを要する。報告書には、サービス提供者の様々な部門に対する本コミュニケーション適用の概要を示すことを要し、以下のものが含まれる。
- (a) 本コミュニケーションに定める原則を範囲内であるサービス（組織内の活動を含む）に対して適用していることの説明
 - (b) 事業者に供与された、本コミュニケーションの範囲内である補助の合計額とその受益者の経済分野による内訳
 - (c) 特定の種類のサービスに関しては、本コミュニケーションに定める原則の適用が問題又は第三者による苦情を生じさせているか否かの説明
 - (d) 本コミュニケーションに定める原則の適用に関するその他の情報のうち、委員会により義務付けられており、報告書が提出されるまでの相応な時間に明記されるもの

最初の報告書は、2014 年 6 月 30 日までに提出することを要する。

63. 加えて、E C 条約第 93 条（現 E U 機能条約第 108 条）の適用に関する詳細な規則を規定している 1999 年 3 月 22 日付理事会規則第 659/1999 号³⁴⁴、及び E C 条約第 93 条の適用に関する詳細な規則を規定している理事会規則第 659/1999 号を実施する 2004 年 4 月 21 日付委員会規則第 794/2004 号³⁴⁵の要件に従い、加盟国は、本コミュニケーションシヨンに基づく委員会の決定に従い、供与された補助に関する年次報告書を委員会に提出することを要する。

64. 報告書は、委員会のインターネットサイトに掲載される。

65. 委員会は、2017 年 1 月 31 日までに本コミュニケーションシヨンの見直しを実施する予定である。

4. 委員会決定に付随する条件及び義務

66. 規則第 659/1999 号第 7 条 4 項に従い、委員会は、肯定的な決定について補助が域内市場に適合するための条件を付し、当該決定の遵守を監視する義務を定める場合がある。SGEI の領域における条件及び義務は、特に関係事業者に供与された補助が域内市場における競争と通商を不当に歪曲しないために必要となる場合がある。この文脈では、SGEI ごとの特定の状況に照らして定期的な報告又はその他の義務が必要となる場合がある。

5. 適用

67. 委員会は、2012 年 1 月 31 日より、本コミュニケーションの規定を適用する。

68. 委員会は、届出された全ての補助プロジェクトに対し本コミュニケーションに定める原則を適用し、プロジェクトが 2012 年 1 月 31 日以前に届出された場合でも、同原則に従いプロジェクトに関する決定を下すものとする。

69. 委員会は、補助が 2012 年 1 月 31 日より前に供与された場合でも、同日以降に決定を下す違法な補助に対し、本コミュニケーションに定める原則を適用する。ただし、2012 年 1 月 31 日以前に補助が供与された場合、第 14、19、20、24、39 及び 60 段落に定める原則は適用されない。

6. 適切な手段

70. 委員会は、EU 機能条約第 108 条 1 項の目的に対する適切な手段として、加盟国が 2013 年 1 月 31 日までに本コミュニケーションに従うことを求められる公共サービス補填金

³⁴⁴ OJ L 83, 27.3.1999, p.1.

³⁴⁵ OJ L 140, 30.4.2004, p.1.

に関する既存の補助スキームのリストを公表し、2014年1月31日までに本コミュニケーションに従うことを提案する。

71. 加盟国は、提案された適切な手段に合意することを委員会に対し2012年2月29日までに確約する。回答がない場合、委員会は、関係加盟国が合意していないものとみなす。

2012年4月25日付委員会規則
一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対して供与される
デ・ミニマス補助に対するEU機能条約第107条及び第108条の適用について
(欧州経済領域関連文書)
(2012/360/EU)

欧州委員会は、

EU機能条約を考慮し、

水平的国家補助³⁴⁶の特定類型に対する欧州共同体設立条約第92条及び第93条の適用に関する1998年5月7日付理事会規則No 994/98号、特に第2条1項を考慮し、

本規則草案を公表し³⁴⁷

国家補助に関する諮問委員会の協議を経た後、

以下に鑑み、本規則を採択した。

- (1) 規則994/98号は、それ以下の補助措置あれば、条約第107条1項に定めるすべての基準に合致しないものとみなし、条約第108条3項に規定された届出手続の適用を受けないものとする基準を規則において定める権限を委員会に与えている。
- (2) かかる規則に基づき、委員会は、特にデ・ミニマス補助³⁴⁸に対する条約87条及び88条の適用に関する2006年12月15日付規則1998/2006号を採択し、受給者当たりの一般的デ・ミニマスの上限を3年間で20万ユーロとした。
- (3) 条約106条2項にいう一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対する国家補助規制適用に関する委員会の経験により、それを下回れば、事業者に供与される便宜が、加盟国間通商に影響を与えたり、及び/又は競争を歪めたり、又は歪めるおそれのあるものではないとみなされる上限は、規則1998/2006号に規定された一般的デ・ミニマスの上限と異なる場合があることが明らかになった。実際、少なくともかかる便宜のなかには、一般的経済利益を有するサービスの提供により発生する追加的な費用を補填する可能性が高いものもある。さらに、一般的経済利益を有するサービスの提供とみなされる事業の多くは、地理的範囲が限られている。よって、規則1998/2006号にあわせて、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に関して、特定のデ・ミニマス規則を含む規則を導入することが適当である。特定の期間内に事

³⁴⁶ OJ L 142, 14.5.1998, p.1.

³⁴⁷ OJ C 8, 11.1.2012, p.23.

³⁴⁸ OJ L 379, 28.12.2006, p.5.

業者が受けることができるデ・ミニマス補助の額についての上限を定めることを要する。

- (4) 委員会の経験に照らし、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に供与される補助は、一般的経済利益を有するサービスの提供に対して事業者が受給する補助総額が、3年間で50万ユーロを超えない場合、加盟国間通商に影響を与えたり、及び/又は競争を歪めたり、又は歪めるおそれのあるものではないとみなすことができる。旅客運輸分野の発展と同分野における一般的経済利益のサービスが主として地域限定的であるという性質に照らして、この分野については、より低い上限を適用することは適切ではなく、50万ユーロの上限が適用されることが望ましい。
- (5) 条件充足を判断する上で考慮される年度は、当該加盟国にある事業者が会計目的のために用いている会計年度とする。3年間の対象期間では、ローリング式で(on a rolling basis)評価する。すなわち、新たなデ・ミニマス補助の供与について、当該年度及びそれに先立つ2年間のデ・ミニマス補助の総額が判断される。加盟国が供与する補助は、EUの財源により全体又は一部が拠出されている場合にも、この目的のために考慮される。デ・ミニマスの上限を超える補助措置、を細分化し、本規則の対象とすることは許されない。
- (6) 本規則は、一般的経済利益を有するサービスの提供のために供与される補助に対してのみ適用される。それゆえ、受益事業者は、補助が供与される対象である一般的経済利益を有するサービスを文書において委託されていることを要する。委託措置は、事業者に対して、補助が供与される対象である一般的経済利益を有するサービスについて情報を与えるものであるが、一般的経済利益を有するサービスの運営を委託された特定事業者に公共サービス補填金の形態で供与される国家補助に対するEU機能条約第106条2項の適用に関する2011年12月20日委員会決定2012/21号が規定する詳細な情報の全てを含むことは必ずしも求められない³⁴⁹。
- (7) 農産一次産品、漁業、水産養殖、陸上旅客運輸の各業種には特別な規則が適用されること、これらのセクターにおける事業者が一般的経済利益を有するサービスを委託されることは稀であること、及び本規則によって規定される補填金額よりも下回る金額がかかる業種における条約第107条1項の基準に合致し得るリスクを考慮し、本規則を上記の業種に適用してはならない。しかしながら、事業者が、農産一次産品、漁業、水産養殖、陸上旅客運輸若しくは他の分野又は活動の分野において活動を行う場合、加盟国が本規則の適用が排除されている分野の活動が本規則のデ・ミニマス補助から利益を受けないことを活動の分離や費用の区別といった適切な手段によって確保する場合、本規則は他の分野又は活動（例えば、海におけるごみの収集等）にも適用される。加盟国は、取り分け合理的な利益を含むサービスの提供の費用に対する補填金に

³⁴⁹ OJ L 7, 11.1.2012, p.3.

対するデ・ミニマス補助の額を制限することにより本義務を充足することができる。本規則は、特別の性質、及び当該分野の事業者が一般的経済利益のサービスを委託されることが稀であるという事実を照らして、石炭分野には適用されないものとする。

- (8) 農産物と非農産物の加工及び販売に見られる類似性を考慮し、一定の条件を満たすことを前提として、本規則は農産物の加工及び販売に適用される。穀物の収穫、刈り取り及び脱穀、卵の梱包など一次販売用の製品仕上げに必要な農作業、又は再販売業者や加工業者への一次販売も、この点において加工ないし販売とはみなされない。
- (9) 司法裁判所は、ひとたびEUが特定の農業セクターで市場の共通組織を設立することを法制化すれば、加盟国は同組織を弱体化させ、又は例外を作るような措置を講じてはならないとすることを確立している³⁵⁰。このため、本規則は、市場買い入れ又は売りに出された製品の価格や量に基づいて額が決定された補助には適用しない。または、一次製品の補助を分担する義務に結びつくデ・ミニマス支援に適用しない。
- (10) 本規則は、デ・ミニマス輸出補助又は輸入品よりも国産品を優遇するデ・ミニマス補助に適用しない。
- (11) 本規則は、困難な状況にある事業者の救済・事業再生³⁵¹のための国家補助に関する共同体ガイドラインにいう困難な状況にある事業者に適用してはならない。これは、困難にある企業に対して運営のための補助を再生概念の外において供与することは適切ではなく、この種の事業者に対して供与される補助に相当する供与の総額を判断することに関する困難があるためである。
- (12) 条約第 107 条 1 項の適用を受ける補助を規律する原則に従い、デ・ミニマス補助は、適用される国内法制度の下で補助を受ける法的権利が事業者に与えられた時点で供与されたとみなされる。
- (13) 異なるEUの規則に定められた最大限の補助枠からの逸脱を回避するため、デ・ミニマス補助は、かかる累積が一括適用免除規則又は委員会によって採択された決定により各事例に特有の状況に応じて規定された補助限度額を超えることになる場合、同等の適用対象費用に関する国家補助に累積してはならない。
- (14) 本規則は、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対する規則 1998/2006 号の適用を制限するものではない。加盟国は、一般的経済利益を有するサービスの提供に対して供与される補助に関して、本規則又は規則 1998/2006 号のいずれに準拠するかについて拘束されない。

³⁵⁰ Case C-456/00 French Republic v Commission of the European Communities [2002] I-11949.

³⁵¹ OJ C 244, 1.10.2004, p.2.

(15) 司法裁判所は、Altmark 事件判決³⁵²において、一般的経済利益を有するサービスの提供に対する補填金が国家補助に該当しないとされるために充足されるべき多数の条件を示した。これらの条件は、一般的経済利益を有するサービスの提供のために効率的な事業者が要する総費用に限られた補填金が、条約 107 条 1 項にいう国家補助に該当しないことを確保するものである。これらの総費用を超える補填金は、国家補助に該当するが、これは適用される EU 規則に適合すると判断されうる。Altmark 判決で示された条件を回避するために本規則が適用されることがないように、また本規則の下で供与されたデ・ミニマス補助が同一の一般的経済利益のサービスに対する他の補填金と合わせて通商に影響を与えることを避けるために、本規則の下でのデ・ミニマス補助は、Altmark 判決の下でいう国家補助に該当するか否か、又は決定第 2012/21 号や委員会コミュニケーション（公共サービス補填金の形態での国家補助に関する EU フレームワーク（2011 年³⁵³））の下で適合的であるか否かにかかわらず、同一サービスについて、いかなる他の補填金とも累積されることはない。それゆえ、本規則は、他の補填金が他のデ・ミニマス規則に従ってデ・ミニマス補填金に該当する場合や本規則に規定される累積規則が適合している場合を除いて、他の種類の補填金も供与されている一般的経済利益を有するサービスの提供に対して受け取られる補填金には適用されない。

(16) 透明性、平等取り扱い及びデ・ミニマス上限の適切な適用を目的として、全ての加盟国は同一の計算方法を適用することが求められる。かかる計算を促進するため、そしてデ・ミニマス・規則の適用における現在の慣行に従って、現金供与の形をとらない補助額は総供与同等額へと換算される。供与以外の補助、及び数次において支払われる補助という透明性を有する類型の供与同等額の計算は、補助の供与の時点において一般的な市場レートを用いることが要求される。統一的、透明及び簡便な国家補助規則の適用のために、本規則における市場レートは、参照レート及び割引率の設定方法の見直しに関する委員会コミュニケーション³⁵⁴に現在示されているとおり、参照レートであるとみなされる。

(17) 透明性、平等取り扱い、及び実効性ある監視を目的として、本規則は透明性を有するデ・ミニマス補助に対してのみ適用する。透明性を有する補助とは、リスク評価を実施する必要なく、事前に総供与同等額を正確に算定することが可能な補助をいう。正確な計算は、供与、利率に対する補助、上限のある租税免除等について行うことができる。資本注入による補助は、公的注入の総額がデ・ミニマス上限より低くない限り、透明性を有するデ・ミニマス補助とは考えられない。中小企業におけるリスクキャピタル投資の促進のための国家補助に関する共同体ガイドライン³⁵⁵に言及されているリスクキャピタル措置による補助は、当該リスクキャピタルスキームが各ターゲット事

³⁵² Case C-280/00 Altmark Trans GmbH and Regierungspräsidium Magdeburg v Nahverkehrsgesellschaft Altmark GmbH, and Oberbundesanwalt beim Bundesverwaltungsgericht [2003] ECR I-7747.

³⁵³ OJ C 8, 11.1.2012, p.15.

³⁵⁴ OJ C 14, 19.1.2008, p.6.

³⁵⁵ OJ C 194, 18.8.2006, p.2.

業者に対してデ・ミニマス上限までのみにおいて資本を供給しない限り、透明性を有するデ・ミニマス補助とはみなされない。

- (18) 通商に影響を与え競争を歪曲する潜在的可能性を有せず、潜在的効果について信頼性を持って評価することができる十分なデータが得られる保証スキームに対しては、法的安定性を提供する必要がある。それゆえ本規則は、50万ユーロのデ・ミニマス上限をかける保証による個別融資の保証額を保証独自の(guarantee-specific)上限に置き換えることとする。本独自の上限は、存続可能な事業者に有利な融資に対する保証スキームを含む国家補助額を評価する際の方法により計算される。保証独自の上限を計算する際に用いられる方法及びデータは、困難な状況にある事業者の救済・事業再生のための国家補助に関する共同体ガイドラインにいう困難な状況にある事業者を除外する。それゆえ本独自の上限は、保証スキームの射程外において供与される個別の補助、困難な状況にある事業者に対する補助、又は資本取引についての保証等融資に該当しない取引を裏付ける保証には適用されない。本独自の上限は、EUにおける保証スキームの最悪の事態のシナリオを示す13%の上限レートを考慮して、375万ユーロにあたる保証は50万ユーロのデ・ミニマス上限と同一の総供与同等額を有すると考えられるという事実に基づいて決定される。基礎となる融資の80%までに対する保証のみが独自の上限の対象となる。国家補助の分野における委員会規則に基づく方法の届出に従い委員会が許容する方法は、許容される方法が本規則を適用する際の基礎となる保証の種類や取引の種類に明示的に言及されている場合には、加盟国が保証に含まれる総供与同等額を評価する目的のために用いることができる。
- (19) 加盟国からの届出により、委員会は、贈与、融資、保証、資本注入、リスクキャピタル措置、又は上限のある租税免除に該当しない補助措置について、デ・ミニマス上限を超えない総供与同等額にあたり、それゆえ本規則の規定の対象となるか否かを検討することができる。
- (20) 委員会は、国家補助規則が遵守されること、特にデ・ミニマス規則の下供与された補助が条件を遵守していることを確保する義務を負う。加盟国は、EU条約第4条3項に定められた協力原則に従い、一般的経済利益を有するサービスを提供する同一の事業者に供与する補助が全体として許容限度額を超えないよう必要な手段を講じることにより、当該義務の遂行を促進する。その目的のため、また他のデ・ミニマス規則の下におけるデ・ミニマス補助の累積に関する規定が遵守されるべく、本規則に従いデ・ミニマス補助を供与する場合、加盟国は本規則を参照しつつ、補助額及びデ・ミニマスの性質を本関係事業者に届出するものとする。さらに、関係加盟国は、かかる補助を供与するに先立ち、事業者から、当該年度及び直近の2年間における本規則又は他の規則に規定される他の補助の受領についての宣誓を取得する。または、加盟国は中央集中登録システムによって上限額を監視することを確保する。
- (21) 本規則は、公的調達分野のEU法の要件、又は条約ないし分野別EU法令による追加

的要件を損なうことなく適用される。

(22) 本規則は、効力発生前に、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に供与された補助に適用される。

(23) 委員会は本規則の発効から 5 年後に、本規則の見直しを実施する予定である。

第 1 条 範囲と定義

1. 本規則は、条約第 106 条 2 項の範囲内で、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に供与される補助に適用される。

2. 本規則は、次の場合に適用されない。

(a) 理事会規則 (EC) No 104/2000³⁵⁶の適用対象となる漁業及び水産養殖業に従事する事業者に供与される補助

(b) 農産物の第一次生産に従事する事業者に供与される補助

(c) 農産物の加工及び販売に従事する事業者に供与される補助で、次のいずれかである場合

(i) 補助額が、第一次生産者から買い入れ、又は関係事業者によって売り出された製品の価格又は数量に基づいて決定されているとき

(ii) 補助の一部又は全部が第一次生産者に配分されることを条件とするとき

(d) 第三国又は加盟国向けの輸出関連活動に対する補助、すなわち輸出量、流通網の構築及び運営、又はその他輸出活動に係る現時点の支出に直接結びつく補助

(e) 輸入品ではなく国産品の使用を条件とする補助

(f) 理事会決定 2010/787 号に定義された石炭業に従事する事業者に供与される補助³⁵⁷

(g) 請負又は有償によって陸上貨物輸送を行う事業者に供与される補助

(h) 困難な状況にある事業者に供与される補助。

事業者が、本規則の適用の範囲から除外されない分野に加え、前項(a), (b), (c)又は(g)の各号が言及する分野において活動をしている場合、除外される分野における活動が活動の分離又は費用の区別等の適切な手段により、本規則にいうデ・ミニマス補助から便宜を受けないことが加盟国により確保されるときは、本規則は他の分野や活動に関して供与される補助にのみ適用される。

3. 本規則の解釈上、

(a) 「農産物」とは、条約付属書 I に記載されているものをいい、水産物を除く

(b) 「農産物の加工」とは、農産物に手を加え、農産物に留まる製品を生産することを

³⁵⁶ OJ L 17, 21.1.2000, p. 22.

³⁵⁷ OJ L 336, 21.12.2010, p. 24.

- いい、第一次販売用の動物又は植物製品の生産に必要な農場での活動を除く
- (c) 「農産物の販売」とは、販売目的を持った保有又は陳列、販売、配送その他の手段による市場への投入をいい、第一次生産者による再販業者又は加工業者への第一次販売、及びかかる第一次販売のための生産活動を除く。すなわち、第一次生産者による最終消費者への販売は、当該目的のために異なる施設で行われる場合、販売とみなす。

第2条 デ・ミニマス補助

1. 一般的経済利益を有するサービスの提供に対して事業者に供与される補助は、本条2項から8項に定める条件に合致する場合、条約第107条1項のすべての要件を満たさないものとし、条約第108条3項の届出義務が免除されるものとする。
2. 一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者に対して供与されるデ・ミニマス補助の総額は、3会計年度のいかなる期間においても50万ユーロを超えてはならない。本上限は、デ・ミニマス補助の形式を問わず、また加盟国により供与される補助がEUの財源によって全体又一部を拠出されているか否かを問わず適用される。期間は、当該加盟国における事業者が用いる会計年度を参照して決定される。
3. 前項に規定される上限は、現金の供与として表示される。すべての金額は総額、すなわち租税その他支払いの控除前のものを用いる。補助が贈与以外の形式で供与される場合には、補助額は当該補助の総供与同等額とする。
数回に分けて支払われる補助は、供与時点の価額に割り引かれる。割引のために用いられる利率は、供与時点の割引率である。
4. 本規則は、リスク評価を行う必要がなく、事前に補助の総供与同等額を正確に計算することが可能である補助に対してのみ適用される。
 - (a) 融資を内容とする補助は、総供与同等額が供与の時点において適用される参照レートに基づいて計算された場合には、透明性を有するデ・ミニマス補助とみなされる
 - (b) 資本注入を内容とする補助は、公的注入の総額がデ・ミニマスの上限を超えない限り、透明性を有するデ・ミニマス補助としてはみなされない
 - (c) リスクキャピタル措置を内容とする補助は、当該リスクキャピタルスキームが各対象事業者に対してデ・ミニマスの上限までの資本のみを提供しない限り、透明性を有するデ・ミニマス補助とはみなされない
 - (d) 保証スキームの下で、経営難にある事業者でない事業者に対して提供される個別の補助は、そのようなスキームのもとで提供される基礎となる融資の保証部分が、1事業者あたり375万ユーロを超えない場合には、透明性を有するデ・ミニマス補助として扱われる。基礎となる融資の保証を受ける部分がこの上限の特定の比率のみに該当する場合には、保証の総供与同等額は、第2項に規定された上限と同様の比

率に対応するものとみなされる。保証は基礎となる融資の80%を超えてはならない。保証スキームは以下の場合にも透明なものとみなされる。

(i) スキーム実施前に、保証の総供与同等額を計算する方法が、国家補助分野において委員会が採択した規則の下で、委員会に対する届出により承認されている場合、及び

(ii) 承認を受けた方法が、保証の種類及び当該基礎となる取引の種類について、規則適用の文脈において明示的に言及されている場合。

5. 一般的経済利益を有するサービスの提供のために事業者に対し本規則の下で供与されるデ・ミニマス補助の総額が、第2項に定める上限を超える場合、当該補助の、上限を超えない部分、についても本規則の恩恵を受けることができない。かかる場合、当該補助措置に関して本規則の恩恵を主張することはできない。
6. デ・ミニマス補助は、その累積が各事例に特有の状況に応じて、一括適用免除規則又は委員会によって採択された決定により規定された額を超える補助総額となる場合、同等の適用対象費用に関する国家補助に累積されるものではない。
7. 本規則に基づくデ・ミニマス補助は、他のデ・ミニマス規則の下でのデ・ミニマス補助と第2項に定める上限額まで累積することができる。
8. 本規則に基づくデ・ミニマス補助は、国家補助該当性にかかわらず、同一の一般的経済利益を有するサービスに関するいかなる補償とも累積されてはならない。

第3条

監視

1. 加盟国が、本規則に基づいて事業者にデ・ミニマス補助を供与する場合、総供与相当額で表示される補助予定額、供与対象の一般的経済利益を有するサービス、及び当該補助のデ・ミニマスの性質について、EU官報に掲載されている表題と出典を引用しつつ本規則について明確に言及し、書面により事業者に届出するものとする。本規則に基づくデ・ミニマス補助は、一定のスキームに基づいて複数の事業者に供与され、かかるスキームの下、異なる額の補助が事業者に供与される場合、関係加盟国は、かかるスキームの下供与される最大限の補助額に相当する決定総額を事業者に届出することにより、当該義務を果たすこともできる。かかる場合、決定された総額は第2条2項に定める上限への適合性を決定するために使われるものとする。あわせて加盟国は、補助の供与に先立ち、一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者から直前2年間及び当該年度において、本規則その他のデ・ミニマス規則の下受領されたその他のデ・ミニマス補助について、文書又は電子書式により宣誓を取得するものとする。

加盟国は、本規則における新たなデ・ミニマス補助が、当該事業者に供与されるデ・ミニマス補助の総額を第2条2項に定める上限を超える水準に引き上げないこと、かつ第

2 条 6 項の累積規則の遵守を確認した上で、新たな補助を供与するものとする。

2. 加盟国が、当該加盟国機関により一般的経済利益を有するサービスを提供する事業者
に供与されるすべてのデ・ミニマス補助に関する完全な情報がまとめられたデ・ミニマ
ス補助の集中登録システムを整備した場合、前項第 1 号は、登録より 3 年を経過した時
点で適用を停止するものとする。
3. 加盟国は、本規則の適用に関するすべての情報を記録し編集するものとする。かかる
記録は、本規則の条件に適合していることを示すために必要なすべての情報を含むもの
とする。個々のデ・ミニマス補助に関する記録は、補助供与日から 10 年間保存するも
のとする。デ・ミニマス補助スキームに関する記録は、当該スキームの下で最後の個別
補助が供与された日から 10 年間保存するものとする。関係加盟国は、書面による要請
に応じて、20 就労日又は要請によって定めたそれより長期にわたる期間内に、本規則の
条件が遵守されているか否かを委員会が評価するために必要と認めたすべての情報、及
び特に本規則と規則 No 1998/2006 号に基づき事業者が受領したデ・ミニマス補助の総額
を委員会に提出するものとする。

第 4 条 移行措置

本規則は、効力発生前に一般的経済利益を有するサービスの提供に対して供与される補
助、但しかかる補助が第 1 条及び第 2 条に定める条件に適合する場合に適用する。かかる
条件に適合しない一般的経済利益を有するサービスの提供に対する補助も、関連する決定、
フレームワーク、ガイドライン、通達及び届出に従い、委員会によって評価される。

本規則の有効期間終了時において、本規則の条件を充足する一切のデ・ミニマス補助は、
更に 6 ヶ月間有効に実施されるものとする。

第 5 条 発効及び適用期間

本規則は、EU 官報における公布日の翌日から発効する。

本規則は、2018 年 12 月 31 日まで適用される。

委員会は、本規則の発効から 5 年後に見直しを行う予定である。

本規則は、全体として拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用される。

ブリュッセルにて、2012 年 4 月 25 日

欧州委員会
委員長
ホセ・マヌエル・バロージョ

大規模投資に対する地域補助の詳細審査基準に関する コミュニケーション (2009/C 223/02)

1 はじめに

1.1. 地域補助措置に関する一般的な規範

1. 2007年から2013年までの国内地域補助に関する委員会ガイドライン(以下「RAG」という)³⁵⁸は、地域向け国家補助に関する委員会の一般的なアプローチを明らかにしている。地域向け国家補助が通商及び競争に及ぼすマイナスの効果があり得る場合であっても、委員会は、RAGに定められた条件に従い、EU域内にあって特定の不利にある地域の経済発展を推進するために供与される国家補助を、共同市場に適合すると考えることがある。
2. 一般的に、RAGは、地域補助の上限を具体的に定めることによって、当該地域の発展に及ぼす問題の深刻さを考慮する。補助率の上限は、補助の基礎とする費用の10%から50%の範囲で序列付けられており、原則として、当該地域における一人当たりGDPに基づいて設定されるが、加盟国が地域的な条件を考慮できるように一定の柔軟性を与えている。加盟国別の地域補助マップは、EUの公式ウェブサイトであるEUROPAサイト³⁵⁹上で公開されている。補助率の水準は、本質的には、地域投資補助により不利にある地域に投資を呼び込むことを通じて地域統合を促進するという意味でのプラスの効果と、他方で、補助を個別の事業者に供与する場合に発生しうるマイナスの効果、例えば他の経済主体や地域が持っている相対的な競争上の優位性を失わせるマイナスの影響を比較衡量するという委員会の果たすべき責務の結果を反映したものである。
3. 大規模投資プロジェクトとは、補助を認める対象となる費用が500万ユーロを超える初期投資をいう³⁶⁰。大規模投資プロジェクトは、規模の小さい投資に比べると、不利な条件にある地域を特徴付けるハンディキャップの影響を受けにくい。他方、大規模投資プロジェクトにより通商が影響を受けるリスクは大きくなり、他の地域にある競争事業者に与える競争の歪曲効果が強まるリスクが生じる。大規模投資は、また当該地域の不利を補填するのに必要最小限の範囲を超える額となるリスクがあり、補助措置は、納税者から補助の受給者への費用の掛かる移転であるがゆえに、かかるプロジェクトに対する国家補助は、非効率的な立地選択、競争の歪曲等の問題のある効果をもたらす、補助に掛かる費用が消費者及び生産者への利益を上回るという、全体としての厚生損失をもたらす。
4. RAGは、大規模投資プロジェクトに対する地域補助について、別途特定の規則を設定することを想定している³⁶¹。RAGは、大規模投資プロジェクト向けの補助率が自動

³⁵⁸ OJ C 54, 4.3.2006, p.13.

³⁵⁹ http://ec.europa.eu/comm/competition/state_aid/regional_aid/regional_aid.html

³⁶⁰ RAG第60段落及び注54, 55で定義されている。

³⁶¹ RAG第4.3節参照。

的かつ累進的に逡減するように規定し、当該補助対象地域の発展の観点からみた利益により補填されると一般的に考えられる範囲に競争歪曲の効果を限定している。

5. このことに加えて、加盟国は、投資プロジェクトに対して予定している補助が、補助の対象となり得る費用1億ユーロに対して所定の規則の下で受けることのできる補助の額の上限（以下「届出基準額」という。）を上回る場合には、必ず個別に届出をしなければならず、委員会は、特に補助率、RAGが定めた一般的な基準への適合性、届け出られた投資が生産能力の大幅な増強をもたらすことがないか否かを評価し、同時にかかる補助が、生産性が上がらないか若しくは縮小している市場に向けられていないか、又は高い市場シェアを有する企業を利するものとなっていないかを評価する。

1.2 詳細審査の対象となる地域補助措置

6. 自動的に減少していくとはいえ、大規模投資プロジェクトに対する地域補助の金額が一定以上の高額に及べば、通商に実質的な影響を及ぼし、競争を実質的に歪曲することとなるおそれがある。このため、委員会は、従来、以下の基準を超えた大規模投資プロジェクトに対する補助は、承認しないとの方針を採っていた。
 - 補助の受領者が、関係する市場において関係する商品の売上額の25%超を占める場合
 - 当該市場の成長率がE E A地域全体のG D P成長率を下回るにもかかわらず、当該投資プロジェクトにより形成される生産能力が市場全体の生産能力の5%を超える場合
7. しかしながら、現行のRAGの下で、委員会は、より個別化されたアプローチを採るようになってきており、上記条件を満たさないプロジェクトからもたらされ得る、地域統合上の利益、及びその他の利益を可能な限り具体的な形で考慮に入れることを認めている。しかし、ここにいう利益は、通商や競争に及ぼすおそれのあるマイナスの効果と比較衡量しなければならず、かつその衡量は、可能な限り具体的に特定して行わなければならない。したがって、RAG第68段落は、委員会が、EU設立条約第88条(2)³⁶²に基づいて、届出基準額を超え、同段落(a)、(b)号に定められた条件（本コミュニケーション第6段落に記載された基準と同一の詳細審査基準）の一方又は両方を満たす場合には、委員会が正式審査を行うこととしている。このような場合における正式審査の目的は、「当該補助が投資に対するインセンティブをもたらす効果を与えるために必要であり、かつ補助措置のもたらす利益が、補助措置のもたらす競争の歪曲及び加盟国間の通商への影響を上回ること」についての詳細な評価である³⁶³。
8. RAGの脚注第63において、委員会は、「この審査の過程で考慮に入れる基準について更なるガイダンスを策定する」意思を明らかにした。以下において、委員会は、提供

³⁶² 現行EU運営条約第108条(2)。

³⁶³ RAG第68段落参照。

を求める情報の種類，詳細審査の対象となる補助措置について行う方法論についてのガイダンスを示すこととする。国家補助行動計画³⁶⁴に従い，委員会は，補助措置を結局のところ認めることができるか否かについて決定するために，そのプラスとマイナスの効果のバランスを踏まえて総合的な評価を行うものである。

9. 詳細審査は，補助によって形成されるおそれのある歪曲に対して比例的なものでなければならない。これは，分析の範囲が事案の性質に応じて決まることを意味する。したがって，必要とされる証拠の性質及び水準もまた，個別の事案の性質に応じて決定されることとなる。同様に，E C条約第 93 条の適用に関する細則を定める 1999 年 3 月 22 日理事会規則第 659/1999 号第 6 条及び第 7 条において定められている正式審査の実施に係る諸規定を尊重し，委員会は，特に加盟国に対して届出に記載された情報を確認するために独立した検討結果を求め，また当該市場において活動する補助受領者以外の経済主体又は地域開発についての専門家の見解を求めることがある。さらに，正式審査の過程を通じて，利害関係者からの意見も歓迎する。委員会は，詳細審査手続開始の段階で，どのような事項についての見解を求めるかについて明らかにすることとしている。
10. 本コミュニケーションは，委員会の意思決定過程についての透明性及び予見可能性並びに加盟国ごとの取扱いの平等性を確保するためのものである。委員会は，今後の事案処理の経験を積むことを通じてこのガイダンスを改定する可能性があることを留保する。

2. 補助のプラスの効果

2.1 補助の目的

11. 地域補助は，公平性の考慮，すなわち E U 域内の様々な地域間の発展水準の格差を縮小することを助けることにより経済統合を進めるという共通の利益を目的とするものである。R A G の第 2 段落は，「不利にある地域のハンディキャップに対応することによって，国内地域補助は，加盟国間及び E U 全体の経済的，社会的及び地域的統合を促進する」と規定している。加えて，R A G の第 3 段落では，「地域投資補助は，最も不利にある地域の経済発展を，投資と雇用の創出を支援することによって援助すべく設計されるものである。地域投資補助は，特に新たな営業所等をその地域に設立することを補助することによって，かかる地域に所在する企業の経済活動が拡大し多様化することを促進する。」としている。
12. 詳細審査基準に該当するような大規模投資プロジェクトについては，加盟国は当該プロジェクトに係る補助が，上記の意味での公平性の目的に取り組むものであることを示すことが求められる。したがって，加盟国は，当該投資プロジェクトが当該地域の発展にもたらす寄与を具体的に示さなければならない。

³⁶⁴ SAAP (COM(2005) 107 final) 第 11 段落，第 20 段落参照。

13. 地域補助の第一の目的は、経済統合という公平性を進めることにあるが、地域補助は同時に、市場の失敗に対応するという面もある。地域のハンディキャップは、情報の不完全性、調整上の問題、公共財への投資を適切に活用することの困難性、投資の外部性といった市場の失敗により生じていることもあり得る。公平性の問題とは別に、地域補助は、効率性の問題に取り組んでいることもあり、その場合、全体としてのプラスの効果はより大きいものと考えられる。
14. 補助が地域にもたらす貢献を立証するために、当該補助が、更なる投資と活動を当該地域内に誘引する限りにおいて、以下の網羅的ではない指標的基準を用いることが考えられる。補助の積極的效果は、(直接の雇用創出など)直接的なものも、(地域のイノベーションの進行など)間接的なものも考えられる。
- 当該投資により直接に創出される雇用の数は、地域開発への貢献についての重要な指標である。創出される仕事の質及び要求される技能水準も考慮される。
 - 当該地域において(間接的な者を含む)供給業者のネットワークにおいて直接の雇用以上に新たなより多くの雇用が生み出され、当該地域における投資の更なる統合を助け、更に広範な波及効果を確保する可能性がある。したがって、間接的に創出される雇用の数もまた考慮され得る。
 - 補助受領者の自社労働者に対する(一般的、個別的な)技能向上のための広範な訓練活動を行うとの約束は、地域開発に貢献する要素として考慮される。社外の労働者の知識及び雇用される可能性の改善をもたらす訓練については(貢献への要素として)より強調される。訓練への補助が認められる一般的又は個別的な訓練は、ダブルカウントが認められる要素として考慮することはできない。
 - 規模の経済性又はその他の地域開発の観点からの利益が、地域の近接性の結果として生じることがあり得る(群生効果)。同種産業における企業の群生は、個々の工場がより専門化してより効率を増進することにつながることもある。また、企業が物理的に近接していることは情報、アイデア、知識を企業間で交換することを容易にさせる。経済活動の集中は多くの求職者を引き付け、企業にとって異なる技能を持つ巨大な労働者のプールを活用可能とする。法律サービスや営業サービスへのアクセスが確保され、生産性が向上する。一般的に経済活動の集中は他の投資を誘引し、それがさらに積極的な波及効果を増す可能性がある(好循環)。
 - 投資は技術的知識を体現し、意義のある技術移転の源泉となり得る(知識の波及)。技術集約的産業において行われる投資は、投資対象となる地域における技術移転を含む可能性がより大きい。伝播される知識の水準及び具体性も重要である。
 - 補助対象投資プロジェクトが地域革新を通じて当該地域で新たな技術を創出する能力を高めることにどれだけ貢献できるかも勘案される。新たな生産施設と地域の高等教育機関の協力もこの観点から積極的な意味を持つものとして勘案される。
 - 投資の期間と将来の追加投資の可能性は、企業が当該地域に恒久的に関わることを示す指標である。
15. 加盟国は、特に過去の国家補助スキームに対する評価、補助を供与する機関による補

助の影響評価，専門家の意見その他審査対象となる投資プロジェクトに係る研究に依拠することが求められる。補助受領者の事業計画は，当該プロジェクトにより創出される雇用者数，支払われる給与（波及効果としての家計の豊かさの増進），地域の生産者による売上量，当該投資から生み出され，追加的税収を通じて地域にもたらされる可能性のある利益の額についての情報をもたらす。

16. 関連がある場合には，計画されている投資プロジェクトと国内の戦略的枠組みの関係，また，投資プロジェクトと統合基金により資金供与がなされる運営計画の関係も考慮されるべきである。この点に関し，委員会は，構造基金又は統合基金の下で行われた大規模プロジェクトの分析の文脈での措置に係る委員会決定の全てを個別に勘案する。かかる決定は，費用便益分析，リスク分析，関係する産業分野への予想され得る影響，加盟国及び地域，更には可能かつ適切な場合には域内の他の地域への予想され得る影響に基づいてなされている。

2.2 補助手段の適切さ

17. 投資補助金の形を採って行われる国家補助は，加盟国が，不利な状況にある地域における投資と雇用創出を援助するために与えられた政策手段として唯一のものではない。加盟国は，インフラ開発，教育及び訓練の水準の向上，総合的な事業環境の改善といった一般的な政策手法を活用することもできる。
18. 加盟国が他の選択肢として検討した措置及び特定の企業に対する国家補助といった選択的手法を用いることの優位性が確認された措置は，適当な措置と考えられる。委員会は，加盟国が行うであろう当該検討対象となった措置に対する影響評価を特に考慮に入れるものとする。

2.3. インセンティブ効果

19. 補助措置のインセンティブ効果の分析は，大規模投資プロジェクトに対する地域補助について詳細審査を行う上で最も重要な要素の一つである。委員会は，提案されている補助が，「補助がなければ当該補助地域にはなされなかったであろう投資が行われるという真の意味でのインセンティブ効果³⁶⁵」を生み出すために必要なものであるか否かを審査する。かかる審査は，2段階のレベルで行われる。第一のレベルは，一般的・手続的レベルであり，第二のレベルはより詳細な経済的レベルのものである。
20. RAGは，第38段落において，地域補助のインセンティブ効果を正式審査するに際しての一般的な基準を示している。この基準は，大規模投資プロジェクト向けのものとどまらず，あらゆる地域補助に適用される。

³⁶⁵ RAG第38段落参照。

21. 本コミュニケーションが適用される大規模投資プロジェクト向けの地域補助の場合、委員会は、「当該補助が当該投資についてのインセンティブ効果を与える上で必要なものであること³⁶⁶」を詳細に確認する。詳細審査の目的は、当該補助が補助受領者の行動を変化させて、(追加的なものを含め)投資を当該補助対象地域において行うことに実際に貢献するか否かを判定することにある。企業がある地域に存在しているということは、何ら補助が供与されていない場合であっても、多くの立派な(valid)理由があるものなのである。
22. 統合政策による公平性の目的に照らし、また当該補助がその目的の達成に貢献し、インセンティブ効果が立証され得る場合として、以下の二つのシナリオが考えられる。
 - 1 補助の対象となる投資が、補助対象地域内のいかなる地域にある企業も補助がなければ利益をもたらさないであろうために、当該補助が積極的投資判断を採用するインセンティブをもたらす場合³⁶⁷
 - 2 当該補助が、補助対象地域に所在することによる実際の(net)不利や費用を補填し、計画している投資を他の地域ではなく、当該地域で行うことを選択させることのインセンティブをもたらす場合
23. 加盟国は、補助がインセンティブ効果を有することを委員会に対して証明することを要する。加盟国は、補助が投資選択又は投資の場所の選択に有効に影響をもたらすものであることについて明確な証拠を示すものとする。また、加盟国は、上記の二つのシナリオのどちらによるものであるかを特定するものとする。包括的な審査ができるようにするため、加盟国は補助対象プロジェクトに関するもののみならず、実際には採用されなかったシナリオ、すなわち当該加盟国が当該補助受領者にならば補助を供与しない場合についての包括的説明に関する情報も提供する。
24. シナリオ 1 に関しては、加盟国は当該補助がなければ投資は利益をもたらさないこと、また当該補助対象地域での投資は想定できないことを示す社内資料を示すことにより、インセンティブ効果の存在について証明することが考えられる。
25. シナリオ 2 に関しては、加盟国は、当該投資を補助対象地域で行うか他の地域で行うかについての費用と便益を行ったことを示す社内資料を示すことによりインセンティブ効果の存在を証明することが考えられる。かかる比較対象となるシナリオは、委員会からみても現実的なものと認められるものである必要がある。
26. 加盟国は、特に(地域性固有のリスクについてのものを含む)リスク評価、財務報告、内部の事業計画、専門家の意見その他審査対象である投資プロジェクトに係る研究

³⁶⁶ RAG 第 68 段落参照。

³⁶⁷ かかる投資については、追加的な補助がなくとも更なる投資が行われることという条件が付されることがある。

に依拠して証明することが求められる。需要予測，費用予測，財務予測についての情報を含む資料，投資委員会に提出される資料，各種の投資シナリオについて検討した資料，金融市場向けに提供された資料は，インセンティブ効果の確認の役に立ち得るものと考えられる。

27. この関係で，特にシナリオ 1 との関係で，投資の収益性の水準は，当該産業において標準的に行われている方法を参照して評価され，その方法には，当該プロジェクトの正味での割引現在価値(NPV)，社内の収益率(IPR)又は投下資本に対する回収率(ROCE)を算出する手法が含まれる。
28. 当該補助が，当該補助対象地域への（追加を含む）投資を刺激することで補助受領者の行動を変えないのであれば，地域振興目的を達成するというインセンティブ効果はない。当該補助に地域振興目的を達成するインセンティブ効果がないのであれば，当該補助は，当該企業に対するつかみ金(free money)であると解し得る。したがって，大規模投資プロジェクトに対する地域補助についての詳細審査に当たっては，当該補助がなくともその地域において同様の投資がなされるであろうと認められる場合には，当該補助は認められない。

2.4 補助の比例性

29. 地域補助が比例的であるためには，補助の額及び補助率が当該補助対象地域において当該投資がなされるために必要最小限の範囲のものとする。
30. R A Gは，地域補助について一般的に上限を設けることと，大規模投資プロジェクト向け地域補助の上限については，自動的かつ累進的に上限を低減させることによって，当該補助対象地域に影響する問題の深刻さとの関係で比例的になるようにしている（第 1 段落及び第 3 段落参照）。
31. 詳細審査を要する地域補助の事案については，R A Gで示されている比例性に関する一般原則が当てはまるか否かをより詳細に検証する必要がある。
32. （第 22 段落の）シナリオ 1 の場合，投資インセンティブに関して，補助のおかげで得られる投資収益が，当該企業が他の投資プロジェクトに適用する正常な収益率，当該企業全体としての資本費用又は当該産業分野において一般的にみられる収益水準に相当するものである場合には，当該補助は比例性を満たしていると一般的には考えられる。
33. （第 22 段落の）シナリオ 2 の場合，立地に係るインセンティブに関して，補助が当該補助受領者にとって，補助対象地域に投資する場合の正味費用と他の地域に投資する場合の正味費用との差額に相当する場合には，当該補助は比例性を満たしていると一般的には考えられる。この場合，例えば，管理費，輸送費，訓練に関する補助でカバーされ

ない訓練費，給与の差異などを例として，あらゆる費用と便益を勘案するものとする。

34. 結局のところ，地域の不利な状況に関係すると考えられる正味費用は，投資の低収益性に帰着する。このため，インセンティブ効果の分析に用いられる計算は，当該補助が比例性を満たすか否かを判断する際にも利用され得る。
35. 加盟国は，第 26 段落で示したような適切な資料により，比例性が満たされていることを証明することを要する。
36. R A G に示されているとおり，補助率は，低減の仕組みにより修正された水準を上回ることはいかなる場合であっても認められない。

3. 補助のネガティブな効果

37. 構造的に縮小傾向にある市場における市場シェア及び過剰供給能力の可能性を評価するため，委員会は，関連製品市場及び地理的関連市場を画定する。したがって，詳細審査の対象となる補助措置については，関連市場が既に画定されているのが通常³⁶⁸である。
38. 補助により生じる可能性のあるネガティブな効果の二つの指標については，R A G 第 68 段落に示されている。すなわち，高い市場シェアと構造的縮小傾向にある市場における供給能力の可能性である。これらは，それぞれ市場支配力の形成と非効率的な市場構造の創出又は維持という，競争の観点からの二つの有害なシナリオに結びつく。これら二つの指標についての一見したところでの計測は，審査手続を開始する前に既になされている。最終的なバランスングを実行するための全ての要素を示すためには，詳細審査において二つの指標についての評価が精緻になされる。詳細審査において評価される，補助から生じる可能性のあるネガティブな効果についての第 3 の指標は，補助が通商にもたらす影響である。これら三つの指標は，大規模投資プロジェクトに対する地域補助から生じる可能性のあるネガティブな効果の主要なものと考えられるが，委員会は，個別の事案について他の指標が関連する可能性があることを排除しているものではない。
39. 委員会は，補助が投資判断を変えさせるインセンティブを持ち，当該補助がなければ投資が行われない場合（インセンティブ効果に係るシナリオ 1）において，市場支配力と過剰供給能力に結びつくネガティブな効果に特に重点を置く。
40. しかしながら，仮想的な分析により，当該補助がなくとも他の地域にであれ，当該投資が行われたであろうことが示された場合（シナリオ 2），また，当該補助が比例的であった場合には，高い市場シェア，業績の上がらない市場における供給能力の増加とい

³⁶⁸ 関連市場の画定の適正さについて疑義が残る場合，委員会は，条約第 88 条(2)に基づく正式審査手続を開始する旨の決定の中で，関連市場を摘示する。

った競争歪曲を示す指標は、原則として、当該補助の有無にかかわらず変わらないということになる。

3.1. 民間投資の排除

3.1.1. 市場支配力

41. 市場参加者の数が限定されている市場（これは、大規模投資プロジェクトが行われるような市場に典型的な状況である。）において最適な投資規模を決めるに当たり、各企業は、競争事業者が行う投資額を考慮に入れる。補助がある特定の会社により多くの補助を誘引するとすれば、競争事業者は当該補助対象地域における自らの投資支出を削減することで対応するかもしれない。この場合、補助は、民間投資を排除することとなる。その結果、かかる競争事業者は弱体化するか、当該地域から撤退することとなり、当該補助は競争を歪曲することとなる。このような観点から、第 38 段落で示したとおり、RAGは、補助の受領者が市場支配力を有している場合と補助が縮小している市場における供給能力を相当程度拡充させる場合を区別している。
42. 一般的に言って、集中度の高い市場において1社のみを与えられる補助は、当該市場における各事業者の意思決定がその競争事業者に対してより直接に影響しやすいため、競争の歪曲をもたらしやすい。その結果、かかる補助によって、補助受領者はその市場支配力³⁶⁹を維持又は強化することが可能になるのであれば、大規模投資プロジェクトに対する地域補助は、競争事業者の投資判断に抑制的な効果を及ぼし、それにより競争の歪曲が生じる。
43. およそ届出基準（RAG第64段落）を超える地域補助の事例について、委員会は、補助受領者（又は当該受領者が属する企業グループ）の製品・地理的市場における関係する商品又は商品群についての市場シェア（RAG第68(a)段落）を評価する。ただし、市場シェアは、生ずべき問題についての基礎的な指標を与えるものでしかない。したがって、詳細審査に当たって、委員会は、必要に応じて、例えば、市場集中度³⁷⁰、参入障壁³⁷¹、買手の交渉力³⁷²、退出障壁をみることによって、市場構造を含む他の要素についても勘案する。

³⁶⁹ 市場支配力とは、市場価格、市場における産出量、商品・サービスの多様性・品質その他市場における競争の要因に相当期間にわたって左右することのできる力をいう。

³⁷⁰ この目的のため、委員会はハーフィンダール・マーシュマン指数（HHI）を使用することがある。本指標は、市場構造の基礎的分析を提供する。比較的高い市場占拠率を有する市場プレーヤーが少数に留まる市場では、受益者の高い市場占拠率は競争に対する懸念はより小さくなる可能性がある。

³⁷¹ ここにいう参入障壁には、法律上の障壁（特に知的財産権）、規模・範囲の経済性、ネットワーク又はインフラへのアクセス上の障壁が含まれる。審査対象となる補助が、補助受領者が既に事業を行っている市場に係るものである場合、参入障壁の可能性は、補助受領者が市場支配力を行使する可能性を強め、したがって、その市場支配力に係るネガティブな効果を増幅する。

³⁷² 市場に強大な買手がいる場合、補助受領者が当該強大な買手との関係で価格を引き上げる可能性は小さくなる。

44. 委員会は、投資の前後を通じて（通常は、投資が始まった年の前年と全面的に生産が行われるようになった翌年）、市場シェアその他の関連する要素について勘案する。ネガティブな効果を詳細に評価する場合、委員会は、投資プロジェクトの中には1、2年という比較的短期間で行われるものもあるものの、大多数の大規模投資プロジェクトははるかに長い期間行われることを勘案する。したがって、大多数の事案において、市場の変化についての長期の分析が必要となる。ただし、委員会は、特に変動が激しかったり、急速な技術変革が進んだりしている市場においては、かかる長期の分析は恣意的になりやすいことを認識している。したがって、より長期の、よってより分析が恣意的になりがちな場合には、市場支配力がもたらすネガティブな効果や排除的行為の可能性に与える割合は小さいものとなる。

3.1.2. 非効率的な市場構造の創出又は維持

45. 非効率的な企業が市場からの退出を迫られるとすれば、それは有効な競争が機能していることを示すものである。長期的にみると、かかるプロセスは経済における技術進歩や希少資源の効率的活用を促進するものである。他方、収益の上がない市場における国家補助により相当程度の供給能力の増強がもたらされると、過剰な供給能力が利益率を引き下げ、競争事業者の供給能力を減少させ又は市場からの退出をもたらすことで、不当に競争を歪曲するおそれがある。これは、補助がなければ市場に存続することができる競争事業者が国家補助の結果市場から追い出されるという事態を引き起こすおそれのあるものである。また、かかる国家補助は、費用の低い事業者が参入することを妨げ、競争事業者が革新を行うインセンティブを弱める可能性がある。これらは、非効率的な市場構造をもたらし、長期的には消費者の利益を害するものである。

46. 補助が、上記のような意味で非効率的な市場構造を創出又は維持するおそれがあるかを評価するために、委員会は、投資プロジェクトにより創出される追加的な生産能力及び当該市場が収益の上がないもの³⁷³であるか否かを勘案する。RAGによると、追加的な生産能力が問題視されるのは、収益の上がない市場で生じるものであり、また当該市場における生産能力を5%超増加させるものである場合に限られる。

47. 完全に縮小傾向にある市場において創出される生産能力は、縮小傾向の程度が相対的な市場において創出される生産能力よりも通常は競争歪曲的であるため、委員会は、長期的観点から関連市場が構造的に縮小傾向にあるか（すなわち、成長率がマイナスであるか）、関連市場の縮小傾向が相対的なものであるか（すなわち、成長率はプラスであるが、指標となる成長率を上回っていない（第48段落参照））を区別する。投資プロジェクトにより創出される生産能力が構造的にみて完全に縮小傾向にある市場におけるも

³⁷³ この文脈で、市場が「収益の上がないものである」とは、観察期間内における平均年間成長率がE AのGDP成長率を上回らないことを意味する。

のであるならば、委員会はそれをバランシングテストにおいて他のポジティブな要素によって相殺されることが見込まれないネガティブな要素として勘案する。このような場合に、当該地域において長期的な利益が得られることは、より疑わしい。

48. 市場における収益性が低いことは、補助の対象となるプロジェクトが開始される直近の5年間における成長率をE E AのGDP成長率と比較することによって計られる。過去の収益性は、将来予測に比べればデータを採りやすく、また恣意性が小さい。しかしながら、生産能力の増加は投資後においてその影響を生じさせることが考えられることから、委員会は、詳細審査に際して、将来の収益のトレンドの期待値についても考慮する。この場合の指標には、当該市場の予測可能な成長、その結果想定される設備稼働率、生産能力増加が価格及び収益率に及ぼす影響を通じて競争事業者にもたらす可能性のある影響がある。
49. 経験によると、事案によっては、E E Aにおける関係する商品の販売の増加率は補助の効果を評価する指標として適当ではない場合がある。特に市場が世界市場である一方でE E Aにおける当該商品の生産又は消費がわずかな場合がそれに当たる。このような場合、委員会は、補助が市場構造に及ぼす影響について、間にE E A域内生産者を排除する可能性を踏まえて、より広範な捉え方をすることとなる。

3.2. 通商に対するネガティブな効果

50. R A G第2段落で説明したとおり、地域補助については、地理的特定性が、他の形態の水平的補助と区別する要因である。投資家が投資プロジェクトをどの地域で行うかについて行う選択に影響を及ぼすことを意図している点が、地域補助に特有の特徴である。地域補助が地域的なハンディキャップからもたらされる追加的費用を相殺し、補助対象地域における追加的投資を支援する場合には、地域開発のみならず地域統合更に究極的には欧州共同体全体³⁷⁴の利益に貢献するものである。地域補助のネガティブなロケーション効果の可能性については既に認識され、その程度がR A G及び地域補助マップにより限定され、公平性及び統合政策目的を勘案して、地域補助を認めることができる地域と認められる補助率を網羅的に定義している。補助は、対象地域外の投資を誘引するために認められてはならない。本ガイドラインの下にある大規模投資プロジェクトを評価するに当たり、委員会は、国家補助が共同体内において既存の地域における雇用を相当程度喪失させることにつながるか否かを検討するために必要な全ての情報を有する必要がある。
51. より具体的には、市場における生産能力を増加させる投資が国家補助により可能になる場合には、共同体内における他の地域での生産又は投資にネガティブな影響が生じる

³⁷⁴ 特に、補助対象地域における追加的活動や生活水準の向上により、共同体の他の地域からの商品及びサービスへの需要の拡大をもたらす可能性がある。

可能性がある。これは、生産能力の増加が市場の成長を上回る場合にはより生じる可能性が大きく、一般に大規模投資プロジェクトがRAG第68段落に示された第二の条件を充足する場合にあたる。通商に対するネガティブな効果は、当該補助により影響を受ける地域における経済活動の喪失に対応し、下請取引のレベルでは、当該市場における雇用の喪失を通じて、また正の外部経済性(例えば、集積効果、知識のスピルオーバー、教育訓練等)の喪失の結果として感知される。

4. 補助の効果の比較衡量

52. 審査対象となった補助が、補助対象地域における投資の実施のためのインセンティブとして必要であると確認できた場合には、委員会は、当該大規模投資プロジェクトに対する地域開発補助が持つポジティブな効果とネガティブな効果についての比較衡量を行う。その際、共同体内の統合についての当該補助がもたらす総体的な効果について十分な注意が払われる。委員会は、本コミュニケーションに示された判断基準を機械的に用いることはなく、それぞれの指標の相対的重要性について総合的な評価を行う。かかるバランスの実施に当たり、特定の単独の要素が決定的なものではなく、また、一定の要素の集まりについても、それ自体で当該補助の共同体への適合性が十分に確保されると判断されるわけでもない。

53. 特に、委員会は、より貧しい地域(地域補助の上限をより高い水準に設定することによって定義されているもの)への投資を誘引することは、同じ投資がより有利な地域に行われるよりも、共同体内の統合にとってはより有益であると考え。したがって、シナリオ2の下では、計画されている補助対象地域以外の地域についての証拠が必要であり、補助がより貧しい地域(よりハンディキャップの大きい地域、すなわち補助率の上限がより高い地域)に行われ得た、又は補助対象地域と同等のハンディキャップを負った地域(補助率上限が計画されている補助対象地域と同等)に行われ得たとの評価がなされる場合には、地域補助の存在意義そのものに反することから、全体のバランステストにおいては、他のいかなるポジティブな要素によっても相殺される見込みのないネガティブな要素を構成することとなる。

他方、より開発の進んだ代替的な投資地域との関係でのネットの費用の違いを相殺するにすぎない(したがって、目的、適正さ、インセンティブ効果に係る「ポジティブな効果」についての要件に加え、比例性テストを満たす)ようなポジティブな効果は、バランステストにおいては、新規投資については他の地域に係るネガティブな効果を上回ると解されることとなる。

54. しかしながら、審査対象となる国家補助がEU域内の既存の地域において雇用の実質的な喪失をもたらす、当該補助がなければ中期的にかかる雇用が維持できる見込みであった場合には、バランスの実施に当たっては、当該既存の地域についての社会的・経済的效果を勘案する必要がある。

55. 委員会は、理事会規則第 659 / 1999 号第 6 条に定められた正式審査手続を経たのち、同規則第 7 条に基づく決定を行って手続を終結することができる。
56. 委員会は、審査対象の補助について、これを承認するか、条件を付すか、禁止することを決定することができる³⁷⁵。委員会が規則第 7 条(4)に基づいて条件付きの決定を行う場合には、競争歪曲の可能性を限定し、比例性を確保するための条件を付すことができる。特に、比例性を確保し、それによって共通市場との適合性が得られると考える水準に補助の額又は補助率を縮減することができる。

³⁷⁵ 当該補助が既存の地域補助のスキームとして供与される場合には、加盟国は補助の対象となり得る支出額が 1 億ユーロとなる投資について受領することのできる最大額まで補助を行うことができる。